収容書目

地方落穂集

地方落穂集追加

日本經濟叢書

卷九

日本經濟叢書刊行會

日本經濟叢書卷九目次

目次終

解題

地方落穗集（正編、追加、續編及聞傳叢書）

本書は德川時代に於ける治民の事に關し、官民の心得べきあらゆる規則、取締、慣例、及裁決等の雜事を集錄したるものにして、正編、追加、續編、聞傳叢書（或は續々編と稱す）合せて四十八卷の一大雜書なり、其の內正編十四卷は、明治の初年、旣に活板に付して刊行しあるも、追加七卷は編者未だ刊本あるを聞かず、其の續編及聞傳叢書に至ては、寫本すら坊間に流布するもの甚だ稀罕にして、實に容易に獲難きものなりと云ふ、本書の內容は、夫の地方凡例錄、地方大成、若くは地方大概集など云へるものの類にして、主もに地方に關する處置取扱等を記るしたるものなれども、前記の諸書に比すれば、其の記事の項目、頗ぶる夥多にして、材料の豐富なること、固より言を待たず、但其の記事順序は、稍々雜駁にして、往々統一を缺ぐの嫌なきにあら

ざるも、此の缺點は、當時此の類の雜書には、多く免かれざる通弊にして、特に本書に限りたることにあらず、要するに本書は、徳川時代に於ける法制經濟の資料を、殆んど遺漏なく、網羅したるものにして、其資料捜索の爲めには、最も便利なるものと云ふべし

本書の著者は、刊本正編には「寶曆十三癸未孟春武陽隱士泰路」と記しあるも、其の泰路なるもの丶本姓名、未だ詳かならず、又追加以下は、勿論各々其の著者を異にすべきや明かなれども、總て何人の手に成りしものなるや、今之を知ること能はざるなり、併し本書の如きは、元來著者の意見論說等を、集錄したるものにあらざれば、其の記名なきも、固より何等の差支へなしと信ず

本書は正編、追加、續編、聞傳叢書の四部、皆一纏めとして、刊行する方便利ならんと考へたるも、斯くては其の頁數、非常の多きに上り、到底叢書の一卷に纏むること能はざるを以て、止むを得ず、先づ正編及追加を、叢書卷

九（六百二十四頁）に收め、續編及閑傳叢書は、之を同卷十（凡七百頁）に收むることとせり

本書の原本は、福田博士の珍藏本を借寫したるものなり、博士の藏本、間々或は誤寫にあらざるかと、疑はるゝ所なきにあらざるも、今俄かに之を校訂すること能はざるは、甚だ遺憾とする所なり

大正四年二月　　　　瀧本誠一

解題 終

地方落穂集

地方落穂集

夫地方は聖人の法にして、井田を以て元とす、往昔君臣之掟定りしより以來、文道武道兩道と分れ、文官は內を司り、武官は外を治む、此の支流公家貳拾姓、武家八拾姓に分下し、井田の法を行ふ、東耕西收の務を勵し、餘分を貯へ飢饉兵亂の料に當、其裔分別茂殖して民間に下り、耕農を以て業とす、其元兩姓より出て、百姓たるを以て耕作を營むの民をさして百姓と號す、今國々郷士と稱する農家數多し、由緒正敷末葉也、亦百の姓內より士を出し工商を分け、都て百姓職人商人の內へ武士を束て四民といふ、凡人として衣食住の三ッを離るゝはなし、其の內食を以て第一とす、旣に百姓は農を務め、外三民を養ふをもつて、第一其外宮殿樓閣館家民家に至るまて、用る所の竹木萱繩に至り、或は金銀銅鐵錫鉛絲綿物麻布木綿桑漆荏等都て土地より生る物、山野海川の產物共に皆地方に屬し、悉く農民の手より出ざるはなし、末の三民是を以て今日家業を勤む、百姓は萬代不易にして天下の根本なり、されば百姓の二字を御寶と訓ず、然れども士は亂を鎭めて天下を平治し、民をして安全ならしむ、功三民の冠たり、爰をもつて士農工商の階あり、士は上に居て三民を司る、若賦稅傭役を重じ、百姓を疲勞する時は作物實のらず、或は逃散して田畑荒野となる、然る時は外三民何を以て衣事を得ん、古語に曰、財散る時は民集り、財集るときは民散ずといへり、されば民背く時は天下穩かならず、唯正税を

納めて、民をして苦しましむる事なし、民の戸賑ひ耕作の力足り、五穀豐饒にして上に不足なく、下民不ㇾ憂四海平定なり、是を淳朴の世といふ、凡地方は廣大不盡にして極りなし、悉く是を知るもの稀也、今此書は纔に一二を擧て爰に記す、寔に大田の落穗を拾ふが如し、依て題して落穗集と號す、然れども此書を翫味して國郡を治ば、不ㇾ中といへども不ㇾ遠、唯其所に至て能土地の事を深く知り、其民をして全く治るを以て地方の功者といふべきのみ

地方落穗集卷之一目錄

地方落穂集巻之一

地方六之法發幷地方名目之事

一 夫大極二儀に分れて天地と成る、天は圓（丸き形也）にして地は方（四方成形なり）也、天地開て自ら方角と成、（所謂東西

南北なり、東を以て方角の始とす天地四方を合て六方なり、天は陽、地は陰なり、陰陽合體して萬物生ず、於レ是乎天地方角の數を地方の根元として、古今六の數を以て土地を分量するといへり、又名目を地方と題する事、都て地方の境に載たる森羅萬象、悉く皆地に屬せずと云ふ事なし、故に土地に付たる事をさして、惣名を地方と號するなり

井田古法之事

一 井田の法、方壹里六丁の田を一井として、其中に井の字を書すれば九區と成る、各一區を百畝として俱に九百畝なり、中の百畝を公田として、外八百畝を私田とす、是を八家に分ち、中の百畝を八家より耕養して貢とす、是三代堯舜禹なりの貢法なり

一 國家井田制に曰、八家を一井とし、四井を邑とし、四邑を丘とす、亦四丘を以て甸と爲すなり、十六井なり

井田の圖 方田を九ッに割、中一ッを公田として、八家是を耕養す、其米穀を以て貢とするなり、外八ッを八家に分て民の田徳とするなり

一 阡陌是井田の時は畔也、東西南北の道を阡陌と云ふ、畔道多して田狹故、後代開レ之田を廣くする也

井田之法愚案

一 井田之法を案ずるに、井の四畫一は陽數なり、井は陰の器物なり、九ッの數は陽中の陰なり、是

を以て陰陽合體する時は萬物能生じ、實のるの儀を取と見へたり、亦曰、百姓は井の如し、井の水程克汲時は、一ツの井にて田家を潤す可し、是則汲に猶豫ある時は水生ずる故なり、然る時は萬代も盡る事なし、火急に汲立れば水勢忽にかれ、泥混じて水の勢を失ふ、百姓の貢を納るもまた如ㇾ斯する時は、百姓不ㇾ痛、萬代も盡る事なく、子孫其業を不ㇾ失、賦税嚴重なる時は民疲る、民疲るゝ時は土地實のらず、土地實のらざる時は貢納らず、百姓の命とするは田畑なり、於ㇾ是萬代不易の理を以て、井水に對して作意すると見へたり、古人井田の法を考作し、民を撫育して土地を廣ましむるをいふ

田籍之事

一　凡そ方六尺を以て壹歩とす、（一本作三拾歩）三拾六歩を一段の頭とす、拾段を一町となす、三十六町を一里として條となすといふ、北より起り南に行て三十六條に限る、里は西より起り東へ行て三十六里を限る、町の始り艮より起て乾に終るといふ

一　東西を以て爲ㇾ竪、是を阡と云、南北を以て爲ㇾ横、是を陌といふ

一　湛れし畔は、田中の境を爲ㇾ境といふなり

一　赤田の長三十歩、弘サ貳歩を爲二一段一、三丈七尺を爲二一畝一、貳百四十歩を爲ㇾ武、百畝を爲ㇾ積、一丈を爲ㇾ敷（弘サ二尺）五敷を爲ㇾ堵、三堵を爲ㇾ雉（横壹尺高三尺）方十里を爲ㇾ城、百里を圖と云、方里を樹とすといふ

一　司馬法曰、以二六尺一歩とす、百歩を爲レ畝、百畝を爲レ夫爲レ屋、三屋を爲レ井爲レ邑、四邑を爲レ丘、丘より馬一疋牛三頭を出す、四丘を爲レ甸、甸より長轂一、乘馬四疋、牛十二頭を出すと云なり、是迄唐法なり、和法は末に出す

國分之事

一　崇神天皇の御時四方の夷狄を平定し、第十二代成務天皇御即位五巳年正月、初て諸國郡境を分て國造を立、今の守といふ是なり、其時國の數三十二ヶ國に分て、畿內を二國とす大和、山城是也、東海を四國とす、伊勢、尾張、伊豆、安房是なり、東山を四國とす、近江、飛驒、上野、陸奧、是なり、山陰を四國とす、丹波、但馬、出雲、石見、是なり、山陽を七國とす、播磨、備前、備中、備後、安藝、周防、長門、是なり、南海を二國とす、淡路、伊豫是なり、西海を四國とす、筑前、肥前、豐前、日向、是なり、第十四代仲哀天皇の御時、國郡を分ち貢を勤るといふなり

極五畿七道之事

一　第十五代神功皇后仲哀天皇の御后の御時、五畿七道を分ち、國の上中下を撰み、田畑の稅物今云年貢を定む、新羅退治の後、異國より井田の圖法を渡す、此故に溝を掘、農を遍く天下に敎と云

五畿之事

一　五畿とは、八百里の國中を指ていふ、五ヶ國にして天子の輦膳に備べきをいふなり、所謂山城、大和、和泉、河内、攝津なり、是を中州とす、此五ヶ國を畿内とするなり、遠方へ使を遣すに其道七道あり

七道之事

一　一ツは東海道十五ヶ國、是を外州とす、伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、伊豆、相模、武藏、安房、上總、下總、常陸なり、二ツは東山道八ヶ國、近江、美濃、上野、下野、陸奥、出羽なり、此外には鎭守府、秋田の城主是を撰給ふ、三ツには北陸道七ヶ國、若狹、越前、加賀、能登、越中、越後、佐渡なり、四ツには山陰道八ヶ國、丹波、丹後、但馬、因幡、伯耆、出雲、石見、隱岐なり、五ツには山陽道八ヶ國、播磨、美作、備前、備中、備後、安藝、長門、周防なり、六ツには南海道六ヶ國、紀伊、阿波、淡路、讃岐、伊豫、土佐なり、七ツには西海道九ヶ國、筑前、筑後、肥前、肥後、豐前、豐後、日向、大隅、薩摩なり、惣じて六十六ヶ國、右何れも其國上中下大小の品あり、此外西海道に二島あり、壹岐、對馬なり、又太宰府は聖武天皇天平十五年に、始て筑紫に鎭守府を置といふ是なり、又東海道に（一本東海道を山陽道とし「山陽道又鎭守府を置といふなり」との文字あり、刊行會補足）聖武帝同十二年に陸奥の内鎭守府を置といふ、秋田城是なり、聖武帝此外國郡廣さを

分ち、海中の二島を探求て名付給ふといへ共、數は六十六と定め給ふなり

定郡鄕里邑村巷之事

一　人皇四十代聖武天皇の御時、上に君の德正敷、下に臣の勤直にして、政道堯舜の如く、賢才明智の眞弼世に多し、吉備公行基泰澄（二人とも僧なり、後に大師號あり）等神才の智人なり、天子此の三人に命じて、天平七年より同十七年に至まで、拾ヶ年の間諸國の郡鄕邑里村巷を定撰する、上代國郡分るといへ共、惡世に此法を失ひ名を改、原野に人家失却して、山林森となりたり、東國は泰澄是を制し、駿河より中國迄は行基是を制し、中國より西國迄は吉備公の制法なり、古來より五畿七道分るといへ共、國境不レ嚴によつて隣國鬪論起る、依て三使命を請て境を分つなり

國郡庄鄕里之事

一　國の中に郡あり、郡の內に庄あり、鄕あり、國郡に依て其名異なり、庄鄕の內里あり、里の內に名あり、田畑壹町を以て名とす、（今耕地字なり）或は壹町壹反、又三畝歩餘廣狹同じからず、如何なれば國々大小を知らずとや、東西六町南北六町を一里とす、道路に分つ時は、六町を壹里の頭とす。里は田畑に偏する時は、六々三十六町なる故に一里といふ、地を分る類ひ皆是を以て分別するなり

村里之事

一 一家を一戸とす、五拾戸を一里とす、一里毎に里の長一人を置戸口を撿校す、或は十家に不レ滿ば大むらに入べし、六拾戸に滿るは十戸を別て一里を立、長一人を置、凡二里以上を小郡とし、四里以上を下郡とし、八里を中郡とし、十二里以上を上郡として、二十里以下十六里以上を大郡とす

田畑反歩制法之事

一 人皇四十代帝（聖武天皇）の勅によつて、行基泰澄吉備公田畑を分て、六尺四方を一歩として、三百六十歩（長三十歩横十二歩）を一畝とし、十畝を合て一反とするなり、上の土地一反に付、米十二合升を以て三石六斗（京枡に直して四石二斗なり）といへり、中下の土は國により郷に隨て、品々あれば是を略す

稅賦備役之事

一 根本世鑑抄に曰、田畑に出る所の五穀二十分にして其一を貢に備へ、其外庄官（一本作下司公文）司公等代々天子依二其用一其職に補せられしとかや

一 弘仁の式に曰、上田一反の地子稻十束、中田八束、下田六束、下々田三束を納と云なり

一　拾芥抄に曰、田令以₂稻五把₁爲₂一束₁と云へり

一　嵯峨天皇弘仁二年、菅淸公內麻呂空海に命じて稅賦傭役等の事を制す、古は然らざるに、此時代より夏の麥を以て正稅の如くに納しむ、是又民の衰弊を起すといふ、所謂今の夏成なり

耕作制之事

一　耕作の制は、一夫耕す所田三反畑三反なり、二夫の職一町二反をもつて民七口の家を養ふ、七口は七人を以て傭人（一本作傭夫一人）を出す、是禁庭の夫なり

士民辨別之事

一　十二町の穀をもつて養ふ事十民（一民七人なり）凡七十人は百二十町の穀を以て養ふ事、百民凡七百人を養也、百貳拾町の制法を能知を士と名付、千貳百町に十人の士なり、士拾人の知あるを武とす、武は戈を止と訓ず、壹萬貳千町二十人の知ある、是を吏といふ、二吏に至て國司等の儀あり、一吏の國司受領もあつて、民の勸にまかせて受領之國司を繼訴ふときは重任延任す、管領する人賢才なくしては、國々人民の苦みのみならず、天下の費とならん、大略貳千石を重祿とす、是則上代の仁政なり

太閤檢地步數之事

一　太閤秀吉天下を掌握の後、慶長年中是乘坊算術の達人なりに依て諸國檢地を命ぜられ、越前の國迄至るに、太閤他界ありければ、半にして止む、依レ之今に古代の檢地殘て所々にあり、太閤は五六の數を以て土地を改、國々高反別を增す、是を太閤檢地と云、左の通

三百步を壹反とす、二百步を大步とし、百步を小步とし、五十步を半步とするなり

當世用る所は方六尺を壹步とし、三拾步を一畝とす　一反三百步　一町三千步

太閤檢地五六之數之事

一　古法は六々の數を以て步數を極む、然るに慶長の檢地五六の數を用る事を按ずるに、古法の六々の數は、天地に四方を合たる數にて、世界一杯に盈たる數なり、然る時は盈れば缺ぐるの儀、又竪もなく横もなく、陰陽の分ちなし、亦方角は地に屬し、土を中央とし、四方を合て五形となる、都て離るべからず、皆土を以て體とする故に、田畑分量の數に應ずるを以て、五の數を加へ用ると見へたり、又曰、六は盈る數にて陽にたとへ、五は缺る數にて陰にたとふ、所謂天地陰陽の氣を合體して萬物生るの義を取り、五六の數を用ると見えたり

町割之事

一　町長六拾間を以て一町とす、六十間四方を以て屋敷割を定、兩側の奥行貳十間ツヽに定て、殘る貳十間を道幅、并水道共外境目等の料に用ひ、間口は大小極なし

境之地に炭を埋る事

一　境に炭を埋るは、吉備公行基泰澄の制法なり、右三使國郡の境を改る時、境の地に炭を埋む、炭は土中に有て不レ朽が故なり、炭を境に埋と云ふ事は是を初とす

關東關西の事

一　往古は逢坂の關より東を關東とす、亦坂東ともいふ、右關より西を關西といふ、逢坂の關は今はなし、箱根の東を關東といふ

所領之事

一　一ツには家の所領永代給る類、其の家大小に依て不同なり、二ツには官職の所領、其器に當る人

を以て、其官職其位に居る時は所領を給はる、死後子孫傳領なし（今の御役高の如し）古如レ斯、餘略レ之

村里田畑開發之事

一　古へ國を建民を居らしむるは、必土地を理し、水勢の不レ及所に於て民家を作り棲を納る、然る時は大川の游波淺々として廻らず、小河の細流潑淺するを以て、注して早濕の地を田とし、高原の土地を畑とす、（古は畑を大田とす）境を作りて洪水に備へ、溝を掘て用水に當て、民耕して田を作り、又耘りて畑を營み、久しく損害なければ、稍村里を築くといふ（今の新田開發に準ず）

村里善惡を知る事

一　土地色々にして悉く善惡あり、先畑をいへば、いなご眞土を上々とするなり、土色麝香色にして土細かに、ねばりありてかたまらず、しつとりとして潤ひあり、肥をよく受け實のりよし、次に眞土を上とす、土性ねばり強く土堅き故に、こなれ大まかなり、小石まじりは又よし、然れ共土の堅き故、種物等は土に馴るゝこと、いなご眞土より遲し、土をよく〳〵こなさゞれば、種物塊に押されて生立に苦む、土荒き故にいなご眞土より日にとほさるゝなり、肥しを多く入ればよく出來るなり、又へた眞土あり、中の土也、色青白なり、土性かたくねばり強くこなれがたし、又野土品々あり、黒野土

よし、然れども土淺くねばり薄く、肥過分に入るれば存之外出來る土なり、しめりありて日まけせず、山野土はよろしからず、其色赤く潤なし、さら〳〵としてねばりなく、其色赤は山野土なり不宜、赤の土にも少し黑みて潤あるはよし、黑野土に准じ鼠色にて灰の如くなるは至て惡し、土輕く風に吹きちらさるゝなり、肥の性のみにて實出來るなり、又とふ土とて、土くれに毛の如くすぢ有もあり、是は多く田にあり、下の土なり、其外土性色々あり、右に准じ數多き故畧す

土地の善惡を知る事

一　用水堀溝の如くにして淺きは、水懸り自由の場なり、是等の土地は田に麥を作り、兩毛作の地と知るべし、用水堀淺きは遠方より水を引なり、水元遠く用水堀多きは高場なり、惡水堀多きは水損の地なり、四壁もなく、又ありてもまばらにして、都て大木なきは水場なり、此邊には水塚とて、村々百姓の居所に高く築きたる塚あるものなり、又村上に大沼大川などを抱へ、或は村下に一二里の間に大なる流れあれば、水落惡しく、大水の節は逆水登りて水湛へ、都て逆水にて水損多き物なり、又百姓の園置たるわらの元水澁付き、其色黑く茅垣の根元黑きは深場なり、又稻株高く刈て見ゆるも深場なり、但岡の田も樣に見えて株高く刈たるは、去年の水損場なり是とても深場の故なり

村柄の事

一　其村へ入四壁茂り、家居竝園等の締よきは宜村なり、村柄を見るは、高と人馬の數を見合知るべし、高百石に人數百人に當る村は上村なり、馬是に准ず、又職人、商人、醫師、山伏、道心者の遊民多き村方は能村なり、其村繁華にて、右體のもの渡世によき故に是に集るなり、村方人數多は村方福裕故、他村に出る奉公人無﹂之、村方へは他村より奉公人入込なり、夫故人數も多く、其外右體の奉公人ある故、人數加增するなり

一　村へ入まばらに、或は四壁もなく、家居垣等も破れいとはず、庭の構ひ草深く見ゆるは困窮の村なり、又村に入何となくそう〱として、見すかす如くにて物淋しき體なるは、至て困窮村なり、又家居見苦しく共、其村山林萱野等有﹂之、秣場葭野等の有る村は、內證能ものなり、如﹂此の村多きは野向に有﹂之なり

一　市場、河岸場等、其外定式の作物の外に、絹、綿、苧、木綿、布、麻等外稼有﹂之村は上村なり、亦たとへ右體の助成なくとも田地に延ある村はよし、只遊地もなく、田畑の並能伏して、地詰の村か亦は少し町場かゝりたる村は、村柄よく見分負して內證不﹂宜ものなり

一　山方濱方は人數多きもの故、是は村柄の目當にならず、濱方は田畑なく、只魚獵のみ渡世なり、本人數大勢入る仕業なる故、他へ出る事なく、魚獵のみを業とする渡世なり、是には風雨の變に付、

一向獵のならざる日多し、適々魚獵ありても、平日他借して今日を暮す故に、中々身に付事なし、依ていづれも貧乏なり、又山方は打ひらきたる上田なく、山間、谷間、扨は山の内日請能所を切ひらきて作るといへ共、地面不ㇾ宜ば、里方にて一反にて取る實は、五反にても取がたく、殊に折角にたんせいして仕付たる作を、猪鹿猿などに荒されそこなはるゝ事多し、依て可ㇾ成丈山を開き地所は廣し、亦切替畑などいふは、壹反の帳面にて五反もあるなり、是は土性不ㇾ宜故、一年に一毛より外とらざる也、燒灰肥となりて一年は出來るなり、如ㇾ此段々作り行き、五年目に元の所へ立歸るなり、五年の間荒して木草生茂たるを燒なり、冬向遠山に火の見ゆるは皆此類なり、如ㇾ此かんなんして何を取るかと見れば、粟、稗、蕎麥の外不二出來一、夫も里方の三分一程にて、立毛格別に少し、手入肥するも山坂を登り下りして、家居より遙に遠く見あぐる如き所に持運び、自分手入肥も薄し、出來も甲斐なし、如ㇾ此故場所も廣く作り、地かさにて少々ヅヽも取り集るにより、人數も多くかゝり、小作にては喰ふ事成がたし、されば五人八人暮も皆作にかゝり、作の間には薪こりて里へ持出し、少ヅヽも錢をこしらへ、歸りには皆鹽の菜のと調へ、漸く其日を暮すなり、一體如ㇾ此なる故、内證は殊の外ひんきうなり、又至極の山中は作場もなく、薪代替て夫食をとゝのへ命をつなぎ、亦とちの實を取り、わらびの根をほり、朝夕の食べものとす、都て山方濱方の人數多きは、見當に不ㇾ成とは是を以ていふなり、さればケ樣の所は年貢取毛付に悉く勘辨ある事なり、山方場所廣き故、内證よろしとのみ心得べからず、

一　右の山方は内證宜といふは、山寄の村の事なり、是は後に山有ㇾ之山稼あり、前は打開き作場多く、里方同前の所なり、殊にヶ様の所には桑、漆、楮、油木とも有ㇾ之、蠶飼絹綿を仕出す、紙漉蠟實かき漆を出す、如ㇾ此産物多く出る所は、山方にても至てよろしく、山寄なれば地面も延び、取箇も里方より低し、縱高免にても如ㇾ此の地は不ㇾ痛、田畑の外助成も多き故なり、されば如ㇾ此の所は村によりかぶせ免とて田畑より出來る外之米永を懸て取る事もあり

今秩父領など山方なれ共、田畑の外小物成運上物多く、格別宜敷所なり、如ㇾ此の場所には福裕のもの人しれず有ㇾ之、唯其土地を知らねば一概には云がたし

古升之發幷京升に直す發之事

一　古升は五寸四方、深さ貳寸五分なりといふ、是は壹尺四面のものを四ッに切、竪を四ッに切れば、方五寸深二寸五分と成るなり、依ㇾ之四々十六と成、此の割根元一より起ると見えたり、尤萬物は一より起るなれば、可ㇾ然法と云ふべし、なれ共近代方四寸九分、深貳寸七分と直したるを考ふるに、升は萬物を改量器なり、然る所壹尺の面を四ッに切、五寸に貳寸五分と成ば、寸詰たるといふべし、又萬物一より起つて一に歸す、一は少數の滿たる所にて、位を進めば大數の極位に滿るなり、滿る物は必缺の義あり、於ㇾ是四寸九分に貳寸七分と直すと見えたり、然ば四寸九分貳寸六分ともあるべけれ

ど、左すれば古升より器歩數減る故、猶豫を付て二寸七分に直したると見えたり

斗掻太さ之事

一　壹升より壹合升迄、斗掻の太さ桝の底に志るす、燒印の差渡を用る、五升桝壹斗桝右の割に准ず

金銀兩目積發之事

一　金銀は世界の極寶にて、三國是をもつて萬物通用の至極とす、世界の形鷄卵の如といへり、金銀は世界の至寶たるを以て鷄卵の緣を取、世界へ信じ通用の義を以て、卵の白みの目數を以て銀の兩目とし、黄みの目數を以て金の兩目とすといふ、是又桝の寸法と同意にて、後人其の宜に隨ひ、目數の分量極むと見えたり

鐚錢之意味幷九六目拔之事

一　古は長百を通用す、今に遠國にては其意殘り、長百を以て通用する所あり、此長錢を鐚と唱ふ、中古九十六文を以て百文に通用す、是を錢といふ、又鳥目といふ、往古の錢は鳥のすがたにて、其目とおぼしき所へさしを貫き、依之鳥目と號す、古の錢の內にあり、是唐錢にて神功皇后三韓平定の

御、是を得給ふといふ說あり、其以後本朝にても鑄レ之用ると見えたり、日本にても金銀錢を造り、古代は是を用ると也、人皇二十四代顯宗天皇の御時、銀錢一文をもつて稻一石を買と古語に見えたり、今錢を九十六文に直し通用する事、長錢の百文を六ツ八ツ十十二に割付け、いづれも端出る、然る時は通用自由ならず、又長錢の數詰りたり、是又一錢缺ても可レ然なれども、是又通用に不レ可レ然、九十六文にする時は、諸數に割端不レ出、通用宜を以算用の爲よし、是により數を九六にするなり

金一分を百疋といふ事

一 右は鐚四貫文を以金一兩に用るといへり、（金錢の相場、其の位によりて相場の高下行レ之なり）此時金一分に付一貫文に當るなり、然るに古は駒引錢といふを鑄て、一文を以て常錢十文に遣ふといへり、（正德年中大錢を鑄る、是等も右の例より起るなり）又鐚百文の內十文境に駒引一文ヅヽ加るともいへり、依レ之鐚十文を一疋として、百文を十疋とす、一貫は金一分に對す、故金一分を百疋と云なり

一 今用る所の目錄は、中古の略なりといへり、古は大判を臺にのせるに、其儘にて敷紙取付帶をはり、上よりひらりとふた紙を懸け、糊にて片付にして、其紙に金一枚と記す、此紙向へはね候樣に付るなり

一 目錄を何疋とするは、馬代に用るに寄、疋と云緣ありと云り

田畑永代賣御停止發之事

一　田畑永代賣御停止の儀は、家康公御治世の節より御掟といへり、其譯は金銀多分持たる諸浪人、又町人百姓に限らず、金銀等にまかせ買取候はゞ。一村一郡をも買取るべし、然る時は其者の權勢強くして上を不ㇾ恐、一揆を起すべし、國郡騷動の種と成べき事を御考察あり、其上不如意の百姓は代々所持の田畑に離れ、退轉すべきを御不便に思召、堅く是を御停止あるといへり、厚御惠なり、往古八幡太郎義家公、奧州の亂爲ㇾ鎭彼地へ下り給ふ節、下野國鹽谷郡に至り給ふ、此所に一人の鄕士あり、住居は一段高く其構廣く嚴重なり、四方に門を重ね堀を構、家人充滿して金銀財寶藏に滿ち、武具馬具等の類過分に貯へ、都て事缺る品なく、近邊皆其者の持分にて、諸人の尊敬いふ計なし、威勢遠近に通じける、是を鹽谷の長者と稱す、義家公士卒共に此所に止宿し給ふに、皆園の中に宿し、夫々に隨ひ一ツとして手支なし、義家公奧州平定の後、かのものを此地においては、むほん人の中立共なり、又は自分一揆をも起すべし、其時退治せんには民の煩ひ多かるべしとて其の跡を沒し、纔に其の跡を立給ふとかや、其の構跡廣き原となり、長者原と號す、今に礎所々にありといへり、名將の先見有ㇾ之と見えたり、されば家康公御治世の始、永代賣御停止の御仕置是に同じ、名君の先見古今ひとしき事、割符を合たるがごとし

地方落穗集卷之一　終

地方落穗集卷之二目錄

地方落穗集卷之二

石盛仕出之事幷算法

一　石盛斗立を積る事、古人井田の法を考へ、其國々所々土地善惡、竝利害損益を勘辨して、山野海川をも貢高石高の法を以て高に結び、後世の掟とす、上方に三分一銀納と云あり、關東に貳石五斗替の法、又永の四割替、高の貳割替、貳拾貫百石といふ法あり、拾町百石といふあり、右いづれも貫石ともに高に不ㇾ結といふ事なし、石盛を定むる事、先土地の位を定むる事第一なり、土に品々あり、其の品の内に甲乙あり、然れども其村々により土性の位に准じ、其時限りに上中下三段に極る、猶三段の内に籠りがたきは、下々田惡地の段を極也、右の類を集る内には、一段といふ共出來方甲乙あり、亦上土といふ共、用水の懸引の難あるか、又悉く遠所にて肥手入不自由なる場所、又は東南を塞たる陰地は、中下の位にする事もあり、又土性不ㇾ勝とも、家居近所か用水懸引自由の所は、上位にする事もあり、如ㇾ此儀には一段の內同位にして、壹升貳合の立毛もあり、亦壹升或は九合八合に出來るもあり、此三段を平均して、其中分を以て其位の石盛を仕出す則無ㇾ甲乙ㇾ凡石盛を仕出法、一より起りて一に歸す、土の位上中下と分る時、上の位を指て一とする。依ㇾ之上田壹步に生る所の數を壹升として、高石盛を仕出す、是を以て百千萬を積り上る、縱ば器物に積重るを盛と云ふ意味にて、石高を積り上るを石盛と號すと見えたり、右壹升籾をもつて石盛を仕出す算法、左の通

上田壹反步　　壹升毛

此籾三石

此米壹石五斗　　　但五合摺の積

内　七斗五升　　　公納

七斗五升　　　百姓作德

是は五公五民の法といふ、公納七斗五升十五盛の根取米とするなり、今世上七五の法といふは是なり、五分取の法に用るなり、右は高五ッ取の厘取に當るなり、都て五を以て地方の法の元とす

一　石盛に右の法を立るといへども、一面に如ㇾ此五分〳〵と分るにもあらず、右は石盛仕出の根元にして、是より次第を分るなり。其外土地の善惡高下に隨ひ、石盛を仕出に品々あり、四公六民に分る時は、十五の盛根取六斗なり、又壹反壹升毛の數を、干減貳割引貳石七斗となる、五合摺として壹石貳斗なり、是十二の盛なり、是を五分〳〵に取、根取六斗となる、四分六分に分け、四斗八升を根取と定るもあり、是は其土地に應じ、色々勘辨の上執行ふなり、石盛根取仕出樣右の通なれ共、前にいふ如く土地によつて品々の利害得失を考へ、元を立るなり、亦土地に付助成有る所は、かぶせ盛とて土地助成を見込にて、石盛を高くする事、是は河岸場、市場土地より出來る產物等、其外助成に可ㇾ成事と見込なり、既に甲州市川大內村といふあり、尤土地宜く田畑立毛格別よし、其上紙を漉き出し、糸綿木綿を出し、市場にて大金を取捌大村なり、石盛三十六なり、千石餘の村なれども境內いとせまし、又合毛の內を減じて石盛を結ぶ所もあり、格別に甲乙の品多ければ、何段にも名目を付、石盛を次第するな

り、ヶ様の所は上土の場にはなし

一 總て根取は五ッ成に取法なり、五ッ成は五分〳〵の法に同じ、乍レ併田畑厘付五ッの時は、五ッ成の取實は四ッに當るなり

一 石盛之段は所により一様ならねども、先づは上中下二ッ下りの法なり、然れ共前に記す如く、地面土性出來方次第たるべし、大體土性に段々あるなれば、二ッ下りと心得べし、併格別違たるもあるべし、畑方石盛は田方に六分違なるべし、但石盛二ッ下りといふは、田畑共二ッ下りなり、されば中田の石盛上畑に當るなり、夫より二ッ下りにして畑石盛を極るなり、然れ共直に中田の石盛を上畑に用るは誤なり、依レ之假高といふ、取箇の法も心得同じきなり、田畑六分違の法を用て畑石盛を仕出べし、委しくは左に記、考味すべし

上田十二　高に五ッ　反に四斗八升

是は元來一升毛の内、二割引八合として、一反の歩而三百歩を乘じ、夫に一升を乘じ、二石四斗と成を、五合摺にして一石二斗也、是十二の盛とするなり、又五ッ取にして六斗なり、是五分〳〵の取なり、然るを右六斗の内二割を引、四斗八升と反取を極るなり、盛に結ぶも二割引、取を付るにも二割引、都合四割なり、五ッ取を二割引ば四ッ取なり、五ッ取りの起りは虚厘にて、實厘は四ッ取なり、依レ之上方關東とも如レ此の反取を四歸して石盛を知るなり、初心のうたがひあらん故、

こゝに委しく記す

中田十　高に五ッ反に四斗
下田八　高に五ッ反に三斗五升
　上中下高合三石　平均十に當る
　同取米合一石二斗　平均五ッ取實厘四ッ
上畑拾　高に五ッ反に四斗　但假盛なり
　此永百六十文　但貳石五斗替
中畑八　高に五ッ反に三斗二升
　此永百貳拾八文　但同斷
下畑六　高に五ッ反に二斗四升
　此永九拾六文　但同斷
田畑高合五石四斗
同取米合貳石壹斗六升
　内
　　米壹石貳斗
　永三百八拾四文

右は石盛貳ッ下り反永の法なり、則中田石盛上畑に准ず、是を田畑六分違の法を以て、畑方石盛の勘辨して直す事左の通り

上田十二　高に五ッ　反に四斗八升

中田十　高に五ッ　反に四斗

下田八　高に五ッ　反に三斗二升

上畑六　高に五ッ　反に四斗

中畑四八　高に五ッ　反に三斗二升

下畑三六　高に五ッ　反に二斗四升

田畑高合四石四斗四升

同取米合二石一斗六升

米一石二斗

永三百八十四文

右田畑六分違の勘辨を以て石盛を直す、術に曰、前條の田石盛高の内、畑石盛高二石四斗を減ずれば殘六斗なり、但此六斗は田高なり、田畑兩高を引拂へば、跡田畑對樣する、然る時は田高六斗は、畑高一石に對樣すると知べし、然る時は田と畑と石盛二ッ下り成故、中田石盛上畑に對する間、中田之石盛

六を乘じ上畑の石盛と定、下の石盛に六を乘じ中畑の石盛とす、其位何位有ても心得同樣なり、如ㇾ此を中樣の法とし、地面土性の甲乙により、上田を上畑に用る事もあり、下田を上畑に用る事もあり、又右取米壹石貳斗の內、畑の假取米九斗六升を引ば殘貳斗四升あり、此米は田の本米なり、田畑の兩取米引拂見れば、拂跡田畑對樣なり、此時は此貳斗四升は畑高壹石の取米と可ㇾ知、然ば田の取米の如く畑の本米なり、前條の畑の石盛壹石の假米壹石に本米六升當、依ㇾ之前條の畑盛壹石の假取米右貳斗四升を除けば、假米壹石に本米六升當、依ㇾ之前條の畑假石盛に六を乘じ、田方同樣の釣合に石盛を直すなり、但畑方假取米は元の如く五ッ取に居て置なり、是は畑方貳石五斗替の法を以て永納に成に付釣合なり、國に寄田畑取米といふもあり、實は畑方を米取といふは誤り成べし、去に依て上方に三分一銀納あり、甲州には小切大切とて永納あり、亦奥州に半石半永の法あるなり、是は石盛を仕出す術なり、されば畑の取米は假取米といふ、實米にあらず、亦曰、田六畝步と畑の一反と對樣と知るべし

一　取箇免等の田畑六分違の法に准じ、勘辨の上次第をあらせて取を付るものなり、是上中下三段を中樣として考たるなり、然れば田の米程畑にても假米を懸、貳石五斗替の永取と知るべし、前條の直し石盛上畑六ッへ五ッ取を乘じ、取米三斗なり、是を六分違直段壹石五斗を以除ば、貳石五斗替同樣なり

一　田畑六分違といふは、田高六斗は畑高壹石に當る、取箇は田米壹斗は畑米六升と同前なり、依ㇾ之田畑六分違といふなり、上方三分一銀納といふも、諸國色々の法あれども同意なり

田畑六歩違一五之法發之事

一　六分違の法、一五の法發は高百石五ッ成田畑取分より發なり、委細は左の通

高百石　　高に五ッ取

此取米五十石

二十五石 田方
二十五石 畑方 但田畑當分に五ッ成に分たる米なり

此本米十五石也

術に曰、高百石に免五ッを乘じて取米五十石を得、田畑半々に分、畑米二十五石と成る、六分違の六を乘じ、取米十五石に減ず、是六分違の法と成、亦曰、二十貫百石の積を以て見る時は、畑高五十石の元米二十五石へ六分を乘じ、減米十五石と成る、高五十石は永十貫文なり、（是は二十貫百石の積なり、高の五石替と云なり、）然ば右減米十五石は永十貫文に對し見る時は、金一兩は一石五斗替に當るなり、今壹五の法とする是なり、且壹石五斗を實にして、元米直段貳石五斗替を以て除き六升と成なり

一　或人曰、石盛等は新田畑開發の年より、鍬下三ヶ年の間立毛を見るべし、縦ば壹ヶ年は坪刈合毛壹升壹合あり、壹反三百歩へ乘じ籾三石三斗なり、五合摺にして米壹石六斗五升なり、亦壹ヶ年坪刈壹升あり、壹反に籾三石なり、米にして壹石五斗なり、亦壹ヶ年は坪刈九合あり、壹反に二石七斗な

り、米に揩壹石三斗五升なり、米合四石五斗を三ヶ年平均する時は、壹ヶ年壹石五斗と成、是石盛の古法なり、又根取は大體石盛の半分を用ふ、然といへども上方筋は田畑宜く、麥田多場所は、五分にても百姓不ㇾ痛、關東は一體地面劣り、下地の所多き故五分〳〵にて、麥田有ㇾ之場所も上方より可ㇾ及ニ迷惑一、況や麥田無ㇾ之所は及ニ困窮一候故、何れも四分六分の心當に用るなり

一　上方關東に不ㇾ限、田畑米取、投免、假免、反取、永取、銀取成とも、高を結ぶには取箇を以て極るなり、右是取米共高五石替、永貳石五斗替といふ法なり、高の貳割替共いふ、委は末に出す、出羽奧州抔に六石代七石代、又貳石替など樣々成法ありと云へ共、關東上方の法をもつて考る時は、分明ならずといふ事なし

關東貳石五斗替發之事

一　關東貳石五斗替といふは、貳拾貫百石五ッ成と云より發たるなり、貳拾貫百石といふは上方も同じ、高を結ぶには田計にても、畑計にても、山野海川にても、田畑に結ぶなり、亦百石の地五拾石は田とし、五拾石は畑とし結ぶなり、田方五拾石の物成、貳拾五石本米なり、畑方五拾石の物成、貳拾五石は假米なり、是へ六を乘じ拾五石と成、田米貳拾五石を加へ四拾石なり、依ㇾ之四拾石五ッ成と云

一　右拾石は畑方高永拾貫文の本米なり、然ば壹貫文に壹石五斗替の直段は、貳石五斗直段と見えた

り、貳石五斗は畑永拾貫文と、畑の假米貳拾五石を對したる二石五斗なり

一　右四十石五ッ成といふは空厘なり、田方本米貳拾五石、畑方假米貳拾五石なり、合五拾石なり、高百石に對し五ッ成なり、然れども畑方六分違も、勘定にて田畑取米四拾石と成、此四拾石を高百石に對したる時は、實厘四ッに當るなり

貳石五斗替厘附之事

一　高百石三ッ成とは　米十五石　永六貫文

一　高百石三ッ成五分は　米十七石五斗　永七貫文

一　高百石四ッは　米二十石　永八貫文

一　高百石四ッ五分は　米二十二石五斗　永九貫文

一　高百石五ッは　米二十五石　永十貫文

右田畑六分違貳石五斗替厘付田畑等分の起なり、此厘附の法を以て多少の地米金多少有レ之といへ共、同厘もあれば物成過不足なきやう考ふ根元なり

一　高六百拾八石七斗五升　村
此取米三百九石三斗七升五合　但村高に五ッ

内

米百五拾四石六斗八升七合五勺　田方

永六拾壹貫八百七拾五文　畑方

但貳石五斗替

右の通取米永有時、厘付をもつて見る法なり

術曰、取米永六拾壹貫八百七拾五文へ六分違の法一五を乘じ、九拾貳石八斗壹升貳合五勺と成る、有米百五拾四石六斗八升七合五勺を加へ貳百四拾七石五斗と成る、是を厘附の法を以て除、三百九石三斗七升五合と成を高にて除けば、厘付五ッと知るなり、但高百石に米貳拾五石永拾貫文に當る、田畑多少並皆畑にても同意なり

厘附之法に八を用る發之事

一　厘付の法に八を用るは、貳割半の法なり、實に一を置二半にて除ば八を得るなり、此八の法を用る事、縱ば田畑高百石の取米貳石五斗五ッ成にして五拾石なり、田畑取分にして田取米貳拾五石畑取米貳拾五石なり、然れば田畑六分違の法ある故に一五の法を用る、畑米減じ此米拾五石と成なり、田取米を加へ四拾石なり、田畑取米五拾石の内にて減じ、殘拾石を實に置、四拾石を法にし

て除ば二割半に當、則外二割半なり、よつて右一を加へ一二五と成法にして、實に一を置、右の法をもつて除ば八を得る、此八を法として用るなり、高厘付を見るには、畑永に貳石五斗を乗じ米に直し、高にて除し厘になる、此故に右田取貳拾五石は畑取拾五を加へ、八にて除ば田畑取米五拾石に成を、高にて除厘付を得るなり、尤是は貳石五斗替五ッ成の法なり、八にて除けば壹貳五と懸ても同意なり

貳拾貫百石といふ事幷永之四割高之貳割替といふ事

一 貳拾貫百石と云は、高を結ぶ法なり、永の四割替高の二割替も同意なり

一 永貳拾貫文の地　　村

此取五拾石

内

拾貫文の地は　田方

此取米貳拾五石　貳石五斗替

拾貫文の地は　畑方

此取貳拾五石　同斷

一 高百石　右貳拾貫文の地

内

高五拾石　　右拾貫文の地田方

此取貳拾五石　　高五ッ

高五拾石　　畑方

此取永拾貫文　　高五ッ

此米貳拾五石　　貳石五斗替

右は高を結ぶ法にして、田畑六分毛といふ根元なり、此法を執行ふ時は、田畑等分の地は不ㇾ及ㇾ云、田勝畑勝、又は田計皆畑の地成共、山野海川なりとも、米金多少の地成とも、同高同厘と有て過不足の事なし、是高の五ッ成の法なり

一　永の四割替といふは、貳拾貫百石田畑五ッ成より發るなり

術曰、元來米五十石をもつて高永二十貫文を除、二石五斗を得、亦百石を四除して同意なり

一　高の二割替といふは、永二十貫文を以て高百石に對する謂なり、二十貫を法として二十貫を除し高百石を得、永何程にても右の法にて高に結ぶなり、今に永高の村あり、取箇厘付を見るには、右の心得を以て知るなり、是を高の五石替ともいふなり、高百石を五石にて除き二十貫文を得るなり、前に記す通り上方三分一銀納も、出羽奥州の六石代、七石代、五石代、三石五斗代の法といふ共、關東二石

五斗代の法といふ共、關東貳石五斗代の法を以て考る時は、分明に知るなり、其内上方と仙臺とは一倍違と古來より云傳ふるなり、關東は上方の二割劣といふなり、いづれも土地の儀なり、其外國々共に二十貫百石の法をもつて考時は、明ならずといふ事なし

上方厘附竝三分一銀納之事

一　上方厘附關東に同じ、但關東二石五斗替は、則一石五斗と成る、上方三分一銀納、一石に四十八匁は兩に二石二斗五升の直段に成るなり、如ㇾ此の差引勘定あれば、國々所々厘付田畑同厘と云は過不足なし

一　上方三分一銀納は、關東にて半石半永二石五斗替の心なり、其外甲斐に三分一小切納、亦大切納といふあり、奥羽の六石代、七石代と云は、何れも心得同意なり、上方は都て銀遣ひなれば銀納なり、又公納銀の定直段金一兩に六十目替なり、古來は町相場六十目餘にて多分安きにより、下直段に銀を調、高直段成相場に仍て百姓悉く潤しとなり、今は通用銀六十目の内へ引込候に付爲に不ㇾ成由、元來右の心を以三分一銀納と定たる成べし

一　上方迚も物成の仕出は、二十貫百石の積より發るなり、上方に三分一銀納の法あるにより、畑の假取米二十五石を三ッ割、其一ッを貢として殘る二ッを法として除けば五分となる、元來二十五石へ乘じ十二石五斗に減じ、畑高五十石は永十貫文の地なり（是二十貫文百石の地なり）然る時は右十貫を以て十二石五斗に對

するにより、永一貫文に一石二斗五升に當るなり、永一貫文は金一兩に通用すれば、一兩の相場的當するなり

上方銀納直段、幷關東直段に二割高之事

一　上方三分一銀納直段、一石に付四十八匁替といふ法は、右に記す通の畑取定直段一石二斗五升より起るなり、術曰、公納銀相場六十目を實に置、右畑取定直段を法として除けば、一石に付四十八匁に當るなり、是を以て定直段とするなり

一　上方の地は關東より二割能に付、畑高直段も二割高也、術曰、上方直段と知るなり、上方と關東とは手代盛も此心を用るなり、然れば上方石盛十一石二斗五升を法として關東二石五斗を除けば、二割高五ならば、關東は十三にして可レ然儀なれ共、關東にも十五六の盛あれば、上方の二割增は斗代盛の內に考へ入たると見へたり、又右盛を考る事は、上方關東も同前なり、田畑六分遣を以て知るべし、四十石代五ッ成と考、五ッを以て結ぶ事中様なりと心得べきなり、縱惡地成共右の如くと可レ知、若山方抔にて高に五ッ成と成がたきは永にて積り、石高に結ぶべし、委は本文にあり、取箇免相盛次第可ニ心得一儀なり、定免有は猶以盛を第一に可ニ心得一高を盛心同前なるべし、又年々見取とあるは、年々出來次第と可ニ心得一然ども畑方は盛をもつて考る肝事要なり

上方關東反取釣合之事

一　上方關東とも石盛根取の仕出法同然なり、田畑六分違といふ事は、上方關東同意なり、上方三分一銀納は、關東二石五斗替の心なり、一石四十八匁の上直段は、關東二石五斗替に二割増の積なり、

右反高釣合左の通り

關東

上田拾貳盛　根取反に四斗八升

中田拾盛　根取反に四斗

下田八盛　根取反に參斗貳升

上畑六盛　根取反に四斗

但中田に同じ、此の永百六拾文

但貳石五斗替

中畑下畑は貳ツ下りの段におなじ

上方

田方同様根取

上畑六盛

反に二斗四升
此永百九十二文

但八匁替 一石に付
直段四十八匁替

右上方反取貳斗四升、關東上畑四斗に釣合なり

術曰、上方畑反取米貳斗四升の定直段四拾八匁を乘じ、拾壹匁五分六厘と成、公納銀相場六拾匁にて除、反取永百九拾文を得る、是は關東の貳割高の永なり、中畑下畑も同斷、術曰、右反取永を一ヶニツを以て除、關東の反取に成、此減永九拾六匁、是上方反取を貳割減たる永なり、亦關東銀相場六拾目へ八を乘じ、貳割減じ四拾八匁と成、是上方公納相場なり、高直段成方を上方銀定直段に用、これ何れも關東より貳割高と知るべし

一　右上方關東銀貳割高の謂をもつて、關東反取四斗と上方反取貳斗四升と釣合なり

一　又曰、關東銀六拾目を上方銀四拾八匁に除、上方定直段壹石貳斗五升を得るなり、是關東貳石五斗替に貳割高なり、右壹石貳斗五升へ貳割を乘じ貳石五斗と成なり

一　右石盛にて畑方の根取を知るは、縱ば上畑と見るならば、中田の盛へ六分違の六を乘じ、六と成へ四分六分の四を乘じ、上畑の假取米貳斗四升と成なり、是は上方なれば四拾八匁を乘じ、六拾目にて除し、根取永百九拾貳文を得る、又曰、上畑の假取米を見るに、關東中田の石盛へ貳四を乘じて、直に貳斗四升を得るなり、是は六分違の六四と、六分の四を相乘じたる早算也、又關東の根取永を知

るには假取米を貳石五斗にて除し、根取米を得るなり、右反永を以て石盛を知るには、上方は反取永へ六拾目を乘じ、定直段四拾八匁にて除、貳斗四升の假取米を得るなり、是を四分六分の四にて除、石盛六と成、關東は上畑反取永百六拾文へ貳石五斗を乘じ、四斗と成を四分六分の四にて除、石盛十を得る、是へ田畑六分違の六を乘じて石盛六を得るなり

永之四割替高貳割替高之五石替直段之事

一 貫高を石高に直すには、貫高を貳拾貫にて除、石高を得る、但二十貫は百石の割なり、高の二割替高と云なり

一 石高を永高に直すには、貳拾貫を乘ずべし

一 貫高を以て元取米を知るには、貫高を四歸すべし

但百石五ッ成と云なり、永の四割增といふなり

一 元取米にて貫高を見るには、四を乘ずべし

一 石高にて元取米を見るには、高を二歸すべし

但高の貳割替なり、高を乘じてもよし

一 元取米を高に見るには、五歸すべし

但高の五割替なり、五ッ成に當る

田畑六分違厘附反取勘辨之事

高永五貫六百二十五文
分米二十八石一斗二升五合

一　上田二町八反壹畝七步半

此取米拾四石六升貳合五勺　高に五ッ

此取米拾壹石貳斗五升　反に四斗

術曰、永高を二歸して分米高を得るなり、是を石盛にて除、反別を得る、分米に定め、厘五ッを乘じ、元取五分〱の米なり、斗代を盛には五分〱に取れ共、反取に至ては四公六民に取なり、依レ之石盛に四を乘じ反に四斗と成を、反別に乘じ反を得、中下も右同斷

永高一貫八百七十五文
分米高九石三斗七升五合

一　上畑壹町九反五畝九步　石盛四ッ入

此反米四石六斗七合五勺　高に五ッ

此永貳貫五百文　反に百貳拾八文

術曰、前に同じ、但石盛へ四を乘じ反取米を得る、六分違の法一五を以て除き反取を得なり、中下右同斷

山野海川高に結ぶ法之事

一 野錢、野永、山錢、山手米、其外海川共高に結ぶには、厘附の法を考へ田半分畑半分の心を以て結ぶべし、皆五ッ成を元に立、米永より盛出すなり、米を高に結ぶには、米壹石高貳石に結ぶなり、是高に五ッの積なり、永壹貫文を高五石に結ぶなり、是を高の五石替といふなり、是五ッ成なり、術曰、永壹貫文に貳石五斗を乘、免五ッ除高五石と成、右いづれも野高といふなり、又曰、葭高、眞菰高抔といふもあり、是又野高と名付取る、定免五ッ取なり、漆、桑、楮抔は三尺廻り壹束を分米壹升と極め、壹束永貳文に極る、皆五ッ取の定法なり、國により漆畑、楮畑等の檢見する所有レ之、同意なり、これ上木年貢といふなり

浮役小物成臨時物之事

一 浮役とは海川魚獵運上等、其外運上物の類をいふ、小物成とは野錢、山錢、野手米等都て税に准じたる類ひを云、知行渡の時は小物成は高に結べども、運上物は高に結ばず、亦何にても賣出す物出目米口米等の類は臨時物といふ、其外不時に懸る物の類ひ、皆臨時物と云、六尺給御傳馬宿入用御藏前入用等是又臨時物なり

高之五石替考之事

一　古來永壹貫文を高五石に極る事考に、今もつて相州鎌倉中に永高の村あり、地坪千坪をもつて永壹貫文五石替に極るこ見へたり、右千坪を田法三にて除、三反三畝三歩と成る、是九畝九分九厘なり 是へ十五の盛を乘、高五石と成、是壹坪壹升毛五合摺五分取にして、根取七斗五升十五盛五ッ成の謂なり

一　右拾五盛を求、術曰、永壹貫文に高五石を乘ずべし

山方一毛作の場所高治勘辨之事

一　山方抔にて畑計立て、しかも一毛作の場所、山畑には物成は少く、反別計多き地は斗代計りにては高に結びがたかるべし、貫積の法を用可ㇾ然、尤反別は其地の善惡によりて、假石盛を仕出すべし、右石盛なれども是は基を立るにて、強ち都て是を用るにはあらず、其元正からざれば末治る事なし、都て物をはかるに、見當なくしては空へ矢をはなす如くにて空なり、依ㇾ之此法を立るものなり、十五盛五ッ盛は壹坪壹升毛より始る、壹坪壹升毛といへば此なれども、此法を元として何百石の高もはかる事なり、去れば一は萬物の始にして、進む時は無量に至る、大象にても太極、算數にても天元の一なり、古人是を作意すると見へたり、凡石盛極る元は、心を第一とするなり、是勘辨の元なり、但勘辨の二字

を要とす、地方は此二字に止、其土檢地石盛は百姓永代の浮沈たるに寄、別て心を盡して可レ用事なり、只一と通りに心得ては大成僻事なり、古人は都ての事に猶豫を付るによつて、縱水旱の災ありとも、百姓の痛強く猶豫なき時は迫りつどふ、於レ是小變といへども大に至る、百姓難儀つよし、內證迫りつどふ故、或は逃或は退散す、縱止といふとも、百姓苦勞する時は耕作に勢なく、肥の力不レ足、穀實自然と出來方劣り、上下損失に成るなり、されば石盛を極るは、先其土地の善惡、地面の高と總て德質を委く考味し、扱近鄕近村の百姓石盛反取等を委細にして、其村へ引合勘辨する事肝要なり、又前の高入の場を新に檢地せば、不相應か地面土性其外委しく考味し、或は前々の取箇を平均見積、地面高下等引競て、當時の困窮輕重等を何故と考ふ事第一なり、右法の掟は田畑五ッに當る積の考なれども、畑多き村にては定厘五ッに當りても、實厘村は少し、唯古法の掟に泥まず、古法を見當として當時の勘辨第一なり、新に檢地にて石盛を極る事大切の事なり、中々容易の事にあらず

一　取箇五分〳〵との心得、壹升毛にも五分〳〵、五合毛にても五分〳〵と心得ては惡し、尤勘辨にては拾俵取百姓は五俵納、壹俵取百姓は半俵納て、五分〳〵なれども、拾俵の內を五俵納、作德五俵取百姓、壹俵の內半俵納、作德半俵取百姓とは、內證天地の相違なり、合毛多所にては三割引べきを壹割引、五合以下の割引べきを六七割引ても、出來方宜數年貢多納百姓よりは、下出來方作德不足にて、內證の勝手不足成るものなり、是第一の心得なり、去によつて心ある人は低合の引けに心を附、

籾摺も五合摺にはせず、三合四合にせしと也、然れども當時は此風にあらず、併此心をば忘るべからず

地方落穗集卷之二終

地方落穂集巻之三目次

地方落穂集巻之三

海石と云事

一　海邊付に有ㇾ之、田に海石何拾石と結び水帳に載たる有、本高の如く高掛物不ㇾ殘懸る事有ㇾ之也、是は古來より高に結び來るは格別、新規に海を高に結ぶ事不ㇾ成事なり、如ㇾ此之儀も有ㇾ之としらしむる迄に記すなり、都て動ある物は高に結ぶ事なし、右の如くの地に、魚獵或は海草等に村所務有るをもつて、田地同前と見て高に結入たると見へたり、田地は年々に種を下して、手入肥しをして立毛を生ず、しかれば萬代も盡る事なし、去共田地すら不ㇾ宜の地は高に結ばず、見取にするなり、況や海中の魚獵、又は海草においてをや、濱の樣子惡しくなれば自ら魚よらず、魚は生物なれば己が住能所に寄る、然ば今日魚の寄も不ㇾ慥、種を下し生立し作物さへ、天地の變にて或は水損、あるひは風損旱損等損あり、まして生物は己が心任せ成るゆへ、極たる事なし、又海草は非性物なれども、枯るゝといふ事有、枯ば後は植つぐる事なし、又如何樣の變にて根切せんも難ㇾ計、如ㇾ斯定りなき物を高に結たる時は魚不ㇾ住、海草根にいたりては、其高は所の脊負物なり、村あらん限りの損害なり、依ㇾ之中古改ㇾ之、停止有ㇾ之と見へたり、尤可ㇾ然儀なり

拾ヶ年平均にて石盛根取仕出之事

一　石盛を見るは、其村の上中下反取米を拾ヶ年分平均、縱ば上田の反取四斗八升ならば、干減二割引四分取の積をもつて籾に直し、此籾三石と成る、是則壹反の有籾なり、是を干減二割相立、二石四

斗と成を、五合摺にして壹石貳斗と成、是を拾貳の盛といふなり、中下も術同斷なり、但し盛は二ッ下りたるべし、また反取に寄貳ッ下り當らざるものあるべし、是は勘辨之上、前後見合差略有ことなり、大法右之通といふ、作之外山野海川産物餘計之助成、又は市場河岸場等之所務、利害損益に隨ひ、定法之外增減勘辨多し、田畑は前に記せし通、中田之盛を上田に用、是二ッ下り也

一 根取は右拾ヶ年平均の反取を以、一反の籾を以て仕出、五合摺四分取にして根取を極るなり、是又其所の得失により、增減勘辨ある事なり

術曰、本文反取米四斗八升を四分取の米と見て、是を段々元へ返して籾三石を得れば、是壹反壹升毛之有籾なり、術曰、四斗八升を四分取の四にて除き、元米之壹石貳斗と成、二を乘じ籾二石四斗と成を干減二割を戻し、八にて除、元の籾三石と成なり

右早算之事

一 反取米を一ヶ六にて除、壹反の籾なり、但（干減貳割引、五合摺四分取の法なり）

右法術に曰、二割引の事八へ五合摺を乘じ、四分取を乘じ得レ法、干減なしに見る時は、反取米を貳をもつて除べし

一 右反取米を直に合毛に見るは、反取米を四八にて除べし

右求法、術に曰、前法一六へ田法三を乘じ、得レ法、但干減なしに見る時は、反取米を六にて除べし、

此六は前法二へ田法三を乘て得る也

一 石盛を見るには、反取米四分取にて除、石盛と成なり

田畑六分違直段之の事

一 關東二石五斗替直段は、一石五斗替と成なり

一 奥州、白川、會津、長沼、三石貳斗替は、壹石九斗貳升替となるなり

一 同國福島七石替は、四石貳斗替と成なり、但 半石永の場なり

一 同國仙臺五石替は、三石替と成なり、但 右同斷

一 出羽米澤六石替は、三石六斗替となるなり、但 右同斷

一 下野宇都宮三石替は、一石八斗替となるなり

一 上方畑方三分一銀納といふ法、壹石四拾八匁替は、兩に壹石貳斗五升替

右何れも田畑六分違ひの法をもつて、畑の取米を減じたる石數を貫高拾貫文に對し、貳石五斗替は壹石五斗と成といふ事を見するなり、二拾貫百石、四拾石五ッ成の謂なり

高と厘とを見て物成米金を知る事

一　皆田高取を五ッと云は、高に四を乘じ則物成なり、皆畑も米取は右同斷、永取成れは高に四をかけ、實として一五の法を以て除き物成永知るなり、幾ッ成といふとも心得同前なり

一　貫高の場所畑方物成を知るは、高へ貳を乘じ一五の法を除て知るべし

上方と仙臺と知行騎馬物成一倍違之事

一　國々所々色々なる直段の法あり、然ば軍役騎馬積り抔は、國々違、遠近亦遲速長短を以て、知行物成を積りたると見へたり、其の故上方知行と仙臺知行とは、一倍違といふなり、仙臺拾貫百石と積り、上方貳拾貫百石の積、是一倍違なり、然る上は上方百石と仙臺貳百石と同樣なり、上方關東永の四割替は貳割と知るべし、是貳石五斗替の發なり、仙臺は永の五割替高の貳割替と可レ知、右の通成故に、山方に不レ限西國九州筋も貳百石の諸士を騎馬壹騎といふ（騎馬一騎は六人なり、自分并侍貳人、口取一人、道具持一人、草履取壹人也）在所にては馬を不レ持、高三百石の諸士は、在所は勿論在番の節、馬を引勤番するなり、如レ斯なる共貳拾貫百石といふは、關東同斷なり、西國中國九州迄關る事あるべからず

田方檢見一件之事

一　田方檢見古今の違ひ有、五拾ヶ年程以前迄は畝引檢見なり、其以後有毛取といふに成たり、今時

此法不用なれ共、地方に附たる事なれば、古今法も不レ知ばあるべからず、又私領抔は色々の取方有ども、是は取にたらず、今御料所の法を爰に記す、古法考味して勘辨あるべき事なり、反取厘取共に取箇を仕出所は、反取より盛出すなり、反取といふは、上反何斗取、中下は一反何斗取と、上中下の位に隨ひ段を付て取を極るなり、然れども厘取反取ともに、詰る所は明尻にて、高厘毛付厘とても取米を高といふ、村高（草高ともいふ）割毛付厘といふは、永引等の引物を村高内にて引、殘る高にて割なり、村高にて割たる免は、毛付共實厘ともいふ

一　檢見は小檢見大檢見兩度に見るなり、小檢見を先として、田毎に角々迄委しく吟味するなり、其上を大檢見廻村して別段に見分し、大檢見小檢見共に、年々に其村の取箇を仕出し、大檢見の手にて、小檢見の仕出しと手前の仕出を突合せ、勘辨吟味の上にて取箇を極め、一郡一國の括りをして差出帳を仕立、御勘定所へ出し吟味を請る事なり、其上にて或は增米加減等申付らるゝ事も有、此御吟味不レ濟以前は、大概米辻を以て御廻米申付る、是を假免狀とも、又は端書ともいふ、村方にて右端書石數を以、小前大割をして御年貢取立津出しするなり

一　檢見出立已前、前年の割付下帳を以永引起返、又は當夏秋川缺石砂入水堀山崩等の引ヶ物前方吟味何の上、引ヶに可レ立類を當年の割付下へ仕出し、上中下反別引ヶ物差引、殘高迄一村限に仕立、郡〆國〆迄、高反別少も無二相違一樣にして大檢見持レ之、小檢見は自分〳〵の可レ廻村々の分、右帳面に

書抜持㆑之、扱右村々廿ヶ年平均反取當り合、并村毗御取箇の當り合、上中下共に仕出し所持す、是等の道具、其外見合に可㆑成書物諸帳面共、差支無㆑之心掛持參するなり

一 扱出立五六日以前に定式の廻狀を出す、但先觸は出立前日に出す、廻狀認方左の通

當田方立毛の儀、村中大小百姓組頭名主立會、所々にて日極之致㆓坪刈㆒、無㆓依估贔屓㆒下見仕、立札帳面田毎に位反別、合付番付等無㆓相違㆒相認、銘々印形、帳面は前夜の泊へ差出、田毎之立札無㆓間違㆒樣念を入、其村々廻村の節、村境へ罷出可㆑致㆓案内㆒候、廻村先觸は前夜の泊より差出候間可㆑得㆓其意㆒候

一 村境幷地形他領入會の所は、銘々細見竹を立、地所明白に相分候樣可㆑致候

一 檢見の節無用の人數差出間敷候、名主組頭長百姓罷出可㆑致㆓案内㆒候、田主は自分の田坪刈の節立會可㆑申候

一 坪刈稻舂法之節道具莚繩等爲㆑持、村境へ可㆓差出㆒候

一 耕地移りの場所、幷檢見通り筋堀等有㆑之處は、足代投渡、通路差支無㆑之樣可㆓致置㆒候、尤大通道橋危き場は、丈夫に取繕置可㆑申候、其外掃除等堅く仕間敷候

一 旅宿の儀行懸り可㆓相極㆒候間、得㆓其意㆒決して修復等仕間敷候事

一 晝泊賄の儀は御定の通り木錢米代可㆓相渡㆒候條、所々有合候野菜類一汁一菜の外に、馳走ヶ間敷

儀、堅致間敷候、尤下々迄酒肴一切差出申間敷候事

一　右檢見に付萬事正路にいたし改可ㇾ受候、音物等末々迄決て致間敷候事

右の趣逸々得ニ其意、小前百姓迄得と爲ニ申聞ㇾ諸事間違無ㇾ之樣可ㇾ致候、此廻狀披見の上、村下へ名主印形いたし、早々順達留村より可ニ相返ㇾもの也

何月幾日

御代官
何之誰印

何國何郡
何村
何村
何村
右村々
名主
年寄
組頭

一　右古來は案内の名主年寄組頭長百姓へ、神文いたさせたる事も有ㇾ之なり

小検見之事

一　検見廻村の節翌日可レ廻村々を調べ、前日に廻狀を出し、村々內見合帳を前日の泊りへ可二差出一旨を觸、右帳面の上中下小前反別割付に寄立、右寄の所位切り突合、其上手前所の割付反別へ引合、相違の處有レ之ば、卽時に直させ都合いたし、翌日其帳面を以遂二吟味一なり

一　其村々耕地に至候はゞ、其耕地の字承屆帳面に引合すべし、尤其耕地は反別大旨を承り、耕地の方境を尋問、凡數何程あらんと胸に算用すべし、（是は東西何百間、南北何百間と空積りにて計、町歩をくゝるなり）名主の申所に大數引合、耕地限りと帳面へ覺をいたし置べし、其後耕地移の順を承合、今見る所の耕地を、何方より何方へ見て、何方にて終り、次の耕地へ移と心がけ次第〳〵して足を入べし、左なくしてうかと耕地へ入、方角を失ひ心迷有ものなり

一　耕地限りに何方へか目印をすべし、左なくしては大耕地又は耕地數有所は、横道なる村方は同じ處へ道を替、引廻す事も有、是は自分の用心也、惣じて耕作の見分町歩と帳面の惣町歩と引合、不足の場の吟味あるべし

一　検見は隨分心をしづめ、歩行もゆる〳〵と致し、前後左右へ心配り、百姓の內見合毛と稻の立毛、幷番付の次第等に氣を付、下見合毛と立毛と何程增減あるやと積りみるべし、縱壹升の立毛を立札

に五合毛と記すあれば、五合の見込なり、惣て村方の下見は立毛一盃には付出さぬものなり、然れども格別は見込の吟味すべし、乍レ然一村一統に見込ならば、坪刈にて切出したる合毛を、總體の合毛へ銘々載するゆへ、敢て邪魔にはならず、只下見等不同有レ之耕地之内同五合にて、西の五合は立毛壹升程有レ之、東の五合は七八合にも見ゆるは、下見の不同なり、如レ斯不同の切出しを一統に受候ては、百姓小前に年貢の不同出來、是より爭論出入發る物なり、然るにおいては、其節檢見懸りの役人不調法と成、不レ存寄一上より御疑ひを蒙り、役儀の障と成、是大切の事にて委敷吟味すべし、ヶ様の下見不同成時は檢見を引上げ、下見を仕直させ、新規帳面申付べし、前の帳は見合のため所持すべし、下見出來の間は外村檢見すべし

一　檢見は低合にて引ヶ多立ものなれば、隨分低合差繰檢見すべし、又横道成村は高合を低合の內へ追込置事もあり、依レ之低合の町歩の帳面と見たる所は、町歩と引合する心持第一なり、低合多ありて空積に覺え難くは、低合の檢見仕りたるは、立札を引上所持すべし、低合と見たる札と帳面と引合、帳面の小前も目印をして通るべし、目印無レ之筆數をせぐり見合すべし、如レ斯すれば內に手くだあるもの顯はるゝなり、水腐付荒右同斷

一　都て立毛は當り合より高きは不レ及ニ吟味一、縱ば當り合六合ならば六合以下を入念改むべし

一　早稲方は町歩を改め、先達の刈取願を差出し、右刈取の分は其年の上毛、並に御年貢を納る定法

なり、依レ之早稲方願の分、手限りに願を役所に受取持参すべきなり、尤廻村の節は、右願町歩を手帳に記し懐中すべし、扨村方検見の節右願町歩を見届、刈田の分凡何程と見ゆると、見分願町歩と引合すべし、早稲方過分の所は、早廻りを申付るなり、尤願町歩格別多は吟味すべし

一　田毎の立札の反別を所々にて取筒勘辨入事なり、其外村柄土地の善悪、用水悪水の順不順、百姓の暮方の善悪、助成の有無、市場か川岸場の様子等委細見分し、善悪に付可レ勘辨レ也、右は検見役人の心得を記し、此外にも心を付る事あれども、数多なれば略レ之、大方右の心得なり、其餘は考味すべし

立毛坪刈之事

一　検見の古法は朝露の乾たる比出、日の七ツには引揚るなり、是稲にしめりを持、坪刈正道ならざるを厭ふなり、坪刈は三々九段位に刈るなり、古法なり、然れども時宜によるべし

一　坪刈は出懸は嚴敷、晝比はゆるまり（是氣分晝頃は久くたびれる頃なり）夕方は又嚴敷ものなり（是は晝頃氣草臥ゆるく成たるに氣か付候に嚴敷なり）是二ツながら正道ならず、初心の内に有事なり（検見のみに限らず都ての事に此心有なり）是第一に可レ心付レ事なり

一　毛の有稲を刈て出かけ、又は夕方雨上り等は、毛折兼て合毛の薄ものなり、勘辨なくては百姓一體之難儀となるなり、尤百姓の願有て六ケ敷可レ成、故に毛のなきを刈たき事なり、心得べし

一　坪をからんと思ふ田へ至らば、其田の立毛と此方の當合と見合、何程刈出しになられんと考へ可ㇾ刈、尤其田の一體の出來を見、平均無理ならぬ樣に枠を可ㇾ入、總て立毛は中高に出來たる田は取實有なり、出來宜敷樣にても、あそこ爰にほつ〳〵と上出來有て、間すきたるは石實なき物なり、亦肥し跡うなひ境はよく出來ものなり、肥あとは其田へちらす肥を一所に運び溜置なり、大田へは所々へはこびためをするなり、去ば其肥汁土へ染込、外より出來宜敷ものなり、又うなひ境は堀の如くに成ゆへ、土をかきならす時は、粉土深みへたまるなり、尤肥も左の如し、依ㇾ之出來宜敷、是等の所へ枠かけ坪刈するは無理なり、惣じて坪刈は其田のみに限らず、村中一體の出來を計る元に立る事なれば、隨分念入べき事なり、都て其田の一體を見ならし、中分を以て坪刈を定むべし、上毛は上毛の中分、中毛は中毛の中分、下毛は下毛の中分にて刈時は、中樣にして上下共に平なり、唯吟味細やかにして、百姓の横着の工面をくはぬ樣に心を懸け、此方より無理をせぬがよし

一　立毛の見樣色々あり、日に向ふて見る時は、立毛能見ゆるものなり、又穂の返りたる方より見れば能見へ、後の方より見れば惡く見ゆる、高き所より見おろせば惡く見ゆるなり、是穂の上より見すかすゆへなり、朝露を持たる時、雨上りなどは、粗ふくるゝゆへ能見ゆるなり、至極の上出來といふは、しんし張とて穂の上へ重りて臥なり、亦穂の上へうづまきて見ゆるなり、稻の臥たるがよきとて、一樣に覺ゆべからず、臥に次第あり、根より平に臥たるは惡しきなり、是は根虫又は根のくちて

返りたるなり、初心の人是を出來たると思ふは僻事なり

一 坪刈する田は畔にて得と見、平均愛にて切らんと思ふ所へ、すいと入て枠を懸べし、田の中へ入あれか是かと見くらべては、見へがたきものなり、扱枠をかくれば四方の出入當り障りを改、枠極り候はゞ、田主及名主組頭等を呼入、枠の入方を見せ、得心させて鎌を入べし、勿論大勢入事を不ㇾ許、刈人は一兩人にてよし、穂かたを高くからせ、枠を取る跡にても坪形しかと見へ候樣に可ㇾ致、刈仕廻候はゞ、一坪の内の稲株をかぞへ、立札の裏に記し穂を掛、しかといぼ結にいたし、我より先へ爲ㇾ持べし

一 水深き田を坪刈するには、枠水上へ浮て不ㇾ落着、枠の内の稲計りがたし、ケ樣の所は稲の植並を穂の上にて考ふるなり、枠をかけ枠の四方の内の方へ、細き竹を直に立させ、枠を懸候上に稲株より穂まで藁を直に引廻し、四方を釣合見べし、入べき穂外へ出れば、廻りの穂銘々外へ引たる時、稲と稲との間の夫だけ遠くなる、依ㇾ之水下深く引出す、又入間敷穂の入時は、左右前後を向合に稲を引立見れば、稲枠に押れからむなり、如ㇾ斯勘辨を以て極る時は間違なし

坪籾舂法の事

一 坪籾は出來方の甲乙、反別の多少により坪籾有べし、是は其の場次第なれば、筆には盡しがた

し、其所に至て差略有べし、尤三々九段の法あれども、强て泥むもわろし、只平均に甲乙なき程を考ふる事肝要なり、百姓の下見惡敷は坪數を切べし、坪數少くては甲乙有べし、但皆損付荒の場立毛有は、引戻證文取るなり

一　坪刈終は名主が百姓の庭へ持寄、目通に溜置、若ぬれあらば、莚を解ひろげて自分の傍に干し、是をば跡へ廻すべし、倩人を拂ひ稻こきこなすは、人足壹坪に二人ヅヽにして、坪數は自分の目に及ぶ程ひろげさせて、目通にてこきこなさせ申べし、坪數を以て其村々の有籾數を量るものなれば、坪刈より合取迄の間、粗末の儀なき樣に心を付、此方は無理をせぬがよし、然る時は物每正路に成なり、坪刈の札紛敷なき樣、夫々の莚內に置樣に心を付べし、こき上てこなしに心を付べし、籾をば隨分こなさすべし、荒らく摺と米に成也、さらりくと摺がよし、籾摺出來候はゞ、箕にてふかせべし、是又しひなはふき出すべし、しひなにそへて能籾をふき出す事あり、制すべし、扱箕ふき終れば、銘々札籾を取違ぬ樣に、一坪切に莚に入、札通り自分前へ溜置べし、扱こなしの物摺立終れば、又外の稻をこなすべし、如レ斯手廻して順々に差圖いたし、不レ殘出來の上は、一坪限りに札をもつて地主を呼出し、名主、組頭、年寄、長百姓爲ニ立會ー、坪數合ば此方にて計るべし、右いづれも得と見屆させ帳面に記し、坪刈合附左之通

江ヶ崎村

字
何拾番

上田九畝拾五分　田主　何右衛門印

内見何合　稲草幾ツ

改何合　稲株幾ツ

右何方にても認方右同断

右は當村當何年田方御検見に付、拙者共田毎に御案内仕、御坪刈出合書面の通相違無御座候、尤御検見に付諸事被成方、御非分の儀少も無御座候、然る上は右出合をもつて何方にも被仰付候とも、少も違背仕間敷候、及其印形差上申候、以上

何
何月幾日

名主誰印
組頭誰印
年寄誰印
長百姓誰印

右之通帳面に認印形取なり、廻村中村々一帳に記し、坪刈仕様猶口傳あり

取米仕出し之事

一　取米仕出しは、泊々の手違の節、又は雨天にて檢見難レ成節、仕出る様隨分心掛べし、扨取米の仕出し、畝引の立様は、先其村の上田反取四斗八升有ば、壹坪の籾六合四勺に當る、是當り合といふ、兼て拵所持するなり、此當り合より上は何程にても、反取の通り取付る也、此反取は其村の土地、其外諸事を勘辨して拵るなり、亦反取より餘慶に出來ては、百姓肥し手入の精力をもつて出來るなり、右の譯故、反取の外は不レ取、又當り合より下合の分は、反取にははづるゝ故、引畝を次第して遣す也、依レ之取箇の仕出は、坪刈の出合平均の上中下位切に極、内見帳の寄の處、位切の合毛は、右出合の平均を載せ、其上當り合引合、當り合に合するは、別毛として此分の反別を寄付、上田は上田の反取を懸取米と極、當り合へはづれたる計合毛に寄せ、夫々の畝引を仕出、右畝引の分合毛切の反別の内、其合毛の引畝を引、殘反別へ定式の反別を懸て取米を仕出す、右當り合幷引畝仕出し左之通

當合仕出之事

一　縱ば上田の斗代は五合摺五分取の考にて、元籾壹坪壹升の籾なり、是は元十五の盛にて、反取を仕分る時四分六分に取分たるなれば、檢見の時は右六分を五分〳〵に返して當り合を仕出なり、依レ之右反取六斗を七五に除當合を取べし、是に依て都て反取を七五に除當り合仕出なり、地方に七五の法を用るとは是なり、七五の發は末に出す（斗代六斗を籾に返す、術曰、右斗代を四斗にて除、元米一石五斗と成、二を乘じ元米三石と成）

一　當り合は根取米をもつて仕出なり、然れども根取米用ひがたき子細は、拾ヶ年平均貳拾ヶ年平均にて仕出す事もあり、又厘付を以て當り合を仕出すには、其厘へは石盛を懸反取米と成を、七五にて除くべし、右いづれも五合摺五分取といふ法なり

一　四分取にて當り合を見るには、反取を六にて除べし

一　外二割引當り合、術曰、同斷法六二五

一　內貳割引當り合、術曰、同斷法六

奥州（伊達信夫）郡村々反取當合仕出之事

一　奥州伊達郡信夫郡は厘取なり、依レ之厘へ石盛を乘じ壹反米と成、是を二歸して甲とす（二歸するとは二ツ割なり、奥州は半石半永の取なり、甲とはフチヤウなり）、右兩郡に夫錢足米柿木役七百文替出目永など申て、脇々より餘慶の納物あり、是筈離れたる納物なり、右之永を集所相場を以て米に直し、七石代（此七石替、關東の二石五斗替と同斷なり、永を米に直すには、七石をかけ米にするなり、是定直段と加へし）の內にて減じ、殘米を以て甲を除き永に成、此永より當時賣買米の相場を乘じて米となし、此米を甲へ加へ（半石の米を加へ壹反の米とす）反取米なり、是を四分取の法、六にて除當り合を得なり

畝引仕出樣之事

一　術曰、當り合の內坪刈合を減じ、當り合にて除壹反の畝引何割と成、反取へ乘じ其合畝引なり、端步へは田法三を乘じ何分となる、又右を不ㇾ殘步數に見るには、右の如くにして何割と成る、之を乘じて法とす、反取へ乘じて引步と成を三にて除し、田畝を仕出して位切の引畝を仕、田畝と成なり、畝位を三にて除此法見能なり

一　右の通引畝を仕出して、位切の引畝を仕出して、村方へ其寫を渡なり、尤是は江戶において大檢見の手と突合、相濟候上にては仕出し渡す、在方にて仕出には、村限り取米辻を銘々仕出と突合をするなり、此時村限りに出來形の善惡を論談し、引の多少を談じ合、或は小檢見引過候へば、大檢見より引戾して取箇を大旨極御勘定所へ伺ㇾ之差出帳を仕組、大體伺可ㇾ濟考、右畝引書付を不ㇾ渡內は、村方勘定不二出來一故、御廻米差支の儀に付早く相渡なり、御勘定所伺六ヶ敷、御勘定所より無二是非一增候分は、割付の外書加免何程として取るなり

大檢見之事

一　大檢見は小檢見の跡より廻るなり、檢見の心得前に同じ、唯惣毛を見平均の事肝要なり、惣毛見平均といふは、耕地の內にも上毛中毛下毛あり、以此三段の內多少あり、上毛の多き年、中毛の多き年、下毛の多き年あり、亦上毛下毛多き年には百姓の損毛多し、上毛多き年には年貢に損あり、依ㇾ之

一耕地限り上中下一體に平均し、何合様に可ㇾ當と考、内見帳の耕地限りに覺書して通るべし、檢見仕廻て後、右耕地限の惣毛見平均の合毛を束て平均せば、田方一體惣毛見へ平均合成、此合毛は坪刈合にならしたるよりは低き物なり、坪刈は上中下計の平均なり、惣毛といふは、上中下ともに甲乙の多少を見平均なり、至極の豐年は格別、通例上毛の反別は少きものなり、依ㇾ之中下毛方に引落さるゝに寄、合毛の平均低きなり、坪刈にて其村々は籾を仕出すといふも、田毎に坪をからぬ物ゆへ、上中下毛の反別甲乙有る故に、先は大旨なり、尤村方より差出候内見帳に、上中下共反別を分て出すといへども、是は手前勝手に拵る故正路成難し、依ㇾ之村方より差出す低合一坪刈の切出し合を掛、合毛をとるべしといへども、元來不正路の反別は不ㇾ動、只見込の合毛を取出すなり、唯一耕地限りに反別毛配を見平均方、大積ながら丈夫なり、去ば刈坪計りにて取箇を極にはあらず、是は其年の豐凶、并其村の有籾を量る計なり、第一惣毛見平均をもつて勘辨の元とす、其上村柄の盛衰、助成の有無、或は夫食種貸物の返納等の有無、又は風水旱損の品々に寄、品々勘辨を加へ取箇を極る事なり、左もなくば取がたき所有り、なくて取所も有り、是勘辨秘事なり

水旱損干減立方之事

一（二合より三合四勺迄の）干減（旱損二合水損二合五勺）之割を以引べし

一 三合六七勺より四合五六勺迄 同 同一合五勺同二合 之割を以引べし

一 四合六七勺より五合餘迄 同 同一合同一合五勺 之割を以引べし

一 五合餘より一升迄 同 同八勺同一合 之割を以引べし

籾摺取分勘辨之事

一 二合より三合四勺迄 旱損水損 四合摺 取分 三分公納七分百姓

一 三合六七勺より四合四五勺迄 同 四合五勺摺 取分 三分半公納六分半百姓

一 五合より一升迄 同 四合摺 同 四分公納六分百姓

一 壹升以上内五合摺取分五分〳〵、但壹升の外を五分に取、四分に加へるなり

四公六民正法之事

一 四公六民法は地方の古法なり、壹升毛の籾壹反は三石なり、干減貳割引(十二を以て除なり外二割引なり)て二石五斗と成を、五合摺にして壹石貳斗五升と成を、四公六民に取なり、依之公納四分を乘じて五斗と成、是壹反の取米(是を反取米といふなり)則反に五斗なり、依之合毛へ五合を乘じ、合毛限の反取米と成、是古法至極の法なり

地方落穂集卷之三　終

地方落穗集卷之四目次

地方落穗集卷之四

當時檢見之事

一　古來は前に記す如く畝引檢見なり、享保年中以來有毛取に成たり、此有毛取といふは、上中下の位に不ㇾ拘、去ば反取にも不ㇾ構、只其年の毛配にて取なり、古も毛取りといふ法あれども、此法とも又異なり、村方より出す內見帳も、認方前々より多く別なり、上中下位切合步の奧へ、上中下打込みに毛揃籾仕出も書出なり、此認樣上中下とも一升毛の反別を寄込、此籾何十石何斗何升と脇書するなり、認方一合毛迄籾反別合籾〆をするなり、如ㇾ斯にして帳面受取、當合は前年の取箇を以て仕出す、若損毛年なれば、其前年豐年の取箇を以てするなり、尤五ヶ年十ヶ年平均の見合仕立なり、但當時の當り合は、坪刈見合の爲用るのみ、偖田每に合毛番付字田主の名前を記たる建札を爲ㇾ致、委細遂ㇾ吟味ㇾ見立て坪刈し、是を春法の村かたの下見合毛と差引、其切立て合毛を平均して、右毛揃の合毛へ銘截て、合毛加增して籾を仕出し、有籾を〆て是を五合增五分取にして取箇を極るなり、合毛有たけを取出すゆへ、有毛といふなり、其外檢見の樣體は別に記す、故略ㇾ之

五分取之法七五之發之事

一　此定法七五は、十五の盛五ツ成、一升毛五分〳〵の法なり、一反分一升毛の籾三石なり、是を五合摺の米にして一石五斗と成なり、五合取半分かゝるなりにして七斗五升と成を地方の定法とす、合毛へ七五を乘じて反取米を得る、反取米七五にて除合毛を知るなり

四籾之法發之事

一　籾入を四歸して五合摺五分取の米と成る、但二五を乘じても同意なり、術曰、壹升の籾を五合摺五分取にして貳合五勺と成る、是二五の法なり、實に一を置右二五の法を以除之、四の法を得るなり、四分取は六なり、術同じ

高壹石の坪地を得る事

一　石盛にて壹反の歩數三百歩なりを除、高壹石の地坪なり

同地坪と合毛にて厘を仕出事

一　石盛に應じ高壹石の地坪へ合毛を乘じ、四歸して高壹石に除き厘を得るなり

當り合より石盛を仕出事

一　當り合へ七五を乘じ、厘付にて除二石盛一なり、但四分取の時は六を用るなり

定免之事

一　昔は定免と云ふ事なし、三拾五六ヶ年以前享保年中より定免始るなり、其節の免古の五分指を以被二仰付一なり、尤五ヶ年三ヶ年の年季を限り、三分の上損毛の節は破免引方被レ下筈の極なり、然れども田畑甲乙有て、不同の場所は定免不レ請、今に檢見取の村も多し、定免と云は、免を極め年季の内は、三分以上の損毛無二頓着一定物成を納るなり、年季明又は年季を切替なり、切替の度々吟味の上、定免にて難儀成時は、檢見取るなり、しかし最前の檢見場ならでは、容易の檢見取には成難し

平均合を見て破免を知る事

一　縱ば三分以上より破免に立候はゞ、上田は上田の當り合へ三分を乘じ候へば損毛合出る、是を當合の内にて減じ、殘り合を以坪刈合へ引合、對樣すれば破免なり、是は破免願の節檢見先にて入る事なり

一　亦曰、坪刈不足なる時は、縦ば當、合壹升の時、此內三合は定式三分の損毛なり、殘り七合と坪刈合對すれば三分の破免也、殘る所坪刈合五合有、此合何程の損亡と問、答曰、五分の損毛なり、術曰、右殘り合七合の內坪刈合五合をさる、殘二合を實とす、法に三分の損毛合毛を三分にて除ば、壹分には壹合宛なり、此壹合を法として實を除貳割と成なり、是へ定式の損毛分合三分を加へ、五分の損毛とするなり、三分は則三割なり、厘は反取にて間を見るも同じ

永引起返之吟味心得之事

一　都て永引の場所は、川通幷土手は先年堤切所水先抔有レ之なり、檢見の節ヶ樣の場所に至りては、立札の本歩と有反別とを見合、起返之吟味心得べし、ヶ樣の類は餘り嚴敷すれば、却て難レ成事有なり、了簡の上尋方により、吟味なしに百姓方より書出すものなり、年貢取付も右の心得なり、一概に取り上る時は、追て立返り不レ出ものなり、能々勘辨有べし

見取場幷取下吟味心得之事

一　見取場といふは不定地にて、壹ヶ年能實を取れば、二年は皆損する樣成場なり、是等の地川通堤下抔に有レ之、依レ之高外にて根取といふもなく、其年限に立毛出來形に隨ひ取箇を極る、是を見取場

といふ、如レ此年久敷見取場なれば、出水の節毎度芥埃を置くゆへ土高く成、格別の水損はなきものなり、然れ共取箇前々引付を以、少くならては不レ付、去れば年々検見の節立毛出來に心を付、六七年も無難の地は、取箇を進め反取を定むべし、亦川筋通本地同前に成、何年も水損無レ之、或は畑を田に仕立、又は土地高く成り、田を畑に直したるも有べし、ヶ様の所とても前々の引付にて、見取年貢少々計り納る所も間々有レ之、ヶ様の場所は其土地の様子を得と見分し、十ヶ年二十ヶ年の割付を吟味し、本地一同の水損は格別、見取場の水損ならば高入にすべし、然れども石盛に勘辨あるべし、新田のころにて石盛を付べし、割付にて別廉に出し、何年見取場高入と銘を打べし、只今まで一向見取年貢も不レ納して、如レ是の場も有べし、是は何年改新田と銘を打、高入にすべし、尤右の趣を以て御勘定へ相伺ひ高入に致し、土地相應の取箇を申付、年々御勘定仕事仕上可レ申旨證文取べし、伺ひは村方吟味の上、得心の證文取レ之、口上にて伺出すなり、又前々水損又は故有レ之土地變じ、定式の反取にて難レ取取下にいたし、反取を引下し田畑國々多有レ之事なり、如レ斯の地も年久敷右引付を以、取下り取り來る地所は、何比よりか本地同前に成し場所國々數多し、検見の節是等の事も心付、取下の場所見分致し、本地同前出來候はゞ、本地に立歸らせ申べし、兎角ヶ様の可レ取所を取て、隱れたる御益を引出し取が誠の御益なり、如何に御益をする迚、無理成事をして御益をするは、却て御益にはあらず、民弊衰と成御爲を失ふなり、心得勘辨あるべし

古新田取箇吟味心得之事

一　國々所々に新田名目にて、或は六七十年、又は八九十年百年を越たる新田有、是を新田と唱へ、本村と云は往古よりの村なり、其村に付ある谷地沼地等を開發し、檢見を受け一村とし、又は一村の内本田新田の割付二本に分りたるもあり、或は割付は一本にて、一耕地何新田と名目を付たるも有るなり、此類初は土地低く水吐等も不ㇾ宜、年々の樣に水損勝て、取實少く石盛も低く、檢地もゆるやかに、取箇も下免成るものなり、然る處右場所年數をへるに隨ひ土地高くなり、惡水落る手段も出來水吐も宜敷、却て本地より出來宜、百姓内德多ゆへ、本村より内證勝手よき村國々所々にあり、是等の村は縱年貢上る迚も、前々の引付にて元來低き上、元取に應じて上るに寄、いつ迚も本村よりは格別下免成物なり、是は年數の百年に及ぶといふ共、新田名目にもたれ、勿論前々の取箇にひかれて取も少し、又本村は古田の名目にて、元來取箇も强き上、いつ迚も古田の名目にもたれ、縱ば十の物三分新田へ增せば、古田は七分增やうに成來る、去ば新田村は榮へ、本村は衰ふ樣に成なり、如ㇾ斯の古新田は檢見の上、前々取毛等も新田名目にて無ニ頓着一、當時の出來形に應じ取箇を上べし、有る物を不ㇾ取とは是等の事なり、是等の隱れたる御益を取出すが誠の御益なり、百姓は今迄德を取たる丈の德分なり、是より德を取らぬといふ迄にも損にはあらず、又有物を出すなれば痛む事もなし、公儀の御益に成な

り、既に先年後藤庄左衞門と中御代官の支配、羽州置賜郡露藤村といふあり、此村割付一本にて本新田と名付、二株に分れたる村なり、支配初年の檢見に兩組見分あり、本村は立毛出來形劣り、新田は出來形增りたり、取り見合れば本村は格別高く、出來形不相應なり、新田は立毛宜し、免取箇低し、是を以て考見れば、本村は古田名目にて年々上り、新田は前々の引付にて無┘謂低しと了簡ありて、新田の取箇を一寸上ゲ、本田の取箇を一寸下給ひぬ、新田は一寸上てもゆるし、籾餘程取れ、本田は一寸下ゲてもゆるやかならず、籾ははし、是新田も百年置古田となる、是程の甲乙を其儘にして置は、支配人の失なり、古新田組も理に屈伏し、一寸の上りを受たり、是こそ地方功者といふべけれ

川缺水堰地取改之事

一　川缺水堰等を吟味するには、先場所繪圖を取べし、此繪圖の仕立方、先川の形を書、田畑へ缺込の處、缺所殘りの地所に認め、其上に川缺無┘之以前の田地形ともにかゝせ、繪圖にするなり、尤田地の仕樣、水帳の順をもつて、川缺田地の左右跡共に認め、川缺田地、並其外の田地缺殘の分とも、上中下の位反別、持主の名字を銘々に記なり、かぶせ繪圖の下へも缺殘り其外左右前後ともにかゝせ、繪圖の通り田形を記し、壹枚切に上と下と不┘違樣に合役の番附をすべし、如┘斯爲┘認、其場に至り、水帳に引合吟味すべし、右かぶせ繪圖の形と其下の形にて、不┘殘川缺に成候分も、缺殘りたるも知るな

り、此繪圖面を以て川缺場所へ引合せ吟味すれば、皆缺る分も、何程半缺の分、又は少々缺たるも分るなり、但缺殘りある田地へは竿を入、殘る歩を改候得ば、川缺に成分知るなり、しかし田地に延あるものなれば、外の生歩の田地を改、其書出しの反別に引合、延あるは其延の割を以て、川缺の歩へも、缺殘りて有歩へも、其田の反別に隨ひ、雙方へ相應に延を附、反別殘りと缺反別を極べし、水堀地成とも右の心得にて改べし、尤場所に寄吟味の次第有べし、又田延歩を雙方へ不ㇾ分時は、場所に寄延多き所は、本歩皆川缺に成る、延歩計殘水帳の外の地所となり、是に本歩を附ては延なき田地と成、外々と差湊ひ不ㇾ宜、尤無理なり

木綿作檢見之事

一　上方筋は木綿を田へ作るなり、依ㇾ之田方稻作同前の檢見をするなり、田の大小に寄筋を立て、兩方よりさくりあげ、尤横道あり、所々さくり上げ、水旱自由成る樣に仕立るなり、但元玉（是を桃と云、桃の形ある故なり）田方檢見前にふむものなり、然れども土玉とて木綿宜からず、年に寄腐玉多し、是れは雨にて土を打上るゆへなり、木綿檢見は早過てもよからず、おそ過てもよからず、猶更見分けがたし、一體に中段のふみ盛なる比檢見すれば、善惡見分よし、然れども田方檢見の節木綿檢見するには、兩方よく加減の時節稀なり、遲速に隨ひ見分の勘辨肝要なり、木綿の木立は薄くとも、大概木の丈もよし、桃數も

大體付き、ゑみ方の能は上出來也、九月土用前後迄も青葉有レ之は悪し。木立枯の枝少なく、青きは中の上なり、又木の丈け大く成、能枯熟し桃數多付き、ゑみよろしきは極上なり

一 極上の木は、桃壹ツのゑみ綿を左右へ引のばせて、長さ六寸程に引のびるものなり、是を六寸吹といふ、夫より五寸吹、四寸吹、三寸吹、二寸吹と出來に應じ次第するなり、能出來たるは實少く綿多し、尤實の數も少し、依レ之六寸吹を上とするなり、下出來程實計多して綿少し、其上實數も多し、依レ之ちぎれてつかぬなり

一 雨年は綿くされて不作、是は雨しげゝれば桃實のまゝ落、又木に付たるも腐りて用不レ立なり、又生立に長雨に逢ば、土を打て葉枯、木かじけてそだちあしく、旱年は木いたみ却てよろし、但旱年といふ共、土用末より雨しげゝれば、木若返り葉生茂り、桃ならず、前かたなりたるも葉に覆れて、笑がたく腐なり、又風を通さぬゆへ蟲生ず、依レ之末を留若枝をかぐといへども木痛故、時節おくれてなりがたし

一 田木綿作る時は、隔年に稻と綿とを作るなり、綿作には水を不レ濃肥し一倍に仕かくるなり、ほしかを用るなり草も度々取るゆへ、土能こなれて甘肥の精分殘るにより、翌年格別作宜し、依レ之隔年に作り、又畑作は田の土を好ものゆへに、木綿を田へ作るなり、外の畑作を田へ作りては、稻作ほど所務上らず、木綿は稻作におとらず、所務却て多き年とも有なり、去ば稻作の勘定を以貢納を勤るゆへ、公の御所務にも不レ障、是において上田に作るも御構なきなり

一　田に木綿を作るには淺く畔を立、一うねに貳筋ヅヽ木綿を蒔なり、旱の年は六日め七日め位に用水を引掛、暫く湛へ直に切落なり、是は土乾て日まけし、又はいきれて蟲を生るをいとふ也、地しめりて日に不ㇾ向、熱をさますゆへ蟲を生ぜざるなり

一　木綿大概三坪にて拾疇有るものなり、壹坪に三疇一通にて拾八本あり

一　桃壹ッからをさり綿計り　上は六分五厘より七分まで、上六分、中五分、下四分、但わた實ともに

一　壹坪六拾本立、壹本に付桃平均二ッ半にして、壹坪の地數百五拾なり、夫より百六七十迄中の出來なり、上の出來といふは、木壹本に桃十五六ヅヽなり、壹坪に付千五百より八九百迄なり、是を極上とす　上玉末玉を去り能き所計なり

一　桃壹ッ實目數六分、但綿實を引正味三分と云なり

一　右の積を以て坪刈合毛を仕出す、其年の豐凶に隨ひ取箇增減有ㇾ之、委敷は左に記す

根取毛付免五ッ四分六厘一毛　此當合一升一合六勺五才　　但木一本平均桃四ッ二分

一　上の田壹反分　　木綿作

此分米壹石六斗　　石盛拾六

此木數　萬七百本　　但壹坪六拾九本立

此桃數四萬千四百なり　　但壹本に付貳ッ

此綿目拾貳貫四百貳拾目　　但桃一ツ正味三分、尤綿實除一坪綿目四十一匁四分

此斤目五拾六斤四分五厘四毛、但平野目一斤二百十二匁

此銀五拾六匁四分五厘四毛　但壹斤平均壹匁替

内貳十匁　　　肥代引

殘三拾六匁四分五厘四毛

此米九斗壹升壹合三勺五才　但壹石に付四拾目替

此籾壹石八斗二升貳合七勺、但五合摺にして一坪六合七勺五才に當る

右の通仕出し壹坪の立毛に直し、當り合と差引五合五勺七才五不足なり、此の不足の分引方に立、殘高へ定厘を懸取箇を仕出すなり、引方の立樣前に記、畝引檢見同斷

一　木綿は如何程惡しき木にても、蟲さへなければ六ツ七ツ、又は至極惡しき木にても、二ツ三ツ位は桃つくものなり、然に壹本當の桃數少し、尤土玉末玉等の笑み不ㇾ宜分を引、中段の宜計にて桃數を極るにしても、極上桃數は割より見て、是は取箇勘辨より盛出し、合毛に釣合、前々より勘辨して、年の豐凶に隨ひ出來形に應じて、桃の數を增減すると見へたり、又正味の綿計壹斤壹匁替といふも安し、是又右の心得と見へたり、且上々田は稻作場の取箇に準ずる所の當たるべし、左の割を以て心得べし

木綿壹坪當合付仕出之事

一綿拾斤吹 一坪に付六十本立、末々同斷なり、一本に付桃一ッ二分半 壹坪桃貳拾五
此籾壹合七勺毛

一同貳拾斤吹壹本に付壹ッ半 同五拾
此籾貳合貳勺毛

一同三拾斤吹壹本に付貳ッ貳分半 同七拾五
此籾三合三勺毛

一同五拾斤吹壹本に付貳ッ半 同百貳拾五
此籾五合五勺毛

一同六拾斤吹壹本に付貳ッ八分 同百五拾
此籾六合八勺毛

一同八拾斤吹壹本に付三ッ三分三厘 同貳百
此籾八合八勺毛

一同百斤吹壹本に付四ッ壹分六厘 同二百五拾

此籾壹升壹合毛

一同三百斤吹壹本に付十五　　　　同九百

此籾三升八合五勺毛

右何れも木數平均なり

分米高辻と云事

一　分米と云は、壹反別に其位切に石盛を掛、上の分米何程、中の分米何程と、夫々の米を仕出に付分米といふ、又高と云は、田畑の分米を重ね上たる所を高といふなり、都ての物を重ね上れば高く成なり、石盛といふも、石を盛上るといふなり、都て寄付集たるを辻といふ、或は高辻永辻抔と書なり、此辻と云は、會の字を書くべき事なり、辻はシンの聲なり、四辻と云は會の字を用る、集るといふ義なり、高辻といふは高の集りたるなり、辻は其謂無ニ覺束一、後の哲人に問べし

知行渡分郷之事

一　御料所村高、縱ば千石の內四百石知行渡る時、此分樣一村の高千石を法として渡高四百石を除べし、然る時は何割何分何厘と出る、是千石にて四百石を割、右元高百石に付渡高四十石と成、是四割

なり、都て此率を以て反別上中下、幷永引見取小物成等、人數家數野地林等迄も、渡方に品々掛て、可ㇾ渡分可ㇾ殘分を一廉切に分るなり、但御林立野抔は品に寄御料所に殘し、知行渡にならざる事も有之、可ㇾ渡分可ㇾ殘分束て夫々の元の數に引合せ、相違の有無を改むべし

一　右の法にて分る迚も、百姓を法の如く分候得ば、壹人毎に双方へ出作百姓出來、全體不ㇾ宜、其上缺所出來の節は、差支に成る事に候得ば、右法を惣家數へ乘じ可ㇾ分家數を極、可ㇾ成程は片付て百姓を引分、末々に至り難ㇾ分は、壹兩人か又は二三人にて、反別永引等迄出作百姓として、誰々は御料所より私領へ出作、誰々は私領より御料所へ出作百姓と、名寄帳へ銘々顯し極おくべし

一　家數分樣は其所町方か、又は在鄕にても町並の如く居並び村ならば、東側西側南側北側二通とも、町並片端より順能帳に書立置、私領役人立會の上鬮にて取分べし、兎角出作百姓無ㇾ之樣には難ㇾ成候間、田畑高多持候百姓壹兩人も出作百姓に極置たるがよし、是も百姓何角の訴訟致候はゞ、五六人も鬮取にて可ㇾ極、又山方にて村居所々に分り、幷下の方より段々山奥の方へ書立置鬮にすべし、兎角可ㇾ成丈出作百姓無ㇾ之樣に可㆓引分㆒、右百姓分相濟候上にて、持分の反別永引小物成等迄明細に書出させ、引分帳面に相極べし

一　御林割渡候はゞ、林の立木一樣ならざるものなれば、是も東西南北の方角を指、鬮取の上にて引合べし、其上双方へ反別合候哉遂㆓吟味㆒、竪横に間數改べきなり、左なく候はゞ重て又渡の時反別不足

等有レ之、是は差支成事多し

一 引合相濟候上は、御料所の分御林木數寸間を改、反別木數木品寸間帳に仕立、御林奉行へ反別減木の證文を取、御林帳に直さするなり

越石百姓之事

一 越石と云は、持添田地の事をいふなり、所謂前條の出作に同じ、手前は御料所の百姓にて、私領方にも少々の田地持たるを越石といふ、私領の百姓御料に持添たるも、御料への越石なり、私領より御料への出作は、御料にては入作なり、御料より私領へ出作は、私領の爲には入作なり、右をもつて同樣なり、野田何程多分私領の方に持候ても、住居の屋敷御料の地なれば、御料の百姓にて、私領への越石なり、又屋敷地を分るには、家は地境にあるとも、竈の有方の百姓なり、縱ば七分は私領の方地に家作りし、御料の地へ三分ならではかゝらずとも、三分の方に竈あらば、御料の百姓とするなり、今日家内の一命をつなぐ所の竈なるが故なり

私領渡村方五ヶ年平均心得之事

一 私領渡に可レ成村方五ヶ年平均厘付差引、御勘定所へ書付差出候節は、當時物成米永の儀は、永

壹貫文を壹石貳斗五升にて米に直し、五ヶ年差引を仕出す

私領村渡の節新田込高之事

一　古來は私領渡の節、百石內の新田は込高に成渡法なり、然る處先年間部若狹守越前へ國替の節、五萬石の內五拾七石新田村に有レ之、此分本高に入て相渡候、謂有レ之ての事に候や、然る上は向後は、右の類伺の上御下知に任べき事

地方落穗集卷之四　終

地方落穂集巻之五目次

地方落穂集巻之五

本石斗立之事

一　本石斗立を分るは關東計なり、上方筋其外遠國は不ㇾ殘斗立なり、本石といふは、三斗五升入と計心得はひが事なり、四斗貳升入の本石は四斗なり、三斗六升入の本石は三斗四升なり、如ㇾ是出目を別て立るを本石といふなり、是百姓よりいづれも貳升の出目を加へ取立候へ共、公儀御勘定所の仕立はいづれも出目を拔、元の石數にて仕上るにより、元の石と云心にて本石といふなり、然れども關東には三斗五升を本石と立るは、三斗五升入百俵を三ッ五分の勘定にて、百石の物成と見る積りなり、御切米を御勘定に立るに、縱ば遠國の御代官、御切米貳百俵を御代官所御物成の內にて請取時、其支配所俵入四斗貳升成ば、貳百俵へ四斗貳升を乘じ八拾四石と成を三七（江戸御藏納三斗五升の俵へ、二升の出目を加へ三斗七升となるなり）にて除、貳百貳拾七俵貳厘七毛に成る、三五（本石三斗五升を米へ直す）を乘じ七拾九石四斗五升九合四勺五才と成を御勘定所へ立るなり、尤外出目除ㇾ之と記す、右八拾四石之差引四石五斗四升五合五勺減

一　斗立と云も右の心なり、上方筋遠國は不ㇾ殘斗立なり、關東は三斗七升を以て斗立とす、然れども是をのみ斗立といふにもあらず、公儀へ斗立納る所の升目成により斗立といふなり、外國々の斗立も同意なり、又曰、御張紙直段斗立三拾五石に付何拾何兩と有ㇾ之、斗立三拾五石にて直段を極る故、公儀へ納には三拾五石を本石とし、公儀より被ㇾ下時は、斗立出るにより斗立とするなり

一　荏大豆餅米等の品納物を、本石員數と云は心得違ひなり、是は色成とて斗立の割なり

一　六尺給宿入用は臨時の高ケ故、前々より本石納なり、古來は御割賦等出て、何拾何石と御書付有

レ之候、近來は御勘定所混雜故か、間違成事も有レ之、享保子年餅米代金納の節、度々本石と御書付有レ之處、後に斗立の通の員數に落着せし事もあるなり

延米之事

一　往古は延米と號し員數を極る事なし、斗桝に山盛にして納るに付、三斗五升の米五斗程に成るなり、其後右山盛を斗掻にて中より掻落し抔して納し由、然る處元和二年百姓御救の爲、壹俵を三斗五升に極、貳升の延米を加へ、三斗七升入にして御藏入有レ之なり、今三七延といふは是なり

一　往古は小身の方へは、勝手として上地の所を被レ下、依レ之右三斗七升延に猶又五升を加へ、四斗二升俵にして納るとなり、いづれも俵之内心得有レ之事なり、今御藏入に色々の俵入あるは、私領上地又は國替場所替に付、其引付にて御料所に成ても、古來の俵入を用るなり

込米之事

一　遠國よりの廻米は、海上遙に運送するにより、場所により年を越江戶着する事もあり、然る時は船中にて汐風に當り更米（フケマイ）も出來、又鹽澤手（一本作レ濡）等も有レ之、御藏納の節不足米相立に付、減米と名付て、壹俵に付五升三升宛の積りを以別段に米を廻すなり、關東は間近故、壹俵の內へ三斗七升の外、貳升壹升

五合程餘慶に入て廻すなり、是を込米と云なり、三拾年以前地廻し廻米三斗七升、延米の場所込米貳升加へ、三斗九升にて納る事も有るなり、壹ヶ年にして止む、御藏納の節は壹俵三斗五升たつぷりとあれば納る也

一　駿遠參は關東並に古來より本石成しに、元祿十六未年本石相止、遠國並に斗立納に成り、正德巳年より貳升出目を外物に立る、是は未年古法を改斗立に直り候故、申年より貳升出目を外納、百姓の難儀に成るなり、斗立に仕たる誤なれば　元の通本石に直は尤の事なり、外貳升出目を納は、誤の上の誤なるべし

奥州白川領半石直段高直に成意味之事

一　奥州白川、長沼、森山、會津、石川領筋の半石直段所謂關東直段二石五斗替同意の直段なり三石貳斗替の處、其以後白川領三石七斗貳合替に成る事、長錢四貫文を九六の勘定を以目錢出し、壹貫文に四分の利を加へ候積にて、三石貳斗の内壹斗貳升八合引ㇾ之、三石七升貳合替に直すなり、然れども四ヶ領は同樣たるべきに、白川計高直段に成事、一事兩樣といふべし、白川は關東奥州の境にて、關東の隣白川にして長錢を通用す、然れども關東に隣て諸事通用宜敷故、關東に附するを以、右の通高直段にしたると見へたり

田畑成物成付心得之事

一　田方用水無レ之畑に願畑作仕付候とも、猥に永取にいたす間敷事に候、前々より畑方米取の所多きなり、元祿年中伺の上、古來より畑方米取の場所永取に成候處、其以後御詮議有レ之、右場所又候米取に被二仰付一候、行德領山野村高貮百石餘の處、前々より百石程御藏入にて、殘百石程は秋山十右衛門先知にて、古來田畑米取なり、元祿年中私領上知の分も、一村同樣永取に被二仰付一候處、行德領檢地の節、割付も一村壹本になれ共、御詮議の上十右衛門先知の分御改、先知の通米取に被二仰付一候、如レ斯の儀も有レ之間、前々畑方米取の場所永取に難レ成、本畑の分さへ米取の場は如レ斯、況田方を畑にいたし、取を永にする事、御損の筋故容易に難レ成事なり

田畑成取下ゲ反取付樣心得之事

一　田方地所に寄用水の手絕候か、亦は仔細等有レ之、畑成に願取下ゲに致候節、此場所縱ば上田にて反取六斗ならば、田畑六分違心得を以、反取へ六を乘三斗六升取に可レ致、然れども上畑の反取と釣合を見、亦は土の善惡を考へ、增減勘辨あるべし、永取にするも右同意なり、取下の米を貮石五斗にて除き反取永に成、上畑反取永と見合善惡の儀は（一本作差略）仔細に寄べし、先は田取を畑取に直すは、右の心得

を體とすべし

野山開發損益之事

一野錢山錢納候場所、田畑に開發相願候とも、見合の上高入に可ㇾ成場所は格別、左もなきは見取場にて差置體の所は、縱野山錢と見取年貢と差引、見取の方格別御益有ㇾ之迚も、開發は不ㇾ可ㇾ然なり、其謂は知行渡の節、野錢山錢は貳石五斗を以て高に直し渡なり、當分の御益の樣にても、見取の分は高外にて知行渡に候故、御爲に不ㇾ宜

甲州大切小切之法竝算術之事

一甲斐國に大切小切といふ法あり、公納米辻の三分一を小切と號し、金壹兩に付壹石貳斗五升替の定直段を以金納に成、九月上納す、殘り三分二を又三ッ割、其一ッを大切と唱へ、其年の冬御張紙直段に三兩高を以て是又金納に成、殘り三分二を米納にするなり

米百石　本途見取共

此譯

參拾參石參斗參升參合參勺參才餘　小切

大切　貳拾貳石貳斗貳升貳合貳勺貳才餘

米納　四拾四石四斗四升四合四勺四才餘

右算法に曰、米百石を九に除き一二と成る、三を乗じ小切米を得る、右法へ二を乗じ大切米を得る、同四を乗じ米納ゝ米高なり、亦曰、國中（府中の最寄を云）の大切石數へ一五を乗じ、國中の小切米なり、惣小切米の內にて國中の小切を減じ、殘を川內領（富士川の東西川通皆山にて往來あり、岩山內を西川東淵へ掛、東海道富士川の渡りへ出るなり、右東西の山內西河內東河內といふ）の小切とす、亦曰、國中の小切へ三を乗じ、夫丈の本途見取米を得る、河內も同斷なり、又曰、小切米を一五にて除大切米なり、大切へ一五を乗小切なり、又本途見取米を二十二にて除、三升口米公納口米一ッに出す、右の內三升口引殘にて公納口米とす、公納口米は一石に付四升五合四勺五才（一本作レ六）なり、又曰、打（又曰以下一本には「本途見取米合せて之を乗じ三升口也、但納米一石に付三升宛也」とあり）返候口米を、三升口米公納の分には三四を乗じ、公納へ出る、六々を乗四出るなり、但納米一石に付三升ヅヽなり

小切之發傳來略記之事

一　甲州の小切の事、前には四石一斗四升替にて納候由、是は信玄領國の節の定直段なり、其節戰國の初なれば、高家の貢貫も薄く米穀下直にて、金一兩に五石餘も致せしとなり、然るに信玄在世の節は度々の出陣故、領分の百姓課役につかれ、軍用金差支候に付、主納の內三分一小切と名付、金一兩に

付四石一斗四升の高直段にして、九月納取立候由、是は其砌の過怠金の高直段と見へたり（按ずるに、信玄領國の節、通用の米相場五石一斗七升二合を、二割高にしたるなり）其後甲州表權現樣御手に入候ても、萬端前々の通の御制法なり、殊に小切直段其節の御藏米御張紙より高直段に付、前々の通三分一小物成の趣に聞へたるなり、權現樣御治世の節は、金一兩に五石替御定直段の由、大猷院樣御治世の頃は、右御半減に成二石五斗替に成候由、常憲院樣御治世の節より尙又半減に成、一石二斗五升被二仰出一なり、是當時の用處にて小切御定法定直段なり、古は過怠金程の高直成しが、段々米直段上り、新穀同前の安直段に成、當時用る御定法にても、其節の相場に引合ては高直段に可レ有レ之候得ども、其後金壹兩は七八年位の通用相場と見へて、是又安直段の石代に成る、然れども其後は引付と相成今に不二相變一、依レ之御代官代の度々御取箇の內見込、年々御取箇には差略ありといへども、取米の內何程は小切分とてわかちもなし、當時に至ては白分小切の分御救の安直段とは成ぬ

一　信玄領國の頃、小切直段四石壹斗四升と成事、一説に曰、右小切一度籾にして納る事もあるよし、其節金壹兩に付籾壹俵半替といふ事今に申習す、是を以て見れば、右籾壹俵は甲州米一俵三斗六升入の積りを以て籾の入目を極、依レ之籾拾壹俵半に三六を乘じ、米に直し候へば四石壹斗四升となる、古來の小切直段是より發るか、右發端を知るものなし

一　甲斐國にては公納口と名付、取米壹石に付四升五合四勺（一本作宛）五才餘出し、外上方筋の口米は壹石に三

升ヅヽなり、差引壹石に付壹升五合四勺五才他國より餘慶に出す、如何様の譯にて多く出すといふ事を甲州の百姓に知るものなし、爰に郡山侍從の臣算者信藤政右衛門恒佐（一本作レ作）といふ人の門人久津馬勘平清補考て曰、甲州は年貢納方前々は籾納なり、此の籾の時は甲州桝にて貳斗貳升入壹俵とするなり、（甲州桝といふは、京桝三升入の桝なり、京桝をも用れ共、今は甲州桝を用ゆ）一俵を米三斗六升の積りを以て納候、右籾納より考れば、甲州は壹俵に付壹升の口米なれども、甲州桝貳斗貳升なり、甲州桝にて壹升ヅヽ口米を出す故、京桝に直し候得ば、壹升五合四勺餘過に成よしなり、當時も右公納候は定式の納物に成なり、外に三升口米を出納候なり

同國郡內郡雜穀直段仕出之事

一　甲州の內鶴郡（一本作二都留一）郡內領は山中にて山畑成るなり、船運送の便無レ之故、田畑金納の處なり、然れ共田畑米取の場所にて、田米の御張紙直段にして三兩高なり、畑高も外々の通り石代三兩高に可レ成事に候得ども、右山畑麁地の所にて雜穀のみ作る所なれば、御用捨を以て畑米の御張紙直段三兩高三割安の定、其上にも其年に雜穀直段の高下を以て石代直段を取極、右算術に曰

一　去年の雜穀直段に當年の畑米直段を乘じ（當冬御張紙直段なり）去年の畑米直段を以て除き、當年の雜穀直段に成る、最大豆稗蕎麥も一應切夫々の直段を以て、當年の石代直段を作るなり

同領石間引之事

高一石五斗

上田一反分　石盛十五　厘五ッ取

内五畝分　石盛十五　畑成厘五ッ（一本作石間引）

外米貳斗五升（一本作五）　右同斷

殘五畝分

分米七斗五升　毛付

右は富士山下の田燒石砂にて埋り、畑に成所を如レ斯引なり、厘を居て高にて引法なり、實は被レ下切に可レ成を、古代より右の通仕來るなり

鎌倉永別之事

一　相州鎌倉邊は古來の形殘り、今に村々貫高なり、右の制は永高貳拾貫文を以て高百石に當、是を高に二割といふ、今鎌倉にての取扱は永別と名付、永別百文を高壹斗八升七合に當るなり、永別に一八七を乘じて反高出る、但右高に當りは大積と見へて碇と不レ合、是は御料御代官成瀨五左衞門の作法

にて、大數を合置の由申傳なり

一　永別壹貫文の田地坪數究りなし、壹貫文に八百坪七百坪、或は七百五十坪も有之なり

一　同所村方の外は、八幡領の地一反歩小作致候得ば、右一反の所縦ば永別に積り、壹貫五百文の場所に候得ば、右永別百文に付拾七文ヅヽ、反錢と申を懸候、此分御料永別の内へ加へ、右反錢へ壹斗弐升八合八才を懸取箇取なり

右反錢十七文は永と見へたり、小作一反の處、永別に積り壹貫五百文に成、百石に付十七文を掛れば、壹貫文の永百五十文に成り、壹斗貳升八合八勺六才取を付ると見へたり

八幡への小作米納を右地所へ懸け、亦候公儀へ年貢納候へば八重納なり、然れども古來より地所の廣きを見込取と見へたり、尤永小作成べし（永小作とは、代々小作をするを云べし、十ケ年以上田畑を小作致し候へば、永小作として、無差支に取離候事成がたし）併八幡の田畑を借りて公儀へ取箇を取候様なるものなり、定て往古意味有之と見へたり、此譯知る者なし

一　永別検見有之之時の反錢も、夫だけ引るなり

一　永別川缺有之之節は、反錢も夫だけ引るなり

一　棟別永別有之之、是は屋敷反別に懸るなり

奥州四一高并七百文替出目永之事

一 奥州伊達信夫二郡の內に四一高と云あり、亦七百文替出目といふあり、右いづれも取立ものに用ゆるなり、但四一高七百文替は、出目取箇の增減に抱り、右仕出し左に記す、右兩樣の發り知る者なし、諸區々なり、是亦左に記す

取米合七百石六斗四升　本途

內米三百五拾石三斗二升　米取

永五拾貫四拾六文　永取

此米三百五拾石三斗二升　但金一兩に付七石代

是は田畑取米にて永取なり、取米を二ッに割、半分は米、半分は永取に成、定直段七石代を以永に直す、是を半石半永といふなり、關東二石五斗替の心なり、羽州は六石代なり

四一高幷夫錢仕出之事

一 永拾貫貳百五十三文三分　夫錢

但四一高一石に付永六文ヅヽ

此四一高の仕出し樣、本途米を四ッ一分の免を以除き四一高を得る、四ッ一分とは古來の定免厘と云り、此をもつて古來の高を仕出す、此夫錢の古來引付の掛物成ればなり、右四一高一石に夫錢

永六ツヽ往古より取來なり

七百文替出目仕出之事

一　永五十貫四十六文　　元永

此口永一貫五百一文四分　　但一貫文に付三十文ツヽ

合永五十一貫五百四十七文四分　　年々増減 夫錢

一　永拾貫二百五十三文三分

一　永六拾三文　　柿木役

一　永五貫九十八文　　定納 足前

四口合永六拾六貫九百六十一文七分

内十七貫八拾八文八分　　引

此四一高千七百八石八斗八合　　但四一高百石に付一貫文と見て引落す

殘四拾九貫八百七拾貳文九分　　元永に成

此出目永貳拾壹貫三百七拾四文壹分

此出目永取法、元永を七百文に除、七十壹貫貳百四十七文と成る、出目永三百文を乘じ取るな

り、此頃は永七百文を以て金壹兩に通用せし處、今永壹貫文を以て壹兩にするなり、依之三百文の永を取るなり

右四一高幷七百文替出目仕出し、算術前書の通なり、然れども右の發其所にても知るものなし、爰に御代官長谷川庄五郎の考左の通り

一　四一高といふは、惣取米を掛、四斗壹升俵に直したる俵數の儀を云

一　足前は古來役家壹軒に壹ヶ年を三百六拾四日に極、一日一文ヅヽの積りに納來候得共、增減入組候に付定納役に成り、壹ヶ年三百六拾文宛納る、柿木役右同斷

一　出目永取立は、元永に壹零三を乘じ元永口永とも出る、此内へ夫錢前足柿木役を加へ入れて、永都合之內四一壹俵に付永拾文宛諸入用を兗じて引之、殘永を出目仕出し、元永を七にて除き金高に成候、此金壹兩に付三百文ヅヽの出目を取るなり、是は當金壹兩は永壹貫文に對樣する謂なり、依之右七百文壹兩の金高へ三ッ乘じ出目永を仕出すなり、此出目永へ口永を懸るなり

附中山喜作奥州川俣の節相糺候趣追加

一　夫錢をば寬永年中、上杉播磨守羽州米澤奥州福島三十萬石一領の節、江戶上下の時分、白川迄夫人足相詰候處、其後右人足の儀、四一高百石に付役永六[illegible]文ヅヽ相納候引付の由

一　足前是も右一領の節、米澤城中へ薪代迄人足、四一高百石に付壹人六分宛なり、夫役人足相詰候處、米澤領の儀例年雪深く、遠方殊に難所を越候儀迷惑難儀の段相願、其節流木足前と名付、百姓家壹軒に付役永壹文ヅヽ、壹ヶ年三百六拾文ヅヽ相納候引付の由候事

一　柿木役是又米澤城中造正納來候處、難儀の旨相願候處、正納差免、柿木一本に付役永三文ヅヽ申付候引付の由

一　七百文替出目右一領の節、夫錢、足前、柿木役、茶園役は永七百文にて金壹兩の定、其外は永壹貫文を金壹兩の積、兩樣相納來候處、其後伊奈半十郎支配の節、兩樣にては割賦間違可有之、吟味の上平均壹貫金壹兩に上納仕、三百文の分七百文替出目と名付取來候のよし

（參考）一本此項の前左の數項あり

又云

一　足前取立之儀、古來の四一高六十二石五斗を役家一軒と定め、足前と名付、右役永壹軒に付、一日永一文宛之積り、一ヶ年三百六十日と極め、永三百六十文宛取來る

一　出目永取極有間敷、併かへ物之儀、前書之外に茶園役定納永を加へ、五日合て差引也

一　宅永と出目永計へ口永懸り、外永へは口永かゝらず

一　私に云、四一高並出目夫錢足前之法、奧州一國都て用ゐ之といふにもあらず、然るに古傳に古來と云は、上杉百萬石領知之節を云て云か、伊達信夫郡専ら用ゐ之、上杉領知減少以後右法不用所も有べし、又上與之樣子村備により、領知外にも有之法を届ふるも有べし、有之法變りを云時は、上杉を始とすべし、其謂は羽州米澤は、代々上杉家の持城にて當時居城たり、此城付領知同國置賜郡付々

納物之内に、夫錢足前といふは、奥州の夫錢足前も右に准ずべし、但羽州には四一高七百文替目と云は無レ之、奥州伊達信夫は、上杉家臣直江山城守給地之領分たるに依て、自分の作法を以、右兩様を定むと見えたり、今諸士拜領の地に家々之作法有、御領定式之法とは格別異也、直江の領地も右同斷たるべし

一　奥州村々古來は定免の地と見へたり、四一高を以役永數を定めるは、永米定免ならでは極めがたし

一　羽州には取立る夫錢と云は、古來米澤城内臺所入薪取候場所無レ之、村方は他所之山を調、遠方引取納候故、いづれも運送道法遠く、失却多く及二難儀一候故、百姓願に付持高一石に永六文宛薪代を出し、是を夫錢と號し取立來候由、尤城内に遠近之村共に、薪納候儀此節より相止み、右之法を以夫錢取立來候段古老之說也

又曰

一　同國足前といふは、同國の内大石田河岸（酒田濱より三里手前なり、清川通の河岸なり、酒田湊へ通ず、御城米津出しの河岸なり、）より米澤城内迄の行程三日路程（米澤領は海へ遠く、四方山にて取廻す、然れ共打開きたる所也）の處、百姓役に城詰の鹽を牛にては送り候處、是も人夫牛馬夥敷懸り、往還の里數遠く失脚多、其上百姓の業の妨成を以役永納に願、家壹軒に壹ヶ年日數三百六十日の積りを以て、一日永壹文宛永納に仕來り候引付を以て、今定納物に成取立られ候由村老申候、右の類は當時跡方もなき納物なり、是等の類奥羽兩國に數多し、先年奥羽御代官後藤庄左衛門へ歎レ之、如レ是の類は私領上知の節右跡方もなき物の分は御免許有レ之候へ共、年久敷納來候品故御免無レ之、通し候て引渡し候か、亦は請取候御代官より、吟味の上免許伺可レ有レ之事なり

一　右兩様納物、羽州村々にはあらず、城付の村々計なり

一　四一高の説區々にては礎と其起を知るものなし、前書三説の内初説尤なり、四一俵と見るを次とす、いづれも落る所は同意なり、四一高といふは、高に極る所歴然なり、然れども一俵一石と見るとも謂あり、御藏米にて被レ下御旗本百俵取は百石といふ、但御張紙參拾五石を百俵と立るは、三ッ五分の物成詰を以て如レ斯、然ば四斗壹升俵に廻し、高に見るも右の心なり、然れども四斗壹升を四ッ壹分と見る時は、四ッ壹分の免を以て高を見る方利方近し、且俵を見るには、四一俵壹俵に付永拾文宛諸入用を免ずと云事故取付成べし、此引落の永の儀、何れにしても利なり、かた〳〵如何の譯にて四口合永の內、四一高百石を永壹貫文の位と見て引殘を、元永にする事か所のものも知らず、前々古老の役人も知るものなし、長谷川氏の案の通、四一俵一俵に付永拾文宛諸入用を免ずと云もつまらぬ事、此免じ方如何樣の意味を以て免ずるや不審なり、此四一高のこと普く尋るに、今に知る人に不レ逢

一　七百文替出目永の儀は、御取箇の增減に拘候納物故、是等の場所は取箇付るに心得あるべき事なり、亦七石代をもつて半永を納るを以、百姓德分多き樣に見ゆれども、是も實は三石六斗餘にも當るなり、奥州は上方より一倍違の國なれば、上方關東奥州の釣合三石六斗にて符合するなり、古人是を以て石代の定直段を極たる事と見へたり、委しくは左に記す

一　高貳百石　免五ッ
　　御取米百石

内（五十石米納 / 五十石永納）

此永七貫百四拾貳文六分

一永貳百四拾文三分　本口永

四一高百四拾三石九斗貳合四勺

一永壹貫四百六拾三文四分　夫錢

一永壹貫四百文　足前

但役家三軒五分、但四一高六十二石五斗を以一軒とす、一軒に永三百六十文ヅヽ

一永拾六文九分　柿木役

五口合拾貫貳百四拾壹文貳分

内二貫四百三拾九文四分

殘永七貫八百文

此出目永三貫三百四拾三文八分

此口永百文三分

小以永三貫四百四拾四文四分

此米貳拾四石壹斗八合　但七石代

米合百貳拾四石壹斗八合高に六ッ三分五毛餘内一ッ二分五毛出目分厘付增
永七貫百貳拾貳文六分　半永
此米五拾石　但七石代
內貳拾四石壹斗八合　出目米永
殘貳拾五石八斗九升貳合　兩に三石六斗貳升二合に當る

追加

米代永七貫百四拾貳文九分
出目永口米共　三貫四百四拾四文壹分
合永拾貫五百八拾七文
永納米五拾石　兩に四石七斗二升三合七勺に當る

四六出目之事

一　上州群馬郡の內村々に四六出目といふ納物無レ之、是は俵入の出目米なり、上州四斗入に貳升の延米を加へ、四斗貳升にして納るなり、此外六升ヅヽの出目米定式の納物と成上納する事なり、尤年々御年貢增減により、此出目も增減あり、外々に無レ之餘慶の納物なり、此發はいかにと尋るに、右村々古

來私領の節、物成の內籾納有レ之、此籾翌年又は三年程にて、入拂にて拂に成けるに、地相場より格別直段能代金の納に成候由、扨籾壹俵は四斗貳升入の米を、五合摺の積を以て八斗四升入なり、年々大方右村々一統入札して買落し、引分け俵數に隨ひ金納にせしなり、然るに或年右籾領主にて直摺立の積にて入札無レ之、右の趣に被二相觸一候處、領分籾納の村々摺立の儀達て相願ひ候に付、然る上は摺立米を以て上納可レ致旨被二申付一、摺立奉行申付爲二摺立一候處、籾壹升六合摺にいたし、籾壹俵に付摺立米五斗四合ヅヽ出し候に付、勘辨を以て右の內貳升四合は百姓に給はり、四斗八升を壹俵として年々米納可レ致旨、一統に右の積被二申渡一、夫より籾納は相止候よし、其後右村々上地に成り、御代官所と成候節、俵入の儀は御料一統に四斗貳升入に相成、外六升の出目米別段に納被二仰付一、今以納レ之、是を四六出目と申なり、是等の儀御料所へ相渡候節、懸り役人の心得を以て、俵入を郡中並に四斗貳升入として可二引渡一事なり、都て籾摺の儀其籾性により、亦は籾は拵によりて六合四勺に至り、又は至て實張能は七合迄も摺物なり、然れ共平均に如レ斯には無レ之、（一本稻の下、「などは五合摺にも當らず」との文字あり）深場所又は麁田の稻、或は上出來の稻抔は實入能、籾の皮うすく米を餘計に引なり、深田水冠の下出來の稻は、籾の皮厚く米の實張なし、摺立の時くだけ、或は青米死米等多き故、撰立米少々ならでは無レ之ものなり、如レ斯甲乙を平均して五合摺の定法に定めたるものなり、是古哲の勘辨なり、群馬郡は高場にて用水の懸引自由にして、土地亦よろしく、田二毛作の所なり、依レ之籾摺は多分の米を摺べし、無二甲乙一所なり

宿六高掛金荏大豆餅米納之事

一　御傳馬宿入用米　　高百石に付六升掛り

右は御傳馬宿、竝助郷村々ともに御代官所總高割賦、年々免狀に載、取立は淺草御藏へ納、御勘定に組仕上可レ被レ伺候

一　御藏前入用金荏大豆餅米納之事

右は東海道御傳馬宿、幷助郷村々、但助郷無レ之所々、東海道定助に准じて可レ有ニ免除一候

中仙道　　高札相立有レ之
日光道中
甲州道中　　御傳馬宿、竝奉行證文有レ之
奥州道中
佐倉海道　　助郷村々は可レ有ニ免除一候
美濃路

一　六尺給

右の通、年々免狀に書載取ニ立之一、淺草御藏へ納、御勘定に組可レ被ニ仕上一候、野米夫錢相納候村々、

其外右道中筋御傳馬宿〻竝助郷村々の方は可ㇾ被二相除一候

一　穢多おんぼう持高の分へは、書面の品々可ㇾ被二相除一候

右諸役高掛の儀一同に無ㇾ之由に有ㇾ之候付、當寅年より書面の通取立可ㇾ被二相伺一候

但古來より仔細有ㇾ之諸役免除の地は、其趣を以て可ㇾ被二相伺一候

寅三月

組頭
吟味役
御勘定奉行

右は享保七寅三月被二仰出一候御書付の寫なり、但御藏前入用は、高百石に付永貳百五拾文懸りなり、荏、大豆、餅米は年々御割賦出候なり、御傳馬宿入用は、寶永四亥年より被二仰出一なり、初心の者爲二心得一記ㇾ之なり

道中宿次心得之事

一　道中筋は勿論、在々村々共に支配所の外、手代より無賃の宿次出す事不ㇾ成事なり、但御用に付相通候節、馬觸の宿次は格別に付、其外宿次出候得ば、江戸表役所より陣屋迄の里數に隨ひ、御定の人足賃

錢に宿々請取帳を相添、宿次狀箱を遣すなり、宿々にて右の帳面に人足賃錢請取印形して、先々へ右狀箱ともに繼送り候なり、但夜は人足二人を立るなり

一　宿次無賃にて繼送る事、御證文を以て繼送るなり、此宿次御證文は、御老中、京都諸司代、大坂御城代、駿府御城代、町奉行の外不成例の由、先年坪內能登守より東海道日阪宿への呼出狀、傳馬町馬込勘解由方へ相渡し、勘解由方より日阪宿迄宿次にて遣し候處、此段後日に相聞へ、能登守無念に成候由申傳なり

地方落穗集卷之五　終

地方落穗集卷之六目次

地方落穗集卷之六

反高之事

一　芝地或は明地等の場所新田に取立候へ共、出百姓も無ㇾ數開發兼成候か、又は土地悉く不ㇾ宜、作物出來兼候場所は、先位なしに反別を改、相應の取箇申付候、如ㇾ斯の場所を反高にて差置なり、如ㇾ斯の場所に上中下の位を積り、高に結びては高掛り物も勤兼候故、反高にて差置なり、畢竟見取場同樣にて見取場とは意味違ふなり

込高之事

一　込高といふは、御料には無ㇾ之事なり、御料より私領へ知行渡の節、縱ば只今迄の知行五百石の物成四ツ取に候處、所替に付此度三ッ五分の村高にて相渡候時、先知五百石の取米を、此度可ㇾ渡村方の三ッ五分を以て割ば、五百石より高多く成なり、此多成高の分を込高と號し渡すなり

延高之事

一　延高といふも是亦知行渡の節の儀なり、先知行は三ツ五分の取に候處、此度渡村四ツの厘付候得ば、先知の取米を四分にて割なり、然る時は先の方より減ず、其減分の高を延高といふなり

無知高之事

一　無地高と云は、高は有て地所のなきをいふなり、是は上中下反別に位切に石盛を掛、高を寄立る時、水帳の村高より不足するを無地高と云なり、尤此不足の分吟味の上、割付高之脇書の內何程無地高と記す事有レ之なり、國々都て是等の類、多くは檢地の節竿違等有レ之事なり、又古來の山崩川缺水堀川成等の永引可レ立類を、不埒に仕來候類を、當時持主村役人も一向不レ存有、反別より高の多きも有レ之、是等の類は無地高なり、亦石盛不埒にて、申傳計りの村抔も間々有るなり

色高之事

一　色高と云は、楮漆靑苧くど眞菰高抔を云なり、是等の類田畑作の外、助成に成る品を高に結び、取を付るをいふなり

知行渡口米永之事

一　御代官檢見以前知行渡に成る時、口米永の儀此度被レ致二加増一候衆、分限增地共に千石の人に候得ば、口米永を不レ取立二相渡、增地共千石餘の衆へ鄕村引渡候には、口米永取立の當物成の御式の由

一　十月より十二月迄に渡知行、千石以上は口米永四分三御代官へ被レ下、四分一（一本作給所）跡取へ被レ下候なり、千石以下は不レ殘跡取へ（同上）被レ下候由なり

右は元祿年中畑井助三郎御加增新地にても、高千石と有レ之時、御代官へ四分三被レ下候、藤堂伊豫守米倉丹後守へ御加增の節も、右同斷なり

口米永之事

一　口前永の儀は、關東は取米三十五石に付一石宛なり、是本石三斗五升俵に付斗立壹升ツヽ、口永は一貫文に付三拾文ツヽなり、上方筋遠國の口米は斗立壹石に付三升ツヽなり

一　口永の儀御代官にては、元永三十二貫文に付永一貫文なり、壹貫文に付永三十一文貳分五厘に當る、此口永の割、古來の銅錢四貫文に付鐚百貳拾文ツヽ取しと也、此百貳十文を四貫文に割ば永三拾文に成る故、三十文を懸取來候處、其後九六錢に成四文の出目有レ之故、長錢百貳拾文へ四文を加へ百二十四文に成、亦百貳拾四文へ一文を加へ百二十五文に成れり、是を四貫替に割ば三拾一文貳分五厘に成、是を三一二五の法といふ、然る處享保子年より、口永都て永壹貫文に付三拾文ツヽ可二差出一

旨被₂仰渡₁候なり、古法は口米永御代官へ被₂下候處、其後諸入用米金被₂下候に付、口永口米は上納物に成なり

御代官諸入用御定之事

山城、大和、攝津、河內、和泉、播磨、近江、美濃、伊勢、三河、駿河、遠江、信濃、越前、相模、下總、安房、武藏、常陸、上野、下野、上總、甲斐、陸奧、出羽、伊豆、飛驒

右國々御代官所　但（五畿內　關東）（北國海道　東海道筋）

五萬石に（金五百五十兩　米七十人扶持）　但一萬石に付（金百十兩　米十四人扶持）

一　中國筋

備中、備後、丹後、但馬、美作、石見

右國々五萬石に（金六百二十兩　米七十人扶持）

但壹萬石に付（金百二十四兩　米十四人扶持）

一　西國筋

豐後、豐前、日向、筑前

右國々御代官所

一 高五萬石に金七百兩米七十人扶持 但壹萬石に付金百四十兩米十四人扶持
右の割を以
高壹萬石より內は、三萬石の御入用可レ被レ下候
高三萬石餘四萬石の分、御入用可レ被レ下候
高四萬石餘五萬石の分、御入用可レ被レ下候

一 高五萬石餘は、壹萬石に付金五拾兩、拾人扶持割增を以、其支配高に應じ可レ被レ下候
但五萬石以上は、九千九百石餘迄は可レ被レ下候六萬石より、右壹萬石の入用米金可レ被レ下候

一 壹ヶ年入用米金、二月七月十二月三度に可二相渡一候
但銀遣の場所は入用渡の節は、相場を以銀にて可二相渡一候

一 御代官御役御免、亦は相果候節は、右入用米金月割を以相勤候月迄の分可レ被レ下候間、雜々其心得を以諸入用手代給分等可レ被二相渡一候

一 跡御代官被二仰付一候ても、先御代官其年の御勘定仕り候はゞ、一ヶ年の分御入用被レ下、跡御代官へは翌年の分入用可レ被レ下候

一 上地請取、亦は知行渡の節、縱ば五萬四千石の御代官上知千石請取、又は五石五千石の御代官千石知行に相渡し候類にては、一萬石の入用の儀は月割を以增減可レ有レ之事、右の通御定書享保十巳年

九月出候、初は關東筋五萬石六百兩の割にて候處、壹兩年過御入用減少之沙汰有レ之、其節御代官衆より諸入用の內、五萬石にて五十兩ヅヽ差上、當時書面の金高に成、外國々准レ之

御用被ニ仰付一候節御扶持方高に寄增減之事

一　高七十俵より九十俵迄　五人扶持　一高百石より百四十九石迄　七人扶持　一高百五十石より貳百石迄　拾人扶持

一　高貳百五十石　拾人扶持　一高八百石より九百九十石迄　貳拾三人扶持　一高千石　貳拾五人扶持

是は五拾石に付　壹人扶持增

一　高三千石　四拾六人扶持、一高一萬石　百五十人扶持

是は百石に付一人扶持增、是は拾萬石迄壹萬石に付五十人扶持

右の通御扶持米出候、當分の御用被ニ仰付一被レ遣候時も、一倍增も有レ之、五割增も有レ之

御代官所の外御用相勤候節、御入用被レ下候御定之事

一　御代官被ニ仰付一候論所檢地

但　關所無レ之所は二十五里迄五割增、二十五里より外は一倍、右何れも出立の日より歸着まで請ニ取之一

一　手代給米一人に付一ヶ年五十俵、月割を以可レ被レ下候

但（検見前に候はゞ、只今迄の通一人に付三人扶持可レ被レ下候、其外右に准じ、検見後に候はゞ、書面の通月割を以可ニ請取一）

一　足輕壹人ニ付壹人半扶持　但夜扶持

是は割増相止み江戸出立より歸府迄、一人半扶持可ニ請取一

一　手代並足輕小者、御代官所並御預り所、其外とも木錢被レ下レ之

一　綸師一人に付（旅籠錢五匁、一人扶持、御見馬一疋）　五割増（御用の品に寄名差候へば關を越候共不レ越候共、一人扶持五割増の積）

一　竿取一人に付（賃銀二匁、一人半扶持）　但（御用の品に寄可ニ相立一候へば馬は相止、關越候共不レ越候共、一人半扶持の積り、右木錢可レ請ニ取之一）

一　筆墨紙蠟燭入用可レ被レ下候、但（筆は二對物・墨は一挺・紙は一匁形、蠟燭は二十目掛可ニ相用一候、御用の品により可ニ相立一候）

手代検使御入用被ニ下候御定之事

一　給米一人に付一ヶ年五拾俵の積、月割を以可レ被レ下レ之候

検見前に候はゞ、只今迄の通一人に付三人扶持、（關を不レ越時は、不ニ割増一、關を越候はゞ一倍）　但（中田、房川渡、松戸、市川）　御關所越候共、關所不レ越に准ず、關所無レ之所は、貳拾五里迄は五割増、貳拾五里外は一倍、何れも出立より歸府迄日數可レ請ニ取之一

一　手代一人に付本馬壹疋、雇小者一人に付賃銀一日一匁五分ヅヽ、

一　竿取一人に付（賃銀二匁、一人半扶持）　但（御用の節品に寄可ニ相立一は相止、扶持方十割増候共不レ越候共一人半扶持の積り可ニ請ニ取之一）

一　船渡川越賃入用可レ被レ下レ之

一　筆墨紙蠟燭入用可レ被レ下レ之、但筆は二對物、墨は一挺一匁形、蠟燭は二十日掛、尤御用の品により吟味の上可二相立一候

一　見盤水繩同枠書物入候箱代入用可二相立一事

但是は御用の品に寄、其時可レ及二吟味一候

一　論所地押等可二申付一候はゞ、右の事令吟味の内に可レ致、出入相濟役場へ不二罷出一候はゞ、筆墨紙蠟燭入用計可レ被レ下レ之

御廻米破船見分手代御入用御定之事

一　手代一人に付三人扶持、但關所の譯前に同じ

右御定書是亦御代官諸入用御定と、一同に御書付出るなり

諸役人定式之外勤方に付御禮に可レ廻式之事

一　御役替、御代官支配所替、同增御預地、御代官所御暇御目見、總領御目見、御番入屋敷拜領、御褒美拜領願に付、御城にて御役御免の節

但病氣に付名代跡目被二仰付一候節、閉門御免養子被二仰付一候節

右は御老中若年寄不ㇾ殘御禮に廻る

一　御代官檢見其外御用被ㇾ仰付ㇾ候節

右は御用番御掛三奉行へ相廻る

一　支配所に發足の節御屆參府、歸府の節御屆

右は御用番御老中へ廻る

一　屋敷場所被ㇾ下候節、湯治御暇、竝歸府の節

但病氣に候はば不ㇾ相廻ㇾ

右は被ㇾ仰渡ㇾ候御老中、御用番御老中へ相廻る

一　縁組被ㇾ仰付ㇾ候節

右は申上候御老中、竝御月番御老中、被ㇾ仰渡ㇾ候頭計へ廻る

一　御番遠慮御免之節

右は被ㇾ仰渡ㇾ候御老中計へ相廻る

一　誓詞相濟候節

右は出席の御老中御月番御老中へ相廻る

一　不相應にて御役御免之節

右は御禮に不ㇾ及、罷歸愼可ㇾ罷在ㇾ

一 倅養子に遣し候節

右は不ㇾ及ニ御禮一

一 御役人御勘定衆右に准、書面の外は其節に至り相伺可ㇾ申候

一 御勘定御使の節、或は當分御用

御殿月番等被ニ仰付一候節は頭計、但使の儀は品により、御掛の御老中頭中不ㇾ殘相廻可ㇾ申候

御代官參府御目見之事

一 三州より上方竝奥羽の御代官は、參府の節箱肴或は鳥目一貫文にて御目見、御暇の節御目見も有ㇾ之、亦御老中被ニ仰渡一も有ㇾ之、何れも時服御金御羽織等拜領有ㇾ之なり

一 越後、信濃、遠江、駿河、御代官參府の節、箱肴鳥目にて御目見御暇の節は、前々より拜領物無ㇾ之

御役料返納之事

一 御役料返納の儀、六ケ月迄の內御退役候はゞ、請取候分可ㇾ致ニ返納一候、七ケ月へ入候はゞ不ㇾ及ニ返納一、勿論其請取御役料其年の內退役候はゞ、可ㇾ爲ニ返納一候

元祿三午年七月

一　春借米にても、夏借米にても請取候以後は、何月相果候とも不ㇾ及二返納一、跡目有ㇾ之も無ㇾ之も同前なり

一　父子とも御切米取にて、春御借米にても親子ともに請取候以後、父相果子跡式被二仰付一候はば、子の御借米請取候分不ㇾ及二返納一に、各御切米より子の分上り候、又地方にて取來候も同然の事

乘物御斷狀之事

一筆啓上候、私來何年五拾歲罷成候、右の通日本の神僞にて無二御座一候、依ㇾ之乘物御斷申上候、恐惶謹言

年號エト月日　　何之誰 名乘書判

御目付不殘宛殿付

右の通僞無二御座一候、拙者支配に付如ㇾ斯御座候、以上

何月　　御勘定奉行不殘居判

右は奉書紙二ッ折、片表に本文を認、御本丸御目付計認、上包は美濃紙折掛、上書は乘物御斷狀と相

認め、御殿へ御代官持參差出す、裏書は御殿にて出る

御代官皆濟御屆之事

拙者御代官所武藏下總高何萬石何千石餘の分、去何年御物成一昨幾日迄上納皆濟仕候

一　御廻米幷御藏米入用、其外去何年可二取立一分金子何百兩餘の分、今幾日迄不レ殘上納皆濟仕候、以上

何月幾日　　何　之　誰

右の通糊入半切に認め、上包美濃紙折掛、上に姓名を記し、御月番御老中へ御代官持參、尤支配御勘定奉行へも御屆出す

御代官引越之節、御關所通手形一件之事

一　女通手形認候には、下書を以て月番御留守居の用人へ爲レ見、得と加筆候上にて本紙可レ認、兎角加筆は不レ許候間、兼て差心得少々のテニハ抔可レ被レ直處を拵見せ候事秘事なり、本紙は厚程村紙に認、御殿御勘定所へ御代官持參、但外壹通御勘定奉行の控を認め、兩通とも組頭を以差出すなり

一　御留守居名認樣、用番の名を初に認め、殘るは先役次第順に認るなり

一　右本紙御勘定奉行裏書御濟候上、御留守居へ差出す、其上にて書替手形相渡るなり、尤畢付よごれを改可ニ請取一

一　御月番書替初判申請、名順に屋敷へ持參致し判を請るなり、加判請に罷越候旨申入、右證文取次の者へ相渡候節、裏表共改見せ、よごれ等無レ之旨相斷可レ渡、判相濟相渡候節、得と改可ニ請取一若少にても無ニ心元一事有レ之ば、其旨斷依ニ挨拶一可ニ請取一、取次の姓名かどたゝぬ樣に可レ承事、右何れも手代の勤なり

一　乘物は手形に書載るなり、戸無きは駕籠なり、手形に書載に不レ及、但江戸辻駕籠にても、敷居鴨居戸有レ之は乘物なり、敷居鴨居無きは駕籠に成、鋲打は輿乘物になるなり

一　振袖は小女に成、脇詰は大女に成るなり、少にても惣髮の先切れ候得ば、髮切に立候なり、前髮は髮切にならず、（一本まゆ以下なし）まゆも有レ之も留袖は大女なり

一　丸棒は駕籠丸棒にても、引戸は乘物打上にても、角棒成るは乘物なり

一　手形に駕籠と申儀不レ成事なり。乘掛なれば女何人と計認るなり、乘掛と申儀文言に不レ認

一　當月取候手形、來月晦日迄は用ひらるゝなり、三ヶ月に越ば不レ成、滯子細有レ之ば、其旨申取直すなり

一　地廻りの乘物駕籠と、道中の乘物駕籠と譯違なり

手形認樣之事

本書左の通

女上下五人、內髮切壹人、小女二人、乘物貳挺、從江戶奧州梁川迄差遣申候、房川渡、中田御關所、無相違罷通候樣、御手形可被下候、右は私手代何の誰と申もの、妻同娘、何の何兵衞と申ものの母、同娘幷下女に御座候、此女に付六ヶ敷出入出來仕候はゞ、私申披可仕候、爲後日證文仍如件

本文より一字半下り

享保十七壬子年七月　何之誰書判

月番

內藤越前守殿　大久保下野守殿

諏訪若狹守殿　松平阿波守殿

右裏書左の通

表書の女五人、內髮切壹人、小女二人、乘物貳挺無紛候間、手形可被下候、拙者共支配に付如此御座候、以上

子

七月　御勘定奉行不殘連印、先官を末に記す

右之外御勘定奉行へ出る書付左之通

女上下五人、内髪切壹人、小女貳人、乗物貳挺、從江戸奥州梁川迄差遣申候、房川渡、中田御關所、無相違罷通候樣、御留守居宛の私手形御裏判可被下候。右は私手代何の何右衞門と申ものの妻同娘、何の何兵衞と申者の母同娘幷下女にて御座候、若此女に付以來六ヶ敷出入出來仕候はゞ、私申披可仕候、爲後日證文仍如件

享保十六己子年七月　　何之誰書判

御勘定奉行先官順殿付

御留守居手形（一本手形の上書替二字あり）左の通

女上下五人、内髪切一人、小女二人、乗物貳挺、從江戸奥州梁川迄罷越候、房川渡、中田御關所、無相違可被相通候、何の誰手代何の誰と申者妻同娘、何の誰と申ものの母同娘幷下女の由、誰方へ被致書面其上筧播磨守殿、松波筑後守殿、松岡佐渡守殿、細川丹後守殿、松平兵部殿斷に付、如斯候、以上

享保十七子七月廿七日

越前印

阿波印

若狹印

下野印
房川渡
中田（一本作役人）
人改中

右手形栗橋御關所へ持參、番所の手前にて駕籠下し、駕籠の戸を開き、から駕籠にして番所の向へ居置候、侍女を召連誰手代何の誰と申ものにて、御關所の御證文を持參致旨申レ之、椽の上へ上る、女は下に置、御證文を出す時、番人罷出御手形を請取、女の髮を解かせまげを見る迄にて相濟、女は先へ船場へ遣し、番人帳面致ニ持參一手代の名計書留、致ニ印形一相返す、是は跡にて定式の文言書載候由、其節手代認候樣にては道中滯候に付、番人用捨を以手廻の爲如レ斯致與候由、爲ニ心得一記すなり、箱根横川等にては、女を改る姥有レ之、駕籠の內へ顏を差入改、駕籠より出る事なし、房川渡御關所には右姥無レ之、番人改候に付駕籠より下し椽際へ連行、改を請ると見へたり

一　御代官家內引越も右同斷、手形文言テニハ違有レ之より、依レ之六ケ敷方を爰に記す

一　房川渡御關所は、栗橋支配の御代官の掛なり

諸國御關所名目并道筋之事

一　小佛甲州筋より八王子先駒木野村　一　新口下野、舘林、川俣足利、佐野、筋　一　横川信州筋碓氷の事なり

一　房川渡（佐野、下野、中田　奥州）筋　　一　市川（上總、下總、安房）筋　　一　松戸常陸筋

一　關川（越後、加賀、佐渡）筋　　一　福島（美濃、京）筋　　一　大戸草津筋

一　關宿（常陸筋なり　船路を改る）　　一　杢橋（横原　越後）筋　　一　箱根　京　筋

一　今切上方筋　　一　根府川上方筋

一　遠州氣賀（此御關所は御老中方御判無レ之候ては、女は不レ通、御留守居方御判にては通りがたし）

女手形出所之事

一　江戸より出る女は　御留守居　　一　京都より江戸へは　諸司代

一　大坂より江戸へは　大坂町奉行　　一　筑紫（中國　四國）筋　大坂町奉行

一　和泉堺より江戸へは　（堺町奉行　刈谷城主）　　一　駿河より江戸へは　駿河町奉行

一　美濃より私領へは　御代官　　一　（東　西）三河より江戸へは　（西田原城主　東刈田城主）

一　渡海鐵砲女一切御停止の事

一　甲州より江戸駿河へは、甲州御勤頭同前、御代官より口留番所へ切手判出す

一　相州御崎、伊豆下田今は浦賀と云、其處の奉行通船荷物相改候事

鐵砲改一件之事

一　鐵砲改の儀、向後は關八州は貞享四年被㆓仰出㆒候趣に相心得、鐵砲改役へ相伺可㆑請㆓差圖㆒事

但猪鹿猿多出田畑荒候節は不㆑及㆓相伺㆒、御料私領寺社領共に月日限りを極め、玉込鐵砲にて爲㆑打、其段早速鐵砲改役へ可㆓相屆㆒候、打仕廻候はゞ鐵砲取㆓上之㆒、是又其旨改役へ可㆓相屆㆒候事

一　江戶十里四方は、獵師たりとも一切鐵砲取上可㆑申事

但猪鹿猿多出田畑荒し、人馬にかゝり難儀に及候はゞ、鐵砲改役へ相伺可㆑請㆓差圖㆒事

一　關八州の外國々鐵砲改役人へ例年證文差出候事、以來は不㆑及㆓其儀㆒候、尤猥に無㆑之様、御料私領寺社領ともに急度可㆑被㆓申付㆒候事

一　先規より百姓に預り置候免許玉なし、鐵砲向後無用に可㆑致事

享保二年酉五月

御代官支配へ書上鐵砲一件の事

一　鐵砲の儀關八州は、百姓共に鐵砲所持仕候儀御法度にて、猪鹿猿多く出て田畑荒し候得ば御斷申上、享保二酉年迄玉込不㆑申、威し鐵砲に御座候、同年御觸に付、其以後は月限日限を以玉込鐵砲御座

候、尤断申上候處、又候享保十四酉年より不ㇾ及ㇾ其儀、猪鹿打候鐵砲百姓に預け、四季ともに爲ㇾ打、尤初の節鐵砲改候證文差出、翌年より正月中一度ヅヽ鐵砲改候證文差出べく旨御觸に御座候

但江戸十里四方は一切鐵砲爲ㇾ打候儀御停止に付、御鷹野場は御鷹匠頭へ承合、二月より十月十五日迄日限に貸渡、鐵砲爲ㇾ打申候

一　關八州の外國々は以來鐵砲改に證文等差出候に不ㇾ及、猥に無ㇾ之様急度可ㇾ申付旨享保酉年御觸に付、以來は鐵砲改役へ證文差出不ㇾ申候得共、鐵砲所持のもの共、前々の通り帳面有ㇾ之、鐵砲持主名主組頭五人組より證文取置所持爲ㇾ仕候、無断にて鐵砲所持不ㇾ仕候様、堅く相改候儀に御座候

申十二月

拜領屋敷請取之節式法之事

一　拜領屋敷請取候方より、杭四本面付にいたし爲ㇾ持、幕を玄關と覺しき處へ打廻し、幕内に毛氈をしき、三方に長のしを居、茶辨當等しつらひ。地割役人を相待、右屋敷請取主は上下を着するなり、倩地割役人來候地割終て、席に着、拜領主罷出宜敷挨拶有ㇾ之、引渡相濟菓を出し、倩役人罷歸べく、外に馳走なし、但格式により家來重役の者を差出す事も有ㇾ之なり

知行渡之儀再談之事

一　知行渡の儀、享保七寅年より三ッ五分の勘定にて相渡、併永一貫文一石代にして、三ッ五分の積りの處、元文辰年より亦々如二古來一永一貫文を一石貳斗五升の積りにて相渡候事、是御勘定所にて知行渡しの節に用る法なり

地方落穗集卷之六　終

地方落穂集巻之七目次

地方落穂集巻之七

古来検地條目之事

一　検地は百姓の身代浮沈に候間別て念入、第一其郷の大目にして肝要に候、田畑上中下の伏場、或

は反高出目有レ之歟、不足可レ致歟の考迄大目にて見定、諸事了簡いたし、御繩無二强弱一正道に打可レ申事

一　田畑上中下の位付專一に候、惣て甲乙無レ之地方は、村付より上へ順に野末を下に致し、三ツ折等分の位付作法に候得ば、山方野方の村々は、相違の地方可レ有レ之、猶又川水惡水掛引旱損水損所收納の勝手迄、相考位付可レ致二了簡一候事

附　田畑位付致二明白一、地詰の節相違なき樣可レ致事

一　上鄕下鄕の分、地面の善惡に計不レ可レ限、農業の外に餘勢有レ之歟、田方過不足、又は野山草飼場の勝手迄大概含レ之、無二甲乙一樣可二相考一事

一　竿打は四人に不レ可レ過、田畑或は穗の上、刈田荒畑等の打樣彌致二吟味一、一日の內にも幾度も樣し打可レ爲レ致、殊に入替多く込候事、大田畑不レ及レ日所は、幾度も差切打候て、別筆か入歩に可レ致、御繩反別多致し安く候ても、麁相にては不レ宜候事

一　壹組の內にても、手分いたし打中間敷事

一　寺社屋舖の儀は、詮議の上屋敷分計除き、帳面に反別を顯し可レ申候、然れども不レ及二了簡一儀は、衆評の上相極、猶不二相濟一儀は、伺の上相極め可レ申事

一　道橋幷堀添狹く打詰申間敷事

一　案内致し候名主百姓に、引落爲レ無レ之誓紙可ニ申付一事

一　勘定場帳面認候場へ、他の者入間鋪事

一　親の田畑子共に分候共、銘々持主名を付可レ申事

一　一村の内名主大勢有レ之、組下の百姓分候はゞ誰組と書附、以來名田の分紛敷無レ之樣可レ致事

一　日々打候本帳出來候はゞ頭付無レ之以來毎日百姓に貸渡申、間違、名違、落地、二重付の有無吟味可レ爲レ致事

一　間竿は大工曲尺にて、壹丈貳尺貳分に可ニ相極一事

一　往還の大道通、田畑作場道、幷落堀圍堤等の端通は、三尺ヅヽ除可レ申事

一　年季を定、田畑質物に入候者有レ之候哉相尋、質入候もの有レ之、何年以前何年より何年迄、何ケ年季に入置候得共、年季明請返不ニ相成一、田畑流地に成候歟、又は何年前質入に致し、今に年季明き不レ申候と歟申候はゞ、其通證文取レ之、其者の名を可レ記事

右の通可ニ相心得一候、猶不ニ相分一儀は相伺可レ申者也

年號月日

享保十一午年被ニ仰出一候新田檢地御條目之事

一　關東所々新田畑屋敷檢地の儀、先達て地所割渡有レ之分は、帳口より番付の地引帳申付候上、田畑壹枚切、右の番付反畝歩へ地主名書の札を立させ、檢地濟次第右の札伏させ可レ申事

一　村々にて內割いたし、反畝歩分置候所、反別地引帳に記し、札立候儀、右同斷、若反別不レ知候はゞ檢地可レ致、順々番附を極め、右の趣地引帳拵、右同斷札を爲レ建可レ申事

但野帳は先達て割渡、或は割賦の反畝歩を肩書に、番付不レ紛落地無レ之樣可レ致事

一　村境幷本田畑古新田畑境は、檢地不ニ取懸ー前方、双方名主組頭、或は庄屋年寄等案內の者立會、右の境目不レ紛樣に境目杭爲レ立可レ申事

但右の境目双方申分有レ之、境目不分明の境所有レ之候はゞ、双方吟味の上、繪圖書付以可ニ相伺ー事

一　其村名主年寄組頭、竝百姓の內吟味の上、人數相應に申付、落地仕間敷、竝道筋用水溝幅等無益の儀無レ之樣、有體に案內可レ仕旨誓詞可ニ申付ー事

但繩引竿相打召仕に至迄、若非儀有レ之ば、御代官御勘定人の内、早速可ニ申出ー旨、誓詞前書に可ニ書載ー事

一　間竿は六尺一分一間の積にて、長一丈二尺二分に込、間竿を以打レ之、一反三百坪可レ爲事

一　繩は壹間ヅヽの管繩、長六十間或は三十間繩を可レ用、繩延縮可レ有レ之間、早朝竝四ッ時八ッ時改レ之、勿論くだ違目無レ之樣能〆、一間ヅヽ間數の札を付可レ申事

一　間數の端尺、六寸、一尺二寸、一尺八寸、二尺四寸、三尺六寸、四尺二寸、四尺八寸、五尺四寸、右の寸尺に不足の分は捨レ之、算用に歩請一歩は捨、二歩は三歩に足し、是より上の端歩は准レ之捨加を致し、畝歩合候樣可レ仕事

附間竿數を入候ては改之寸尺を用、平均の寸尺は右の通寸尺可レ用事

一　田畑一枚切間數合帳に付讀合の上、合算にて反畝歩を用ひ、其場にて二帳ともに間數反畝歩へ、御勘定人印形可レ仕候、尤間數反畝歩相違有レ之間敷候得共、案内の者にも存寄爲レ申、違可レ有レ之趣に候はゞ改可レ直事

一　野帳の内一通、日々百姓共へ貸渡、間數反畝歩相違も有レ之間敷哉を相尋、少にても申分有レ之ば、其品承屆直し可レ申事

一　田畑共に字入念可二書付一、并道幅、用水、惡水、堀切改等、其際に田畑脇書に可レ記事

一　新田所々御年貢米可二詰置一、藏屋敷有レ之候はゞ、屋敷地の檢地入高に結、物成引に致、勿論檢地帳奥書に委敷可レ記事

附田畑の内大石大木等有レ之候はゞ、吟味の上除レ之、其品地株の脇書に可レ致事

一　寺社領の境目吟味の上、不レ紛樣帳面に可二記置一事

一　新田畑屋敷畑林畑等の内寺社有レ之、願の上相立分は、其場の分可レ爲二無檢地一、願不二申出一分は、檢

地の内へ可㆑入、廟所は見捨地たるべき事

　附検地いたし候分は、其田畑際幷總高の所へ、明細に可㆑記事

一　借家幷小作有㆑之候はゞ、帳面に本地主を可㆑記、借家主小作の名を記度由相願候はゞ、本地吟味の上可㆓相分㆒樣、又本地主の脇へ願の通可㆑記事

一　田畑位付、其村本田畑の位付を元に用ひ、上上ノ下、中中ノ下、下下ノ下見付、何れも壹斗劣に新田畑に位を可㆑極、勿論其村古田畑眞土の所、新田畑野土に候はゞ、隣郷致㆓吟味㆒野土の場の位を見合、土地相應に取極、其村本田畑は野土、新田畑は眞土に候はゞ、隣郷眞土の所の位を以、右同斷見計可㆑極、屋敷は其村の上畑の位付たるべき事

一　屋敷の内家下庭構の分、上畑の位付可㆑爲、屋敷構の内畑は見分の位を以、藪錢林錢可㆓申付㆒候、若不相應の藪林仕立候はゞ、可㆑遂㆓吟味㆒事

一　漆、茶、桑、楮等植付有㆑之候はゞ、其植付に不㆑構、土地相應の可㆑爲㆓位付㆒事

一　旱損水損の申立有㆑之候はゞ、一切聞届不㆑申、其土地相應の石盛可㆓相極㆒事

一　新田畑に竹木葭等生立、或は芝地有㆑之候はゞ、吟味の上田畑に開發可㆓相成㆒場は、地相應に致㆓検地㆒開願相濟候趣を以、鍬下の吟味可㆑有㆑之候、田畑に不㆓相成㆒場所は、是又右願濟候節の趣相極、又候林畑或は山野錢見計可㆓申付㆒事

一　兩毛作片毛作共無ニ差別一、土地相應の石盛可ニ相極一事

一　田畑位付土地再見分の爲に候條、檢地の上別段に相廻石盛位付可レ致事

一　案内のもの誓詞申付候上、土地壹貳付の書付、所により一より十五六迄段々爲レ付取レ之候上、御代官御勘定人下役手附を以入札いたし、案内のものの位付を以見合、相談の上可ニ相極一事

一　檢地帳相極候はゞ、御代官御勘定人、並下役竿取案内の百姓共致ニ連判一、淸帳貳冊可ニ差出一候、壹冊は其村の名主へ相渡、壹冊は御勘定所へ可レ納事

一　新田畑屋敷、總て開發願の趣と相違候儀有レ之候はゞ、吟味の上願候通可ニ相極一、品に寄り申分無レ據儀に候はゞ、吟味の上其通相極、其品を以書付、檢地仕廻候上可ニ相達一事

一　間數反畝歩石盛付、總て檢地致方村中總百姓申分無レ之哉、並竿打繩引等下々迄非分或仕方無レ之哉、吟味の上申分無レ之候はゞ、其段總百姓連印一札可レ取事

一　竿取繩引の者は吟味致し爲レ勤、檢地の場へは無用の人足不ニ差出一候樣可ニ申付一事

一　作毛不ニ踏荒一樣に入念可レ申候、且又御代官御勘定人、並下役竿取等に至迄木錢を拂、其場有合の野菜物を以、一汁一菜の外酒肴一切は差出、諸事費無レ之樣吟味可ニ申付一事

右檢地の百姓永代の家督に候間、檢地石盛地面相當候樣可ニ念入一也

午八月

追て此書付寫相廻候間、在府無之面々は、留守居の者致披見可相返候、以上、

一　此度關東所々新田畑、并見取場檢地の儀に付條目相極候間、各檢地の所有之候はゞ、右の趣を以檢地の積り被相心得、尤檢地可致處於有之は可被相伺候、以上

午八月廿九日

井澤惣兵衛　細田彌三郎　神谷武右衛門
辻六郎左衛門　杉岡彌三郎　萩原源左衛門
稻野下野守　久松大和守　筧播磨守

右始に記たるは古代の條目にして、古田新田の無差別一體の檢地條目と見えたり、後に記たるは近來の新田檢地の御條目也、前には古田たりといふとも、地詰にて百姓困窮に及び、或は年久敷檢地にて、田畑伏替場水帳引合一向に不知、持主も其田畑の本歩を不知類ひ御願申上れば、御檢地被仰付事あり、ヶ樣の類都て村分減少するなり、御高增減共に御高帳動事なれば、容易の事にあらず、其上御入用も懸るなり、依之當時右田の檢地は、能々無據儀は不知、先は不被仰付、然れ共地押等は品に寄被仰付候儀も有之、是以容易ならざる事也、雖然其時の品に寄一概には云ひがたし

新田開發願に付初發吟味之事

一 前々容地にて有レ之芝地、亦は沼地等、新田開發いたし度旨奉行所へ願出候節は、右願場所吟味最寄代官所へ被 仰付候儀も有レ之、然れども支配村々新田場所へ抱り候へば、御代官へ被二仰付一候儀も有レ之、右願書繪圖面書物とも御代官へ相渡り、可レ致二吟味一旨被二仰渡一候儀也、尤願人共へ右の趣被二仰渡一候なり

一 願人役所へ罷出候はゞ、在方の者ならば、江戸旅宿の名前承紀書付可レ取、右新田場所者、御料か私領か、一村か村々入會の場所か、御料は何の誰御代官所、私領は何の誰知行所にて、何村々都合何ヶ村入會に候哉の譯相尋、委細書付取レ之、勿論右願に付村々致二相談一候哉之趣等有無書付可レ取レ之

一 扨右入會村々、地元村々、御代官地頭の役人へ吟味承候、御代官の元〆手代より致二文通一何々の御用に付相尋る儀御座候に付き、何村の者來る幾日、誰役所へ罷出候樣被二仰付一可レ被レ下旨申遣し呼出なり

一 村々罷出候者へ右場所新田願有レ之趣申渡、此沼原地前には如何樣の譯にて、新田に不レ成所に候哉、原は原付、村々馬草場等の爲に原間にて差置候哉、亦は沼は溜水、近邊村々用水に引取候哉、或は村々惡水を爲レ開候爲差置候哉、其外物成有レ之村々渡世の爲に相成候に付差置候哉の旨、又新田に被仰付一候はゞ、古田の障りに成候哉、不レ成候哉、村々勝手にも宜敷候哉の段、委細相尋、吟味の上何

方の障にも不レ成場所は、伺之上新田開發被二仰付一也、又障り村有レ之候得ば、其場所において吟味見分有レ之事なり

掛御代官新田場所見分之事

一　右新田村に障等無レ之上、場所爲二見分一御代官蒙レ仰彼地へ至り見分有レ之なり、新田場所廻り檢地致、地詰の上當時有形の反別をくゝり、其外用水の引方惡水落等の次第を見積り、幷前々村々よりの切添立出等有無遂二吟味一、切添立出有レ之候はゞ、此度新田の内へ圍込なり、右反別を以新田請方の者へ地代金申付候儀也、勿論土地の善惡に寄、伺の上次第可レ有、ヶ樣之新田大方開發揃の内、三ヶ年の間鍬下御免にて、作り取被二仰付一儀も有レ之、是を三ヶ年耕共申なり、鍬下三ヶ年過、伺の上檢地被二仰付一儀なり

誓詞文言幷罰文認方古實之事

一　公儀御爲を第一に可レ仕、少も御後闇儀仕間敷候事

一　御役隨分入念、麁末無レ之樣可レ仕事

一　縱親類縁者好身の者有レ之候共、依怙仕間敷候、幷少も物成借用等仕間敷事

一　權威ヶ間敷儀仕間敷候、若請方百姓等不屆の儀有レ之候はゞ申上、御下知を請取計可レ申候、自分手荒の儀仕間敷事

附不作法之好色仕間敷事

一　朝夕御定の外、村方馳走一切請申間敷、幷食事好申間敷事

一　田畑踏荒不レ申、萬端相愼所々難儀に不レ成樣相心得可レ申事

右の條々急度相守可レ申候、若於二相背一は

梵天帝釋四大天王、總而日本國中六十餘州大小神祇、殊伊豆箱根兩所權現、三嶋大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神部類眷屬、神罰冥罰各可レ罷二蒙一者也、仍起證文如レ件

年號エト月

何之某血判書判（一本此一行あり）
名乘

右字數六十六字、日本六十六ヶ國神祇を勸請奉る謂と云なり

檢地致方之事

一　檢地被二仰付一候節は、掛御代官竝御勘定下役竿取罷越也、御代官御勘定は不レ及二誓詞一竿取下役へは誓詞被二仰付一也、御代官御勘定行レ之也

一　檢地致候には、先達て村方內割の地引案內帳爲レ致、一筆限に番付肩書爲レ記、一枚毎に札を建、

右書付の順に隨ひ檢地致事なり、檢地役一手に御代官手代壹人か貳人にても、下役壹人竿取貳人、其外間數呼次の者貳人、（是は百姓の内より爲出、竿取に付るなり）地引案内の者壹人、（或は二人にて代々勤る）合帳付者壹人、（是は兩人出、壹人は目見致事有之）都合八人程にてよし、御代官御勘定奉行として、諸手代見廻り差圖有之なり

一　間竿は長一丈貳尺貳分也、末三尺の内へ目を盛る外は、壹間毎に切廻しをして墨を入候也、但貳分土入なり、竪竿横竿貳人也、竿取壹人に百姓壹人宛附け、數の合よみをさせる也、數の十ヲといふ所にては大聲に呼せるなり、尤小數指にてかぞへ、十ヲ片手にためるなり、竿取に付て歩行するなり、扱竿を打仕舞、何拾何間何尺何寸と竿取呼候上、呼次のもの押返して右の通呼なり、是一ツには間數無相違様にするため、一ツには間違無之爲也

一　檢地は如何様の形の田畑成とも、竪横十文字に打もの也、尤横竿大切口傳入念べし、又入歩といふ事あり、是は田成とも畑成とも三十歩に不足、纔之地近所に有之を其歩を量り、肩書に何程入歩として大歩を詰込なり、如斯纔成を帳面に一廉に記事如何と云事なり、然れ共地主かはりたるは格別也、同地主を右の通する事なり、壹畝歩共面を付たるを入歩にするは誤なるべし、況や其餘においてをや、總て檢地竿の立様の法有、委しくは末に記す

一　竿取のもの、竿の鍛錬なくては危事なり、檢地は百姓永代の浮沈たるの間、別て念入る事なり、竿の持様其寸丈けの帶の上端に當て持、腰をすゑ、肘を脇腹に付、不動様にかため、腕先にて打な

り、歩行を定事肝要なり、去ば功者のものは、歩行して間數を量るに不レ違なり、三足壹間といふ法有、歩行の口傳あり

一　右稽古の仕様は、長拾間も貳拾間も、水繩或は繼竿にて間數を極しを修練すべし、於二場所一も其手の上役試の爲不意に打返させて、竿の合か不レ合を吟味すべし

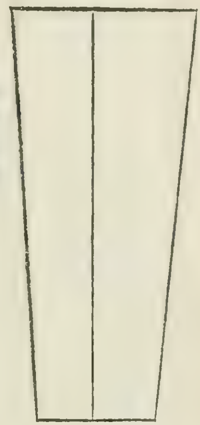
檢地竿入極之事

一　田畑共に竿入候前に、上役の者共地面の形を得と見立、出入を考、竿の入様を見積、甲乙ある所は出し、竿を前後左右の出入をりうようとして、田畑共に打始之眞中へ竪竿を立せて、打終し所を見通し差圖すべし、横竿是又打始の場所を見極め竿を立さすべし、竿は竪より打始るものなり、竪竿を打始て横竿を打始るなり、中にて十文字に成様に打、何れも打終りの見當を差圖して、竿取心得打べし、見積り鍛錬肝要なり、左の圖にて心得べし

一　竿は横打竿尤大切也、依レ之横の竿取は功者成もの用ゆべし、横には過不足も、竪の長さ場にては餘程の違に成なり

一　畔際は竪横共に壹尺ヅヽ除事也、屋敷裏の地は木陰の分壹尺通除レ之なり、畑も右に准ず

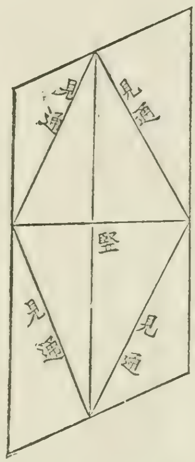
一　右の通故百姓方にては小歩に請るを勝手とす、是は壹枚〱と境に畔を請、檢地請候後は畔を取



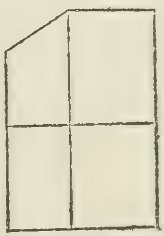
如レ斯形を片狹と云、

竪竿打始出し竿

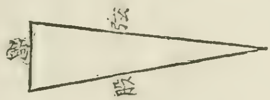
横竿打樣



如レ斯竪竿を建るを見て横竿を立るなり、此見通し菱形成は、結付て其場を知る爲なり、尤大歩にて目當計りかたき所に用、しかし是のごとく成とも、見竿三本立てもよし

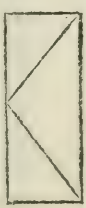


如レ斯成共十文字に打、反歩田假寄を付て、帳に反畝歩を記し、外何歩出しと脇書に記事也、入歩は一所に記す通り也、内何歩入歩としるす也



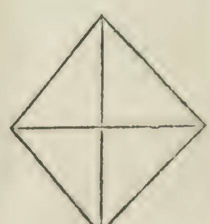
如レ斯形を隅缺ト云

歩詰之形を如レ斯



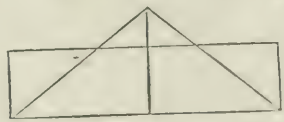


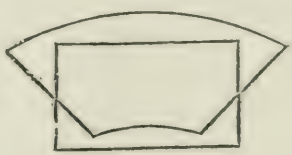
如レ斯形をはつかけと云、圖の如く見立、竪十文字と
云　横間之半減目



如レ斯形を菱形と云、十字なり

如レ斯形を介鈎（双勾弦とも云）と云竿入方前に同じ





拾歩入歩は此圖にて知るべし如レ斯の形を扇子形と云、竪横に竿を打なり

竿の入方大方右圖にて考知べし、餘は准レ之

捨、歩面廣くする也、其方便也、依レ之餘り小歩なるは吟味致し、同人持ならば畔を抜せるがよし、然れども抜がたき畔もあり、吟味の上無益の畔は抜べし、縦小歩成と云共、次第下り土地抔は小切に水持畔を請ねば、其田水懸不同にて耕作成がたし、是等は小歩の儘にて打べし、又餘大歩なるも水持あしき也、其場に至りて考辨すべし

一　畔は壹尺に限べし、是又大畔にいたし置ものなり、吟味の上水持畔か、又は足入の場所作場への通ひ畔などは、稲刈上の節通用の爲間に有るもよし、右作場道是又多分願ふものなり、吟味の上可二申付一、是等は人馬共に通ふ道なり、又往還道中無益に廣く願ふもの也、是又吟味の上相應に申付る也、右の類都て竿除きなり、尤道は道の左右通田畑脇書に記なり

山畑竿入心得之事

一　山畑を打に、上り打に打てば違ふもの也、下り打よし、又山のうねり窪などは、竿にて打てば違ふものなり、水繩にてたるみ繩に打べし口傳

大場之檢地竿に大事ある事

一　林畑、葭畑等の一繩に五反も七反も檢地する時は、別て竿に大事あり、ヶ樣の大場は、竿の法稽古なくては損失多し、又差圖に秘事あり、如レ斯廣場なる所は、其地形を見立がたきものなり、されば竿先少し回りても、其勾配を以打行時は間數格別延、十文字には成りがたし、是等の檢地には、先四方の境通の角々へ人を廻し、中央に明き樽か踏臺の類ひを居へ、差圖のもの其上へ登り、其形を見定め竿を入べき筋を極め、境の角に立たる人を杭を持差圖して其筋へ立せ、長棹の末に切さき紙を付て四

本游、堅標に白、横の標は赤、貳本ヅヽ色わけにして四方に標を立、右臺の上に十文字曲尺を立、（口傳）堅筋横筋を見通し、四方見通候上にて竿を入るなり、竿取堅横共に手前の標より向の標を目當に打なり、然る時は少も違ひなく手廻しよし、是は兼て支度いたし、手傳の者へも次第を申合召連れることなり、ケ様の場所足場宜らずば、竿取の歩行に心得有るべし、見通引付といふあり、亦草を結ぶと云あり（口傳）

一 検地の野帳は打田を向にして綴る者也、風に吹立ざるため也、片目四ッ共五ッ共割を極書べし

一 系を引たるがよし、宿にて留守居手傳のものの所作たるべし

一 算盤は黃揚玉よし、水にひたるとても能走るものなり、玉重き故に風吹に不ㇾ動なり、銘々やたてをもつ也

田畑境へ植物之事

一 田の境にはしが杜若の類よし、水につよし、又かきたる方へふへる草也、依ㇾ之境を切込事なりがたし

一 畑の境は卯木いばたの木の類よし、牛房根深く土へ入ものなり

一　田畑位付は檢地濟候上にて別段にすべし、御代官御勘定手代下役總て一同に廻る也、見合の爲め百姓方にても位付爲ㇾ致置たるがよし、扨小さき箱を一ッ拵、蓋の眞中に札の入程に穴をあけ、薄板漆にてぬりたる小さき札を人數に應じ拵へ持なり

田畑位付之事

一　右手札を手に持檢地順に見初る也、土地の善惡は、古田上中下に土目を元に立准じて見べし、然れ共御條目に有如く、古田の土と新田の土と善惡異成事あるべし、然れば隣鄕にて新田の土と同樣の土を見合し、その位を尋て元に立べし、然れば土の善惡を知人は、縱古田の土と異成といへども、古田畑の土を見て新田土の善惡を計、能方よりか、惡方よりか、古田畑の位に准じ段を付は、新田畑位付不ㇾ成事不ㇾ可ㇾ有、土は上薄く下土不ㇾ宜は、數年の内に土性中下に歸り、作毛出來劣るものなり、うは土も上土にて土石なきは上田也、亦少は土劣りたり共、土薄く下土も上土に成て、次第に土宜敷成作毛實のりよし、地面下地にて下迄惡敷は、彌下の土なり、されば功者なる者を以て土地の善惡を知るべし、よく〳〵勘辨を用べし

一　右の心得を以土地を見、銘々存寄の位を小札に記し、右の箱に入て廻し、入札極候上蓋を開き、入札の多分成を以位を極、縱者札六枚の内三枚三枚の位二ッ分に成る時は、互に存寄を演、相談の上

極る也、尤案内の名主組頭等の存寄をも尋べし

一　屋敷は土地劣りても上にする也、是は手入肥し自由にして、作物土地の位より能出來る也、野末は少し土地宜ても下にするなり、手入肥し不自由にて出來劣りするなり、又用水懸り自由なる處、不自由なる所も右に准ずべし、亦城下町廻等の田畑は當分薄田にても、繁昌に隨ひ次第に熟田に成る、是肥自由にして多分用る故也、江戸近在の土地は野土の場所なれども、江戸の潤を以田畑共に上作に出來るを以知るべし、是等の場所位付心得有るべし

一　一村の內にても用水掛流し等の田、片上りのつく畑、低所の濕氣場、山添寄下り、南に森ある屋敷廻り類、松原添の場所、北向の田畑小山陰、或は田中の嶋、野末淸水懸、長流の流末、或は外田の薄水を引所、亦は人馬の立場惡敷所、如ㇾ斯の分は田畑共に一位下る也、但野方の野土畑、風除の植物心得あるべし、地詰とも亦心得あるべし

一　上より位難ㇾ極場所は、中より成とも、下より成とも、位を極進退すべし

一　立毛の上にて位を附るには、立毛の出來不出來に不ㇾ構、地續を以吟味すべし、立毛は同じ土地作りても、作人の手入肥の多少善惡に寄りて立毛甲乙あるなり、土目を第一に心得、其中勘辨あることなり、所によりて步刈も致し、實張の善惡、籾米等の照り曇にて、土目の善惡をも知る事もあり、亦土目能ても年々作毛惡敷所もあり、土目はさのみ勝れねども、年々作毛能所もあり、是は田地の伏様に

寄ること也、是を土筋といふ也、是等の趣得と心得位付可ㇾ有ニ吟味一也

一　田を畑に致置候場所有ㇾ之は、水を盛て改べし

一　田廻りに堀付田有ㇾ之場所、拾歩內或は拾歩迄は入歩にも致べし、其餘は田に打べし

一　田畑位付は元來上中下三段に極と見えたり、然共其地に寄上中下の惡地は、見付田等の位有べし、上々といふは有べからず、一村の內といふとも、土は樣々成べし、田方の土目宜敷、畑方不ㇾ宜もあり、亦畑方より田方の土目惡敷もあり、又土目上中下の內にも品々あり、麝香眞土、砂土眞土、さゝれ、石交り眞土、是等を上土とす、或は堅眞土、へな眞土、黑野土の類を中とす、又野土、白野土、砂場、山土の類は下也、灰野土けとふ土、冷砂交の類は下々とす、其外國々所々に寄色々の土性あり、然れども上中下三段を大旨として、三々九段も十段もあるべし、此土の位を見て位付の切合勘辨肝要なり

一　一體之深場は、其內の淺場を上の位とす、夫より段々上中下を立る也

一　畑の土目は、踏ても足當り和らかにふつくりと覺候は土上なり、土あらくかたきは土性惡き也、作毛無ㇾ之畑は、草の生方にて知るべし、上土の草はふとりてゆるやかに生るなり、下土の草はやせて土へ平むなり、野土は丈け延ても細し

一　朝露雨上りには土一段能見ゆるもの也、亦立毛も同斷、又肥致候節は一段能見ゆるなり、風吹照り續候得ば、土目立毛共にあしく見ゆるものなり

田畑高に結ぶ心得之事

一　田畑を高に結ぶに次第あり、其村古田畑を見分して、其位に當る心覺をして、古田の位に應じ石盛を勘辨有べし、石盛の大元は前册に委く記す通り、立毛より位を出す也、立毛無ㇾ之節は稲株の善惡、植方の廣狹、土地の善惡、地形の高低にても量り知る也、石盛の仕出しは立毛より仕出、土地の位は土の善惡厚薄、地面の善惡に寄るべし、田畑上中下の位は其村々に極有といへ共、石盛土地善惡は別々なり、されば上田にて十七八の所もあり、十五六より盛出したる所もあり、又上を十一二より付たるもあり、是皆土地の善惡、立毛出來の次第に寄るもの也、是又勘辨肝要なり、田畑は其年の豐凶に隨ひ年貢の增減あり、高は凶年たりとも減る事なし、持前の高役懸物を納なり、夫のみならず、夫役傳馬夫錢、或は定助大助等の人馬役、要用の普請諸役人足、國役軍役等の臨時役等迄皆々高に懸る、依ㇾ之地德不相應の石盛を請ては、百姓永代の難儀なり、退轉の基と知るべし、又前々よりかぶせ盛とて助成を見込、地面の外に石盛を進る事もあり、併此類別して大事なり、助成有とて無差とは計ひがたし、其助成の品を能く勘辨して、永代無ㇾ動助成を見込べし、動き有助成は年々取箇に見込べし

一　田勝畑勝の所高を結ぶに勘辨肝要なり、田畑等分に畑少し、多きは上の村也、高の目當心得あ

り、田三分一畑三分二有る村は中の村也、田方計は下村なり、畑方計も右同斷、何れも勘辨あり（口傳）

一　檢地被ニ仰付ー候共、朝夕は嚴敷晝はゆるむものなり、初中後共同じ調子に有べし、是は朝は元氣盛成故物毎嚴敷也、晝は心氣草臥たゆむ故自ら緩く成り、夕方は其緩みに心付俄に取〆候故、また嚴敷成るなり、是等は初心の内にある事也、心得有べし

一　右檢地の一件の心得大旨如レ斯、此外品々ありといへども、事繁き故略す、餘は前册に出す趣に准じ、專ら公道を守り執行べし、地方は唯勘辨の二字にあり、上中下に付て心得可レ有事、功者之深志を探り知るべし

地方落穗集卷之七　終

地方落穗集卷之八目次

地方落穗集卷之八

御廻米積船御定書之事

定

一於二船中一御城米大切に可レ仕候、萬一打米澤手米等准レ之、少にても隱置候はゞ、後日聞といふとも、御穿鑿の上船頭水主の儀は不レ及レ申、品に寄諸親類共も可レ被レ行二罪科一事

附船中火の用心堅相守り、諸勝負仕間敷候事

一御城米積船之節、楫、檣、碇、粮米、薪、諸道具に至る迄、海上にて入べき分不レ殘積レ之、若日和無レ之永逗留いたし、粮米不足の時は於二何浦一も相調、其趣所のものより證文可レ取レ之、自然粮米に準じ賣米を積ば、急度曲事可二申付一事

一遭難風打米不レ致して不レ叶時は、粮米不レ殘捨レ之、其上御城米捨レ之可レ申候、自分の穀類捨殘置は可二取上一事

一澤手米有レ之候はゞ可二干立一、附り海中にて船具打捨、不足においては著船の湊にて可二相調一事

一於二江戶一御城米不二相渡一以前、粮米餘分有レ之共、無レ斷して陸へ揚申間敷事

右の條々堅相守可ㇾ申候、若相背族於ㇾ有ㇾ之は訴へ出へし、縦令同類たりといふ共、其科をゆるし御褒美可ㇾ被ㇾ下候、且又仇をなさゞる様可ㇾ被㆓仰付㆒候、自然隠置脇より相聞候はゞ、船頭は勿論水主炊に至迄、悉く可ㇾ被ㇾ行㆓罪科㆒ものなり

寛文十三丑年二月　　奉行（此奉行、月より脇へ八分外して可ㇾ認）

右御條目之趣堅可ㇾ相㆓守之㆒候、以上

御代官

年號月日

何之誰印

御廻米積船頭水主炊等へ申渡之趣並請書之事

一　今度江戸御城米何國何湊にて積渡候に付、寛文十三丑年被㆓仰出㆒候御條目寫相渡し候間、艫の間へ張置、船頭水主炊共上乗のもの堅相守可ㇾ申事

一　御城米送状船積手代より相渡候書面の通、無㆓相違㆒様江戸著船次第、早速納手代方へ可ㇾ届ㇾ之候、著岸水揚の節、俵數相違、又は俵印無ㇾ之御米、其外缺米鼠喰等有ㇾ之ば、船頭辨米可㆓申付㆒候事

附無ㇾ謂格別缺米有ㇾ之、内拵之節下札若有ㇾ之ば、不足米之分辨納可㆓申付㆒事

一　潮掛り日和待の節、浦々にて送状を見可㆓入津㆒出船逗留の仔細、手代より渡置候日帳案文の通、

浦々庄屋共へ爲ㇾ認印形取ㇾ之、江戸に至り右送狀日帳相添、納手代へ可ㇾ差出ㇾ候、勿論日和能候はば、片時成共湊逗留仕間敷事

一　著船の浦々にて誂荷物一切積申間敷候、調申候はて不ㇾ叶品有ㇾ之候はゞ、上乘のものへ申達し差圖を請、水主炊の內一人陸へ上、調物仕船に乘可ㇾ申事

一　船頭水主炊前に不屆の儀有ㇾ之候ても、大勢のもの故難ㇾ防、上乘のもの其分に致置候樣相聞、以後不埒の儀有ㇾ之候者不ㇾ及ㇾ用捨、江戸著の節有體に可ㇾ申聞ㇾ事

右之條々急度可ㇾ相守ㇾもの也

年號月日

右之通急度被ㇾ仰渡ㇾ承知奉ㇾ畏候、若相背候はゞ何分の越度も可ㇾ被ㇾ仰付ㇾ候、爲ㇾ其連印差上申處、仍如ㇾ件

何國何郡何浦誰船
沖船頭誰印
水　主誰印
炊　　誰印

年號月日

何之誰樣
御役所

御廻米積船上乘へ申渡竝請書之事

差上申證文之事

一 今度江戸御城米上乘宰領私へ被ニ仰付一候上は、御米大切に仕、御城米船へ賣買の荷物一切爲レ積申間敷候、船足は御定の通御極印限可レ申候、御後闇の儀一切仕間敷候

一 自分の儀は勿論、船頭水主へ申合、御米差取申間敷候、若船頭水主密々盗取候歟、亦は疑敷致方及レ見候はゞ、手帳に記置於ニ江戸一可ニ申上一事

一 遭難風上荷刎候歟、又は何れの浦に船寄候とも、隨分精入御米不レ濡樣に可レ仕候、若濡米に成候節は、船中の人數は不レ及レ申、其所の役人中へ申斷取揚申候て、大濡、中濡等撰分、御改ニ御役人御參著御改の節、手支無レ之樣可レ仕候、勿論右體の儀有レ之節は、其所の役人中へ申達、早速御注進可レ仕事

一 浦々逗留の節、船より上り日數を費し、或は遊女狂等仕間敷事

一 御廻米の內密々に賣、亦は飯米に致し、江戸にて買納抔に致し候儀仕間敷事

附船中は勿論、江戸其外何方にても、惡米取替申間敷事

一 御米船江戸著仕候砌は不レ及レ申、其外共に壹人成ともゝ外のもの船中へ入申間敷候、尤水揚不レ致內は船中に罷在、如何樣の用事有レ之候共船中立退不レ申、入念御米相守可レ申候、御藏前へ御米揚置

候節は、諸事入念彌大切に仕、紛失等無レ之樣可レ仕候、爲レ其證文差上申候處仍如レ件

何國何郡何村

年號月日

上乘誰印

何之誰樣

御役所

船中日帳前文之事

何國何郡何村誰船

年號

沖船頭誰

帳面上書

船中日帳

月日

是は横帳にして、右の通上書する也

覺

一 御城米元船に日の丸の船印相立、何國何湊より江戶迄、平生の風雨は無二差別一立詰可レ仕候、何れの浦にて潮懸り、一夜成共逗留仕候はゞ、其所の名主方へ相斷、入津出船の日附刻付等帳面に書載、印形取置可レ申候事

一　日和待潮掛候て、津々において逗留の子細、其所の御番所へ相斷、日帳付置可ㇾ申候、類船無ㇾ之壹艘乘仕間敷候、其浦湊のものへ懸相談不ㇾ苦由申候共隨分相考、日和見立出船可ㇾ申事

一　浦賀御番所へ船を附、御改濟證文可ㇾ差出ㇾ候間、右證文取ㇾ之、日帳と一所に納手代へ可ㇾ差出ㇾ事

附何の浦にても、竹木堅伐採申間敷事

右の通堅相守、此帳面之末に日記相認、納手代へ可ㇾ差出ㇾ事

何國何郡湊出役
何之誰手代
何之誰印

年號月日

御廻米浦觸之事

覺

一　何國去何之御城米於ㇾ何國何湊ㇾ致ㇾ船積ㇾ江戸へ相廻候、依ㇾ之浦々にても逢ㇾ難風ㇾ候節は、御料私領とも其浦々より引船出ㇾ之、御城米曲事無ㇾ之樣可ㇾ被ㇾ入ㇾ念ㇾ候、依ㇾ之俵石數は別紙造狀に記遣候、以上

何之誰手代

年號月日

何之誰印

御料
私領
名主
年寄中

右之厚紙半切認折懸に致し、上書は浦觸狀と認、下に何の誰手代何之誰と姓名を認る也

御城米送狀認方之事

何國何郡何村
直乘船頭
何右衛門

積送申江戸御城米送狀之事

一 △印何年御年貢米
米合何千何百俵　但何斗入
此石何百何拾石
此運賃金何拾何兩永何拾文
内
何拾何兩永何拾文　三分一何湊渡
何拾兩　三分二江戸渡

一米何俵外　但四斗入　上乘船頭水主　粮米

一船栂五年造　船頭水主五人乘

一檣杉桁檜楫白樫帆拾七反木綿

一鐵碇七頭內　七拾貫目　六拾貫目（一本拾下有五之字）　六拾貫目　五拾五貫目　五拾貫目　四拾貫目　四拾貫目

一綱拾貳房內　苧拾貳房　檜四房　市皮貳房　藁四房

一端船壹艘　此外定り道具有㆑之

一寬文十三年被㆓仰出㆒候御條目寫壹通

一船足四寸但極印限

一船中日記壹冊

一浦觸狀壹通

一日の丸船印壹本

右は何國何郡去何の御年貢米の內、江戸御城米於㆓何國何湊㆒何國何右衛門船積立、船足相改出船申付候、書面之通相違無㆑之候はゞ、御請取殘御運賃金御渡可㆑被㆑成候、爲㆑其送狀仍如㆑件

何國何湊船積出役

何之誰手代

年號月日　　　　　　何之誰印

所附

何之誰手代

何之誰殿

御廻米出船注進書認方之事

覺

米何千石

右は何國何郡去何御年貢江戸御藏米、於二何國何湊一積立、今幾日何の刻日和能當湊出船申付候間、爲二注進一如レ斯御座候、以上

何

何月幾日　　　　何國何湊船積出役

何之誰印

何之誰殿

右之通相認早速飛脚を以、江戸留守居手代の方へ遣す、江戸にて右注進の趣を請、御勘定所へ出帆御注進致也、尤積所河岸より御代官御座候陣屋へも注進する也

但右は陣屋詰御代官の形也、在府なれば其心得を以、認方テニハ少々違ふ也

一　右御廻米の儀、初發御廻米積船請負人方へ船催促致す、請負人方より何國何村直乘誰船と歟、亦は誰船沖船頭誰、何百石積、何年造、船具何々、船頭水主何人乘と申儀書付差出候上、右空船江戸より積湊へ遣す船ならば、江戸にて船見分、其外吟味手代元船へ罷越し、相改極印を打遣す、極印は五六寸四方の板へ燒印を居持參、船緣より御定法の寸の六寸を金指にてさし、右板の燒印の上端と、寸の留りとすり排ひに釘にて四方打付る也、右陣屋より出船ならば、陣屋手代右改に出る事もあり、右空船江戸川へ幾日出船と申儀を定、早速陣屋へ申遣し、陣屋より積處へも通達する也、江戸改なれば其旨陣屋へ申遣す、陣屋より積所へ申遣也、積所の場所より何れにも手廻能、早速通達有レ之樣兼々申合也、一概に心得べからず、時宜に寄るべし

御廻米船御運賃相渡候後異變有レ之船定法

一　空船の破船御前貸三分一ノ分也、改候上同斷　公儀御失墜、於レ湊破船候共、空船にて逢二難風一痛船に成、御米不レ積時は、御前貸三分一の半分被レ下レ之

一　御米積候上破船は、御運賃三分一被レ下レ之

一　打米仕候船の打米の分、御運賃不レ被レ下レ之

一　破船にて濡米に成、取揚候て所拂に成候分、又は海中へ捨り米に成候共、御運賃の內三分二被㆑下㆑之事

一　浪懸又は垢もり濡米に成、其所にて干立候分、御運賃不㆑殘被㆑下㆑之事

一　澤手米の儀御運賃に無㆑構納候節、船頭辨米定法有㆑之事

一　御米積減の事、空船積湊へ著の上御米高減候得ば、御前貸御運賃三ッ割の壹ッ分被㆑下候事

一　江戸御廻米出帆積湊へ著以後、大坂廻しに相成候節は、前貸後渡の分は、江戸廻しの御運賃被㆑下㆑之、中貸は大坂廻御運賃被㆑下㆑之事

御廻米濡澤手船頭辨米定之事

一　皆濡壹俵ニ付三升五合

一　大澤手壹俵ニ付貳升壹合

一　中澤手壹俵ニ付壹升壹合

一　小澤手壹俵ニ付九合

一　鼠喰壹俵ニ付減ル分（四分納名主　六分船頭）

御廻米請負人敷金之事

一 往古は落札之圓米高を積立、其運賃金三分一敷金御取立有レ之候事

一 中古は御米壹萬石ニ付、百兩宛御取立之事

一 當時は御米壹萬石ニ付六拾兩宛、尤屋賃も御取立之事

破船有レ之節書上之事

一 破船打米有レ之節は、御勘定所へ注進の後、著の節吟味の趣書付、猶又御内寄合にて御吟味被ニ仰付一被レ下候樣にも申文書にて、御勘定所へ書付出す、其上にて御内寄合へ出す、出入數銘々半切紙書付無印にて是又差出候事

一 御内寄合にて右御吟味の節は、前日御米高竝拾米石數、船頭水主上乘の名前書付、御内寄合有レ之御勘定奉行屋敷へ差出、帳面付候事

淺草御藏にて撰出俵澤手米等御拂之節之事

一 御廻米之内撰出米澤手米等、御藏において相拂候節は、御藏手代御代官出役もの立會、再應入札

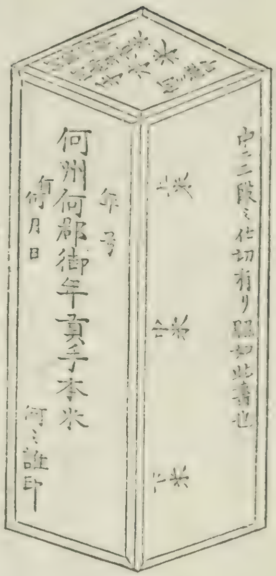
取レ之、落札之趣委細書付、入札相濟御藏奉行衆へ差出候、御藏奉行中より書付相渡候を、出役手代請取罷歸り、御代官より御勘定所へ差出方へ出す也、差出方より右直段御吟味有レ之、吟味相濟居り、相應の由にて御代官へ返し、右書付又御藏へ持參いたし、御藏奉行へ上候、其上にて落札のものへ米引渡、其節は御門切手を取出す也、右入札の節より納名主をも爲二立會一金子請取候はゞ、當日手代へ請取、落札人より勘定之書付印形爲レ致取レ之、金子共御代官へ差出、御代官より右書付共金子納名主へ相渡、但是は當分御代官預り置、御納米相濟候上にて渡也、納名主右書付を以在所表之勘定の印にする也、右は勘定取拂に不レ立、當分之事故右之通にて事濟なり、重て納不足金納伺候節、右拂直段を以伺事に候間、右之通なり

淺草御藏番數之事

一淺草御藏古來は貳百七拾壹番有レ之由、但し貳番より右之通り也、壹番の御藏は無レ之由、是は往古伊奈家にて、先祖關東御郡代之節、初は御藏奉行兼帶にて、園の内にて御藏所々に相建候由、其後御藏淺草へ引候節、右由緒を以壹番御藏は園之内に殘置候由、其後淺草御藏建置之節、右壹番之御藏淺草へ引け、當時は壹番より貳百五拾八番迄番數有レ之、竹橋御藏貳拾八番まで、古來の御藏此貳ヶ所なり、其後本所御藏御造立有レ之なり、されば右之由緒を以伊奈家より御藏納之節、出役は白衣にて出

る、御藏奉行も白衣也

手本米箱仕立樣之事



右箱口張　方にいたし、口張之角々合目へ御代官判いたし、右箱御藏へ出すなり

所々岸々より淺草御藏まで御運賃之事

一　武州足立郡平方河岸より、淺草御藏まで御運賃二分也

一　同國埼玉郡權現堂河岸より二分四厘也

一　同國多摩郡高麗比企郡新河岸より二分八厘也

一　上州邑樂郡早川田川岸より三分二厘也

一　同州同郡川俣河岸より二分九厘也
一　同州山田郡猿田川岸より四分也
一　野州足利郡猿田河岸より四分也
一　同州安蘇郡奥戸河岸より三分九厘也
一　同州都賀郡越名河岸より三分也
一　同州板戸河岸より五分九厘也
一　同州阿久津河岸より六分也

右は廻米壹石に付御運賃被㆑下候、但米大豆は同樣、荏は壹石五斗にて米壹石の御運賃被㆑下候也、然ども近年御運賃御減少有㆑之、當時は相違の由、扱節に依㆑之可㆑記

五里外駄賃之事

一　御城米積所迄の附出道法五里迄は、百姓役にて馬附出致し候御定法也、五里の外は其里數に隨ひ、御米一駄一里錢二十四文宛被㆑下候なり

海船川船打替之事

一　支配村方に有ㇾ之川船海船等、古く成打替度旨村方より願出候節は、右船何年以前に打替候哉、年並船破損之次第、委吟味の上、猶又見分吟味として手代差遣候、彌相違於ㇾ無ㇾ之は、船方御役所への願書爲㆓差出㆒、尤船並大工共村之名主印形相揃、右願之奥へ右之通吟味いたし相違無ㇾ之候間、船到來致候はゞ、御極印被㆓仰付㆒可ㇾ被ㇾ下旨奥書いたし、御代官印形にて船方御役所へ差出す、若御代官御用にて無㆓居合㆒節は、右之趣を以元〆手代印形いたし渡遣す也

一　右船出來候節、川方へ差出極印可ㇾ被ㇾ下旨、奥書印形如ㇾ前にて渡遣す也

一　右證文を船方御役所へ差出候節、右船之極印共切抜差添、船方役所へ差出、新造極印申請、其段地方御役所へ船主申達儀也

海上流荷物沈荷物取揚御定法之事

一　浮荷物は二十分一取揚候ものに被ㇾ下ㇾ之

一　沈荷物は十分一取揚候ものへ被ㇾ下ㇾ之

右の通被ㇾ下ㇾ之、若隱置後日顯れ候はゞ、御仕置可ㇾ被㆓仰付㆒候間、前々御觸之通、右取揚荷物早速支配へ注進の上集置、荷主相待候ては、半年も不ㇾ參候はゞ、不ㇾ及㆓返濟㆒、支配へ伺下知を請べき事

川船流荷物之事

一浮荷物は三分一取揚候ものへ被ㇾ下ㇾ之

一沈荷物は二十分一同斷被ㇾ下ㇾ之文言右同斷

從二江戸一八丈島迄海上里數之事

一江戸より浦賀迄海上十七里

一浦賀より三島迄海上五里

一三島より下田迄海上十五里

一下田より新島迄海上十六里

一新島より三宅島迄海上十三里

一三宅島より御藏島迄海上七里

一御藏島より八丈島迄海上十五里

一江戸より八丈島迄海上凡百六十八里

島之善惡之事

一 大島此島は流人暮能島也、少し場廣也

右御船手向井將監支配なり、豆州之口島也、產物鹽、柴根、鮭、榮螺、在之、其外の魚獵も有之、島人是を以稼とす、亦船稼も有よし

一 利島出島也 東西壹里程 南北同斷 江戸より四十三里

一 民家百十軒餘、外に蠶屋五十軒程有之由

一 人數凡四百六拾人程、内 男百五十人餘 女三百人餘

一 產物絹、拔手綿、麻、鰹節、干物

一 男女の稼、魚、薪、干物、織物をいたし、船有之、船稼も有之由

一 田なし、切替畑あり、粟、稗、芋、大根、小豆、少々作るよし

一 呑水なし、雨降之節桶に溜置遣候よし、呑水無之節は、汐水を土漉にして給料とする由

一 新島 東西三十町程 南北三里程 本村 若郷村 合貳ヶ村

一 民家四百軒程、外に蠶屋五拾軒程

一 人數凡貳千四百四拾人程、内 男千百三拾人餘 女千三百四拾人餘

一 産物鹽、海月、鰹節、鮭、榮螺、椿實、絹綿也

一 男女の稼、漁致、鰹節、干物を拵、薪取、織物少々致候由、廻船在之、商物江戸へ廻すよし

一 井戸四ツあり、深貳丈四五尺、島中呑水に用

一 田一切無之、切替畑也、反別少し、年々切替、麥、稗、粟、大豆、小豆を作るなり

一 神津島山島なり 東西南北壹里 江戸より海上五拾里

一 民家百五拾軒程、人數六百五拾人餘之内 男三百人餘 女三百四十人餘

一 産物鹽、鰹節、鮭、鰱、榮螺、椿實也

一 男女之稼、魚漁、薪、干物、蠶も飼島にて用ゐ計、廻船有之、商物江戸へ廻すよし

一 田方なし、畑反別なし、切替畑に仕立、粟、稗、芋、大豆、小豆を作る

一 御藏島山島也 東西貳拾五町程 南北壹里程 此島神津島、別て惡敷也

一 民家九拾軒程、人數凡三百人程、内 男百二十人 女百七十人

一 産物鹽、絹、葛、茅莚、椿油、鰹節也

一 男女之稼、魚漁、薪、干物を拵、江戸へ遣廻船有之

一 田なし、切替畑に仕立、粟、稗、芋、大根 小豆を作候由、全體喰物乏くして、流人飢死する事數多有之由

一　三宅嶋 東西貳里、南北三里、 伊谷 神谷 伊豆 坪内 河合　五ヶ村也

一　民家貳百七拾軒程、人數凡千八拾人程、内 男五百三十人餘 女六百四十人餘

一　産物御藏嶋に同じ

一　田方一切無レ之、畑反別無レ之、持主も極なし、面々精力次第切替畑にいたす、麥、稗、芋、大根、蕪、大豆、小豆等を作る、全體山添にて風當不レ申、谷間日當りの所作付いたし候也

一　大海戸と申處は、山添の砂濱にて、平生廻船漁船共に引上置也、他國の廻船淵には不レ寄、無レ據節は他より引上置候由、場所の廣さ五六町程有レ之

一　八丈へ參り候舟先此嶋へ著、日和待をして出船の風を請渡候、されば此島にて年を越候儀も有レ之よし、直乘の海路も波荒して通船成りがたき由

一　此嶋新島の續き能嶋也、尤江戸へは通船宜敷、自由足る島なり

一　八丈島 東西貳里程、南北四里程　枝郷共　拾二ヶ村

一　人數四千七百五拾人餘、内 男貳千五百五拾人餘 女貳千二百人餘

一　産物嶋紬、五反掛、八反懸等也、織物色は黄、飛色、黒の三色の外なし

一　椿實、青ヶ嶋鰹節也

一　男女の稼、耕作、魚漁、薪、蠶を飼、紬多く織出すなり

一　田畑あり、田方は少し、稲は四月上旬より六月中旬迄に植付る、畑は麥、粟、稗、大豆、小豆、芋、大根、蕪等も作る、然れ共風雨烈敷滿作收納する事なし、依レ之給物不足に付、米、麥、大小豆共國方より買入る也

一　雜用物國方より買入候品、茶、木綿、瀬戸物、鍋、釜、庖丁、鎌、剃刀、小刀、鋏、釘、鐵物、紙、墨、筆、きせる、膳、椀、盃、折敷の類、何れも買入候よし

一　紬織立候間數、御年貢紬に納共六百五拾端、其外賣物紬千貳三百反、外に八丈すかし織出す、尤壹ヶ年に拂代金千兩餘入趣き也、内證の員數しれがたし

一　八丈嶋の内小島あり、青ヶ嶋といふは（東西半里程 南北壹里程）青ヶ嶋は（東西壹里半 南北壹里）といへり、いづれも民家あり、產物稼は八丈に同じ

一　八丈嶋の鎮守は、鎮西八郎爲朝を祭る也、爲朝明神とて神社あり、御代官代りには具足一領ヅヽ奉納あり、此社の神主嶋の役人の司也、右の外菊地名字嶋役人兩人あり、此下大名主小名主等村々に住居、御政法を正しく守るなり

一　御用船貳艘あり、破損相替等の節は、支配御代官より伺之上、御入用下り造立する也、右御船年壹艘宛江戸へ來る、是は八丈島より御年貢織物積立上納する也、歸帆の節穀類調、並流人由緒のものより見屆遣候品積立、其上島人入用の物を積なり、外に小船壹艘、是又御入用を以被ニ成下一、是は八丈

島支配也、青ヶ島より海上三拾里程の所、御年貢納等右船に積八丈島へ差出、八丈島より一集にして上納するなり

一　右御用船頭弐人有レ之、御扶持方被レ下、帯刀致す也

一　八丈島御用米八拾石ヅヽ相渡也、江戸往返の御用船壹艘之船頭水主拾人へ、沖乗の内は壹人に米壹升ヅヽ、江戸逗留中右同斷、其外諸入用、米島の神社初穂米等也、右往返並逗留の日數を以勘定いたし、殘米は八丈嶋の百姓へ割賦いたし、右の代米弐石壹斗五升に、合絲織壹反の積を以織物にて返納する也

一　八丈嶋にては木綿一切無レ之、鍋釜鑄立候儀不ニ相成一候に付、兩樣隔年に御用船歸帆の節被レ遣也、白木綿弐千百反、鍋釜大小共弐百・弐拾三、右何れも入札を以御買上相渡、島の者割賦いたし、右代返納として木綿三拾五反に付合絲織一反ヅヽ、鍋は五斗焚壹ツにて合絲織壹反の積、織物にて返納致すなり、但木綿は不レ被レ遣候ても差支無レ之旨にて、今は相止む、鍋釜は潮風強く腐早きに付、前の通り隔年に被レ遣也

一　八丈嶋流人由緒のものより見屆物、並書狀遣候には、先達て支配の御代官の役所へ右の品書付願書出すなり、其上役所よりの差圖を請、右の類猶又役所へ持參す、嶋懸り役人銘々改の上、餘情の品は相返す、狀は開帳也、口紙を付折懸にする也、右書狀役所の帳面に寫留、并見屆の品も銘々書留候

て遣す、物により封印切書付認、右見屆の者ともに願人へ相渡、願人請取也、八町堀船頭の旅宿へ持參相渡す、船頭右切手に合請二取之一、無二相違一旨書付遣候、又候役所へ差出相屆也、嶋より來る狀も開狀也、是又役所にて寫留、其狀所々へ相屆也

嶋手代相止み候事

一　先には嶋支配の御代官へ嶋手代相極、壹人御切米百俵被レ下レ之、島々相廻り候節は、御扶持方七十人扶持被レ下相勤候處、享保八卯年御代官河原淸兵衛伺之上相二止之一、其以後嶋手代無レ之、嶋地役人取行ひ、御法度を守り糺すなり、嶋々皆八丈嶋より支配する也

地方落穗集卷之八　終

地方落穗集卷之九目次

一 手負死人見分心得之事

一 手負人取扱幷心得之事

地方落穗集卷之九

評定所發端年歴之事

一 元和年中の頃迄は、公事出入願訴訟の類は、酒井雅樂頭屋敷にて安藤右京進金地院等列座にて、寺社出入ともに裁許有ㇾ之由、寛永十二丑年三月四日改、是より評定所といふ看板之面十二月二日に相定といふ

評定所看板御定書之事

一 寄合之式日、毎月二日十一日廿一日、諸奉行之立會、四日十二日廿五日、但し公儀の御用於ㇾ有ㇾ之者可ㇾ為二延引一之事

一 寄合所へ評定衆卯刻半時致二出座一、御用埓明次第可ㇾ有二退散一事

一　評定所へ役人の外一切不レ可レ參、勿論音信は停止之事

一　公事人に介添は老人若輩、幷病者之外停止之事

一　公事訴訟罷出候者、たとへ御直參之輩たりといふ共、刀脇差すべからざる事

一　公事人雖二親類縁者知音之好身一、寄合場において評定に取持べからざる事

一　遠國より來る公事人は、在江戸久しき次第に可レ承候、當地之公事人は日に帳面にて、先次第に可レ有レ之、但不レ承して不レ叶儀、亦急用は格別之事

一　公事人より不審申懸候儀、其筋役人勤は勿論、惣座中よりも無二遠慮一存寄の趣可レ申事

一　公事裁許以後、其筋之儀裁斷之始末可レ被レ致二書留一事

一　公事其日に無二落著一儀は、重て寄合致され、其上にて不二相濟一儀は可レ被レ致二言上一之事

一　役人宅にて承レ之、公事訴訟評定所可レ出儀於レ有レ之は、證文跡等相揃場所へ出レ之、無レ滯樣可レ被レ致事

一　預ケもの永々不レ差二置之一、急度穿鑿可レ濟事

一　裏判幷召狀を請、遲參のものは其所之遠近を考へ、日數積り輕重に應じ過料可レ爲事

右之條々可レ被二相守一もの也

寛永十二乙亥十二月

田畑永代賣御仕置之事

一　賣主牢舍之上追放、本人死候時は子同罪
但賣し田畑は、賣主の御代官、又は地頭へ可ㇾ取ㇾ之
一　證人過怠牢、本人死候時は子御構無ㇾ之
一　質に取候もの作り取にして、質に置候ものより年貢役相勤候得ば、永代賣同前之御仕置
但是を賴納といふ
右の通田畑永代賣買御停止之儀、寛永二十年未十二月十一日被ㇾ仰出ㇾ候事

公事方御勝手御用日幷刻限之事

公事方式日　御列座といふ
二日　十一日　二十一日　明六ッ時
當日は御老中御出席有ㇾ之時、七時過御出也、多は十一日也、大日付立會、御用番奉行七ッ時詰合、其外は七ッ半時詰也

同評定

四日　十三日　二十五日　四ッ時始
御用番之奉行中六ッ時揃、其外は五ッ時揃

内寄合

六日　十八日　二十七日
奉行中宅へ寄合有レ之、留役中共四ッ時揃

御勝手方

七日　十七日　二十六日
公事方御勝手方共惣寄合

御代々御精進日

家康公　權現樣　元和二辰四月十七日　日光　芝　上野
秀忠公　台德院樣　寬永九申正月二十四日　日光　芝
家光公　大猷院樣　慶安四卯四月二十日　芝　日光　上野
家綱公　嚴有院樣　延寶八申五月八日　上野
綱吉公　常憲院樣　寶永六丑正月十日　上野

家宣公　文照院様　正徳二辰十月四日　芝
家繼公　有章院様　正徳六申四月晦日　同
吉宗公　有徳院様　寛延四未六月二十日　上野
家重公　惇信院様　寶暦十一巳六月十二日　芝
家治公　俊明院様　天明六午八月八日　上野

紀州御代々御忌日

南龍院様　正月十日　清溪院様　八月四日
高林院様　正月十四日　源光院様　九月八日

御當代御精進日

正月十日　五月十四日　八月四日　九月八日　二月廿六日　六月四日　五月六日
十一月六日　六月九日　十月十七日　二月廿一日　六月廿日　六月十二日

前々御仕置筋之事

一　御林木盜取候もの之事
是は御代官手代見分に差遣、無㆑紛候趣は牢舍申付置、死罪の上獄門にかけ、悴も死罪

一　裁許破之事
是は裁許濟候儀を破候もの、僉議之上五十日或は百日過怠牢舍申付、誤候得ば赦免

一　御代官背候もの之事
是は御代官申付背候由相聞候得ば、牢舍申付、日數相立誤候旨御代官伺候得ば、可㆑爲㆑致㆓出牢㆒

一　地頭背候事
是は僉議の上御老中へ相伺、品所に寄追放遠島死罪等も申付候、地頭へ被㆑下、自分仕置に可㆓申付㆒旨被㆓御渡㆒儀も有㆑之

一　御料の名主私欲之事
是は名主私欲有㆑之由百姓ども申出候得ば、詮議の上私欲に極候得ば、僉議次第御仕置申付、百姓ども申懸候趣は、是又御仕置有㆑之

一　田畑永代賣之事
是は田畑永代賣候へば、賣主幷加判の者迄牢舍申付、賣主出牢の上江戸在所追放、買主には金子損失いたし、出牢申付在所へ相返す、加判の者は過怠牢舍迄にて無㆑構差戻す、買主幷請人とも親存

命に候へば子無レ構、親相果候得ば親は代レ子、右の通申付候

一　田畑賴納賣買之事
是は御仕置、永代賣同前

一　質田畑之事
是は證人吟味の上年季を限名所をさし、名主加判有レ之候へば、二一切作德三十日可レ濟旨證文申付候、其上にて滯候へば、質地金主方へ爲レ渡、但日限之事は其以後金高に應じ、段々極有レ之證文申付

一　船荷物盜取致二賣買一候者之事
是は右賣買に無レ紛候得ば、牢舍の上死罪

一　先住之借金之事
是は右借金銀有レ之段、後住不レ存入院致し候以後、先住の借金申出候得ば、右之金證人へ申付、後住無レ構、先住之借金存候得ば、右金銀後住可レ濟旨證文申付、勿論證文へも加判申付候

一　關所忍通候もの之事
是は其所において獄門に行也

一　細工人弟子之事
是は細工仕習、師匠之方を無理に暇取同細工いたし、師匠之商賣妨に成候旨訴出候得ば、師匠の內

商賣致間敷旨證文申付、師匠に被二下置一

附外商人も右に准ず

一　奉公人之事

是は主人氣に入不レ申段申出候歟、又は奉公人方より暇取候處、給金滯候旨主人致二訴訟一候得ば、給金請人へ可レ濟旨申付る、且缺落人給金も請人に爲レ致、給金濟切候得ば永尋申付る

一　奉公人取逃幷町人手代引負之事

是は奉公人取逃いたし候得ば、先給金にて可レ濟旨、幷三十日限の尋申付置、其上にて不二尋出一候得ば、取逃の品々請人辨へ候樣申付、出入濟候得ば缺落もの永尋、但町人手代引負候得ば、金子爲レ濟手鎖を懸、主人へ預ケ置、引負金子不二濟切一候得ば、當人は牢舍申付、引負金子に應じ、或は追放遠嶋申付候、引負人缺落致し候得ば、是又請人給金可レ濟旨申付、その上不二尋出一候得ば、引負金請人に爲レ濟、出入濟候得ば、是又缺落ものを永尋申付る

附奉公人缺落、幷手代引負の儀訴出候得ば、裏判出レ之、對決不レ仕以前内濟にて事濟候得者、引負いたし候もの不レ構

一　主人へ難題之事

是は主人へ難題申掛候事無レ紛候得ば、その時の僉議により過怠申付

一　騷動付之事
是は騷動付に無レ紛候得ば、双方共牢舍申付置、頭取のもの江戸在所追放
一　牢内より逃出、幷手鎖をはづし候事
是は詮議の上死罪
一　町人帶刀之事
是は僉議之上追放
一　密通之事
是は夫有レ之女と密通致し候はゞ、男女とも死罪、且密會いたし候を夫見屆殺候得ば、夫無レ構、女にても男にても壹人切殺、僉議の上密通不レ致由に候得ば、牢内において令ニ拷問一、夫申懸に候得ば、下手人密通無レ紛よし致ニ白狀一候得ば、夫無レ構
夫有レ之女召抱主人手を付候得ば、主人は密通に不ニ相成一
一　緣に不レ附女と密通之事
是は夫無レ之女と密通候得ば、不レ及ニ死罪一、男女共に僉議の上牢舍申付、落著の上女は親元に相渡す、男は追放
一　主人の娘と密通の事

是は主人の娘と密通いたし候得ば、僉議の上遠嶋又は死罪

一　夫有レ之女に艶書之事

是は夫有レ之女へ艶書付ものは、詮議の上密通不レ致候得ば、女は無レ構、艶書遣候得ば、密通も同前故死罪、女も其時は詮議申付

一　出家難題之事

是は詮議の上令ニ脱衣一牢舎申付死罪に申付

附出家に女難題申懸候得ば、品に寄遠嶋死罪に申付

一　車借并日なし錢之事

是は商賣もの、或は請負事に仲間にて及ニ出入一候得ば、證文等吟味の上、相對次第可レ致旨申渡無ニ取上一

一　相請之事

是は人請店受、其外并金質物等之相請に立候得ば、牢舎候上追放

一　無盡之事

是は證文に無盡の文言有レ之候へば無ニ取上一

一　無盡帳預り金の儀證文拵候もの之事

是は詮議の上無レ紛候得ば、牢舍申付置、或は追放或は遠島

一　於二評定所奉行所一裁許に及候上、缺落いたし候者の金子之事

是は預り金幷賣懸等有レ之、評定所幷奉行にて裁許の上、日限證文申付置候處、缺落いたし候得ば、惣て缺落もの也、家財等闕所に成候故、右金も滯候ものより評定所奉行所へ爲レ納候

一　評定所奉行所にて及二裁許一上、外之科にて御仕置に成候ものゝ金子之事

是は右同斷

一　評定所幷奉行所にて申付候日限手形落し候ものゝ之事

是は日限手形落し候由申出候得ば、尋出候樣に申付、其上にても尋不レ出候得ば、半年程過怠牢申付、其上にて差紙を以相手のもの呼寄、前方の留書見合、新に證文申付、前々の金子爲二取立一

附日限證文類燒に逢ひ失候はゞ、詮議の上證文仕直し下ゲ置

死罪除日之事

一　死罪御仕置除日之儀、急度御定は無レ之候得ども、御精進日其外御祝儀事有レ之候日、定日は御精進其外朔日十五日廿八日節句等心付、手鎖等も遠慮すべし、定式之除日左之通

御誕生日　十月廿一日　十一月廿二日　十一月廿七日　七月廿七日　五月廿二日

御忌日　正月十六日　二月廿二日　廿七日　六月四日　九日　十二日　廿日　廿二日
十月三日　七日　廿一日　十一月六日　廿七日　十二月廿一日

追放輕重之事

一　重追放　關八州（武藏、伊豆、相模、上野、下野、安房、上總、下總）　山城　攝津　駿河　甲斐　尾州　紀州　堺　奈良　東海道筋　長崎　木曾路筋　尤其外居候國所

一　中追放　江戸拾里四方　京　大坂　奈良　堺　伏見　長崎　東海道筋　木曾路筋　日光道中筋　甲府　名古屋　和歌山　水戸

一　輕追放　江戸拾里四方　京　大坂　東海道筋　日光道中筋　甲府

一　江戸追放　江戸拾里四方　但御構の國々所々御書付渡す

右追放輕重共其者の住居は一國御構ひ、但江戸追放は拾里四方、幷其村居所は御構也、都て追放ものは常盤橋御門外迄連行追放するなり

一　所拂のもの其居所は勿論、江戸中御かまひ也、私領にては居村幷其城下計構、但一領支配にても他村住居は無レ構

一　追院科の重きは、其村幷江戸御構、輕きは其村計、夫より輕きは其寺計御構也

過料之事

一　過料村方へ懸候時は、一村高百石に付大概錢拾五貫文、人數懸候時は貳拾人、以下は壹人に付三貫文ヅヽ、貳拾人以上は惣人數にて五拾貫文程なり、尤其品に寄増減あり、右過料錢は都て伊奈家の懸りにて、半左衞門役所に納候也

差紙不參之事

一　公事訴訟人召呼候處不參は、重て召呼の節手鎖申付候得共、向後は御定書有レ之通り、過料可二申付一旨享保十一午年二月十三日御一座にて極る

亂心にて人を殺候もの之事

一　古來は亂心にて人を殺候もの下手人不二相成一ども、其以後は御評議の上縱令亂心にて人を殺候ものにても、下手人に被二仰付一候筈に極る

追放百姓跡式之事

一　追放百姓の田畑屋敷諸道具、向後は闕所に成候筈に候、但追放に成候百姓の家諸道具等無レ構旨、享保二酉年六月廿九日被二仰出一候事

酒亂にて人に手を負せ候もの之事

一　酒狂にて人に疵付候もの其主人へ預ケ置、被二疵付一候もの平癒迄療治代爲レ出、療治代難レ出分は刀脇差取上疵付られ候ものへ被レ下、酒狂人は主人へ相渡、右之療治代疵の多少に不レ依、中小性體には銀武枚、徒は金壹兩、足輕中間は銀壹枚爲レ出、疵付られ候ものへ被レ下レ之

酒狂にて人を打擲致し候もの之事

一　酒狂にて人を打擲いたし候もの、身上限道具御取上、打擲に逢ものへ被レ下候、但右之趣主人へ斷候節、缺落の由申候とも、主人の方を罷出三日の內は、缺落には不レ立なり

酒狂にて諸道具損じ候もの之事

一　酒狂にて諸道具損じ候もの、過料爲レ出損失之者へ被レ下、輕きものは身上限被二仰付一候事

酒狂にて自分と疵付候ものゝ事

一　酒狂にて自分と疵付、外の科無レ之ものは不レ及ニ疵改一養生し早速主人へ引渡なり

御仕置もの先達て拝借物之事

一　御仕置成候もの前に拝借物の儀は、辨損に成候事

百姓持祉之事

一　百姓持社を寺院別當之由申爭時は、右鍵寺不レ持、什物帳に其者之名印無レ之候得ば、寺院申分不レ立事

評定所出役手代御扶持之事

一　評定所出役手代御扶持方は、壹人に付貳人扶持ヅヽ被レ下候也、筆紙墨蠟燭等被ニ下置一候也、右の外式日立會、內寄合臨時評定臨時寄合、幷留役へ御用に付罷越候節之分、日數御定の外壹人扶持ヅツ增御扶持方被レ下也、召連候者之日雇賃も、右日數を以被レ下レ之、右日數は留役吟味の上、仕上書

付押切印形出る、是を以御勘定に打立る

村方缺落もの跡式之事

一　村方缺落ものは日限り尋申付、不ㇾ相見ㇾ永尋に成候ても不ㇾ相知ㇾ上は、右之者所持の田畑家財等有ㇾ之候節は、御咎無ㇾ之ものに候得ば、缺所には不ㇾ相成ㇾ候、妻子無ㇾ之候へば、品に寄分散にも可ㇾ成也、然れども當人不ㇾ相知ㇾば、借方は先取上無ㇾ之事に候、併家督相續のもの有ㇾ之ば、其もの可ㇾ引請ㇾ事に候、兎角御咎無ㇾ之ものに候はゞ、決て御取上の儀伺間敷候、難ㇾ成事に候也、心得違伺候者も有ㇾ之候處、御附紙に右之通御下知有ㇾ之

所拂のもの跡式之事

一　所拂のもの跡式は無ㇾ構、然れども決したる法には無ㇾ之、但伺には不ㇾ及由、伺書に田畑家財妻子に被ㇾ下候樣にと申儀は不ㇾ伺筋のよし、事に寄品有ㇾ之、其節御内々にて可ㇾ相伺ㇾ也

倒者死體見分心得之事

一　行衞不ㇾ知もの村方にて倒死候節、見分致し申候はゞ、村役人其外百姓等爲ㇾ立會ㇾ、打疵、切疵あ

るひは〆殺候哉の趣、得と遂ニ吟味ニ委細詮議の上、懐中物の有無、年齢衣服の色、品、帶等迄口書に載ニ取之ニ、總身無疵にて怪敷儀も無レ之候はゞ、其趣の口書可レ取レ之、見分吟味無ニ殘處ニ仕廻候はゞ、早速飛脚を以て可レ伺なり、御下知の上三日さらし、施主不レ出候はゞ、其趣にて桶に詰、其場所へ埋候とも、又は難レ埋所に候はゞ、寺院境内へ成とも可レ埋、扨亦倒候場所人の往來無レ之所に候はゞ、村境の往來有レ之所へ札を建、倒死人男女の譯を書、年齢幷衣類懐中の品等可ニ書付ニ、但懐中金銀等有レ之候とも不レ可レ書、是は僞を防ぐ爲也、右雜物金子等は村役人立會の上、寺院へ預け置、書付可ニ取置ニ、右のもの親類より不ニ尋來ニにおいては、右之三品は寺院へ法事料に可レ納、亦怪敷儀も有レ之候はゞ、見分の趣を以て口書取レ之、夫より吟味の次第は、其節の品に寄如何にも有べし

一　惣て倒もの取扱候品有事なり、たとへ脇ざし一腰にても、絹布を著し下帶も絹羽二重等を用ひ候倒ものは、土間に莚を敷其上へ伏させ、頭の見えざる樣にござを掛置也、亦右の通の衣類下帶にて兩腰を帶し倒たるは、土間の上に戸板を置、其上に布團を敷、布團を懸る也、右何れも頭共に可レ隱、但し右體のものにても木綿を下帶に致し候得ば、武士町人に不レ限、土間に伏させ頭を出し莚を掛置也、下帶無レ之はさらすに不レ及ニ取扱ニ也、無宿に准ず、非人の手に懸る也、染絹の下帶いたし候倒ものは、薦のものに准じ、是を川たけに准ずと唱ふる也、右何れも見分の上伺候はゞ片付る也

一　倒樣に次第あり、面を上になして倒たる死人は、總丈三分七分境へ懸り候共、改の方にて引請厄

介にすべきなり、面を下にして伏て倒ものは、足の方にて厄介にすべき也、其もの今迄歩行來候方にて死を遂たるに寄ば也、後口にかへる時は、はづみにて足前へ出るもの也、又前へ倒る時は、はづみて頭前へ出るものなり、唯足の通ひ長短に可ニ心付一、如何樣に別候共、右に准じて知るべし、又能分難きは兩村引請に申付る也、番は引請候方より出し、境隣の村へ立會を申付る也

手負死人見分心得之事

一 手負疵改之事、總じて人間眞向の巾を壹尺貳寸に取、横の三增倍也、横身を四寸に取るなり

一 打込疵は長の四分一を深みに取る也口傳

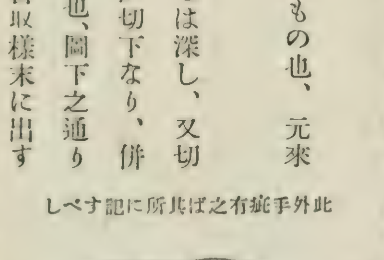
一 疵の巾は不取もの也、是不ㇾ知故也、疵口はぜかへり兩方へ向ふもの也、元來巾はなきものなり口傳

一 横疵は横身四寸と取る故、一倍に切とも四寸也、勾配へ廻りたるは深し、又切下と唱ふべし、向前同樣に切たるは切込深し、手前下り向上りたるが切下なり、併横疵は横疵に立なり、何程切下の方多候とも、本體横疵を以體に取る也、圖下之通り

一 右手疵の樣子檢使の者委細容體書しるし、口書取添上る也、口書取樣末に出す

一 右手疵見分致し方の儀、衣類ぬがせ改候事決て無ㇾ之事に候、隨分手疵人の身へ不ㇾ痛樣に見分す

此外手疵有之ば其所に記すべし



べし、衣類の方より切候疵に候はゞ、其所衣類切ほどきまくり上げ置見分すべし、帯とき候事是又不㆑宜、氣ゆるみ候得ば絶入するもの也

一　腸など切口より出、疵に見分成がたき時は、平皿のふたへ眞綿を敷か、吉野紙を敷、その綿を下よりそつとすくひ上候得ば、わたも分り疵口も知るなり、但かくのごとくなれば、切口巾何寸腸何寸出ると書べし、深さを不㆑書

一　手負見分致し候はゞ其道の醫師を呼寄、手負の樣體等も承り、右體取扱ひは醫師に致させ見分計を可㆑致、右手負之助と成なり、不案内に取扱何ぞ仕樣出來候得ば、役人の不調法に成也、最初療治に掛し醫師などは勿論、右醫師口書取べき也

一　疵口寸改曲り尺を以てとるべし、丸みのりにて取り候得ば、疵口格別長く成るものなり、かねを左右に立、一文字にかねを當て寸を取るべし

一　總て檢使に罷越候節渾發寸持參すべし、手負疵口見分など渾發寸を以取扱ひ候へば、體も能理方多し

一　手負には百足つく事あるものなり、山鳥の尾羽を上にさして置ば、決て付ざるものなり

一　手負の口書取候には、隨分入念聞糺し取べし、却て手負は疵の輕重其人の氣性により、口亂るゝ事あるものなり、正氣にても申内に、心氣の勞れてふらりと本心を失ふもの也、ケ樣の節は叱り勵し氣を付べし、されば肝要の事を聞には、要の所計り押かへし聞取べし、先第一切候相手を承べし、

如何やうの意趣にて被ㇾ切候哉の旨押返し得と可ㇾ承也、外の儀は紊亂、申口不都合に候ても相手の儀を憚に申ㇾ之、所之ものも右の趣承傳候はゞ、奥書に所のものゝ申趣をも書加へ取べし、又一向申口亂れ、前後正體なき事申候はゞ、雖㆓取用㆒趣立會の親類、所之役人どもに其趣の書付取べし、其上は其節居合候もの歟、被ㇾ切候場所近所のもの、野邊なれば其邊に作いたし居候もの等、其外少しにても手懸り有ㇾ之候ものを遂㆓吟味㆒べし、吟味方手荒ければ、却て不ㇾ言ものなり、心得有べき事なり

一 手負人の口書に其もの印形致し候事、當人は身自由不ㇾ成に付、所の名主又は親類の内重立候ものへ爲㆓請取㆒、手負雖申口相違無ㇾ之に付、右の者印形拙者請取、爲ㇾ代口書へ印形仕候旨、文言に書加へ取べし

一 手負人の口書に其者の脇へ、當何の何歳と可ㇾ書、右親類村役人、被ㇾ切候場所の近所のもの、或は家内のものの手負ならば、其宿家内の者、隣家向家等致㆓吟味㆒口書可ㇾ取ㇾ之、其外其節の時宜に寄、口書可ㇾ取類多く有べし、兎角吟味の趣區々不ㇾ成様つゞめ候て取べし

一 手負見分之節添檢使參候はゞ、口書は兩人別れ間を隔て相口を取る事もあり、是は手負と妻子、又は親類家來等其外立會之者の申口を引分吟味いたし、申口合不合を見る也、壹人見分之時は、手負之口を取濟候上にて、坐敷を隔て外のものも口を問ふべし、尤手負之口書は親類村役の承知印形取べし、其外のもの、口書は村役人計爲㆓立會㆒印形取べし

一　手負は何疵に寄らず、腸へ血流入候ては不ㇾ生ものなり

一　疵の場所に寄肉薄なる所は、長之四分一のつもりに深さを取候ては、骨に不ㇾ付樣にする也、急所を被ㇾ切候へば、薄手にても死るもの也、ヶ樣之場所は深さ不ㇾ知と認也、何とて不ㇾ知と察當有ㇾ之ば、急所に候間取扱難ㇾ致候に付深さ取がたく候、尤見及候處は、何程も可ㇾ有ㇾ之哉の由可二申立一也、ヶ樣之手疵を無二差別一取扱候得ば、絕入いたすもの也、大事の事也、たとへば眉間より鼻の間を被ㇾ切、疵長四寸有ㇾ之、此四分一壹寸と見て深サ壹寸としては、頭の鉢へ切込候に付、不ㇾ生ものと成也、是等の類は目鼻の間の窪を深サに取てよし

一　鑓疵深サ難ㇾ知、書に不ㇾ及、腸わた出候はゞ其趣書べし

一　死人の疵深サ書に及ばず、長サ計書ㇾ之也

一　手負見分に罷越候節は、先ヅ名主の所へ落著、委細樣子を尋ね承り、食事等いたすべし、隨分心を鎭め始終之工夫致し、靜に罷越候儀第一なり口傳

一　右手負に付大勢科人等も出來可ㇾ申樣子に候はゞ、隨分致二勘辨一事を少く濟候樣心得肝要なり、但斯言ばとて肝要の儀を逃すは惡し、相手さへ壹人出候へば、大勢へ不ㇾ懸樣に勘辨可ㇾ致也、併時に寄るべし、手負は自分苦敷に付、又は心氣亂てあられぬ事をも申もの也、是等檢使の耳に入候ては、聞逃しに成がたし、左候得ば無益の事に手間取、小サき事も大く成る事有るもの也、是等を以心傳心

と云なり、言葉を以て演がたし、只壹人の心得に有べし

一　都て吟味いたし方は、扇をひらきたるが如くなるべし、扇子は末廣くして元にて束ね、要を以て〆たるもの也、吟味も其如く廣がりたる事を次第に縮るやうに取計、束ねて〆り能樣にする心得第一なり

一　見分吟味相濟口書不レ殘取揃に候はゞ、止め證文といふをとる也、是は當人の親妻子、幷親類村役人百姓代共印形にてとるべし、其品は此度何の儀に付、爲二御見分一被レ成二御越一候處、御見分御吟味被レ成方、少しも御非分成儀無二御座一、毛頭申分無二御坐一候、尤御見分請殘し候場所も無レ之、幷御吟味に付申上殘し候儀無レ之、御願可二申上一儀曾て無二御坐一候と申文言にて、猶其節の品に寄、書加へ可レ然儀は書そへ、右の者共印形取べし、但村役人は奧書に立會、文言にて右之趣書加へ印形取へし

一　右之外御定の木錢證文可レ取レ之、是又御逗留中御非分成儀、御馳走ヶ間敷儀も一切不レ仕旨書加へ可レ取事

手負取扱幷可レ忌事

一　切腹などいたし損じ、腹へ刀を貫き倒候手負は、右へ倒るゝものなり、其刀を拔候には、刀を兩指にて挾み、腹の皮を抓寄、刀拔とり、その口を塞ぐべし、勿論皮をも右の方へ押寄て〆る也、然る

時は肉の穴と皮の穴と喰違に寄、腹わた不レ出たり、扨坪の蓋など塗物を當て、腹の方より布を引廻し、しかと詰て置ば、醫師の來る迄無二別條一もの也、坪の蓋を當るは、其風をいとひ、又醫師來り取こぼす時切口痛ぬ也、且布にて卷か、外のものをあてると、血ねばり付、引はなす時苦痛して元氣おとるものなり、疵口より風を入れば、破傷風といふ病に成り、落命する也、疵口より腸出たらば早くすくひ入、右の通にして置べし、わた出たるを其儘に置ば、風當りふくれかわきて入兼るもの也、命危し、又血多出止らずば、澁染の布にて卷べし血止る也

一　手負に女を近くすべからず、たとへ縫極たる疵にても破るもの也、尤心亂れ申口紛々として前後するもの也、初發正氣にて申口調ひ、跡口亂候ては、初の申口も決定難レ成事あるもの也、尤書上伺ひ六ケ敷、妻子たりとも側へ寄べからず

一　手負には腹立せぬ樣すべし、怒る時は血走りて不レ止、たとへ平癒致しかゝりたる疵口も破るゝ也、況縫たる當前をや、可レ愼事也

一　手負を眠らすべからず、氣ゆるみ血ばしるに依て、療治致しがたきもの也、尤奇怪なる夢を見て驚く事あり、然る時は身體やぶれ勞れ死るなり

一　手負には隨分力を附べし、又比興なる事は呵り勵すべし

一　手負目うるみてすわるは死す、目すみて働くは生る也、亦曰、紅紙の紙燭にて顏を見るに、顏色

赤きは可㆑生、無㆑左は死する也

一　可㆑死手負は足を踏延し、手を握り詰るなり

一　深手にて即死之ものは疵深さに不㆑及、長計り出なり、切手を捕候はゞ、切候旨趣一と通承るべし、たとへ能候ても、片口にて證と仕がたし、只切と申事を承届候得ばよし、何れにも殺し候ものは下手人なり、其外の吟味は前に准ず、嚴敷捕置所のものへ番を申付る也、尤被㆑切候ものゝ親類の内へ相當申付る、是は自殺を防ぐ爲也、勿論村方番人ども懐中を改させる、扇子楊枝等迄不㆑爲㆑持様にすべし、囚人は一向何にても不㆑爲㆑持、下帯等迄爲㆑取、手鎖足にはほだしを懸け、腰縄にて急度緊置候ては、管をはませるなり、委細は末に記す、但し吟味手間どらば、閑を申付入置てよし

私に曰、一通の人殺は如㆑此の手當は及間敷、是は逆罪の者等の事成るべし

一　切候もの不㆑知候はゞ、被㆑殺候親類共に平日心當りの有無を尋、猶又村中へ入札申付、或は銘々家内吟味、刄物衣類等を改むべし、刄物衣類ともに其節着候にはのり付、縦令洗候ても、刄物は血ぬけず、衣類は其場にて洗候得ば際立、表に不㆑知とも、綿へ血染込たるはぬけざるもの也、其時の品に寄、吟味仕方色々有べき也

地方落穂集巻之九　終

地方落穗集卷之十目次

一 大木水場乘方之事　　一 材木才詰心得之事

一 海川船打替之事

地方落穗集卷之十

鯨分一定法之事

一 突鯨　貳拾分一　　一 寄鯨　三分一　　一 流鯨　拾分一

右は書面の鯨、其所にて相拂候落札金高の內、公儀へ差上候分一御定法如ㇾ斯、尤御料私領の差別なく、御料私領入會ならば、右賦割合を以申上候

一 浦方にて突鯨有ㇾ之節は、入札にて相拂、落札金高之內貳拾分一公儀へ運上差上候事

一 寄鯨有ㇾ之節は、落札金高の內十分一公儀へ差上候事

右は下總國銚子浦鯨之儀に付申極る也

一　寛政九年の定法、寄鯨御料私領入會の場所へ寄候得ば、御料所の方へ割賦の内にて、半分は御料の方へ被レ下候、御料私領立會突候鯨は、御料の方より五分一公儀へ差上候事

但私領入會の分流鯨有レ之候節は、御定法の通分一は村方に割合地頭へ被レ下候、是は享保九年十二月中右の類有レ之、御代官原新三郎より其趣伺ひ相濟候也

一　沖合流候を見付引付候を流鯨と申、自然と岸へながれ寄候を寄鯨と申候由、突鯨の儀は、鯨を見かけ突留候鯨の事に候、依レ之不時には無レ之事に候

流鯨有レ之節御注進書之事

一　常陸國鹿島郡下津村沖合に、長九尋程の流鯨相見候に付引付置候間、享保二丑年正月注進有レ之候付、御勘定所へ早速御注進申上候趣、左の通

覺

一　流疵鯨　壹本　長九尋程

常陸國鹿島郡下津村

右者私御代官所常州鹿島郡下津村沖合へ、當月廿四日流鯨有レ之、所のもの見付漁船差出し、右村岸へ引寄候處、鱗懸杯も相見、其上一切跡等も有レ之、數日流候體に相見候由訴出申候、早速手代差遣見分吟味爲レ仕、追て可二申上一候得共、先此段御屆申上候、以上

正月

何之誰印

御勘定所

鯨見分罷越候もの吟味心得之事

一流鯨寄鯨等有レ之御勘定所へ御屆申候節、文言の内へ生魚の儀殊に數日流候旨申儀に候得ば、日間有レ之候ては生魚次第に古く罷成、御拂直段下直に相成可レ申旨、手代見分の上直に御拂の積入札申付け、御拂相濟候上繪圖入札差上候樣可レ仕旨、書加へ候儀可レ然也、前に右の趣にて相濟候例有レ之也

一見分に罷越候手代鯨見分いたし、總丈け何尋餘掛、其外疵の分見分致し、新規に切取所の有無など遂二吟味一、不レ殘繪圖に認可レ申候、繪圖認めかたは、背通り左右貳枚に認、腹の方を壹枚都合三枚に書寫し、尤村々にて前々の振合も可レ有レ之間猶又可レ承候、右繪圖餘懸、その外疵口寸尺巨細に記し可レ申事

一兩隣郷へ入札申觸、猶又落札に增金吟味いたし、此上增金難レ成段申候はゞ、增金の儀再應吟味御座候得共、望無レ之旨を落札人より證文取るべし

覺

一　流疵鯨　壹本　但九尋壹尺五寸　何國何郡
　此金參拾參兩　何村
　　內金參分　吟味に付增金

右は私御代官所常州鹿島郡下津村へ引寄候流鯨の儀、先達て御下知有㆑之處、入札吟味仕、一應伺之上にて相拂可㆑申旨被㆓仰渡㆒候に付、見分手代方へ早速申遣候處、右飛脚夜中罷歸、手代方より申越候は、村々入札相觸候處、買請人共相願候は、丸鯨にて入札被㆓仰付㆒候得共、疵の程聢と相知兼候付、切分候て入札仕度旨相願候間、願の通切分入札申付候處、全體鯨古く、其上春氣の儀時節惡敷候間、此上四五日も御拂遲く相成候得ば、皮目油減肉腐れ用意兼候間、入札難㆑仕旨申立候、左候得ば格別の御無益の筋に罷成候間、御下知には相違仕候得共、直拂の積り入札申付、札數參拾五枚の內、落札書面の通に御座候、增金高の儀再應吟味仕候得ども、鯨古く此上增金難㆑仕旨申立候に付、漸金參分增申付、都合代金參拾參兩にて御拂申付候旨申越候、則入札參拾五枚、外に書付三通、繪圖三枚相添申上候、右十分一上納殘金村方へ被㆑下候樣、追て伺差出可㆓申上㆒候、爲㆓御屆㆒申上候、以上

丑二月　何之誰　印

御勘定所

十分一取立殘金村方へ被ㇾ下候伺之事

覺　　　　　　　　　　　　　　　　何國何郡
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　何　村

一　流牴鯨　壹本　　但　長九尋壹尺五寸 横壹丈三尺

村高百二十六石一斗三升五合

此代金三拾三兩

內金三分　　　　　吟味增

內金二十九兩二分永二百文　取揚候場所のものへ被ㇾ下候分

殘金三兩一分永五十文　　十分一運上

高十七石五斗四升四合五勺

金一分永二百六文三分八厘　　御料之分

高百八石六斗一升三合五勺

金二兩三分永九十三文六分五厘　　松平清五郎へ被ㇾ下

右者先達御屆申上候、私御代官所松平清五郎知行所分鄕、常州鹿嶋郡下津村沖合に流鯨有ㇾ之候に付、其月廿四日引寄訴出候に付、早速手代差遣見分吟味爲ㇾ仕候處、鯨にて上下口先無ㇾ之、其上日數

流れ候と相見、切疵數ヶ所有ㇾ之、第一腹下不ㇾ殘切取肉腐申候、右鯨御拂の積御料私領入札相觸候處、札數三十三枚の內、書面の通金高にて下津村半兵衞と申もの落札に御座候間、增金吟味仕候處、鯨腐油乘無ㇾ數候故、增金難ㇾ仕旨申候得共、再腐吟味仕、金三分爲ニ相增一都合金三十三兩にて落札申付候、依ㇾ之流鯨御定の通右金高の內三兩三分永五十文、十分一運上の永四百五拾六文參分八厘上納仕、金貳兩參分永九拾參文右村分鄉松平淸五郞へ被ㇾ下、殘金貳拾九兩永貳百文御料私領の無ニ差別一下津村一ヶ村へ被ㇾ下候樣仕度奉ㇾ存候、然るにおいては右運上四百五拾六文參分八厘御金藏へ上納仕、當丑年御勘定に組仕上候樣御證文可ㇾ被ㇾ下候、以上

延寶二巳年二月　　　何之誰印

御勘定所

書面の通共方御代官所松平淸五郞分鄉、常陸國鹿嶋郡下津村沖へ此度鯨有ㇾ之分訴出候に付、手代差遣吟味の上入札申付、參拾參兩御拂被ニ申付一候間、右金の內御定の通拾分一運上申付。此內高割を以永四百五拾六文參分八厘上納致し、金貳兩貳分永九拾參文六分五厘は分鄉松平淸五郞へ相渡し、殘金の儀は下津村へ被ㇾ下候樣被ニ相伺一令ニ承知一候、於ㇾ然は伺の通取計、御料分運上永四百五拾六文參分八厘取立被ㇾ爲ニ上納一、當丑御勘定に組仕上可ㇾ申候斷は本文に有ㇾ之候、以上

丑三月

村方より差出候證文之事

差上申證文之事

一 金貳拾九兩貳分永貳百文 鯨御拂代金之內 村方へ被下候分

右は先月廿四日常陸國鹿嶋郡下津村へ引付候流鯨御拂被仰付、都合代金參拾參兩の內、十分一運上金參兩壹分永五拾文上納仕候、殘金書面の通御渡被下奉請取候、早速村方へ罷歸り、御料私領共無相違割賦仕相渡可申候、右割賦の儀に付不埒の儀御座候はゞ、後日相知候とも、如何樣にも可被仰付候、仍而證文差出申處如件

延享二巳年十二月

常州鹿嶋郡下津村

百姓代 誰 印

年寄 誰 印

何 誰 樣

御役所

金山間掘運上割之事

一豆州青野毛倉野金山、元祿十六未年御代官小長谷勘右衞門支配之節、御運上取立て左の通

一砂金壹匁より壹匁貳分迄　十五ヶ一　壹荷上納 拾四荷被レ下レ之

一同壹匁三分より貳匁貳分迄　拾ヶ一　壹荷上納 九荷被レ下レ之

一同貳匁三分より三匁貳分迄　五ヶ一　壹荷上納 四荷被レ下レ之

一同三匁三分より四匁九分迄　四ヶ一　壹荷上納 三荷被レ下レ之

一同四匁より五匁九分迄　三ヶ一　壹荷上納 貳荷被レ下レ之

一同八匁五分より拾匁迄　貳ヶ一　壹荷上納 壹荷被レ下レ之

右は佐渡荷壹荷より出候金目に隨ひ、書面の運上御取立也

但出繼壹荷と申は、莚壹枚を二ッに切、半枚を叺にいたし、此內へ出繼醬油樽に壹盃入叺壹ッを定法とす、佐渡荷と申なり、此叺壹ッ入候出繼貫目、大概七八貫目也

一右同所元文元辰年齋藤喜三郎御代官の節、江戶町人木村彥七問掘願の節、運上割左之通

佐渡荷壹荷に付

一砂金壹匁九分迄　無運上　一同壹匁壹分より貳匁迄　拾五ヶ一

一同貳匁壹分より三匁迄　拾壹ヶ一　一同三匁壹分より五匁迄　五ヶ一

一同五匁五分より五分迄　三ヶ一　一同八匁より拾匁迄　貳ヶ一

検地以後取箇附様之事

一　七月以前の検地に候はゞ、検地位付の根取當立毛に對し、相應の御取毛付るなり、七月以後は検地の場所見取にする也

私領と入組候御用の書上心得之事

一　私領と入組候御用の儀を書上候節、城付をば何之誰在所と可ㇾ認、相離候領分は誰知行と書也、城付とは不ㇾ書、心得べし

御直參の名殿付に書事

一　御代官より在所へ廻狀遣候節、御直參の衆を記す事有ㇾ之節は、何之誰殿と記す法なり、殿無ㇾ之書事不ㇾ宜、公儀を敬して殿を付るなり

諸納米金伺之儀に御定書之事

一　御年貢二條江戶大坂御藏納の節、於₂船中₁大澤手、小澤手、更米色替り鼠喰の類、幷米性不ㇾ宜御

藏納難ㇾ成分は、買納等にいたし候筈に候得共、左樣にては納名主等久敷逗留いたし、品により入用も相懸り候間、差支無ㇾ之節は金納可ㇾ被ㇾ申付、右金納の儀は米納國々之直段に無ㇾ構、二條大坂江戸とも其時の帳紙直段、米三十五石に付金四兩高、銀納之場所は右割合を以、米壹石に付銀六匁高の積可ㇾ被ㇾ相伺ㇾ候

一　總て三分一米品々定法石代の外、津出し難ㇾ成處の分、畑方米納の場所金納類、幷年々寄惣米石代、或は廻船殘之端米等、惣て此類の金納は其時の御張紙直段、米三拾五石に付金三兩高、（一本作金三兩高）幷三分一金納有ㇾ之國々三分一直段、米三拾五石に付金高銀納の場所は右割合を以三分一直段、米壹石に付銀五匁高の積りなるべし

但三分一金納無ㇾ之定石代有ㇾ之國々は、右定石代を取立、三分一直段割合の通を以可ㇾ被ㇾ相伺ㇾ候

一　御用に付殘置候御物成の內、段々渡殘米金納は、其時の張紙直段を以可ㇾ被ㇾ相伺ㇾ候

穢多煙亡納米之事

一　穢多煙亡持高御年貢、近年金納になり候處、當寅年より米金にて納候筈に候間、外並諸役懸物當寅年より取立可ㇾ被ㇾ申付ㇾ候

享保七寅七月

御巣鷹山取計心得之事

一　御巣鷹山有レ之候村々は、支配所の内に有レ之候はゞ、正月の初に鷹の羽ぶり雛巣に籠る、雛餌をはこび其巣の上を舞、是を羽ぶりといふ之有無吟味いたし、羽ぶり有レ之ば、巣籠りの所を能々見屆させ、見分の上御下知を伺ふなり、村方より取候案文前に引付有レ之候に付不レ認なり

一　御鷹居上之前、又候居上時分を注進致し候得ば、右居上爲ニ見分一御鷹匠被レ遣レ之也、仍而如レ此御巣鷹の有レ之村方にては、其御物成の内にて、年々御鷹扶持米殘置也、員數大體御鷹匠逗留日數人數等永合殘すべき事

百姓割合物之儀に付被ニ仰渡一候品々之事

一　田地へ不レ掛村入札祭禮、又は寺社奉加等之品々は家別に可レ仕事

但雨乞等の入用地面へ懸り候類の事は高割に可レ仕事

一　山林野高之類、前々より入會の地相對を以村限に割合事有レ之時は、本百姓は不レ及レ申、出作幷水呑家抱前地等の分迄人別に可レ仕事

無地高之類辨高之事

一　無地高の類村中辨高に相成候類は、寺社へ不ㇾ懸なり、三州長澤村洞泉寺出入負高、向參不ㇾ懸樣に御裁許有ㇾ之候なり

讓鐵炮幷船積之事

一　讓鐵炮之儀は、一村之內にて請取渡候儀は伺に不ㇾ及、御代官之了簡を以可ㇾ爲二讓渡一候、他村讓渡候事は決て難ㇾ成事

一　鐵炮船廻の儀、江戶より出鐵炮は、五十挺迄は浦賀奉行へ印鑑を出し切手を取候得ば、浦賀相通す、五十挺餘は御老中御證文にて通す、江戶へ入候鐵炮の儀は、壹挺にても御老中御證文なくては不ㇾ通なり

傳馬町へ人馬申遣次第之事

一　上十五日　京橋傳馬町　吉澤　主計

一　下十五日　傳　馬　町　馬込勘ヶ由

右之通上下十五日宛南方へ馬觸申遣儀なり、駄賃は馬にて人足は不二申遣一也

一　御朱印被レ下候節は、人馬ともに申遣候、馬多候得ば一疋を人足二人に引替候儀も有レ之、但上十五日京橋にて駄賃傳馬相勤候時は、御朱印人馬傳馬町にて相勤、下十五日傳馬町にて駄賃人馬勤候時も右同斷なり、此心を以觸遣なり、且又朔日に入用之節、晦日に申遣候時は、觸狀は二京橋へ申遣也、十五日に入用之人馬觸申遣候節は、十四日に傳馬町へ申遣候事

品川附出荷物貫目御定書之事

一　本馬一駄乘掛　二十貫目

此外蒲團中敷跡付小付、三四貫目用捨可レ仕事

一　輕尻　五貫目

此外蒲團中敷小付等、二三貫目は用捨可レ仕候

一　駄荷一駄　四拾貫目　一　人足一人　五貫目

一　乘物一挺　六人掛り　一　山駕籠壹挺　四人掛り

一　長持壹棹　三拾貫目　但六人懸り

以上

一 江戸より大坂迄 道法百三拾七里四町壹間 但馬繼五十六繼外人足役壹宿

但寶永四亥年十月地震にて道法三拾丁增（一本作十三町）

一 水戸佐倉 道 水戸殿御通行の節は、引付にて人足出し候由にて、助鄕方の定る村は無レ之、尤御證文も無レ之由

享保六丑年十二月御目付靑伏殿御懸り、道中より與力へ承合候處、右之通申來候事

一 江戸より京迄 道法百二拾六里（一本里下有六町二字）壹間但馬繼五十三繼

右之外所々道法駄賃付等略レ之

御林切出し山場所繪圖面之事

一 何方御林の內字何と申所伐出し山被ニ仰付一、爲ニ見分一罷越候はゞ、林附の村方へ落著、名主組頭を集め右御用の趣を申渡、可レ伐場所の樣子手配の次第篤と相尋、名主組頭を案內として、先御林よりの境通を見分すべし。この境は百姓山の境、是は境通りに堀切有レ之ものなり、此筋を水繩を引方角を振間數方角初の所の字を帳に記し、右の通にして境を見るなり、尤終の所の字を記すべし、右圍內山の尾崎には見取繪圖すべし、是は總圍の境を見る爲也、又御林大山ならば、字切歟尾崎切歟、上は岸通境、下は根通り際立候場所を見積り、伐出し山を其內に籠て境を引べし、いたし方前の通り也、扨伐出し山の分は、是又其高地境を所の役人共に案內致させ、人足を以境通り刈分致させ、見切の所

へ杭を打、向に可㆑見留にも杭を爲㆑打、元杭より番付をして、向前より見通し棹を立、（棹の先へ白き紙を付て立る也口傳）扨見盤を以見通し、壹番より貳番へ何の何分と方角間數共に帳に記し、間數は水縄にて取る也、如㆑斯周を見濟し置、總體の山繪圖は、見取大樣圖にして伐出し取計ひ、分見にする也、尾崎多繪圖面にて難㆑分は、右形にすべし、繪圖にて分るならば別段にして、大繪圖の內右場所へかぶせ繪圖にしてよし、或はたたみ繪圖にしてよし、細工の入る事也口傳

山々立木見積之事

一 山々立木見分致し候はゞ、岸通り、半腹通り、裾通りと三通に見べし、此見樣岸通りの立木厚薄を見、平均中分の所にて拾坪とも（一本境の上百坪とも四字あり）境を極め其內に何本と見分繪圖面の坪數へ掛ケ、大凡の木數を見る事第一なり、扨壹本毎に片端より木を削て番付を致し、尺廻太サを見分（但曲かねにて見るなり）大木はその木に應じ、元伐丈ケ二三尺或は五六尺餘も殘し、其上の分にて太サを取る也（但はしごを用るなり）勿論元伐の中分をも廻りを取、右木品番付を記し、木の太サを委しく帳に記す、長サは切倒の後に取てよし、帳面に地取をして置べし、中腹裾通りとも同斷

一 總じて岸通りは風通る故、木そだち惡敷丈ケ甲斐なし、勿論曲木がちなり、大體松多きもの也、然れども岸の松はそだち堅く、木筋ねだれてそだつ故、梁引ものに用ひて格別つよし、都て松は何程

重く請てもたわむ事なし、況岸取の松は風雨にもまれて、小き時よりすねてそだつ故別て强く、水にまで腐おそし、中腹は木立茂るものなり、依ㇾ之大木は少し、木の延は能もの也、裾通りはまばらにて雜木のみ多きもの也、檜杉の類は別て中腹か岸はそだつ、檜杉は濕氣を好む故なり、尤風にあたらぬ故そだち直にして大木多きものなり

一　木立の內大木の間々には、剪鎌苅等の雜木あるもの也、是は別て立木厚薄の有ものなり、是等の類は巾二三間長十間ほどは爲ㇾ苅、束緒何尺廻り壹坪何束と見る平均を考べし、尤大木の近邊は生立薄きものなり、是等の勘辨をなして總坪へ懸束積るなり、右の通にて大かた不ㇾ違もの也、亦曰、私領上地の內林有ㇾ之、右木數員數寸間に改め、新規に御林帳仕立候へば改方別して術あり口傳

一　右伐出し山請負人へ被ㇾ仰付ㇾ候はば、見分の節より可ㇾ爲ㇾ立會ㇾ、尤山元之名主組頭長百姓御林守等何れも可ㇾ爲ㇾ立會ㇾなり、勿論繪圖書付は右の者共立會印形取べし、右山請負人へ引渡候はば、木數木品寸間等目錄にいたし、右木數立木にて受取候旨、尤御定杭通の外一切差構申間敷旨、その外右一件に付〆りの證文取べし

一　書物の繪圖面に、場所は都合無ㇾ相違ㇾ樣入念認べし、右伐出山の儀に付村方より可ㇾ取證文等も有ㇾ之其節の時宜に寄べし

一　五分一歟三分一歟山分致し候て、右分候場所繪圖にて委しく見え候樣認べし、山分の儀何方より何

方迄、何を境ト字を銘々記べし

一　山の立木大方右い通なれども、山の摸様に寄て一様には申がたし、日請風當り等の次第有レ之、木品も右に准レ之

根伐之事

一　山の木立は裾通りより伐初るもの也、山出の勝手よし、先伐べき場所の鎌刈苗木を刈て、足場を能して伐がよし、危栄の費もなし、倒も仕能なり、扨根伐にて倒方あるべし、大方岸の上へ返すべし、右様成難きは左右へ返すべし、谷の方へ返すべからず、山出し成難し、下より順に切上り候へば、山出しの節に成り、人夫等の懸り働抔に悉く違ひあり、尤足代の費なし

一　山の木は足代を懸け伐る也、木の返し候方へ留木にて、もたれ木を仕懸るなり、是は木を損ぜぬやうにとの爲也、又は大木取扱ふによき爲なり、請負人山師などの伐には、地上六七尺置て切るなり、依レ之足代をする也、杣三四尺にて廻し切にする也、根より切直し打返しては、木の眞損る事あり、地上六七尺も置伐放し、伐口を下へはづし落せば、立木の儘にて立自然と返るなり、可レ返方を極め仕懸して返す也

一　右伐口へ役人極印を打也、勿論伐木も打也、其上前條に記有レ之所の手帳へ長寸尺を書加へるな

り、尤先達て見分の節之字番付に引合記すべし

一　右伐様は別段入札を取御拂に可〻伺、初發請負の極めに寄るべし

一　伐採は大方下直に入札するもの也、然れ共立木の分は別に木目よろしく候間、直段五割も宜敷もの也、檜松等はかれ木に成る也、是又心得あるべし

一　格別大木は燒伐にする也、木の根元五六尺の間をば、八寸角十文字に貫穴の如く彫通す也、左候へば廻りの柱の如く切り殘り、總體にして持て居る、右の穴より燒草を入て、火の廻り惡敷所へは火を配り廻して伐り、殘り一度に燒伐候様にすべし、然る時は一度に燒落し、根の上に立をそろりと返すもの也、樫は內外より草を掛て燒べし、左なく候得ば一皮〳〵にさかひあるもの故そげる事あり

杣取の事

一　五寸角以上を杣取といふ、五寸角以下をへし取といふ

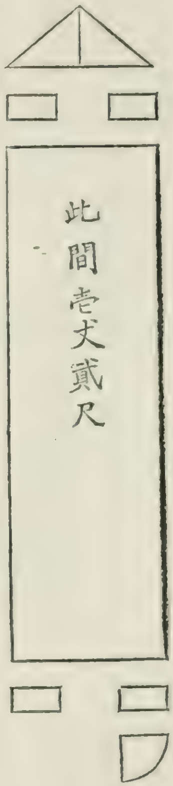
一　五寸角以上は壹方一寸五分ヅヽ鳶目代ロを立て、四方壹寸五分を引落して、壹尺角にするを尺角といふ

一　五寸以下は鳶目なし、併六寸角にて五寸角に立る也、然ば一面五分ヅヽ引立る心也、これは鉞目のさくりだけ引心也

一　引落し大角といふは鳶口なし、山にて尺角に引落し、正尺角なれば也

丈け物之事附板坪之事

一　拾貳丈けものと云は、ときん頭より内壹丈三尺に取なり、壹尺の餘計は穴代五寸ツヽの積也、正味壹丈貳尺に成る、左の圖の如し



此ときん頭は、引下げの節石へ懸てもくだけぬ用心也、穴は海へ出しいかだにする穴也

一　大木は鐵輪をはめるなり、木口より三尺目程に懸る也、仍ては其心得を以て根代丈けも積りつゝめる也、通例の木はときんがしらにて用るなり

一　板は六尺五寸取壹坪にす、拾三丈ヶ之側りなり

大木見分之事

一　御用木見分に出候はゞ、先木筋を入念見るべし、若木の痛みあらば取せ見るべし、腐等有ものな

り、又杵にてたゝかせ見べし、ぼん／＼と音するは内にくちあり、如レ斯改候上彌無二相違一候はゞ、足代を組せる前に高さを積るべし、是は御注文通りの丈を積也 山のけわしき處、或は立木込候處にては自由に見えがたし、依レ之大概木の元より上の方への勾配をとり、其木を見通して知るべし、それも成ざる處は足懸りを拵へ、人上にて下繩積るべし、間數ともに御好に合候はゞ、足代を組せ後平を改べし

一　松は六尺五寸に取一坪とす、十三丈ヶの割也

一　末口改樣目通の寸尺を取、壹間何分おとりと見て、間數に掛て知るべし、尤糸をかけて大さを取べし、山師の法は目通の上に壹間に六分六釐を引落し、末口の通見分大かた合ものなり、然れども山により、木品により木のそだち一樣ならねば、心附なくては用ひ難し、唯其木にしたがひ、二三間の間の劣りを准じて大數を知るべし、木によりておとりなしに六七間も延びあり、又急にこけて泊るもあり、少しおとるもあり、一槪には取りがたし、唯大凡を記す

一　後平を改るに、足代にて御注文の間數程とり出し、曲り尺出し下げふりにて見べし、後平といふは



右圖の如く平に可ㇾ成所、後に可ㇾ成所、木筋弁瑕等の有無を改る事也

一　松は御注文より末口少し劣りても、御用捨にて御用に成るなり、是は松の木へおもしをかけ候ほど上へ反るもの也、外の木より格別丈夫也、依ㇾ之引物は大方松を遣ふ也

一　平物は立木にて、後平の巾長を積る也、總て如ㇾ斯の材木大木等山出し致し候には、末口に巻かねを致すよし也、弐尺程置綱目を彫り、夫より四尺程置又鐡の輪をもつてメる也、本末の居り平成を見立べし、中別にて曲り有ても、少し計りは見えぬもの也、塚の立やうにて用ひらるなり、唯木性を重に吟味すべし、勿論右の類は御用承り候節伺候がよし、御註文通りの木無ㇾ之節のため、御用捨のほど伺ひ置候得ば差支無ㇾ之、懐を廣くして吟味は入念、御註文に合候様に心懸べし

根伐致し候木輕重取計之事

一　都て木を伐に、根伐して當座に枝を伐候へば、其木格別重く成物也、是は枝の可ㇾ發勢發る事あたはず、内に籠る故なり、又根伐して四五日も枝を不ㇾ取、四五日過て取たる木は、格別に輕く成る也、是木の勢皆枝へもれて勢なくなる故、内かわき空虚となる故輕く成るなり、是山師の秘事也

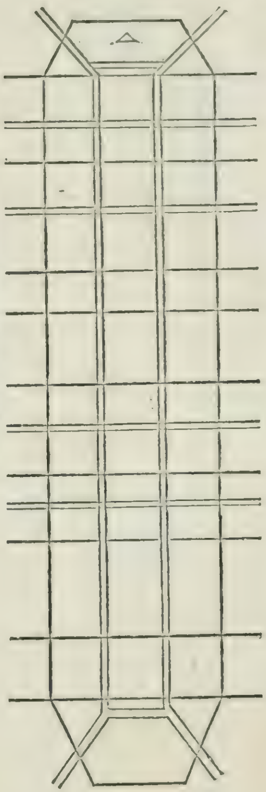
渡場出川下之事

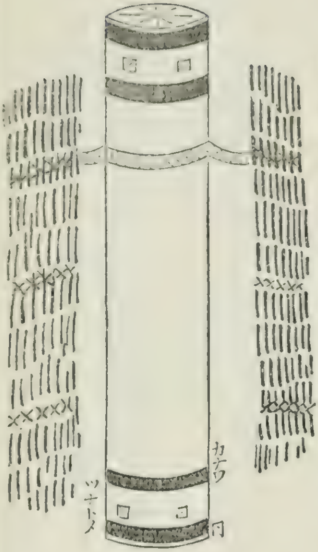
一　右根伐致したる木山より谷へ下し、谷川を流す初の場所田畑を見定、此所に小屋をかけ、川流の木拵をして川へ入るなり、爰を渡場と云、谷川水増の時川出成がたく、又小水の時も出來るなり、中水の時よし、谷川より大川の間二三ヶ所堀切をして、川上に水を湛へ材木を入る、壹番の〆切を落し水の引立を強くし材木を流す也、水の流ゆるく成る時は、貳番の〆切を切水勢を付て流す、如レ此して大川上流の大川口に又小屋を懸、川入の木數を改段々下す也、尤初の渡場出し候節も、木數を改本品寸間等帳に記し、渡場出しをする也、右兩川とも川端の村々へ先達て廻狀を出し、御用木川通にて麁末の儀無レ之樣にいたし、淵懸等の節は人足を出し取はづし、川下ゲ不レ滯樣見廻り可レ申旨、幷急雨出水の節、御伐木何方へ流れ散候とも、晝夜に限らず不レ隱置一注進申出べし抔の文言にて、御料私領の無二差別一相觸るなり、勿論材木の印は一樣にして鑿彫にする也、大川の末海の取付頭に揚場を拵へ、爰にも小屋を懸け、役人詰候て御材木を水揚致し、木數寸間を改め、是より廻船にて積廻すなり

大木水揚乘方之事

一　大木を乘には、左右に唐竹にて羽を付べし、尤其木の太サ長サに應じ、竹の束數は年々ひらき增減あり、但藤繩竹繩にて大丈夫に結也、右はね竹の付樣、其木の根へ間をなし、竹と木と別段に流れ候樣にからくる也、亦は海にても水の流るゝ勢に隨ひ、右間の明樣に品あり、流れ早き川にては間を

廣くする也、併間廣ければ、網延てはね竹格別下り過るに寄り、其木の繩めどへ細き木を通じ、其木へ羽根の鼻を持せる事也、大概淺草川抔の流れにては、間一間程も開ばよし、流早き瀧瀬成川にては、二三間も引離す也、海を乘るも右の心持なり、但引船傳馬等を付てよし、難風の爲にも能し、御用木海上を廻すには最早浦には浦觸を出すなり、依レ之御伐木に無二別條一亦は羽根あれば沈む事なきなり、圖の如し





材木才詰心得之事

一　材木才詰は如何樣之物にても尺角拾貳丈ヶ物　出方也

一　寸棒と云は、壹寸角壹丈二尺の木を云

一　才と云は壹寸六面の木を云、⬡如ㇾ此もの也、双六之棊の形成ゆへ唱ㇾ之と見えたり、然どもオの字を用

一　尺角拾貳丈ヶ之木寸棒百本なり、坪壹萬貳千切也、依ㇾ之拾貳を實法として才坪を除き、尺角何程何本何分何釐と知るなり、何分何厘に拾貳を乘じて何切何分と成る也

一　寸棒壹本之才坪百貳十切也

一　尺角板日鋸目壹通貳分宛之定法也、此才坪貳百四拾也、依ㇾ之引減定法貳拾四と定、通り數に此定法を乘じ引減之才坪を知、總體之內にて減殘を有坪に立る也、一通りにて寸棒貳本引る也

一　板削伐口も兩面削にて貳分引也、片面壹分也、是も右之心を以板數へ乘じ減を立る也、仍て兩面削には十二を乘る也

一　圦樋橋共滯坪詰は別段にせぬ也、滯までの長サを取厚巾を乘じて坪を詰る也、然る時はほぞの木が起分坪餘計に候得共其代𣝣(クサビ)其外せん之類坪數に不ㇾ入法なれば、是にて差引する也

鐵物之事


此形之釘舟釘也、是は切樋等の側板はぎ目へ打也


此形之釘甲釘と云、常之釘の事也


此形之鎹兩作とも手違とも云、抓垣鳥居柱側板へ取付るに用る


常の鎹なり

右長は爪斷等を記し、壹本壹挺の目數を見て本數へ乘じ、〆目を積り代を付るなり

海川船打替之事

一 支配村方に在レ之川船海船等、古く成打替に致度旨村方より願出候節は、右船何年以前に打替候や、年幷船破損の次第悉く吟味として手代差遣し、彌相違無レ之においては、船方御役所への願書爲二差出一、尤船主幷大工共村の名主印形相揃、右の願之奥へ右の通吟味致し相違無レ之間、船出來致候はゞ、御極

印被ニ仰付ニ可レ被レ下旨致ニ奥書ニ、御代官印形にて船方御役所へ差出す、若御代官御用にて無ニ居合ニ節は、右の趣を以元〆手代印形いたす也

一　右船出來候節、川船へ差出し極印願候也、證文にも吟味相違無レ之間御極印可レ被レ下候樣奥書印形致す

一　右證文船方御役所へ差出候節、右船の極印とも切拔差添、船方役所へ出し、新造極印請、其段地方御役所へ船主申達儀なり

地方落穗集卷之十　終

地方落穂集卷之十一目次

地方落穗集卷之十一

論所地押被仰付候節御勘定所へ手代御呼出之事 附御請之事

一論所地押として手代被遣候節、兩人宛可遣也、尤御代官兩人へ御評定所組頭より切紙を以被仰越候文言、左之通

申談候儀有之候間、明幾日手代一人御勘定所へ御差出可被成候、以上

月　日　　　　何之誰

何之誰樣

右之通切紙來る、御代官在詰なれば、留守居手代承之、翌日手代一人差出右御用承り、右御請申上候、左之通

覺

地押御用に付御代官名前を書方より手代一人差出候樣被仰付奉畏候、依之誰と申者差出可申候、尤來る幾日誰樣御內寄合へ右之もの罷出、御用相伺候樣被仰渡奉畏候、誰儀支配所へ罷出候間、留守居之もの御請奉申上候、以上

何月幾日　　　　　　　　　　何之誰手代

何之誰　印

右は懸り御組頭へ出す、其節差圖等可レ有レ之

御内寄合にて被レ成ニ御渡一候諸書物請取認方之事

御内寄合の當日會席にて、見分手代兩人へ訴狀、其外諸書物被レ成ニ御渡一候間、訴答は寫取り返上可レ仕、右書物共請取候上、左之通書付認上候、尤書物員數は度々增減有べし

覺

一　何國何郡何村と何村山論訴狀、幷返答書寫取本書返上仕候

一　何村より差出候古水帳　何冊　　一　何村より差出候水帳　何冊

一　双方より差出候松木伐株改帳　壹冊　　一　立會繪圖　壹枚

一　双方より差出候書付　何通　　一　何村より差出候書付　何通

右之通被レ遊ニ御渡一奉ニ請取一候、以上

何月幾日

何之誰手代

何之誰　印

何之誰手代

何之誰　印

宛所なし

江戸にて初發双方より可レ取證文之事

拙者共山出入地改之儀、此度各様へ被二仰付一候に付、左之通被二仰渡一候

一　地改御逗留中御宿之儀、論外双方へ障無レ之者へ、兩村相談之上相極候様被二仰渡一奉レ畏候

一　御宿之儀少も取繕不レ仕、疊替其外新規之儀不レ仕、有來り通可二致置一旨被二仰渡一奉レ畏候

一　御逗留中御上下共御定之木錢被レ下レ之、米は御買上被レ成候間、所々有合之野菜を以一汁一菜之外堅仕間敷、若御馳走ヶ間敷儀仕候はゞ、急度可レ被二仰付一旨被二仰渡一奉レ畏候

一　御逗留中御上下共、右御用中相伺候儀御座候はゞ、双方申合一同罷出可レ申候、一方計罷出候ては、御聞濟不レ被レ成旨被二仰渡一奉レ畏候

一　御呼出之外御用無レ之して、双方共御旅宿へ立入申間敷旨被二仰渡一奉レ畏候

右之通被二仰渡一、逸々承知仕奉レ畏候、萬一相背候はゞ、如何様之越度にも可レ被二仰付一候、爲レ其双方連印證文差上申處仍如レ件

年號　月　日

何國何郡何村
名主　誰
訴訟方
組頭　誰
何國何郡何村
名主　誰
相手方
組頭　誰

何之誰樣御手代
何之　誰　殿
何之誰樣御手代
何之　誰　殿

右之通申渡請證文取レ之、江戸出立之節者、前日先觸可ニ差出一候間早々罷歸、宿其外手支無レ之樣双方申合、著日には双方途中へ罷出案内可レ致旨申渡、在所へ可ニ相歸一候也

右御用に付可レ伺品之事

何國何郡何村より何村山論出入地改御用に付奉レ伺候覺

一　地改仕候場所より、急に相伺候ては不レ叶儀御座候はゞ、飛脚を以可ニ申上一候哉

一　論外御料私領寺社領百姓へ相尋候品、幷爲ニ立合一可レ申儀御座候はゞ、拙者共より其村々へ差紙遣し、呼出吟味仕口書取候積り可レ仕哉

一　水帳之名前不相當、何共落著不レ仕候節は地押可レ仕哉

一　地改之節立會繪圖と、場所相違の儀も御座候はゞ、繪圖爲ニ仕直一候樣可レ仕哉

一　双方共萬一猥藉の儀御座候はゞ、如何取計候樣可レ仕哉

一　地改の吟味の內、若出入取扱申度旨願出候もの御座候はゞ、願の通申付、拙者共逗留仕、急に取扱せ、出入內濟仕候はゞ、濟口證文取レ之、双方のもの共幷扱人共召連罷歸候樣可レ仕哉

右之通奉レ伺候、以上

何　何月

何之誰手代　何之誰　印

何之誰手代　何之誰　印

右伺書認留役衆へ內意伺可ニ差出一、尤見分の場所の模樣により、右箇條の外可レ伺儀品々可レ有レ之なり、故に略レ之

一　右伺等相濟候上出立日限申合、前日先觸出レ之、尤連名也、翌日發足致し、當日御代官より見分手代出立、御屆書御勘定所へ出す

論所宿へ著之節、早速可レ取證文之事

差上申證文之事

一　拙者共山論出入地改各樣へ被ニ仰付一候に付、御用中御旅宿の儀、双方構無レ之村へ相定可レ申旨先

達て被二仰渡一候に付、罷歸双方相談仕候處、隣郷何誰樣御知行御代官誰樣何村名主誰儀拙者共方へ知音好身等無二御座一、此度出入に付少も相抱り候儀無二御座一候間、右誰方へ御宿被二仰付一被レ下候樣奉レ願候、爲レ其印形差上申候處仍如レ件

何
何月

何國何郡何村 名主 誰 印
訴訟方 組頭 誰 印
同國同郡同村 名主 誰 印
相手方 組頭 誰 印

何誰樣御手代 何之誰殿
右同斷 右同斷

右證文著の日、案内罷出候場所にて可レ取なれ共、宿に著の節取候てもよし、右宿雙方兼て申合置候はば、最初江戸にて可レ取なり

宿より可レ取證文之事

一 何國何郡何村山出入論所爲二地改御用一各樣此度被レ成二御越一候に付、雙方より相願、右御用中拙者御宿仕候、依レ之拙者儀雙方村方親類好身等其外相抱り候儀無レ之哉の旨御尋御座候、拙者儀兩村共親

類緣者好身のもの一切無二御座一候、尤出入に付少も相抱り候儀無二御座一候

一　御逗留中御宿へ御用無レ之もの、猥に出入爲レ仕間敷旨被二仰渡一奉レ畏候

一　御逗留中朝夕御食物之儀、所に有合の野菜を以一汁一菜の外、何にても料理ヶ間敷儀一切仕間敷旨被二仰渡一奉レ畏候、且又御勝手費ヶ間敷儀を仕、御用御逗留中御賄入用抔と申、百姓へ割懸申間敷旨被二仰渡一奉レ畏候

但竿取小者中我卒ヶ間敷儀御座候はゞ、早速可二申上一候

一　拙者儀雙方へ相抱り候儀無二御座一候に付、御吟味之節は其場所へ罷出、雙方申上候口上を承り、差上候口書拙者承知仕候段、奥印仕候樣被二仰渡一奉レ畏候

右之通被二仰渡一逸々承知仕奉レ畏候、爲レ其證文差上申候處如レ件

何國何郡何村
御宿名主誰印

年號月日

何之誰樣御手代
何之誰殿

右同斷
何之誰殿

右之通拙者共一同被二仰渡一奉レ畏候、依レ之雙方奥書印形差上申候、以上

訴訟方役人印
相手方役人印

雙方へ申渡覺

一　此度其村々論所地改爲ニ御用ニ我等共罷越候に付、我等共幷竿取小もの共知音好身を以、手入ケ間敷儀も一切仕間敷候、若右躰の儀有レ之候はゞ、急度越度可ニ申付一候、將又何人に不レ寄內意相願可レ遣などゝ申傳、金銀其外品物等出し候樣申候ても、決して差出申間敷候、若右之品差出候段相聞候はば、遂ニ吟味一急度申立、越度可ニ申付一事

一　我等事は不レ及レ申、竿取小もの共へ金銀、米錢、衣類、諸道具、其外輕品たり共、少々の內にても貸候儀一切仕間敷候、若賄賂ケ間敷儀仕候はゞ、後日相知候とも申立、急度越度可ニ申付一事

一　論所地改幷吟味之節罷出候名主組頭百姓代共、名前銘々書付双方共に差出候、尤無用之人數一切差出間敷事

一　地改吟味中双方共諸事相愼、猥藉ケ間敷儀仕間敷候、若相背理不盡の致方有レ之ば、理非の無ニ差別ニ急度可ニ申付一事

一　論所へ罷出候節人馬之入用之儀も候はゞ可レ及ニ差圖一之間、我等共無ニ差圖一無用之人馬寄置間敷事

一　双方共證據證跡に可ニ相成一書付不レ殘持參可ニ差出一候、此度吟味の節不ニ差出一吟味相仕舞候節親類等へ預り置、此節出し候などゝ申差出とも不ニ取上一候間、其旨能々相心得、出し後れ無レ之樣入念可

レ申事

但右に付工ヶ間敷儀有レ之か、無レ謂爲レ滯候はゞ可レ爲ニ越度一事

一　地改吟味之節、双方とも諸事狼藉成儀決して仕間敷候、右理不盡成儀於レ有レ之は、理非の無ニ差別一可レ爲ニ越度一事

一　我等共竿取小もの共調不レ申候て不レ叶品有レ之ば、我等どもより直に其品可ニ申付一候間、我等共差圖無レ之調もの一切相渡間敷事

附所々有合の品之外、他所より調置候儀堅く仕間敷候、且又金銀、米錢、衣類、諸道具等、其外少々の品にても貸候儀一切仕間敷事

右之條々堅く相守可レ申候、尤此書付之趣双方大小百姓へ逸々爲ニ申聞一少しも違背仕間敷候、以上

何　何月

何之誰手代
何之誰
何國何郡何村
名主
組頭中
百姓

右書付を以被ニ仰渡一之趣、双方大小百姓逸々承知仕奉レ畏候、右之趣少も違背仕候はゞ、何分の越度にも可レ被ニ仰付一候、爲レ其双方御請連印差上申候、以上

何之何月

何村 名主 誰 印

組頭 誰 印

百姓代 誰 印

何村 右同断

吟味之節罷出候人数名前書付取候事

覺

何之誰知行所何國何郡何村 名主 誰 印

組頭 誰 印

百姓代 誰 印

右同断

右名主組頭百姓代不ㇾ残五六人ツヽ

右此度拙者共論所見分地改被ㇾ成ニ御越一候に付、御案内幷御吟味之節罷出候、人数書面之通御座候、双方共右のもの村中爲ニ惣代一罷出候上は、御尋の儀共何分御答申上、御吟味請可ㇾ申候、其外無益の者壹人も差出し申間敷候、爲ㇾ其書付差上申候、以上

何村 名主 誰 印

組頭 誰 印

右同斷

見分吟味相濟双方より可ㇾ取證文之事

差上申證文之事

一　此度拙者共論所地改御吟味中、一方御呼出し御吟味被ㇾ成候儀無ㇾ御座ㇾ候、毎度双方共御吟味有ㇾ之、其上口書幾度も御讀聞せ、猶又拙者共へ御渡、得と披見仕、得心の上にて印形仕、御吟味被ㇾ成下ㇾ方少も御非分成儀無ㇾ御座ㇾ候ㇾ爲ㇾ其双方連印證文差上申候、以上

双方

名主

組頭印

百姓代

兩人宛所

差上申證文之事

一　拙者共論所爲ㇾ地改ㇾ、各樣へ論所不ㇾ殘處御見分御改請候、然る處相殘候百姓の内、殘場所も有ㇾ之

様存候者も有レ之哉、確と可二承合一旨被二仰渡一候に付、委細申聞相糺候へども、双方共に先達て御改請候場所の外、相殘り候地所曾て無レ之旨一同申レ之候、御吟味に付双方共先達而御改受候御論所、其外双方共申上殘候儀無二御座一候、此段も總百姓共へ申聞候處、御吟味之節拙者共申上候外、申上候儀一切無レ之旨申立候、然る上は此上萬一御改方御吟味殘など丶申上候儀有レ之段申候者有レ之候とも、御取上被レ下間敷候

一　證據證跡に成御書物先達て差上候哉にも有レ之候は、可二差上一旨再應被二仰聞一候に付、双方共詮議仕候處、右の外一切無二御座一候、然る上は双方とも、此上萬一差出候とも、御取上被レ下間敷候

右は初發御斷に付、何れも相心得罷在候へ共、猶又被レ入二御念一、此度御吟味御仕舞に付、相殘候儀も有レ之哉之旨御尋被レ成候へ共、右申上候通、相殘候儀少しも無二御座一候、爲レ其双方連印證文差上申候、以上

何の何月　　双方　印

兩人宛所

一　此度地改御用に付、御逗留中双方構無レ之もの御宿に相願、御止宿被レ成、尤御上下共御定の木錢被レ下レ之、飯米は所相場を以御買上御渡し御賄仕候間、何にても村入用少も相懸り不レ申候、御馳走ヶ

間敷儀不レ仕候

一　竿取小もの衆非分ヶ間敷儀有レ之哉、何ぞ相調候代物不レ拂儀も有レ之哉、不ニ隱置一可ニ申上一旨被ニ仰渡一承知仕候、御逗留中右の衆中少も非分成儀毛頭無レ之候、調もの買上候儀一切無ニ御座一候右之通少も相違無ニ御座一候、爲レ其双方連印差上申候以上

何　何月

兩人宛所

双方連印

木錢米代請取御書付認方之事

請取申木錢御飯米之事

一　米何斗何升何合　御上下何人飯米

此錢何貫何百何十文　但白米一升に付錢何拾文

右何月幾日より何月幾日朝迄幾泊幾晝分、壹泊壹人白米五合、一晝貳合五勺宛之積り

幾日泊り分

一　錢何百何拾文

但御上御一人三十五文ヅヽ御下壹人拾七文ヅヽ

幾日晝分
但御上御壹人拾七文宛
　御下壹人八文宛

合錢何貫何百何拾文

右は此度何國何郡何村山出入地改爲ニ御用ニ、各様御出被レ成候に付、拙者共双方依頼御宿仕候、御逗留中御飯米代木錢共被レ成ニ御渡ニ、書面之通り請取申候處實正也、且又御逗留中各様御下迄御非分の儀無ニ御座ニ、御馳走ヶ間敷儀一切不レ仕候、萬一御逗留中御入用之由申立出金等割懸候て、後日に相知れ候共、何分の越度にも可レ被ニ仰付ニ候

一　各様幷御下々迄御調もの、御逗留中被レ成候儀曾て無ニ御座ニ候、然共萬一御下の內調物被レ成、代物御拂無レ之儀候はゞ、不ニ隱置ニ可ニ申上ニ旨再應被ニ仰聞ニ候へ共、何にても買上候儀一切無ニ御座ニ候、

以上

何　何月

何村
御宿　誰　印

兩人宛所

右之通此度論所地改御用に付、御逗留中之御飯米幷木錢、御宿誰方へ被レ成ニ御渡ニ請取候處、相違無ニ御座ニ候、以上

何
何月　　双方印

兩人宛所

論所手入致す間敷證文之事

差上申證文之事

一　拙者共此度及ニ出入一候論所之儀、各様御見分御吟味之上、傍示杭等御建置被レ成候に付、彌以御裁許相濟候迄、右論所之内双方より手入不レ仕、論所境不埒之儀無レ之様、双方相互に心を附可レ申旨急度被ニ仰渡一奉レ畏候、爲レ其印形差上申候、以上

何
何月　　双方印

兩人宛所

江戸へ罷出候日限申渡双方請證文之事

差上申證文之事

一　此度論所地改御用相濟、江戸表へ御歸り被レ成候に付、拙者共屋敷へ罷出候儀、當月幾日双方申合一所に罷出、兩御屋敷へ御屆申上候樣被二仰渡一奉レ畏候、尤罷出候人數之儀は、御差圖不レ被レ成候旨、併大勢罷出候儀は不レ可レ然段被二仰渡一承知仕候、右日限申合無二相違一罷出可レ申候、爲レ其印形差上申候、以上

何

何月　　　　　　　　双方印

兩人宛所

一　拙者共此度論所出入に付、御當地へ被二召出一候、就レ夫江戸宿其外各樣へ內緣有レ之などゝ申もの有レ之候共、決て永引致間敷候、若右躰之もの有レ之候者、早速御役所へ可二相達一旨急度被二仰渡一奉レ畏候、此度不埒之儀被レ成二御聞及一候はゞ、何分の越度にも可レ被二仰付一候、爲レ其印形差上申候　以上

何

何月　　　　　　　　双方連印

兩人宛所

差上申一札之事

一　來月幾日明七ツ時迄、双方とも御評定所へ相詰可ㇾ申旨被ㇾ仰渡ㇾ奉ㇾ畏候、右刻限無ㇾ相違ㇾ右御門前に相詰可ㇾ申候、爲ㇾ其御請一札差上申候、以上

何月幾日

双方連印

何

兩人宛所

掛り御奉行衆へ書物とも差出候目錄之事

覺

一　何國何郡何村何村出入山地改吟味口書　貮袋

一　右同斷地改繪圖壹枚吟味受書一册　壹袋

一　右同斷双方立會繪圖　壹枚

右之通奉ㇾ差上ㇾ候、此外書物水帳等は拙者ども手前に差置申候

一　拙者共儀昨二十六日歸著仕候

一　双方のもの共、當月幾日御當地へ罷出候積御座候、以上

何月

何

右書物取揃、懸り御勘定奉行衆へ持參差出候　　檢使手代兩人

双方より前方差出候帳面相返候節取候書付之事

覺

一　何之誰知行何の何年御檢地水帳寫　一冊

一　何之誰知行何の何年御檢地水帳寫　一冊

右之通先達て差上候處、此度被レ成二御返一奉レ請二取一候、此外差上置候書物無二御座一候、以上

何の何月　　何村名主

組頭印

百姓代

右者双方より先達て差上置候書物帳面相返し、双方より別々に右之趣書付可レ取、且又先達て双方より書物上候節、上ケ目錄爲レ致取レ之、右書面返し候節、右上ケ目錄引合可二相返一也

評定所へ納候書物入候箱上書認方之事

一　訴狀返答書　弐通　　一　立會繪圖　壹枚

一　松木伐株改帳　壹冊　　一　双方書付口上書共　壹袋

何村書付　何通

何村書付　何通

内　双方連印書付　何通

何村口書　何通

何國何郡（何村・何村）野山出入書物一件

一　地改繪圖　壹枚　　一　地所吟味口書　壹冊

一　御裁許繪圖　壹枚

年號支何月

何之誰手代　何之誰　印

何之誰手代　何之誰　印

右は評定所御藏へ納候也

檢使手代歸著御屆之事

是は出立の節も此趣を以御代官より御屆出る

覺

一　手代　弐人　　一　竿取　一人　　一　雇小者　弐人

右は先達て申上候、何國何郡何村何村の論所地改爲二御用一拙者共手代罷越候處、右御用廻仕昨幾日歸著仕候間、御屆申上候、　以上

何　何月幾日　　　御代官兩人連印

御勘定所

右は手代見分御用に可レ入品大略記レ之、尤其出入其論所品により、書付取樣次第有るべし、右書付之内にて意味宜からざる所も有べし、又は文言テニハ等に前後之所も有べし、是は唯大旨を知らす爲也、萬端其時宜に寄るべし、亦右之外にも可レ有二書物一幷可レ加二文言一品々有べし、其場に望分別有べし

論所御用に付心得樣之事

一　論所に居候内は、口書共之内肝要の口書計り用ひ、了簡書を仕立て可レ見なり、然る時は取に不レ足の口書自然と知れ來る也、右了簡書に不足の分、猶又吟味之上右不足の分口書とるべし、不レ殘口書取揃候上にて、吟味仕立候趣可二申渡一無レ左内は吟味仕廻と申事決て不レ申儀也、右之心得なく江戸へ歸り、江戸にて了簡書拵候ては、極て吟味殘るもの也

一　口書は其者之申儘に書べし、文言奇麗に致さん迚、自分の作意を以文言を取つくろふ事惡し、國所により文言と常の言葉遣ひと違ふ所もあり、此方にて直し拵候へば、口合の節及二請開一候時、尙々

文言當人の心に合點行ざる故、不審顏にて早速答へ致さず、如ᆚ斯の儀に付吟味役人奉行衆の疑を請候ものなり、依ᆚ之其もの丶申儘に認べし、知れ兼候所は、何と申儀は何と申事のよし下札にて認め、名主繼目判を致させ取べし、有の儘成事を讀聞せるにより、口合の時右申上候通相違無ᆚ之旨早速答へ申もの也

一　口書は一言切に短く取べし、了管書上候節ぬきさし自由に成りよろしき也、長口上之内には得て害に成事多きものなり、ケ樣の爲に短く一言切に取べし

一　都て口書は何篇も爲ᆖ讀聞ᆗ亦は手に渡し自身に爲ᆚ讀て熟に心得させ、口書の印形取べし、勿論右之通相違無ᆚ之哉と再應申候上にて印形取べし、印形いたし候口書は、公事人の手に渡し見せ間敷なり

一　初訴答は熟覽して、公事之發を考る事專一なり、內證は右之事と爭ひながら、表向は左を重く候樣に申なし、表裏を以て勝をとり候類の公事も有ᆚ之もの也、可ᆖ心得ᆗ發を知らず、吟味に怠るは危し、迷ふ物也

一　右之事を聞んと思はヾ、左の事になぞらへ問べし、直に右を聞ては有體に申さぬもの也、是等の所は以心傳心にて詞を以難ᆚ述、能々工夫有べし

一　口書は初より理を詰吟味しては、公事人も用心して有體には言ぬもの也、初などは先差別をゆるめて、公事人の申儘に口書取てよし

總て一日取候口書を其夜調べ、意味合を考味して口の相違なる事、又は不辨成事を頭書に致し、翌日の吟味に問べし、併吟味の位により、一兩日經て問ふ品もあるべし

一 理を持ながら辯不ㇾ足して本理を不ㇾ得ㇾ言事あり、又理なくして辯に任せ理なる樣に言ひ廻し、無ㇾ謂事に横合に理を付る者あり、是等を能々聞合すべし

一 都て公事出入は筋道の有るものなり、此理を明らめて迷ぬ樣にすべし、無理にして辯口に達し、又は數年公事なれて功者成るものあり、亦かやうの手だれものは差當可ㇾ爲ㇾ入と思ふ事を、横道へ走り脇道へ言廻すもの也、吟味するもの其心得なく、其申條に取に付、跡を追ふて吟味する時は、狐に化されたるが如く本道は外になり、脇道へ引込れ、十方を失ふて理に迷ふ事有もの也、ケ樣の類は其公事の本體をどこ迄も取迯さぬ樣に、縱へば横道へ移し候とも横へはやらぬ樣に、枝葉の事をば別段に可ㇾ聞候間、此方より尋る事可ㇾ申旨、察當打込〱承るべし、枝葉に拘り候ては、公事の本體を取失ふ、心中朦朧として本理を見附兼べし、第一心得べき事なり

一 論所境を極る事決していたす間敷なり、幷雙方理非相知候とも、何れか理何れか非と申義を假初にも申さぬもの也、理非善惡者御裁許の上にて極る也、御裁許の上は以前吟味役人理非を申ては、殊の外害に成事多し

一 ゝ論所に杭を打候はゞ、傍示杭之名目を附べし、此杭の內墨引の見當に可ㇾ成杭、幷に見初の杭終の

杭等可ㇾ入、杭は方角を以所々につなぎ置、たとへ拔取候ても右つなぎ候方角にて、杭打候場所知れる樣に致置べし、併是を改いたせば名主百姓に心附る事も有もの也、不ㇾ知樣に行かゝりてつなぎてよし、

口傳尤此方にて仕立候場所、繪圖にも番附を記し、了管書にも何番杭より何番杭へ見通し、何番より何番へ見通し、境筋の相見候趣書上候なり、吟味詰候得ば、右之通御墨引有て、御裁許被ㇾ仰附ㇾ候義也、又地形高低抔入る事に候はゞ、地上何尺と定め、是又立木に盛附置べし、勿論都て手輕に記し持參すべし、繪圖にも目印すべし

一　第一腹を立事宜しからず、怒るは私也、公道を以遂ㇾ吟味ㇾ利害得失を說聞せ、理に伏す樣にさまゝゝ取計、惡口雜言は假にも言べからず、叱るにあらず、言葉を正し息を鎭め、其不善を糺すべし、大聲を上て惡口すべからず、常に双方同樣に言葉を遣ふべし、勝劣有ては劣たる方氣を廻し、惡意をさしはさむものなり、右之心得なくして、私の怒を發し惡口雜言などすれば、自分百姓の相手の樣になり、恨を受るもの也、自分は双方の理非を正し吟味する役人なり、若不屈あらば、公儀の御大法を行ふべし、然る時は笑ひながらも、いましむる事自由になる也、但斯云へば迚ひかへるは惡し、心得有べき事也

一　言葉に權有る時は、百姓の心安からず、依ㇾ之吟味の節一事ゝゝに用心して跡先を考へ、申事の實事虛事早速に分り兼るものなり、虛は前後のメりよく申せば、吟味に骨折れるもの也、物柔らかに問

ひかけ候へば、勝に乘り、ありとあられぬ事迄申ものなり、その內に虛實あらはるゝもの也

一　不詰に成事有て、早速に其座にて始終を極る事有べからず、やはりいひ度儘言はせて口書認め、幾度も取置候上その口書ともにて差支を改め間を懸れば、一句も開ぬものなり、そこ迄にて極るがよし、其當座に察當打込〳〵吟味すれば、猶又能樣に言廻し、取所を失ふやうになる事も有ものなり、辯口達者また公事馴る者にわけてあるもの也

一　人各形と心と格別なるもの多し、面體和らかにして內心かたましきものあり、形は柔和にして心ばせ巧深き惡人あり、顏形一體一物有やうに見へて、心正直なるものあり、公事のうちにいくらもある事なり、人情に拘る時は面體にくからぬものゝ申事は能きやうにのみ聞へ、惡さげなる者の申事は、正直なる事も惡しきやうに聞る故、役人たるべきものは、只此境をよく〳〵心得べし、古語曰、其善を愛して、其人を愛せず、其惡を惡みて、其人を惡まずといへり、人間一生の間善惡吉凶極りなし、故に一概に其人を惡しきとばかりも定がたし、今日より心懸改る時は、今日よりの善人なり、今日までは善人にても、今日より惡事をするに及んでは惡人也、されば善惡は事によつて、人によらず、公事訴訟吟味する時も其心得肝要也、只人にかゝはらず、理非に目を付聞てよし

一　追て御入用に可レ立品は、前廣に伺書に書載、御附紙取置べし、御定の外御差圖無レ之品、御勘定に立る事成がたし、右一件に付入用の品積立中、清書を以掛り之御勘定衆へ內見に入れ、得二差圖一候

上にて出し候がよし、右御用懸りの役人たるべきもの、心得共荒増に爰に記すなり、猶此外の品々心得あるべき事ども多かるべきなり、よく〳〵勘味あるべし

一　論所二三ヶ所も被㆓仰付㆒、先より先へ罷越候節、渡海の場所有㆑之候得ば、江戸出立前に伺べし、右の譯不㆓相知㆒行懸り候はゞ、御用先より飛脚を以可㆑伺なり、初發見分之場所にて承合候得ば、海を渡る有無可㆑分也、逗留中に可㆑伺、何國何郡何村より何方へ渡海船路何拾里、陸路何十里御座候、渡海道法格別近く候間、如㆑斯可㆑仕哉奉㆑伺候旨にて可㆓相伺㆒、無㆑伺して渡海は御法度なり、御印書物吟味書物等所持いたす故なり、陸地道法遠ければ、御入用相懸り候に付兩樣伺ふ也

一　都て關西之出入は寺社懸り也

一　見分手代關を越候へば、三人扶持五割增被㆑下、檢見以後雇手代は五拾俵日割之積りに御勘定相立候得ども、三人扶持五割增はなし

地方落穗集卷之十一　終

地方落穂集卷之十二目次

地方落穗集卷之十二

大切之囚人江戸へ召連候事

一　人を殺候もの、其外大切之囚人道中召連候には、御老中御證文渡る、本紙は御代官に差置、寫を以罷通也、又本紙は箱に入、澁紙に包役人の襟に懸、寫を以宿に罷通候事もあり、時宜によるべし、扨又武士は駕籠乘物に入、戸前へ錠をおろし青網を懸け、網は下より上へ通し廻し上にて留る、囚人ははがひ〆なり、但し格に寄その品有べし、百姓町人等は目籠に入るなり、目籠は高さ三尺に作り、琉球蓙にて包、前にて合する也、前に穴壹ッあけ、椀の出入する也、下の台は丈夫にして板にて張り、大小便抜候樣に落穴を明る也、内に柱一本建て囚人を繫付る、囚人は手錠を掛け、足にはほだしを打、口にはくだをはませる也、（細き竹を口の廣さに少し長く、苧縄を通しくはへさせ、後にて結ぶ也、是は舌を不レ喰爲也）食事爲レ致候節は、囚人に付役人立會諸事入レ念べし、尤御老中御證文に、道中宿々にて囚人に食を喰せとの御文言なり、右御證文寫を宿々問屋へ見せる、是は道中宿々役人勤る故なり、但ヶ樣の囚人には、かゆ然るべし、泊りの宿にては宿役人ども呼寄囚人を預、證文取レ之、番人嚴しく付、役人共も詰居候がよし、尤宿々火の用心堅く申付、若急火の節は退場に手段心がけ、宿役人共へも承レ之圍〆り等能樣差圖すべし

囚人江戸へ召連候節役人先觸幷江戸著心得之事

一　囚人召連候節先觸出し候はゞ、道中里數の考を以江戸へ幾日何時頃著の趣を別紙に認め、先觸に添へ屋敷へ遣すべし、左候得ば屋敷より役人出迎ひ、囚人を見懸候と、先達て掛りの奉行所へ罷越、誰支配何國何郡何村何囚人何兵衛押付是へ罷越候間、玄關帳場に詰候取次を以て用人へ可二申込一儀也

一　江戸著八ッ時前宜し、彼是する內御退出之刻限に成る也、其心得なく著致し、夜に入候ては手前屋敷へ入れ夜番致し、明朝登城前に申上候に付、諸事に宜しからず、若夜に入べしと見ば、江戸入口品川千住板橋內藤新宿等に止宿いたし、其趣を早く手前屋敷へ申遣し、明朝江戸著之刻限を申遣入べし、扨翌朝隨分早く出立登城前に屋敷へ入べし、早き分はよし、亦江戸入口迄いから早く著候はゞ、見合せ、御退出の刻限をはかり出立すべし

一　奉行方屋敷まで罷通候道筋、見附御門有レ之候はゞ、手代先へ懸けぬけ、御代官附手代共誰支配何國何郡何村囚人手鎖にて目籠入、何奉行何の誰樣御屋敷迄御召に付召連候、御門御通し可レ被レ下候旨相斷罷通る也、御奉行屋敷より牢屋へ罷通候節は、御掛り御門番へ御斷有レ之罷通るなり

一　奉行所屋敷へ召連候はゞ、先御門內へは入らず、長屋へ引添駕籠を下し置、先達て罷越候手代共外召連候ものに番をさせ、玄關へ參り、御召の囚人只今召連參着仕候段用人まで申達し、手前手鎖に

て召連候間、手鎖をはづし腰繩にて御白洲へ差出し可㆑申哉の旨相達すべし、其上にて用人差圖次第に取計べし、扨差圖うけ籠の儘門內へ入籠より出し、ほだし口挾み等を取、差圖の通りにして出べし、召連候手代は旅裝束の儘にて出べし、於㆓御白洲㆒奉行方被㆓仰渡㆒之趣ども有㆑之、御吟味の內入牢被㆓仰付㆒候旨被㆓仰渡㆒御人を被㆑添牢屋へ被㆑遣候、尤道中召連候手代も同道致す也、外の者は出向候手代召連屋敷へ歸り夫々の宿に遣すなり

一 御掛り奉行衆より牢屋石出帶刀へ御書付は、四人差添候手代持參す、手代は引渡濟候へば屋敷へ罷歸る、是は屋敷にて差圖有㆑之、路次の警固までなり、帶刀方より四人請取の書付は、奉行より書付持參の人請取歸る也

一 右躰の四人に限らず、手前手鎖をうけ御奉行所へ召連候節は、白洲の口にてはづし、腰繩にて出す儀なり、御奉行衆方にて別段手鎖御かけ牢屋へ被㆑遣候、御代官にては手鎖まで也、輕きは手封をするなり、繩を用る儀は伺の上ならでは成がたし、手前手鎖を外し御奉行へ出すは、御奉行の前を輕る謂成べし、但主殺、親殺、不孝もの抔重き科人は、手鎖の儘にて腰繩を付出すべし、是は至て大切の四人なる故なり、前方に用人へ承り候方然るべきなり

大切之四人手鎖掛樣之事

一　大切の囚人手鎖掛候はゞ、著服の外に不懸べし、常の手鎖人の如く懐中にて掛候ては、手鎖にて胸を打自殺する事あれば也、至て大切の科人は拜み手鎖に懸てよし、打事ならず、何れも用心なり

當人吟味心得之事

一　たとへ大勢參候所にて、喧嘩の上亂妨にて人を打疵付候か、又は當座に打殺候歟、或は抜身を以て數人切合候節、誰打殺し候とも難レ分、唯大勢にて相手難レ知など申手負死人等有レ之、爲ニ見分ニ罷越候はゞ、其近在常躰の旅人の様にて酒店などに休み、何となく風聞の様子承らせ、または馬士などに問をかけ承るがよし、大體知るゝものなり、大に吟味の手懸りになる事、自然に耳に入るものなり、扨其村へ入候はゞ、差て事ヶ間敷體に無レ之體にて、是も又埒もなき喧嘩の致し様かな、さるにても誰が初に打擲候哉など、事もなげに輕く承候へば、不斗はじめに相懸り候もの知れる事あり、凡ヶ様の類は棒或は刄物なり、初に打懸り候もの下手人に定る法なり、後に打候者殺し候とも、是は下手人に不ニ相立ニ違鳴なり、たとへ手負人不レ死候とも、初に手を入候もの相手に取る法なり

手負死人見分の節聰氣を不レ請様之事

一　手負死人見分に罷越候節、其場所に至り候前日鼻口耳等につばきをぬり候得ば、聰氣を不レ請、又

役人は丁子之油を印籠に用意して可ㇾ持、是又右場所へぬる時は、𠮟氣を不ㇾ嗅也

大切之囚人病死之節鹽漬に致し方之事

一　死人鹽漬の仕樣、自分手を懸る事にはあらね共、役人心得あるべき事也、此仕樣夏秋ならば稻の葉、春冬ならば藁のはかまを取、内に鹽を包相通し、死人の鼻の穴兩耳口臍後門等へ矻と差込、脇の下へ鹽を詰、入物の下に鹽を厚く置、其上へ右死人を置、上よりも鹽を置なり、尤渡鹽は血交り候間不ㇾ宜、新しき鹽を以詰べし、右稻の葉を用る事秘事なり、大方は此傳知らず、如ㇾ斯すれば幾日立ても不ㇾ腐なり、見分之節不ㇾ殘能く取れるなり

遠方へ遣す獄門首持樣之事

一　遠方へ遣し候獄門首は、隨分入念不ㇾ申候ては、皮肉の間に虫わき出、皮を破り腐るなり、この首の切口に頭へ通りたる大き成る穴有、又前の方に二筋細き穴あり、切口はぜ返り、右の穴知れ兼るものなり、是を能糺し柳の皮を末細に削り、其穴より差込候、其穴相應に青稻の葉か、藁のはかまに鹽を包み、その穴へ隨分深くきり〳〵と差込、鼻の穴口耳の穴へも右の通りにさし込首桶に入れ、上よりも鹽を入持なり、是は表立ざる儀也、亦曰、酒に漬るもよし、大方新き手桶の手を切て用るよし、蓋をして

琉球表にて包べし

手負其外變死人のもの取置之事

一 手負又は變死のものは、其時の形を改めず、其身その儘にて土葬にする法也、髮もをろさせざるなり

首縊見分心得之事

一 首を縊相果候ものは、何方にて縊候とも、見分不レ濟内は下ざる法也、もし死候て間もなく落し候へば、常の死人の通り異成事なく、吟味六ヶ敷儀なり

一 ヶ樣の見分に罷越候節は、渾發寸を持參すべし、舌など引立見るに、樣體諸事に利方有レ之なり

一 首縊死し候ものは、目の中口中に心を付べし、是肝要なり、實の首縊は目の上を見るがよし、舌下齒へ付もの也、一夜も越候へば、舌付候齒に黑く跡付もの也、尤青鼻を出すもの也

一 首縊見分書上に、口中迄相改候處、縊死に無レ紛段可レ裁なり

一 首縊はいまだあたゝかみ有レ之ば、其儘にて下よりそつと臺をもつてもみ上候へば、息出ものなり、（もみ上るとは、臺をいたし爲レ立候へば、足爪先より段々もみ上候て、下へ卸し臍分襠より揉上候へば、息出るものなり）ヶ樣の首縊を早速繩切落候得ば不レ生ものなり、是

は自分に引請候ものに候はゞ格別、他所のものにて樣子不㆑知ば、生して却て六ヶ敷事も有るもの也、勘辨有べき事也

一　〆殺候上首縊候樣に拵へたるは、舌か又目下を見るがよし、亦後門に自利の氣味有ものなり、是は實の首縊ではなし

一　口書の儀行衞不㆑知もの、往還又は宮森等にて首縊候はゞ、村役人は不㆑及㆑申百姓どもの內見知り候哉の旨遂㆓詮議㆒、不㆓見知㆒よし申立候はゞ、其趣の書付を取べし、幷何日何時誰見付候哉の旨相尋、見付候もの呼出し、如何樣の儀にて通り懸り見付候哉、怪敷儀及㆓見聞㆒儀は無㆑之哉之旨委細相尋、口書とるべし、勿論變死のもの、懷中所持の品物等の有無相改、村方より取候口書に可㆓書載㆒、年齡衣類等の儀は先達て注進書に有㆑之といへ共、見分の上取候口書有㆑之候へば、是又書加へ可㆑然也、吟味の上怪敷儀も無㆑之、全く自分と首縊候に紛無㆑之相聞候はゞ、口書取揃首縊候場所等委細書付、麁繪圖致し品々屋敷へ遣し、御代官の下知を受、取仕舞可㆓申付㆒、取仕廻の仕方、札の建方等、倒れ者のヶ條に有㆑之故略㆑之、但し爲㆓見分㆒江戶出立の節怪敷儀も無㆑之候はゞ、御法の通り取仕廻可㆓申付㆒旨下知有㆑之事

一　家內にての首縊に候はゞ、其時の品に寄吟味の節品有べし、或は養子又は娶娘親類懸り人他人懸り人下人等迄其品に寄吟味すべし、何れも其ものゝ親類を寄、立會の上家內の銘々、平日又變死いた

し候前の様子等委細相尋べし、右に付似合の有レ之趣ども、その筋を糺し吟味すべし、譯もなく怪敷儀も無レ之、書置等も不レ致、一存にて相果候趣に候はゞ、親類共へ其譯申聞、吟味に付外に何ぞ願之筋も有レ之哉と相尋、拙者共立會御吟味之趣逸々承知仕候處、御吟味筋に殘る所も無レ之、何の怪敷儀も無レ之上は、猶又外御吟味相願候筋曾て無レ之段申候はゞ、其趣口書とるべし、右の通吟味相濟、何れも違變無レ之候はゞ、召仕奉公人等は死骸親元、其外可レ渡方へ相渡、證文可レ取レ之、右證文取樣は、私悴誰儀何村誰方へ相勤罷在候處今月幾日の夜首縊相果候に付、爲ニ御見分一被レ成ニ御越一、拙者共立會の上死骸御改、家内のもの等委細御吟味被レ成候處、平日相爭候儀も無レ之、家内のものども聊怪敷儀も無レ之、全く一存にて首縊候儀と相見へ候上は、何方へも曾て申分無レ之、御吟味に付可ニ申上一儀一切無ニ御座一候、依レ之右死骸被レ成ニ御渡一慥に受取申候、然る上は重て右に付御願ヶ間敷儀、曾て申上間敷候旨之文言にて證文取べし、尤立會之親類加判可レ爲レ致候なり

人を殺立退候者之事

一　喧嘩又は意趣討等にて人を殺立退候はゞ、其所へ尋申付、右のもの代として其もの之親類、或は悴を捕置入牢被ニ仰付一、然れども當人行衛不ニ相知一候はゞ、日數を經候上永尋に被ニ仰付一親類悴等の入牢御免有レ之候なり

百姓出入內濟に付濟口證文之事

一出入內にて取扱人有レ之、內濟いたし候段申出候はゞ、濟口證文に右出入の扱之手段書載候事に無レ之、扱之品は扱人作意いたし、出入之發端幷扱之次第落著之〆り等、委細文言に書認め、双方へ一通ヅヽ、扱人へ一通致ニ所持一、双方之扱人共印形致し、同樣に三通認め可レ申なり、甲乙を不ニ申上一濟所が扱也、依レ之役所へ取候證文は扱の巨細は不レ書、以來のメりを重くし取べし、右證文之文言左之通

差上申證文之事

一何國何郡何村名主誰は、同村百姓誰村方諸勘定の儀に付、及ニ出入一御訴申上候に付、名主方へ返答書被ニ仰付一候に付、双方可レ被レ爲ニ御吟味一の處に、拙者共近村の儀故取扱申度旨奉ニ申上一候に付、右出入御下被レ下難レ有奉レ存候、依レ之双方存寄之意味篤と承り異見を加へ、拙者共立會勘定相調、双方得心之上和談、右出入之儀は勿論、以來勘定合致し方等相極、双方拙者ども名印相載爲ニ取替一候、證文三通相認め、双方へ一通ヅヽ、拙者共も一通所持仕、右出入一件不レ殘相濟申候、然上は此度の出入の儀は不レ及ニ申上一、以來とも右に付御訴訟ケ間敷儀、双方とも曾て申上間敷候、萬一勘定合の儀に付申分出來仕候はゞ、右爲ニ取替一證文之面を以、拙者ども何分にも埒明可レ申候、依レ之此度双方より差上

候訴狀返答書願下げ候儀に付、御下げ被ニ下置一奉ニ請取一候、爲ニ後日一扱濟口證文差上申所仍如レ件

年號月日

何國何郡何村 扱人 誰 印

右同斷 同 同

何之誰様

御役所

右何村誰何村誰奉ニ申上一候通、拙者共此度訴上候出入之儀、右兩人取扱に付、双方得心の上和談仕、以來の儀共申合、相互に證文爲ニ取替一、右一件不レ殘相濟申候、然上は双方共此以後替て申分無ニ御座一候、右に付御訴訟ヶ間敷儀申上間敷候、勿論此度諸事和談仕相濟候上は、名主惣百姓向後睦敷申合萬端相愼、前々被ニ仰付一候御掟の趣急度相守可レ申候、若相背以來不屆成出入等申出候はゞ、急度被ニ仰付一旨被ニ仰渡一、何れも一同奉レ畏候、勿論相殘候百姓共へも被ニ仰渡一候趣、惣代の者より可ニ申聞一候、爲ニ後日一奥書印形差上申候、以上

何國何村 訴訟人 誰 印

誰 印

支

何 月

何之譲樣

御役所

內濟致し候て能事惡致事有レ之事

一 都て公事出入等扱之上、双方和談致し內濟致候事、至極宜敷事也、然るに人を殺し候者を不レ及レ訴、內々にて弔金等差出し、双方內々にて相濟候事、以の外不レ宜儀也、たとへ年を經て顯れ候とも、其一列のものは無レ殘遠島被ニ仰付一、當人は下手人被ニ仰付一儀也、ケ樣の危ふき事を內濟いたし候よりは、双方より訴の上被レ殺候ものの親妻子諸親類納得に候へば、相果候者の親妻子親類の願にて、切殺し候ものを出家に致し、菩提爲レ弔申度候間、下手人の儀者御免被レ下候樣、菩提寺相ともに願上候はゞ、御免可レ被レ下事に候、然る上は御法度相立、跡の謂も不レ殘、其元筋も命も助るべき事也、役人などは右願ひの儀は、內意等決して同心いたす間敷也、身を亡す基也

牢舍被ニ仰付一候もの牢屋へ召つれ候手代心得之事

一 牢舍人は七ツ時過牢屋へ召連候はゞ、御扶持之儀、此囚人今朝支度いたし候儘にて候間、支度被ニ仰付一可レ致ニ遣下一樣に致し度旨にて、牢役人へ願ひ可レ遣也、七ツ時過には無ニ左右一御扶持は不レ出法也

一　囚人入牢被仰付候節は、御懸りの奉行衆より石出帶刀へ被遣（牢門番迄宛なり）儀なり、右牢屋證文を以て囚人引渡、御證文は帶刀方へ相渡、囚人請取懸りの御奉行へ罷越、無相違召連罷越候段、右請取書付上るなり、奉行方より入被添候節は、此方へ罷越候に不及と被仰渡事も有之、然る時は牢屋より直に屋敷へ歸る也

道中筋倒もの變死もの御屆之事

一　右倒もの變死もの等有之節は見分をとげ、懷中幷衣服持道具年齢其外怪敷儀之有無等吟味いたし、倒候場所の字まで書付、宿場より道中奉行へ、陣屋よりは江戸御代官屋敷へ、卽刻注進書を陣屋より出し候ては遲く候間、見分出役のもの於其所委細注進狀相認め、宿場より取候書付と一封に致し別に江戸入口之宿場問屋へ添狀致し、急注進の儀申遣候間、著次第早々江戸何方御代官誰屋敷迄相屆、賃錢請取候樣いたし可給旨相願、右書狀とも其所の名主へ相渡し、其宿々注進と一同に可遣なり、扨御代官にて右狀披見之上、右注進之趣書付早速相認、道中奉行へ一通、御勘定奉行の內道中懸へ一通差遣儀也、落著者三日晒、其場へ土葬にする也

御傳馬宿出火之節心得の事

一　支配所の內御傳馬宿有ㇾ之ば、兼て其宿中兩側町離れ迄、方角幷一間每の間口奥行、本陣問屋場馬役步行役茶屋泊屋商人職人明地木立等迄委細に認め、町巾町長ともに分間同前に繪圖に記し、尤町裏もざつとなりとも、屋敷有ㇾ之分田畑堀溝野道等迄記し置べし、且又右一枚〳〵の町屋敷は、裏圍迄の間數家居の坪數土藏等迄委細記し、此繪圖は陣屋に一枚、江戶役所に一枚置べし、是は出火捕もの或は人數、その外變事に付吟味使にも相成、或は御上洛または朝鮮人賄等、大名衆御通行の節見合に相成、御代官御尋の節、御挨拶の足に成事也

一　御傳馬宿出火の節陣屋より問近く候はゞ、早速駈付人夫を下知して可ㇾ防、程隔注進有ㇾ之候はゞ、爲ㇾ見分ㇾ早速罷趣、委く見分の上火元遂ㇾ吟味ㇾ、類燒の家數幷人馬怪我等の有無承屆、類燒の繪圖にして馬役何軒步行役何軒、又本陣類燒候はゞ、其趣委細に相認め、卽刻宿次を以問屋方より道中奉行衆へ御注進申上候樣申渡、手代より御代官へ注進狀相認め、幷繪圖吟味書物等差添早速飛脚差出べし、尤刻限里數を考へ御代官よりの注進道中、奉行方先方へ御屆候樣心得べし

一　火元の吟味怪敷儀有ㇾ之候得ば、殊之外六ヶ敷、諸吟味とも致し方にて小さく濟べき事、大く成るもの也、心得有べし、火元之申口と隣家にて燃立候樣子見候と符合致さねば、是又申口取用ひがたし、六ヶ敷火元は其當座大方入守致し候もの也

一　馬役步行役へは、前々の格又は外宿之振合にて、御代官より伺の上拜借被ㇾ仰付ㇾ、本陣も又願に付

吟味候得ば、伺の上拜借被二仰付一候事も有レ之

在方出火注進心得之事

一　在方出火の節、類燒家十軒内は御勘定所へ注進に不レ及、御代官にて得と遂二吟味一書付取置なり、十軒以上は吟味の上御注進申上候、尤吟味之節は、取候繪圖名主組頭百姓代印形爲レ致、御注進書に添へ上るなり

一　右吟味の儀出火の發場所、并風方角晝夜之刻限、如何樣迄に致し候へ共、如何樣の儀にて難レ防大火におよび候譯、人馬怪我等の有無、また其外出火に付怪しき樣子有無之吟味。書付取るべし

御前公事相濟候節御禮之事

一　支配所之出入御前公事にて相濟候節者、當日の御老中御側、并三奉行へ御代官御禮廻り候儀なり

缺落致し候奉公人先々にて惡事仕出候節之事

一　家來缺落致し、手前へは人代り取候以後、右缺落人外にて惡事致し主人の名を名乘御仕置に成、金請人等過料被二仰付一候節、先主へは無二御構一并牢屋立會にも不レ出なり、併過料請取可二相納一者、主

人へ被二仰付一候事も有レ之、左候はゞ右請人人主町方に候はゞ、町奉行へ相願ひ、右町名主方にて取立相渡候樣被二仰渡一可レ被レ下旨申上、評定所において名主方より日限證文取べし、無レ左候はゞ長引もの也、過料は三日の内に納る法なり、主人右科人に不レ拘ば、主人方へは人代を以取置候へば、奉公人は無事にて相勤居候心にて、主人の手を離れ候故に不レ構なり、若御役人方誤にて主人引受被二仰付一候はゞ、右の理合を以御訴訟可二申上一儀なり、過料取立納るとも、名主方へ被二仰付一被レ下候樣相願可レ然なり、是非手前より上納可レ致候はゞ、右の通可レ致也、是は地方になき事なれども、心得之ため記す也

盜致し候もの御仕置品之事

一　盜人御仕置之儀、大概死罪なれども、向後者人家へ忍び入、或は土藏などを破り盜致し候類、求ての儀に候間、人馬雜物の輕重によらず、可レ爲二死罪一也

右の通享保年中被二仰出一候由之事

御料私領出入に付御料の百姓奉行所へ出候節之事

一　支配の百姓私領百姓と出入致し、奉行所へ願ひ出度旨願出候はゞ、出入の趣一ト通り承り、可二差

出二の出入に候はゞ、月番の公事方御勘定奉行へ、御代官より御裏判被レ遣被レ下候樣添狀したため、手代に爲レ持遣し、用人へ逢ひ右書狀を渡し口上申述、百姓呼出日限を伺ひ來るなり、百姓出候節は手代出すに不レ及

一 右之願私領へ御代官より對談に及び、御代官屋敷へ私領役人を呼寄、双方百姓罷出、私領役人爲二立會一御料役人遂二吟味一、亦御代官直吟味の儀も有レ之也、當時は御代官組合有レ之に付、右の類先手前の支配頭へ相達し下知を請候樣なり

御仕置もの有レ之節心得之事

一 御仕置もの取行ひ候節は、御仕置除日を心懸相除候儀專一なり、右除日前條に出す

一 支配所にて重き科致し候もの、御吟味の內陣屋付の牢屋へ入れ置、御代官へ注進申出べし、尤御代官も公事方御勘定奉行へ御屆有レ之、遠國等は御代官へ吟味被二仰付一、口張にて彼是陣防いたし候はゞ、有體に不レ申節は、伺の上拷問被二仰付一候儀も有レ之、又は罪科極る節は、支配所において死罪被二仰付一候儀も有レ之、然る時は右の檢使手代罷越也、右心得左の通り

一 御仕置場の儀前々御仕置行候場所、牢屋近所又は村末等に有レ之哉相尋、先格有レ之ば其例に可レ仕、もし場所無レ之候はゞ、河原或ひは死馬捨場等たるべし、尤支配所の內、亦近邊の私領の地の內

には非人小屋有ㇾ之べし、申遣し、切手の非人を召呼べし、但切刀持參候樣申遣候方よし、尤刀代は別に金三百疋程非人方に取もの也、無ㇾ左候はゞ此方より刀を出すなり、その刀は非人取り歸る法也

一　右首切檢使に罷越候節は、道中いたし候はゞ其まゝの裝束也、又陣屋より出候はゞ、羽織野袴たるべし、外に添檢使として一人差添なり、何れも足輕召連、挾箱突捧扨首股を持也

一　陣屋元の牢へ罪人入置候はゞ、足輕を遣し切手をもつて牢番に戸を明させ、牢内にて繩を懸役所之白洲へ召呼、御仕置之趣申渡し、一ト先牢へ歸す也、扨檢使のもの牢屋へ罷越し、其ものゝ國所書付に引合承ㇾ之、その上にて仕置場へ引せる也、但役人は跡乘すべし

一　場所に至り候はゞ、右罪人に切繩目隱し等を懸（これは非人取計ふなり）引居へ、檢使のものは罪人の向ふ左の方、添檢使は右の方、何れも罪人と三間程隔て、挾箱の横口に腰を掛る也、罪人は眞向なる樣にすべし、脇目以見べし、扨檢使のもの科書證文の寫を懷中より取出し、三足前へすゝみ、中腰にすはり讀聞せ、亦三足跡へ引下り腰を懸べし、隨分氣をしづめ、足の爪先を見る心にて進退すべし

一　其節は科人の親類共を呼出し置べし、右科書は讀仕廻候上親類へ遣すべし

一　ヶ樣の節は目鼻口等へ唾をぬり、氣を不ㇾ請樣に可二心懸一、さればとて人の目に懸る樣にふるまふは耻しかるべし、唯心を靜に落著候事肝要なり、扨首打捨候はゞ仕廻申付、陣屋へ引取べし

拷問之事

一　拷問は御下知なくして自分には不ㇾ成事、公儀にても左右なく拷問ある事なし、惡事證據慥には候得共白狀不ㇾ致もの、又同類の者は白狀に及び候得共、當人白狀不ㇾ致、幷詮議之科は不ニ相聞一候得共、外に惡事等有ㇾ之分明に不ㇾ知、其科にても可ㇾ被ㇾ行ニ罪科一、是等の類者拷問被ニ仰付一候儀なり、但差口計りにて證據無ㇾ之分は、拷問致間敷との事也、拷問不ㇾ致て不ㇾ叶ものは、右の趣を以伺ひ御下知を請取行ふ儀なり

誤り證文以來不ニ相成一事

一　前々御吟味相誤り候趣無ㇾ之節は、誤證文など取候儀も間々有ㇾ之候へ共、享保五子年被ニ仰出一候品有ㇾ之、奉行所にても向後誤り證文彌御取不ㇾ被ㇾ成筈に相成候上は、地方にて出入等吟味の節、口書の內吟味詰候處にて、誤り候と申文言致ニ遠慮一、一向申披無ㇾ之と認べし、向後誤證文抔決て取申間敷也

寺社之面々取計心得之事

一　寺社支配違にて地方に不ㇾ拘事なれども、百姓出入の內にも場所に寄、寺社へ拘り候儀も有ㇾ之候

間合致す事もあり、また百姓地所の寺社多く、是等地方に付ての支配なり、然ども寺社ともに一分一分の位階有レ之ものなれば、あひしらひに品あるべき事也、役儀を勤るものは其心得あるべし

一　神職位階之事

大宮司　神宮司　各大納言に准ず

神　主　社宮の神主は守名也、從五位下に准ず、平神主は守名なし、常の分位に准ず

社　家　平神主に准ずるもあり、又六位なるもあり、其次第によるべし

禰　宜　六位に准ず、大内にて申付候時は、掃部之位也、掃部之役人なり

右

禁裏官は位階格別宜し、長袖の類は同官にても位階劣る也、故に右に准ず

一　寺院位階之事

眞　言　天台等　平僧　和尚　僧正

右僧官は武家より格別位階劣る也、同意ニても格別をとるもの也

一　右之通可ニ心得一、大概役人取計候類計り記、此外委細は職元を以可レ知、勘定奉行は從五位の下也、寺社奉行は從五位の上也、御代官は六位に准ず、平人は九位なり、然る上は地方手代も右同斷なれども、御用に付公事吟味する時に至ては、六位に至る取計也、依レ之公事人は位階を下り吟味を請るなり、

上への禮なり、役人は御用に付御威光を頭に戴候故、位階よりは上に進む氣味なり、然れども元來平人は九位に准るを以て、位階上手に候へば、其心得可ㇾ有ㇾ之、併法に過僉帶する時は、上への不禮なり、形より言葉を少しいんぎんにする方可ㇾ然也、爾宜抔吟味する時は椽の上にあげ聞べし、平神主は次の間、神宮の神主は同座にて聞べし、其上は取扱ふ事ある間敷けれ共、若有る時は右に准ず、座席少少ヅヽ可ㇾ改、吟味に遠慮は不ㇾ可ㇾ有、口上を改るのみ、出家も右に准ず、寺社吟味は地方に無ㇾ之事なれども、品に寄有る間敷にもあらず、兼て心得なければ法外なる事あり、役人たる者可ㇾ有ㇾ心得ㇾ事なり

地方落穗集卷之十二終

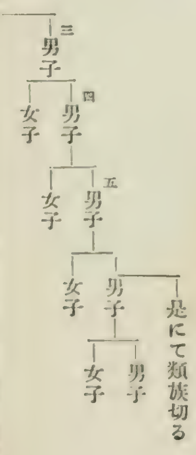
地方落穂集卷之十三目次

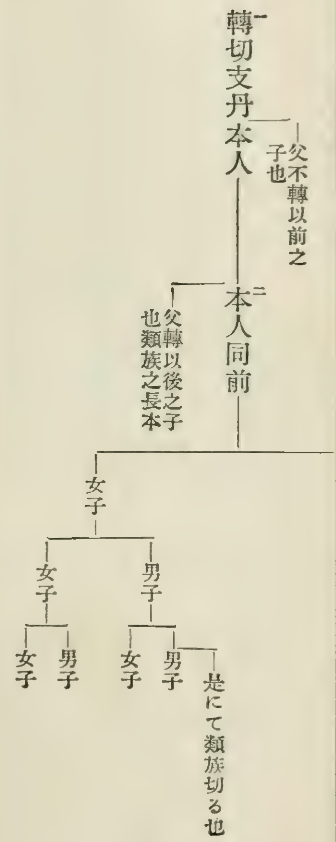
地方落穗集卷之十三

轉切支丹血脈續之事

一 切支丹宗門は別て重き御制禁なり、是を耶蘇宗門と號す、或說に切支丹は南蠻國の內也といへり、阿蘭陀近き國也、切支丹日本渡海注進の役阿蘭陀人承ㇾ之、此故をもつて日本貢物之御免許を蒙といふ、彼南蠻國は漢土中華の外國にして行程遙に隔り、前々より王化に不ㇾ伏といへり、古蒙古日本へ襲來といふも此類か、古は日本へ忍び來りて弘めけるにや、西國中國筋に彼切支丹之類族今に不ㇾ絕也、切支丹の本尊を「ていうす」と號す、唐人の手を攝したる體之樣に島原記に見ゆ、西國方にては年々宗門吟味之節、右像を畫たるを道に敷き、繪踏と名付、一人別に此像を踏せる事有ㇾ之也、類族之系左之通

兄弟姉妹伯叔父母甥姪從兄弟出類族





先祖出類族

女本人同前は男女無㆓差別㆒、孫切にて類族切るなり

切支丹之類族御届致し方之事

一　宗門改證文例年七月より十一月迄御奉行所へ差出也、延引之譯有ㇾ之ば、十二月にも出ㇾ之、歲を越候儀は成がたし

是は御代官所村々、又は私領知行所村之每年宗門改有ㇾ之、男女人別疑敷もの一人も無ㇾ之、尤自分召仕迄吟味之上、寺請の證文銘々へ取置候旨書付を以御届有ㇾ之儀也

一　轉切支丹本人、竝本人同前病死、（初書判にて伺ㇾ之、後兩判取置證文に出す）右の者共病死の節は、卽刻檢使差遣死骸相改、

病死に無ㇾ紛段見屆の上隱請申付、且那寺の墓所抔へ假に埋置、寺より預證文取ㇾ之、且又死候ものゝ類族たるもの共よりも證文取ㇾ之、奉行所へ書判之書付を以伺の上、御差圖を請取置候上、兩判の書付を以取置候趣申上、最前の伺書と引替候事

一　類族病死　兩判之證文　但二季之屆

是は檢使に不ㇾ及、類族差出候注進書之趣を以取置候樣申付、且旦那寺より取置證文取ㇾ之、七月十二月二季の屆の節、書判にて出し候事

一　變死　兩判之屆

但當時之屆無判ならば、二季屆之內へ可ㇾ書入ㇾ

是は類族變死有ㇾ之節、委細之譯注進致し、其節無判ならば、二季屆の內へ可ㇾ書入ㇾ事に候、是は檢使入事に候

一　出生　無判之屆　二季屆

是は注進の每度に元帳に書入、勿論覺書に記し置、二季何人にても書判無判にて出す也

一　死罪　不ㇾ及ㇾ伺、當時之屆無判

是は罪科有ㇾ之故被ㇾ行候事に候得ば、前方之伺には不ㇾ及、死罪に被ㇾ行候以後、早速兩判にて屆有ㇾ之事に候、本人幷本人同前少は譯も有ㇾ之が、自然本人死罪被ㇾ行候節は、奉行所役人へ內意承申へ

き事

一　出家　二季無判之屆　但他所へ罷越候はゞ、前方に伺ㇾ之

是は何某何と申もの出家いたし、法名何と申由二季屆に入組、他國へ罷越候か、行脚などに出る事有ㇾ之節は、前方伺ㇾ之

一　遁世　當時之屆兩判

是は欠落之類にて、少之輕きものと聞へ候、依ㇾ之其節吟味書付取ㇾ之、當時兩判之屆有ㇾ之事に候

一　剃髮　二季無判之屆

是は出家と申し輕き事に候得共准ㇾ之、但本人同前は不ㇾ依二何事一前方伺之事に候、然ば書判之伺に候

一　新縁　無判書付二季屆

是は本人幷本人同前之聟か嫁に來候ものゝ事に候、平人にて切支丹聟嫁に成候得ば、類族に成候に付、書付屆申事に候、平人之事を素人と書付申候

一　住居替　右同斷

是は只今迄何國何村に罷在候處、如何成儀に付何方へ罷越候と歟、奉公人ならば、主人替り候など と書事に候

一　歸居　右同斷

是は右同斷表裏の樣成物にて、唯今まで何國何村に居候處、何村へ立戻り候もの之事也

一　欠落　當時之屆無判

是は注進申出候時、吟味之節は手筋より口書取之、早速兩判にて屆有るべき事にて候、勿論怠度相尋見出次第可申出旨、堅申付候旨證文取置候事

一　養子　二季無判之屆

是は素人にても養父母之系次第にて類族に成候事、出生同前に心得候て能候事

一　義絶　二季兩判之屆類族可放候無判之屆

是はたとへば親子兄弟の儀切候ても、元類族なれば其系は不離候事

一　離別　右同斷

是は新緣之離別いたし候得ば、元之素人に成り、類族を離れ候故兩判之屆、但離別致し候ても、元類族にて有之ば、本系に歸しける類族は不離候に付、無判之屆にて候事

一　他行　不及屆

是はたとへば佛神詣、又は爲養生入湯旁斷立候儀は聞屆、五ヶ月七ヶ月の儀は願に任せ、奉行所へ屆に不及候事、勿論長引事年を越候得ば、二季屆有之事

一　不分明者病死　二季屆兩判

是は系も無﹅之、只類族と計にて先年相聞え申を、不分明者と別紙に認め、奉行所へ差出有﹅之儀に候得共、病死共兩判にて屆有﹅之、勿論旦那寺取置證文等の儀は、類族病死同前之事

右是迄は先年之覺書と相聞候事

京都町奉行所に有﹅之帳面寫之事

切支丹改覺書

一　前々切支丹宗門の由にて本人於﹅有﹅之は、何年以前何方より僉議有﹅之候て、何年以前轉耶蘇宗門之者に候得共、切支丹を依﹅訴人仕候﹅、其科御免被﹅成、在所へ罷歸り居候哉、其譯委細書付出し可﹅被﹅申事

一　右轉候前之切支丹のもの有﹅之、唯今迄も預り差置候哉、又は何にても面々職を仕罷在候哉、其譯壹人宛別に委細書付可﹅申事

一　最初切支丹にて轉不﹅申候以前の子は、男女共本人同前の內へ書入可﹅被﹅下候、轉候以後の子は、男女ともに類族の內へ書入可﹅被﹅申事

一　前に切支丹轉候以後旦那寺有﹅之、何宗旨にて常に寺へ參詣仕候哉、其寺へ附屆常の躰に仕候哉、

珠數等も持、父母の忌日に寺へ參り候哉抔、佛殿抔も構へ、香花をも備候哉、其趣旦那寺懂に吟味遂、亦下人等をもつかひ候もの有レ之候はゞ、其下人まで入念可レ被レ致二穿鑿一之事

一 切支丹の儀は不レ及レ申、宗旨疑敷もの有レ之においては、御料は御代官、私領は地頭より可レ訴レ之候、勿論切支丹奉行へ早速可二申出一に寄、急度御褒美可レ被レ下候、尤同類たりといふとも其科を免じあだを不レ成樣に可レ被二仰付一候、若隱し置後日於レ顯は可レ爲二曲事一候事

一 類族のもの忌懸り之親類、幷聟舅吟味有レ之、書付可レ被レ出候、此外書付不レ及、尤類族等まで他國へ放遣候儀可レ爲二無用一、但し參り候はて不レ叶譯有レ之においては、切支丹子孫之譯訴へ可二申屆一、御料は御代官、私領は領主地頭へ可二相達一候、何年過候とも其譯切支丹奉行へも申達し、帳面をも書直し候樣可レ仕事

一 前に切支丹宗門のもの相果候はゞ、死骸は鹽詰にいたし差置、切支丹奉行の差圖次第に可レ仕事

一 類族のもの相果候はゞ、死骸は遂二吟味一、別條無レ之ば、旦那寺にて取置、其趣帳面に記し、每年七月十二月兩度切支丹奉行へ差出し、帳面を除き可レ申事

右の趣早速相改帳面に記、切支丹奉行へ可二差出一候、帳の奧書等の儀は奉行中より可二相達一候段、前に切支丹宗門の者無レ之方へも、爲二心得一相觸候間、可レ被レ得二其意一候、以上

貞享四卯年九月

一　宗門改證文

例年七月十二月限可レ被二差出一候、但延引の譯有レ之ば、十二月迄にも可二請取一候、年を越候ては請取間敷候、尤案紙引合可二請取一候事

一　本人本人同前病死伺書判

一　同取置證文書判印判

一　本人病死の節は鹽詰にいたし置、番人等附置候儀にては無レ之、菩提所の墓所抔は假に埋置相伺候事

一　本人類族に不レ限、不斗他所へ罷越相果候節は、其所へ葬置、本領へ引取候儀にては無レ之候、證文は本領より出し申レ可事

一　父切支丹宗門不轉以前之子は、男女とも本人に准じ候譯は、切支丹の子は出生の節子細有レ之、行狀不レ常成故、不轉以前之子は本人同前とす、忌懸其外とも本人に准じ、病死の節は早速檢使差遣し、死骸相改鹽詰にいたし置候儀伺レ之、得二差圖一葬レ之、本證文差出候節、右證文引替遣し候事

一　類族出生之屆

但此屆口上にて判形無レ之、二季に屆可レ申哉と相尋ね候はゞ、不レ限二五人三人一溜置斷被二申越一、尤に候、斷より前に病死いたし候はゞ、不レ及レ屆候、壹人出生にても限りの月を越候はゞ、壹人にて

も御斷尤に候、數五人三人には限りたるには無レ之候、御帳に書載候事に候と挨拶可レ申候

一　類族七月十二月兩度之屆、但書判印形病死にて無レ之、變死のもの有レ之時は、當座の屆書判印形に候、自分判形無レ之候はゞ、兩度の伺書に書入尤に候

一　本人又は類族古來より他領住居のものは、其地斷候附屆仕候半哉の伺之答に、前々より申入候通り、以前より他領は類族或は本人にても、其地頭へ附屆も不レ及候、但類族を以内々にて通じ可レ被レ置事

一　切支丹本人幷本人同前のもの忌懸之類族、不レ殘類族に罷出候事

附、貝姑聟嫁も類族に相成候事

一　親宗門不轉以前出生之子は、男女ともに本人同前に罷成候事

以上

巳
十一月九日

右是三段は秋元但馬守殿へ、伊豫守殿より書記し被レ遣候由也

類族に可ㇾ出者之事

一　本人幷本人同前のものより其孫迄類族に出る也、尤伯叔父母甥姪從兄弟迄類族に出る也、緣者は本人同前のもの、聟嫁舅姑迄出る也、但女は本人同前より、孫切にて類族離れ、孫より末は女子の悴類族を離れ候

一　領內住居替新緣は領主へ申附候間、以後は無判之屆二季可ㇾ被ㇾ遣候、但他國住居替新緣は前方に伺ㇾ之、差圖の上可二申付一事

一　類族刺髮に附法名願候儀、是亦被ㇾ申二附之一、二季に無判之書付を以御屆可ㇾ有ㇾ之、但し本人本人同前のものは、前方伺の差圖の上被二申付一、書判の證文可ㇾ被二差出一事

一　同變死の斷に候得ば、無判の書付を以被二申聞一候はゞ、亦二季病死斷證文の內、書附被ㇾ出兩判之事

一　他領住居の類族の元へ引取候儀二季の屆に候間、前方伊豫守より淺野式部大輔へ相達候例有ㇾ之事

一　類族死罪有ㇾ之ば、死罪被二申付一候以後、兩判の證文を以兩時御斷可ㇾ有ㇾ之候、尤前方御斷に不ㇾ及候、本人本人同前のものは格別たるべし、然りといへども手近にて難ㇾ成首尾も有ㇾ之においては共節の譯に寄るべし

一　類族たりといへども、證文の書出に本人を可ニ書載一、尤帳面に有レ之と雖書面不具故なり

一　同葬之儀土火葬共に不レ及レ記、類族は何葬にても勝手次第寺に取置候計可レ有レ之事

一　同一季居又渡奉公人主人の名も帳面に不ニ書出一者は、出替の毎度不レ及レ斷、たとへ書出候共、帳面に書出し候に不レ及、譜代又は長年季居なども奉公仕廻、百姓或は町人に假住居極候節は、一季無判の斷可レ有レ之、本帳引合居所本住居ならば、是は不レ及ニ張紙一事

一　養子義絶類族を離れ候儀は、兩判の證文不レ離は不レ及ニ判形一、尤二季共の届なり、離別のものも同斷の事

一　領内に本人有レ之、他所の類族其處へ附届の儀、後三年堅く無用の定法也、向後彌其通りに候、本人本人同前のものは、所替の所も格別の事に候間、前方より急度なく、其類族をもつて内證にて其旨一通り被ニ通置一べき事

一　類族帳被ニ差出一候以後、斷出し類族有レ之候はゞ、如何可レ致哉と伺はれ候方に有レ之候、人數多きにおいて別帳に認め可ニ差出一候、人數少きは帳面本紙爲レ致可レ申由可ニ申達一事

一　本人幷類族の旦那寺院號若改候はゞ、二季無判之書付を以て御斷可レ達レ之候、借屋にて住居の類族、家主名改も其所にて沙汰可レ被レ致候、尤届は元之高通り有レ之儀は、勿論検使に不レ及候、但奉行所より急度爲ニ觸渡一候事にあらず

一 妻本人夫本人同前の妻の父母、類族に候事

一 離別はたとへ子供有レ之候共、類族放れ候也

一 男女ともに同斷、但是は平人の時の事に候

一 本人妻平人にて、本人同前の子出生以後離別、是は子供依レ爲二本人同然一子供類族離別、母も出るなり

一 死罪の類族死骸寺に葬候もの、斷書に不レ及可レ爲二取捨一、只今迄何國何郡何村何寺旦那の由斷は可二書載一事

一 類族他領へ越、五ケ月七ケ月亦は壹ケ歳程も罷在候ても不レ苦事

一 宗旨替の儀是亦旦那寺の儀無レ據子細有レ之は、前方伺レ之差圖の上可二申付一事

一 他領に有レ之類族は、一類へ類族の段相達し候節、先にて不二取合一候はゞ、其領主役人へ可レ被二相屆置一事

一 本人同前名替之儀可レ爲二無用一、無レ據子細有レ之候はゞ、領主承屆候上伺レ之、差圖の上にて書判の證文可レ出事

附、類族名替之儀譯相立候事に候はゞ、領主御屆之上申二付之一、二季無判之證文可レ出事

一 他領類族元帳不分明にて屆仕出がたきは、住所の方より別紙無判の書付を以諸事御屆可レ有レ之、

尤他領の類族帳同前前廣に書出し置、奥書に不分明に付て、向後諸事の御屆、無判之書付を以可ㇾ遣筈之儀書加へ置候事

一　於ニ江戸一本人本人同前の病死の節、死骸鹽詰に不ㇾ仕して當時如何と被ㇾ伺ㇾ之候、鹽詰迄無ㇾ之段可ㇾ及ニ挨拶一候哉と、是等は其節に至り其事に付て可ㇾ爲ニ了簡一事

本人幷本人同前伺書等爲ㇾ覺狂歌之事

伺　國郡村古轉誰忰當何月何日何歳にて死す

窺　檢死越し死骸改鹽に詰御差圖次第拔は書判

取置　前おなじ伺の上御差圖に任せ土葬に取置と知れ

類族　類族死不ㇾ伺して取置て二季の屆は兩判ぞかし

同　兩判は變死缺落離別もの養子に義絶死罪遁世

同　判なきは出生養子住居替新緣と歸居名替剃髮

同　離別もの養子の義絶雙方は類族なれば是も判なし

一　本人本人同前病死　當時書判にて伺の上、兩判取替證文なし

一　類族病死　兩判之證文二季屆、兩判之證文當時無印ならば、二季の屆可ニ書入一

一 出生　無判之書付二季屆
一 住居替　右同斷
一 欠落　右同斷
一 出家　二季とも屆無判、但他領へ趣候はゞ、前方伺レ之
一 剃髪　二季無判但本人同前は前方伺の上書判
一 養子　二季無判
一 離別　二季兩判但類族を不レ放は無判
一 入湯　不レ及レ屆
一 不分明者病死　二季兩判

以上

一 新縁　右同斷
一 歸居　當時の屆無判
一 死罪　不レ及二當時之屆兩判一
一 遁世　當時之屆兩判
一 法名　右同斷
一 名替　二季無判但本人同前は前方伺の書判
一 義絶　離別に同じ
一 神佛詣　右同斷
一 他領本人　不時無判但未秋より無用に相成

宗門改之節御籏本衆より書上文言之事

一 切支丹宗門從二前々一今以無二懈怠一相改申候、先年被二仰出一候御法度の趣を以遂二詮議一候所、自分家來知行百姓等に至迄、切支丹に紛敷者無二御座一候、依レ之銘々寺證文取置候事

一 與力同心支配の者家來迄遂二穿鑿一候處、切支丹に疑敷者無二御座一候、勿論寺手形取置申候

一此以後與力同心支配の者家來等迄、切支丹に疑敷者御座候はゞ、早速可レ申候、爲レ其仍如レ件

年號月日

姓名印形

書判

何之誰殿

何之誰殿

大名衆より書上宗門改書付之事

一切支丹宗門從二前々一今以無二懈怠一相改申候、先年被二仰出一候御法度之趣彌相守、私領中所々在々に至迄遂二穿鑿一候、家來の者下々迄致二詮議一候處、不審なるもの無二御座一候事

一切支丹の者類族等迄、常に行跡疑敷儀無二御座一候事

一領中在々所々家來の者下々又者に至迄、若此以後不審成者於レ有レ之は、早々可二申達一候、以上

年號月日

名判

何之誰殿

何之誰殿

伺證文案詞之事

一 何國何郡何村百姓轉切支丹誰悴、父不轉以前に出生、本人同前誰當何月幾日何十歲にて致₂病死₁候、依ㇾ之卽刻檢使差遣死骸相改候處別條無₂御座₁候、依而致₂鹽詰₁御差圖次第可₂申付₁候、以上

年號 月 日　　誰 書 判

宛 所

右端作なし、御代官衆は拙者御代官所何國と書出す也

取置證文案詞之事

一 前々文言は伺書に同じ、致₂鹽詰₁置相伺、任₂御差圖₁旦那寺何國何郡何村何宗何寺へ土葬に取置申候、爲ㇾ其如ㇾ斯御座候、以上

年號 月 日　　誰 兩 判

宛 所

轉切支丹類族病死御届之事

一　何國何郡何村轉切支丹誰曾孫誰忰、當何の何月幾日何拾何歳にて致二病死一候、旦那寺同國何郡何村何宗何寺へ取置申候

一　何國何郡何村轉切支丹誰娘、同國何郡何村誰妻誰、當何何月幾日何十何歳にて致二病死一、旦那寺何町何宗何寺に取置申候

右の類族何人致二病死一候間、爲二御斷一如レ斯御座候、以上

年號　月　日　　　　誰　兩　判

切支丹出生御届之事

一　何國何郡何村右切支丹誰孫誰忰、當何月出生何と申候、住居宗旨旦那寺父同前御座候、以上

年號　月　日　　　　誰　無　判

何人にても右之通り人數あらば、一ッ書よろし、男女平人にて其平人の方宗旨ならば、旦那寺幷住居

委細に可レ書二記之一、但端作は切支丹類族の覺と書なり

　　轉切支丹之類族出生御屆書之事

一　古轉切支丹曾孫誰悴

　　誰（何宗何國何郡何村何寺旦那）　當何月出生

　　此もの住所

　　　父母同前に御座候

　　宗旨旦那寺

右之通類族何人致二出生一候間、爲二御屆一如レ斯御座候、以上

　年號月日　　　　　　　　　　　　　　誰　無　判

　　宛所

享保年中被二仰出一候御書付之事

覺

類族の者只今迄は追放には不₂相成₁候得共、追放申付候ても不₂苦事

一　離別又は養子の儀に付、類族を放候もの二季の兩判の證文をて以可₂相屆₁候、變死死罪缺落遁世等は二季無判の書付を以可₂相屆₁事

右之通向後可₂被₂相心得₁候、以上

申十二月

先達て御觸有₂之候類族追放屆の儀、二季兩判之證文を以御屆有₂之候筈に候事

覺

一　切支丹本人同前の內、出家の爲格別の間、向後相果候節不₂及₁伺、鹽詰に不₂及、土葬に成共、火葬に成共、勝手次第取置候て、以後二季之屆之節可₂被₂申聞₁候事

一　本人幷本人同前のもの、出家の外は唯今迄之通り致₂鹽詰₁、伺の上可₂任₂指圖₁事

一　類族の儀只今迄之通り替無₂之事

戌五月

村方より差出候注進書認め方之事

一　何國何郡何村百姓本人同前何兵衞、當何何月幾日何十何歲にて病死仕候、此ものヽ父何左衞門

儀何國何郡何村百姓にて御座候處、切支丹宗門の由にて、何年何月幾日御代官何の誰樣より御召捕（江戸か長崎か）へ被ㇾ遣候處、切支丹宗門を轉、翌何年何月何方御奉行樣より御差戻何村に罷在候處、何以前何月幾日何拾何歳にて病死仕候に付、何方御奉行樣へ被㆓仰遣㆒、旦那寺において取置候ものゝ、悴本人同前のものに御座候處、死骸番人附置御注進申上候、右何兵衛儀宗旨何宗何郡何村何寺旦那寺に御座候、以上

何國何村
名主組頭　何左衛門
何兵衛悴　何右衛門
同人弟　何之助

年號月日

何之誰樣
御役所

檢使手代へ取候寺院村役人證文之事

一　前文言注進書と同樣、病死仕候もの之悴何兵衛本人本人同前の者に御座候處、死骸鹽詰被㆓仰付㆒、名主組頭幷親類五人組拙僧立會預置申候、重て被㆓仰付㆒次第可ㇾ仕候、爲㆓後日㆒仍如ㇾ件

年號　月　日

何國何郡何村
誰　印

同
何寺　印

何之誰樣御手代
何之誰　殿

指上申證文之事

一　前文注進書之通り取置候者之悴何兵衞、本人同前にて御座候に付、御注進申上置候所、死骸御改の上鹽詰被ニ仰付ハ、拙者共へ御預け被レ成慥に御預り置申候、此もの何國何郡何村何寺旦那に紛無ニ御座ニ候、死骸の儀相守可レ申候、若不念之儀御座候はゞ、此連判之もの共何分にも曲事可レ被ニ仰付ー候、爲ニ後日ニ證文仍如レ件

年號　月　日

何村何兵衞悴
何右衞門　印

同人悴
何右衞門　印

名主　誰　印

組頭　誰　印

五人組　誰　印

御代官切支丹奉行へ注進伺書之事

何之誰樣御手代
何之誰殿

覺

何國何郡何村

右切支丹何右衞門嫡男本人同前

一　何兵衞

右のもの拙者御代官所何國何郡何村百姓にて罷在候處、當何月幾日何十何歲にて病死仕候に付、早速檢使差遣し死骸相改候處、別條無ニ御座一候間鹽詰に致し置候、御差圖次第可ニ申付一候、以上

年號月日

何之誰印

何之誰印

何之誰印

此書付兩所へ出す、尤先へ遣候御方を先へ書なり

享保十八丑年七月佐州北條郡油木村へ罷在候類族九右衞門病死に付、御屆の儀木下伊賀守方用人岡

本八右衛門、中島彌市右衛門へ承合候趣之事

右九右衛門獨身ものにて御座候に付、向後御代官類族斷絶申候、御屆の儀如何

是は九右衛門壹人にて、御代官所類族斷絶の譯、別紙御書付、右九右衛門死去の書付に相添御出候樣と之事

右九右衛門獨身もの之儀に付、田畑山林屋敷等所持不ㇾ仕借地いたし、建家は所のもの建とらせ住居爲ㇾ致置候、尤少々所持の衣類農具等有ㇾ之候はゞ、菩提寺へ遣し度由所之もの相願候由

是は田畑山林屋敷等も所持不ㇾ仕、建家も所の者より建取被ㇾ遣候間、衣類等も總の儀勿論、此方より御構無ㇾ之事に候、所之もの弔料に寺へ遣し度由願申候はゞ、其通り御申付可ㇾ然との事

二季御屆の節可㆓申上㆒哉之事

是は類族病死二季御屆の筈に候、然ども御代官所替等の時の爲、亦御安堵の爲に候間、何時成とも被㆓仰達㆒可ㇾ然段挨拶有ㇾ之候事

以上

古聖曰、能國は以ㇾ民は元とす、能民は以ㇾ仁元とす、實なる哉、主仁なる時は從士義有といへり、地方用人の心得も亦如ㇾ斯、譬ば一國一郡の支配といふとも、其人平日志の善惡によつて、治亂皆是より生ず、都て下たるものは善惡好惡用人の行跡にならひ、其好む道を習ふものなり、されば何をか儀あ

りといふ、用人は第一其身の行を愼しみ公務を重くして、勤るに禮を先にし、儉約を專らとして下の費を省き、奢を禁て難儀をいとひ、假にも虛談を交へず、實儀を以て事を行ひ、威儀を正しくして民を育し、信を以下にしたしむときは、下伏して背かず、自然〳〵として和直と成る、然るに亦權賞(本ノマヽ)していたはりなき時は民不レ伏、懦弱にして無レ罰時は下驕怠る、僞を行ふ時は、民また虛を設けて上を欺く、上欲を好むときは、下邪を行ふ、是みな上に立人の行正しからざればなり、古語曰、「義勝レ欲則昌、欲勝レ義則滅」といへり、斯て惡事皆欲を以元とす、愼しむべきは此道なり、今此書は初心入門の助にもなれかしと、聊一二を以てあらはすといへども、地方の法其深廣大にして、古今趣ひとしからざる事あらん、しかしながら古を溫て新を知る古人の敎なれば、用捨は見ん人の心に任せて文の拙を以て不レ厭、禿筆を勞し冊に記し畢

地方落穗集卷之十三終

地方落穂集巻之十四目次

一 先觸認方之事
一 宿替願之事
一 御吟味中御猶豫願之事
一 御吟味中御預ヶ人幷手鎖等被㆓仰付置㆒候族人月代抓願之訴狀認方之事
一 村々へ御尋之儀有㆑之御廻狀にて被㆓仰觸㆒候節否御訴之事
一 訴訟人御尊判頂戴相手銘銘へ相附御差日以前出府著御屆認方之事
一 鐵砲證文之事
一 吟味中引合人御呼出御差紙頂戴著御屆之事
一 被㆓相手取㆒御尊判頂戴御著日以前著御屆之事
一 御尊判被㆑附候節訴訟方へ差出拜見書之事
一 右同斷破談御屆之事
一 內濟候證文認方之事
一 牢見舞願書之事
一 御吟味中掛合之上內濟仕度一同連印を以て御猶豫願いたし及㆓懸合㆒候得ども不㆓行屆㆒候節之破談御屆書之事
一 御腰懸へ雙方罷出候節翌日御呼出之御請書都て訴訟方宿にて認可㆑申事
一 御差紙頂戴御差日より延著致し候節差上候書面認方之事
一 御奉行所より歸村被㆓仰付置㆒日限に付致㆓出府㆒著御屆書認方之事
一 改印屆之事
一 御吟味引合人御呼出御差紙頂戴仕代引請候節書面之事
一 右同斷代引請候節同樣返答書へ相添差出振合
一 御吟味中一件一同連印にて御日延願之事
一 御吟味中歸村願之事

地方落穗集卷之十四

口論御檢使願之事

乍レ恐以ニ書付一奉ニ願上一候

一 何州何郡何村誰親類誰奉ニ申上一候、右誰儀用事有レ之、何日何時罷出候途中、當村誰と及ニ口論一、何所何所々へ何程の疵請候に付、早速醫師へ相掛手當仕候得共、苦痛强存命も難レ計奉レ存候に付、此

段御訴奉二申上一候、何卒以二御慈悲一早速御檢使被二成下置一候樣奉二願上一候、以上

年號月日

何州何郡何村
當人誰親類　誰　印

組合　誰　印

村役人　誰　印

宛所

行倒れ死人有レ之御檢使願之事

乍レ恐以二書付一奉二願上一候

何州何郡何村名主年寄百姓代奉二申上一候、當村字何と申所に、年齡何十歲位に相見へ候非人體か、百姓體の男か、女か、行倒相果罷在候に付、當月幾日誰見付爲二相知一候に付、早速罷越見屆候處衣類何品を著し、所持の品何々有レ之、全く自分と行倒相果候と相見候間、此段御訴奉二申上一候、何卒以二御慈悲一早速御檢使被二成下置一候樣奉二願上一候、以上

何州何郡何村
見付人 誰
百姓代 誰
年寄 同
名主 同

年號月日

宛 所

家作願之事

乍レ恐以二書付一奉二願上一候

一 新規家作 竪何間 横何間 壹ヶ所
一 物置所 竪何間 横何間 壹ヶ所

右者何州何郡何村誰奉二申上一候、私儀所持高何石何斗所持仕、家内何人暮に御座候處、今般私儀何と申者へ所持畑の内何畝歩の場所へ、書面之通新規家作いたし、分家爲レ致御百姓相續仕候樣致度、依レ之村内相糺候得共故障等無二御座一、然る上は右何畝歩の場所は相當の屋敷成御上納仕、農業の外商内等仕間敷候間、何卒以二御慈悲一此段御聞濟被二成下置一候樣一同奉二願上一候、以上

年號月日

何州何郡何村
願人 誰
親類 誰

組頭　誰

名主　誰

宛　所

相撲願之事

乍レ恐以ニ書付一奉ニ願上一候

何州何郡何村名主年寄百姓代奉ニ申上一候、此度相撲年寄何誰何州邊より相撲に罷越候、歸り掛りの由にて、兼て當村鎭守何神へは心願有レ之、年來相撲奉納仕度心懸け候處、幸能折柄に付同人弟子共を以、來る何日より晴天幾日の間相撲興行仕度奉レ存候、勿論木戶錢請取、又は花札等配り候儀には無ニ御座一候間、何卒以ニ御慈悲一此段御聞濟被ニ成下置一候樣奉ニ願上一候、以上

何州何郡何村
名主　誰

年號月日

年寄　同

百姓代　同

相撲年寄　誰

宛　所

御奉行所より宿預け被ニ仰付ー候節、地頭支配へ届書之事

一何町何誰店誰奉ニ申上ー候、何州何郡何村何出入一件の者共、今幾日當御役所様より何御奉行何誰様へ御差出に相成候處、御同人様一通り御吟味の上、猶又御留役何誰様御吟味被レ成候に付、私方に止宿罷在候誰儀、御吟味中私方へ宿御預け被ニ仰付ー候に付、則右御請書差上候處、追て御吟味可レ有レ之旨にて引取被ニ仰付ー、依レ之此段御届奉ニ申上ー候、以上

右
宿
何町何丁目
何屋誰

年號月日

宛所

御吟味中病氣届之事

乍レ恐以ニ書付ー奉ニ申上ー候

何誰知行所
何州何郡何村
誰

右宿誰奉ニ申上ー候、右誰儀昨幾日迄御日延奉ニ願上ー候に付、今日罷出懸合の上、始末御届可ニ申上ー候處、

咋夜中より何病にて頻に差詰取罷在候、御屆に罷出候儀も相成兼候に付、無ニ是非一此段御屆奉ニ申上一候、尤少も快方に趣候はゞ、早速召連御屆可ニ申上一候間、御聞濟被ニ成下置一候樣奉ニ願上一候、以上

年號月日　　　　右　何町宿何丁目

何屋　誰

宛所

御定免切替御請證文之事

差上申御請證文之事

當何年より何 何年迄何ケ年御定免

何州何郡
何村

一 高

此米永

右は當村御取箇切替御定免の儀奉ニ願上一候處、再應御吟味の上書面の米永辻を以、當何年ゟ何年迄何ケ年御定免被ニ仰付一候旨被ニ仰渡一、一同難レ有承知奉レ畏候、然る上は御定中田方凶作有レ之候共、三分以上の損毛に不ニ相當一節は納辨仕、御檢見入奉ニ願上一間敷候、且畑方の儀は、一國一郡へ響候程の損毛は格別、縱令皆損同樣の凶作に御座候共、容易に御引方不レ被ニ成下一間、百姓共兼て相心得耕作出

精可ㇾ仕旨、且又御引山崩等其外の損地有ㇾ之候共、小前持高拾分一不ㇾ相當ㇾ分は、御定免年季中は御引方相立不ㇾ申段被㆓仰渡㆒、逸々承知奉ㇾ畏候、尤御年貢金納之方の儀は、御割賦通相納、十二月十日限急度皆納可ㇾ仕候

右之通小前百姓迄一同承知奉ㇾ畏候、依ㇾ之連印御請證文差上申候處如ㇾ件

何州何郡何村

年號月日　　惣百姓

百姓代

組頭

名主

宛所

御定免切替願之事

乍ㇾ恐以㆓書付㆒奉㆓願上㆒候

何年より何年迄何ヶ年季御定免

一　米何拾何石何斗　　御上納辻

外米何升何合　　切替增

右は何州何郡何村名主年寄百姓代奉㆓申上㆒候、當村田方御年貢の儀、去何年より何年迄何ヶ年季御定免

被仰付置候處、當何年季明に付、增米を以跡御請可仕旨先達て被仰觸奉畏候、然る所一體窪地土地惡敷、場所殊更近年不作、旁小前のもの共困窮相募、是迄の上納辻にても、出精漸取續罷在候儀に付、何卒以御慈悲前書增米にて此上何年まで、猶又何ヶ年御定免跡御請被仰付被下置候樣奉願上候、以上

何州何郡何村
名主　誰
年寄　誰
百姓代　誰

年號月日

何誰知行所
何州何郡何村
名主か組頭か百姓か
訴訟人　誰

宛所

目安御初判御請書之事

御請

何々の出入
但公事之名

何誰様御知行所

何州何郡何村

何

相手　誰

外何人

右の通日安差上候處、何月幾日御差日之御尊判頂戴被ニ仰付一雖ㇾ有仕合奉ㇾ存候、然る上は歸村の上相手銘々へ相附拜見證文取ㇾ之、御差日四日以前雙方著、御届可ニ申上一と被ニ仰渡一承知奉ㇾ畏候、且相手方は其節返答書御控とも貳通宛、持參可ニ罷出一旨相達し可ㇾ申旨、是又被ニ仰渡一奉ㇾ畏候、依ㇾ之御請印形差上申處如ㇾ件

右訴訟人誰

差添人　誰

右宿

何町何丁目

何屋誰

御奉行所様

初て公事合に相成、御評定請に御掛り被ニ罷出ー候節、差上候差出認方之事

何誰領分
何州何郡何村
訴訟人何誰

何誰知行所
何州何郡何村
相手何誰

右訴訟方宿
何町何丁目
何屋誰

同相手方宿
何町何丁目
何屋誰

初て公事

何誰様御掛り

何々出入

月　日

外に御掛りへの名前なしにて、差添人の名前に書入都合貳枚差上候也、御掛之御名前書入候方は朱引にて下る也、則是を召日に訴訟方持参いたし、御評定所へ差上、御帳面相付、又候御掛りへ立歸り、其段御届申上候也

但差出しなしに、口上にて申上候也

御評定所にて差上候御請書認方之事

差上申一札之事

私共出入地所の儀難御決、地改御手附御手代中へ差遣候間、於場所我意を立請吟味、都て御手附御手代衆之御差圖等違背仕間敷事

一 地改御吟味中申分を立、御奉行所へ差越願出候もの有之候共、決て御取上無御座事

一 御吟味の證據次第、道理次第にて相分、依怙贔屓は無之事に候間、手を廻し頼ヶ間敷儀仕間敷、賄賂金等差出候ては、却て御仕置被仰付候間、急度相愼可申候、御手附御手代中被召連候小者衆抔へ、聊の品送り候ても同樣御仕置相成候事に候、勿論小者衆より無心ヶ間敷被申懸候はゞ、早々其筋へ申達し、御奉行所へ可申上候事

一 地改御吟味中農業不怠、地改の場所へ無益のもの不能出、尤不用の入足不差出、都て村入用多不掛樣可致事

右被仰渡之趣逐一承知奉畏候、若相背候はゞ御咎可被仰付候依て御請證文差上申處如件

年號月日

何州何郡 何村

訴答連印

御評定所
御掛り
松平伯耆守様

御上納仕過料錢之事

一 錢何貫文

誰領分
何州何郡何村
誰

右者石川主水正様御吟味之上、上州字皷ヶ嶽と唱候山は、峯通碓氷御關所見通し遠見にて守護仕候、五科村の外登山難ニ相成一候處不ニ相辨一、旱魃に付用水無レ之候迚、多人數致ニ登山一候段不埒に付、書面之通過料錢被ニ仰付一、三日の內當御役所へ可ニ相納一旨被ニ仰渡一候間、御上納仕候、以上

右何村
何
誰

年號年日

大貫次右衛門様
御役所

片濟口差出認方之事

片濟口御訴訟

何誰知行所
何州何郡何村
訴訟人　何　誰
差添人　何　誰

訴訟方宿
何町何丁目
何　屋　誰

月　口

病氣にて出牢之上、宿預被仰付候節、牢屋敷にて御掛り之御役人へ差上候御請書之事

差上申御請書之事

何誰領分何州何郡何村何誰儀、松平何守様御掛りにて入牢被仰付置候處、右誰儀病氣に付私方へ宿御預け被仰付、慥に奉預候、依之御請印形差上申處如件

何町何丁目
誰店
江戸宿
誰

何月日

榊原主計頭様御組
何　何兵衛様

御慈悲願之事

乍レ恐以二書付一御慈悲奉二願上一候

何州何郡何村百姓誰親類誰組合誰々奉二申上一候、前書誰儀何村誰と口論之上疵爲レ負候に付、御吟味中入牢被二仰付置一、一同奉二恐入一候、然る上は身分今般之御吟味筋は不レ奉レ存候へ共、平日實體にて是迄不法の儀相働候事も不レ及レ承、別て極老之母有レ之、朝暮悲歎に沈罷在候段、何共不便至極に奉レ存候間、何卒格別之御憐愍を以、此上之御慈悲偏に奉二願上一候、以上

誰領分
何州何郡何村
誰　親類　誰
組合　誰
同　同

年號月日

寺社
御奉行所様

於㆓御評定所㆒地所御見分被㆓仰付㆒候節、御請書之事（是は前條十一段と振合同斷に付略）

差添人代り合願之事

乍㆑恐以㆓書付㆒奉㆓願上㆒候

何州何郡何村百姓誰差添人（名主か組頭か）誰奉㆓申上㆒候、私儀老衰之母有㆑之、持病にて兼て打臥罷在候處、此節重體に罷成、存命之程も無㆓覺束㆒、存生中對面いたし度段相歎越候に付、歸村の上藥用介抱手當等仕度奉㆑存候、則代合せ同役誰出府仕候間、何卒以㆓御慈悲㆒右誰と代り合被㆑仰付㆒被㆓下置㆒候樣奉㆓願上㆒候、以上

誰知行所
何州何郡何村
代り合願人何誰

何　月　日

代り合引受人何誰

御奉行所樣

御貸附御役所にて村方引請未納證文御案文御請書之事

差上申御請書之事

一　地頭何誰拜借金返納方、別紙御案文壹通被ㇾ遊ニ御渡一慥に奉ニ請取一候、然る上は來る幾日本紙相認め、右御案文相添可ㇾ奉ニ差上一候、依ㇾ之御請書差上申處如ㇾ件

何誰知行所
何州何郡何村
役人總代
名主　誰

年號月日

御貸付
御役所

先觸認方之事

覺

一　人足　壹人　一　輕尻　壹疋

右は要用に付明幾日曉六ッ時東叡山出立にて、何州何村何寺院迄罷越候間、前書の人馬川々渡船等無ニ遲滯一差出候樣肝煎可ㇾ給候、尤御定の賃錢相拂罷通り可ㇾ申候

東叡山　何院
何房

又は 役　人

是より泊り付いたし

右宿々 問　屋　中

內濟口證文認方之事

差上申內濟口證文之事

何州何郡何村誰奉㆓申上㆒候、私より何州何郡何村誰外何人相手取貸金滯出入申立、當御奉行所樣へ奉㆓出訴㆒、當幾日御差日の御尊判頂戴相附候處、相手の內何州何郡何村誰外何人の者共、滯金高何百何十兩の處、何十兩は期口證文取ㇾ之、猶殘る金何十兩に私方にて不足いたし、無㆓申分㆒熟談內濟仕、偏に御威光と難ㇾ有仕合に奉ㇾ存候、且何州何郡何村誰滯金高何程は相濟不ㇾ申候間、此分御吟味奉ㇾ願候、依ㇾ之內濟口證文差上申處如ㇾ件

年號月日　　何誰知行所
何州何郡何村
誰

御奉行所樣

宿替願之事

乍レ恐以二書付一奉二願上一候

何州何郡何村誰奉二申上一候、私儀是迄馬喰町何町日何屋誰方に止宿罷在候處、此度何町何丁目誰方へ宿替仕度、兩宿及二懸合一候處、故障無二御座一候間、何卒以二御慈悲一願之通被二仰付一被二下置一候樣奉二願上一候、以上

年號月日

何州何郡何村
願人何誰
差添人何誰
兩宿連印

御奉行所樣

但宿替願御聞濟に相成候て、後の宿より又以差出入る也

牢屋見舞願書之事

但差出し候へば、送り物願と認める也、牢屋へは差出なしにて、願書をば上包不レ入

一 半紙　貳帖　一 手拭　壹筋

一 錢　貳百文　一 食物類　何品

〆幾品

右は先達て入牢被二仰付一候誰方へ、書面の品々送り遣し度奉レ存候間、何卒以二御慈悲一右誰方へ相屆

候樣被仰付被下置候樣奉願上候、以上

何州何郡何村

願人　何誰

差添人　何誰

年號月日

右宿

何町何丁目

誰店

百姓宿

誰

宛所は時の御掛りにて認候也

御吟味中御猶豫願之事

乍恐以書付奉願上候

何州何郡何村一件のもの共奉申上候、私共出入當時御吟味中に御座候處、掛合の上熟談内濟仕度奉存候間、何卒以御慈悲來る幾日迄御吟味御猶豫被成下置候樣、一同連印を以奉願上候、以上

何誰領分

何州何郡何村

訴訟人　誰

何

何月幾日

何誰知行所
何州何郡何村　相手誰
何誰御代官所
何州何郡何村　引合人誰

宛所

御吟味中懸合の上内濟仕度、一同連印を以御猶豫願いたし、及懸合候得共不行屆候節、破談御屆書之事

乍恐以書付奉申上候

何州何郡何村一件のもの共奉申上候、私共出入御吟味に御座候處、掛合之上熟談仕度奉存候に付、昨幾日迄御吟味御猶豫奉願上候、精々及懸合候得共行屆不申、依之無是非破談御屆奉申上候、以上

何月幾日

訴答幷
引合人一同　連印

宛所

御吟味中御預け人并手鎖等被ニ仰付置一候旅人月代抓願之訴狀認方之事

乍レ恐以ニ書付一奉ニ願上一候

何州何郡何村
何　誰

右の者儀御吟味中手鎖の上、私共へ御預け被ニ仰付置一候に付、急度爲ニ相愼一置候處、右誰儀月代長髮罷成、眼病にて難儀至極仕候旨私共へ相歎候間、何卒以ニ御慈悲一月代抓被ニ仰付一被ニ下置一候樣偏に奉ニ願上一候、右願の通御聞濟被ニ成下置一候はゞ、難レ有仕合に奉レ存候、以上

右誰差添人
何役　誰

年號月日

宿何町何丁目
誰店　誰

御奉行所樣

御預ケ手鎖人有レ之節請書認方之事

差上申御請書之事

何州何郡何村

何　誰

右のもの儀御吟味中、私方へ宿御預け被二仰付一承知奉レ畏候、然る上は急度爲二相愼一置、御用の節は早速召連可二罷出一候、依レ之御請書差上申處如レ件

右宿

何町何丁目

何屋　誰

何

何月幾日

御奉行所様

但御町奉行所へは屋號不レ書、家と書出す也

御腰懸へ双方罷出候節、翌日御呼出之御請書、都て訴訟方宿にて認可レ申事

御　請

何州何郡何村一件のもの共儀、明幾日召連罷出べく候旨被二仰付一承知奉レ畏候、然る上は右刻限無二遲滯一召連可二罷出一候、依レ之御請書差上申處如レ件

訴訟方名

何月何日

何町何丁目
何屋誰

相手方宿
何町何丁目
何屋誰

引合人宿
何町何丁目
何屋誰

御奉行所様

村々へ御尋之儀有ㇾ之御廻狀にて被㆓仰觸㆒候節否御訴之事

乍ㇾ恐以㆓書付㆒奉㆓申上㆒候

下總國葛飾郡芳橋村名主庄右衞門奉㆓申上㆒候、當辰九拾歲に相成候者有無可㆓申上㆒旨、以㆓御廻狀㆒被㆓仰觸㆒候に付、村方取調候得共、當村方に右體の長壽のもの一人も無㆓御座㆒候、依ㇾ之此段御屆奉㆓申上㆒候、以上

辰年十月

下總國葛飾郡芳橋村
名主 庄右衞門

御領知

御役所

御差紙頂戴御差日より延著致し候節差上候書面認方之事

乍レ恐以二書付一奉二申上一候

何州何郡何村何誰奉二申上一候、私儀御尋之儀御座候に付、早々可二罷出一旨御差紙頂戴拜見承知奉レ畏候、則幾日出立仕候處、途中にて持病の疝癪差起り、漸昨幾日夜五ッ時江戸著仕候、則御屆奉二申上一候、右延著之段御看免被二成下置一候樣奉二願上一候、以上

何誰領分

何州何郡何村　何誰

差添人　何誰

年號月日

火附盜賊御改

御役所

訴訟人御尊判頂戴相手銘々へ相附御差日以前出府著御屆認方之事

乍レ恐以二書付一奉二申上一候

何州何郡何村何誰奉二申上一候、私より何州何郡何村何誰外何人相手取、何月中御訴訟奉二申上一候處、何月幾日の御尊判頂戴、相手銘々へ相附拜見證文取レ之、則出府罷出候間、此段著御屆奉二申上一候　以上

何州何郡何村
訴訟人　何　誰

年號月日

宛　所

御奉行所より歸村被二仰付置一日限に付致二出府一著御屆書認方之事

乍レ恐以二書付一奉二申上一候

何州何郡何村何誰奉二申上一候、私より何州何郡何村何誰外何人へ相懸り候何々の出入、御吟味中に御座候處、舊冬及二月迫一候に付、今幾日迄一先歸村被二仰付置一候處、則御日限に付出府仕候間、此段著御屆奉二申上一候、以上

何誰知行所
何州何郡何村
何　誰

差添人　何　誰

年號月日

御奉行所樣

鐵炮證文之事

差上申一札之事

江戸より何里　何村

高何石何斗何升何合

一　四季打鐵炮　壹挺　玉目　三匁五分

但鶉場御鷹提飼場にては無御座候

右者當村へ猪鹿多出田畑耕作を荒し、百姓及難儀候に付、四季打鐵砲奉願上候通被仰付、四季共に打候積り、鐵炮壹挺御貸被下置難有奉存候、若此鐵炮に付惡事仕候か亦は荒れ候畜類に事寄、外殺生仕候はゞ、本人は不及申、名主組頭五人組迄曲事に可被仰付旨奉畏候、此鐵炮の儀他人は不及申、縱令親類兄弟に御座候共、預り主之外餘人に貸渡候儀、幷他村へ持參仕打候儀會以仕間敷候、右之趣相背候はゞ、如何樣の曲事にも可被仰付候、尤十二月廿日限り打止御屆申上、御封印申請預り置可申候、勿論猪鹿打留候員數、其節書付差上可申候、爲其一札差上申處如件

何年
何月

何州何郡何村
鐵砲預り主　誰
百姓代　誰
名主　誰

宛　所

改印届之事

乍レ恐以ニ書付ー御届奉ニ申上ー候

印　鑑　○

右者私儀是迄所持仕候印形損じ候に付、此度改印仕候、依レ之此段御届奉ニ申上ー候、以上

誰知行所

何州何郡何村

何　　誰

年號月日

御吟味中引合人御呼出御差紙頂戴著御届之事

乍レ恐以ニ書付ー奉ニ申上ー候

何州何郡何村何誰奉ニ申上ー候、私儀御尋の趣御座候に付、早々（亦何日迄か、又病氣に候はゞ、快氣にて成ともか）可ニ罷出ー旨御差紙頂戴拜見承知奉レ畏候、則出府著御届奉ニ申上ー候、以上

御代官所か

年號月日

何　誰　領分か知行所か

（但領分知行所之文字はやつし書出す）

何州何郡何村　何　誰

差添人　何　誰

宛　所

但御差紙は御差日之當日罷出著屆仕候事

御吟味引合人御呼出御差紙頂戴仕代引請候節書面之事

乍㆑恐以㆓書付㆒奉㆓申上㆒候

何州何郡何村誰煩に付代兼誰奉㆓申上㆒候、今般御尋の儀御座候に付、可㆓罷出㆒旨御差紙頂戴拜見奉㆑畏候に付、前書誰儀も一同可㆓罷出㆒處、持病の疝積差發り平臥罷在、難㆓罷出㆒旨相歎候間、無㆓是非㆒私代引請出府著御屆奉㆓申上㆒候、尤右誰へ御尋の儀は、私より無㆓御差支㆒御請可㆑奉㆓申上㆒候、此段御聞濟被㆓成下置㆒候樣奉㆓願上㆒候、以上

誰知行所

何州何郡何村

誰煩に付代兼

年號月日

何　誰

宛　所

被ニ相手取ー御尊判頂戴御差日以前著御屆之事（但御勘定は四日以前、御町は三日以前　但返答書へ添差出）

乍ㇾ恐以ニ書付ー奉ニ申上ー候

何州何郡何村誰奉ニ申上ー候、今般何州何郡何村誰より私へ相懸り何出入の旨申立、當御奉行所樣へ奉ニ出訴ー、何月幾日御差紙之御尊判頂戴相附候に付、拜見承知奉ㇾ畏候、則出府罷出候間、此段御屆奉ニ申上ー候、以上

何誰知行所
何州何郡何村

年號月日　　何　誰

宛　所

寺社奉行懸りは著屆の目安上候也、御勘定懸りは御評定にて目安上る也

右同斷代引請候節同樣返答書へ相添差出候振合

乍ㇾ恐以ニ書付ー奉ニ申上ー候

何州何郡何村誰願に付代兼誰奉ニ申上一候、今般何州何郡何村誰より私共へ相掛り候何出入の旨申立、當御奉行所樣へ奉ニ出訴一、何日御差日の御尊判頂戴相附候に付、誰儀も一同可ニ罷出一處、何々の病氣に付、此節別て差重難ニ罷出一旨相歎候に付、無ニ餘儀一私儀引請罷出、尤右誰へ御尋の儀は私より聊無ニ御差支一御請答可ニ申上一候間。何卒以ニ御慈悲一此段御聞濟被ニ成下置一候樣奉ニ願上一候、以上

年號月日

何誰知行所
何州何郡何村
誰煩に付
代兼　誰

宛所

御尊判被レ附候節訴訟方へ差出す拜見書之事

一札之事

一　今般貴殿より我等へ相掛何々出入、何何守樣へ被レ成ニ御訴訟一、何月幾日御差日之御尊判頂戴被ニ相附一承知奉レ畏候、御差日何日以前何月幾日、銘々返答書控共貳通ヅヽ持參、右御懸り御奉行所樣へ著御屆可ニ申上一旨被ニ仰渡一候趣、御逹被レ下是又奉レ畏候、且御判物の儀は、罫附汚等無ニ御座一候、是は預り候方にて慥に奉レ預候　依レ之御請印形差出申候處如レ件

何州何郡何村
當人　誰
五人組　誰
名主　誰

年號月日

誰　殿

御吟味中一件一同連印にて御日延願之事

是は前段二十三ヶ條と振合同斷

右同斷破談御屆之事

是は前條二十四段と振合同斷

御吟味中歸村願之事

乍ㇾ恐以㆓書付㆒奉㆓願上㆒候

何州何郡何村誰奉㆓申上㆒候、私儀誰より誰へ相懸り候一件に付被㆓召出㆒、御吟味中に御座候處、老衰の母有ㇾ之、兼て病氣に付打臥罷在候處、此節追々差重り、最早老年の上之儀、存命の程も無㆓覺束㆒候間、存

生中對面いたし度旨相歎越候上は、歸村之上藥用介抱手當等仕度奉レ存候間、何卒以二御慈悲一一先歸村被二仰付一被二下置一候樣奉二願上一候、勿論此上御用の儀は何時成共早速罷出候間、此段御聞濟被二成下置一候はゞ、難レ有仕合に奉レ存候、以上

年號月日　　　何州何郡何村　誰

宛所

御吟味中欠落いたし候もの日限尋被二仰付置一候日限に相成御訴之振合

乍レ恐以二書付一御訴奉二申上一候

何誰知行所
何州何郡何村　何　誰

右のもの儀欠落仕、行衞相知不レ申候に付、其段御訴奉二申上一候處、追々尋方被二仰付一、猶又先月幾日より昨何日迄三十日限尋方被二仰付一奉レ畏、心當りの所に無二油斷一相尋候得共、今以行衞相知不レ申候間、無二餘儀一御日限に付、此段御訴奉二申上一候、以上

年號月日

何誰知行所
何州何郡何村　何　誰

宛　所

平日缺落御訴之事

乍レ恐以二書付一御訴奉二申上一候

何州何郡何村
誰

右のもの何親か兄か誰幷親類組合村役人一同奉二申上一候、前書誰儀當月何日不斗家出仕立歸不レ申候間、心當りの處精々相尋候得共、行衛相知不レ申、尤何故家出仕候哉心當りも無二御座一候、右に付出入懸り合等は不二申來一候得共、於二出先一何樣の儀出來候も難レ計、安心不レ仕候間、此段御訴奉二申上一候、以上

何州何郡何村
右誰　何誰

年號月日

親類　同

組合　同

名主　同

宛　所

勘當帳外願之事

乍レ恐以ニ書付一奉ニ願上一候

何州何郡何村
何誰倅
誰
當何の何歳

右者誰幷親類組合村役人一同奉ニ申上一候、前書誰儀平日大酒を好み、晝夜遊步行農業不精仕候に付、是迄親類組合村役人よりも度々異見差加へ候得共、一切不ニ取用一、度々借財爲レ償、亦は困窮の家內諸道具等持出賣拂、酒食に遣捨不レ身持增長仕、往々難ニ見通し一心底のものに付、一同相談の上勘當仕度、尤是迄出入懸り合等無ニ御座一候間、何卒以ニ御慈悲一前書誰身分勘當御帳面へ御記可レ被ニ成置一候樣奉ニ願上一候、以上

年號月日

何州何郡何村
當人誰親
誰
親類 同
組頭 同
村役人 同

宛所

出火御屆之事

乍レ恐以二書付一御訴奉二申上一候

一　燒失家　竪何間 横何間　壹ヶ所

但物置所　竪何間 横何間

右は何州何郡何村名主年寄百姓代一同奉二申上一候、前書誰儀家内何人暮にて御座候處、當月幾日夜何時頃閑爐裏の灰能々しめし、居宅續き物置所へ取置候處、火消し殘り有レ之候哉、同夜何時頃右場所より燃立候を誰見付聲立候に付、村内のもの其外駈付、無二油斷一防候得共、折節何風烈敷、居宅物置所とも不レ殘燒失仕、尤村内御高札場は勿論、外類燒家人馬怪我等一切無二御座一候、何にても怪敷風聞も無二御座一候、全く手過に相違無レ之、前書誰儀は恐入、村内菩提所何寺へ入寺相愼罷在候間、此段御訴奉二申上一候、以上

何州何郡何村

百姓代　誰

年號月日

年寄　誰

名主　誰

宛所

盜賊に逢候御訴之事

乍ㇾ恐以ㇾ書付ㇾ御訴奉ㇾ申上ㇾ候

一　何品幾ツ　　　　一　何品幾ツ

〆　幾品

右は何州何郡何村誰奉ㇾ申上ㇾ候、私儀家内何人暮にて農業の間何渡世仕罷在候、然る處當月幾日夕飯給仕舞、夫々戸〆り等いたし、尤錠前に不ㇾ心付ㇾ家内一同臥り候處、同夜何時頃と覺便所へ可ㇾ參と起出見候得ば、表か裏か入口の戸明有ㇾ之候に付、全く右場所より盜賊忍入、被ㇾ盜取ㇾ候儀と奉ㇾ存候、早速所々相尋候得ども、怪敷風聞手掛等一切無ㇾ御座ㇾ候間、此段御訴奉ㇾ申上ㇾ候、以上

何州何郡何村　誰

年號月日　　村役人　誰

宛　所

地方落穗集卷之十四大尾

地方落穗集追加

地方落穗集追加卷之一目次

地方落穗集追加卷之一

評定所始之事

一評定所寄合者寛永八年頃より始る、寛永八年二月二日町奉行島田彈正忠宅へ老中寄合、公事沙汰有レ之、其以後は酒井雅樂頭酒井讃岐守、并老中宅へ寄合有レ之、寛永十二年十一月十日評定衆相定、十二月二日より於二評定所一始て寄合有レ之、毎月二日十二日二十二日を式日とす

一元祿二巳年八月二十五日　　青木　新五兵衞
立合御目付出座始る　　柴田　七左衞門

評定所掛看板之事

定

一寄合之式日、毎月二日十二日二十二日、若公儀御用有レ之而式日及二延引一共、翌日可レ爲二寄合一事

一評定衆寄合場へ卯半刻罷出、申刻可レ有二退散一事

一寄合場へ役者之外、一切不レ可レ參、勿論音信停止の事

一　公事人老人若輩幷病者之外、介添停止の事

一　公事に罷出候者縱雖レ爲ニ御直參之輩一、不レ可ニ帶刀脇差一事

一　公事人雖レ爲ニ親類緣者知音好身一、評定衆於ニ寄合場一不レ可ニ取持一事

一　從ニ遠國一參公事在江戶久次第に可レ承レ之、當地之公事は、其日之帳之先次第可レ承レ之事

附不レ承而不レ叶儀、幷急用は格別之事

一　公事不審懸儀は、其筋之役人可レ勤レ之、總座中よりも無ニ遠慮一存寄之通可ニ申付一事

一　公事裁許之以後其筋之役人公事之留書可レ致レ之、伊豆守豐後守加賀守其日之公事留書寫させ可レ被レ申事

一　公事其日落著無レ之儀は、其評定衆翌日寄合可レ被レ申候、不ニ相濟一儀は年寄中へ談合仕、其上可レ致ニ言上一事

一　公事役所之處にて承候、內寄合場へ出レ之於ニ公事一は、證人證跡相揃出レ之、無レ滯候樣可レ有レ之事

一　爲ニ過怠一籠舍之者、評定衆相談之上、定日數其日限相濟候はゞ、自レ籠可レ出レ之事

附預は永々數不ニ差置一、急度遂ニ穿鑿一可レ濟レ之事

一　裏判幷召狀をうけ遲參之者、勘ニ其所之遠近一積ニ日數、依ニ輕重一或籠舍、或は可レ爲ニ過料一事

右之條々可レ被下相ニ守上之一者也

寛永十二年十二月二日　讃岐守
大炊頭

右者元文五庚申年八月、林大學頭以二記錄一記レ之

當時看板之御文言

定

一 寄合之式日、毎月二日十二日廿二日、諸奉行之立合、四日十二日廿五日、但公儀之御用於レ有レ之可レ爲二延引一事

一 寄合所へ評定衆式日は、卯之刻半時、立合者辰之刻半時致二出座一、御用番隙明次第可レ有二退散一事

一 評定所へ役人之外一切不レ可レ參、勿論音信停止之事

一 公事人にかいぞへは、老人若年寄幷病者之外停止之事

一 公事訴訟に罷出候者、縦令御直參之輩たりといふとも、刀脇差を帯べからざる事

一 公事人雖レ爲二親類縁者知音之好身一、寄合場において評定衆取持べからざる事

一 遠國より來る公事人は、在江戸久敷次第に可レ承レ之、當地の公事人は、其日之帳面之先次第可レ承レ之、但不レ承して不レ叶儀か、又急用は格別之事

一 公事人之不審申かくる儀、其筋の役人可ㇾ勤ㇾ之、勿論總座中よりも遠慮なく存寄りの通り可ㇾ申事

一 公事裁許以後、其筋之役人裁斷之始末可ㇾ被ㇾ致二書留一事

一 公事其日に落著無ㇾ之儀は、重て被ㇾ致二寄合一、其上にて不二相濟一候儀は、相談之上可ㇾ致二言上一事

一 役人宅にて承ㇾ之公事訴訟、在所へ可ㇾ出儀有ㇾ之おいては、證人證跡相揃、寄合へ出ㇾ之、無ㇾ滯樣に可ㇾ被ㇾ致事

一 預り物長く不ㇾ差二置之一、急度遂二穿鑿一可ㇾ濟事

一 裏判幷召狀を受遲參候ものは、其所之遠近を考、日數を積輕重に應じ可ㇾ爲二過料一事

右之條々可ㇾ被下相二守之一者也

年號月日

評定所之面々へ被二仰渡一候御書付

一 寬永以後御代々被二仰出一候評定所法式、評定衆卯半刻より會合候て申刻退出、其日決難き事候はゞ、翌日再會候て猶又決難き事者、老中に言上すべき由に候、近年公事訴訟其數多成來候處、評定所の面々事に馴れ功を積、裁斷之次第滯處もなく候か、會合之間もなく退出候樣に相聞へ候、若數年其大法に任せて其道理を盡に及ばずして裁斷に至り候はゞ、尤以不ㇾ可ㇾ然事に被二思召一候事

一　評定所幷諸奉行において沙汰の次第、專ら其證狀を據として、道理の有無を推尋ず、其本旨を捨て枝葉の事をば穿鑿し候由風聞に候、證狀之如きは其據とすべき事勿論といへども、都て公儀之證にも引用ゆべき物に、大法之有レ之候事は知らさしむべからずといへども、枝葉の末なる所につきて、其本旨を知るべき事勿論に候といへども、枝葉の事を論じて多事に渡ば、其本旨を失ふ事有べし、然らば必其證をも據とし難く、末を逐ひ難し、就レ中論地等之事、古來多は評定所にて詮議之上を以事決候處に、近年之例御代官所に申付、檢使を以て裁斷し候故に、不レ可レ然事ども有レ之由相聞へ候、都て此等の類は諸事につきて心得可レ有レ之事に被二思召一候事

附近年以來罪惡極重の輩を助け置、目明之口問抔と名付候て、若罪の疑しき者出來候時は、奉行中かの者共に申付、或は糺明せしめ、事の實否、罪之有無を決斷有レ之よしに候、縱令彼輩の申所の事あやまらず候とも、力をかり用ひ候所、天下の御政事を取り御沙汰候はん事甚以不レ可レ然候、況や彼輩之申所、或は遺恨に寄、或は賄賂に寄て事體引ちがへ、理を非となすの類種々有レ之よし風聞に候、宜早く彼輩の本罪を正し、自今以後者此等不レ可レ然事ども停廢あるべき事に被二思召一候事

一　評定所之諸公事訴訟之事、其筋の役人問難有レ之候て、一座の面々存寄も候得ば、其存寄候處を殘さず申出すべきよしに候處、近年大方は詮議にも及ばず、最初申出し候輩沙汰に任せて事を決し候樣に相聞へ候、若其事實に有レ之候はば、評定の面々其人數多といふとも、壹人の沙汰に事決候上は、

古より詮議と申、評定と申事は其本義を相失ひ候、自今以後は各其心得にて力を竭し、詮議の上評定し候様に可レ仕由被二思召一候事

一　評定所之法遠國より訴來候輩、其滯留之日久しからず候樣にと有レ之由に候、然るに近年以來は、評定所幷諸奉行所において、公事訴訟相決し難し、年月を經て滯留之輩有レ之由相聞へ候、輕賤のものども其業を拋て在所を離れ、滯留之日久しく候ては、縱令其本意に悉く事濟候とも、其費用の失脚すくなからず、況や又申所叶難キ者に於ては、猶々迷惑に及ぶべき事尤以不便之事に候、自今以後は奉行の面々此等の所を思ひ廻らし、沙汰の次第可レ有レ之樣に被二思召一候事

附老中に申達言上候事は、再三再四心を不レ用ゆへか、每事遲々の事も有レ之、御尋の旨有レ之時節之所其儀分明ならざる事も有レ之候、都ての事滯なく申候所、明らかなる心得可レ有レ之事に被二思召一候事

一　凡公事訴訟の事、或は權勢の所緣有レ之候輩、或は賄賂を用ひ行ひ候輩の類は、其志を得て其望を達し候ものども有レ之由世上に沙汰し候所、既に年久しく候を以て、御代初之時御條目にしるし出され候といへども、其舊弊今に相改ざるよし、猶々其聞候、若風聞の如くに候に於ては、御政事に寄てやぶれ候所に候へば、此上は其沙汰に及ばるべき御事に候、奉行所の面々其家中の輩はいふに及ばず、支配のものどもに至迄、宜敷其戒可レ有レ之事に被二思召一候事

附牢屋の役人といふとも種々の私法を立、牢舍之輩の賄賂をむさぼり候次第等相聞へ候、此等之事共奉行中は未だ承も傳へず候故、制禁には及ばず候か、尤以可ㇾ然からざる事に候、都て如ㇾ此の事等嚴禁あるべき事に候

右條々よろしく承知せしむべき事に候、諸奉行所之事に於ては、天下の御政事出る處に候は、萬事の理非を此處に相定る事に候、然るに只今の如くに有ㇾ之候ては、其奉行の越度と申計にては無ㇾ之、則御政事のあきらかならずして、人民の安からざる所に候間、各其心得を以沙汰の次第可ㇾ有ㇾ之由被ㇾ仰出ㇾ者也

評定所一座

奉行中

正徳二年辰九月五日（一本作五）

評定所一座可ㇾ相心得ㇾ旨之儀に付御書付（正徳六申年）

一　公事訴訟人遠國より罷越候者は不ㇾ及ㇾ申、當地のものも裁斷遲滯に及び候ては、本人共の外其所之輩迄も、內外の物入迄も月を追候て多し、是に付て內緣秘計を廻らし、其事を取持候ものども出來、種々不ㇾ宜取沙汰も有ㇾ之候、又は此等の物入をいとひ候ものども、自分公事訴訟も成り難く、道理有ㇾ之者も非道の事におしかすめられ、迷惑いたし候者も可ㇾ有ㇾ之候、都て如ㇾ斯の事は御仕置の爲に甚不

レ可レ然候、然ども其事に寄て理非疑敷、又は一座之裁許もまち／＼にて事決しがたく、裁断延引し候事も可レ有レ之候、自今以後は公事訴訟等、百日に過候て決し難く候儀は、其事の始末分明に書留、何れも存寄の所をば、二筋にも三筋にも付札にしるし可レ被ニ差出一候事

一　評定所へ罷出借金公事人年々に其數多候故に、此外の公事訴訟を詮議せられ候ために事之妨に成來り候、自今以後は二日三日の內にて一日立會、三日の內にて一日、凡一ヶ月二日ヅヽ借金公事人計召出し候日を相定め、其餘は此外の公事訴訟等召出し、其理非分明に詮議の上裁斷に及ばるべく候事

一　諸奉行所より牢に入れ置候もの之事、只今迄はさして事むつかしからず候事に、五年も十年も事を決せず候故に、牢內にて死候もの年々に多し、又は火事等の時に逃失候ものも有レ之、本罪は輕く候も、大犯の罪に入候ものも出來り、又は相手も有レ之、同類も有レ之候事に、其相手同類等死失せ候はゞ、或は詮議の手掛りもなくして事決し難く、或ひは存生のもの計相手之刑罪行はれ候ては、片落なる事に似寄の事も出來り、すべて此等の類は御仕置のために甚然るべからざる事に候、自今以後は牢に入置、百日に過候ても決難く候事は、是又其年の始末分明に書記し、何も存寄の所をば、二筋にも三筋にも付札にしるし可レ被ニ差出一候事

附古來より牢舍又は過怠抔と申、其罪科を決斷し牢へ入れ候事は、御仕置の一筋に成候處に、近來は其罪科もいまだ決さず候に、詮議之間先牢へ入置候ものども多く成り來り候か、是又不レ可レ然事

に候、人をも殺害、盗賊等の罪犯有レ之もの、又は其身を預け置べき處無レ之もの、又は本主人に預置候ては不レ可レ然子細も有レ之者の類は、僉議候て牢へも入置候事も可レ有レ之候、此等の外に預置べき所も有レ之候ものを、其罪いまだ決せず候内に、先牢へ入置候事はよろしく思慮あるべき事

右之條々評定所奉行之外は、天下の理非の相定候處にて、其上又世の人々安堵し候も、迷惑し候も、公事訴訟の裁許に相懸り候、たとひ一旦は其時の奉行の沙汰に候故、理を以非とせられ候とも、違背には不レ及候といへども、年月を經候後に至て其事破れ候ては、最初裁斷の時、一座之衆中のために不レ可レ然事に候、都て此等の道理は不レ及レ申といへども、御仕置のため大切の御事を以て相違し候間、能々其旨可レ被レ存候、以上

四　月

享保五子年八月
式日へ御老中出座之儀に付御書付

一　評定所式日寄合の節御老中出座之儀、向後一月に壹度ヅヽ出座の筈に候、刻限も五ッ時罷出、奉行中公事取捌見分の爲に候條、當日の公事不二相濟一内にても登城可レ申候、時に寄從二御城一相越候儀も可レ有レ之候、左樣の節は前日可二申達一候事

一　公事訴訟何によらず、立合公事を可二差出一式日、公事にて撰出之儀堅無用に候事

一　式日は十一日可ㇾ有ニ出座ㇾ候、若立合の節は、廿一日に可ㇾ有ニ出座ㇾ候事

一　公事出入等難ㇾ決類入組候品は、向後式日老中出座の節差出候樣に可ㇾ仕事、以上

式日立合へ御目付出座之儀に付御書付

一　評定所式日に御目付壹人、立合日一人代りに只今迄罷出候へども、向後は壹人ヅヽ一ヶ月切に、人を相定罷出、奉行役人之公事訴訟裁許、其外諸事取捌之次第委細見聞置御尋の節具に申上候樣可ㇾ心得ㇾ候、若公事訴訟の譯見聞候迄にて、奉行役人之取扱委細難ニ相知ㇾ儀は、目安訴訟等奉行中へ申達候、得と遂ニ一覽ㇾ出入の譯奉行中へも共子細具に承屆可ㇾ申候

一　非番の御目付の內隙にて有ㇾ之ば、立合日には壹人ヅヽ相加り可ニ罷出ㇾ候、然ども病人差合等有ㇾ之、難ㇾ出節は不ㇾ及ニ其儀ㇾ候

一　御徒目付向後式日立合共に、壹人ヅヽ罷出候樣可ㇾ致候、尤御小人目付も右に准じ相減可ㇾ申候、以上

十二月

忌有ㇾ之者立會內寄合へ出座之事

一　忌中之時立合內寄合へ出座の儀、父母之外は忌中は日柄立候はゞ可ㇾ致ニ出座ㇾ、たとへば廿日の忌

中は七日立候はゞ、致出座候樣可相心得候事
右之通正德六申年閏二月伺之通相定

評定所訴狀箱に有之文言之事

覺

一　御仕置筋之儀に付御爲になるべき品之事
一　諸役人を始私曲ひぶん有之事
一　訴訟有之時役人詮議を不遂永く捨置に於ては直訴すべき旨相斷之上可出事
右之類直訴すべき事
一　自分爲に宜しき儀、或は私の遺恨を以人の惡事を申間敷事
一　何事によらず、自分慥に不知儀を人にたのまれ直訴致間敷事
一　訴訟等の儀、其筋々の役所へ未不申出内、或は裁許未濟内、此兩樣申出間敷事
一　惣てありていを不申、少にても事を取繕きよせつ書のせ申間敷事
右の類は取上なし、かき物は則燒捨べし、尤たくみ事の品に仍て罪科に行るべし、かき物はかたく封じ持來るべし、訴人の名並書付宿無之は、是又取上ざるもの也

丑八月　　　　　　　　　　奉行

評定所前箱之際建札

一　毎月弐日訴状箱出し置、書付入置候筈の處、去月廿一日箱出し不㆑申前、此所へ書付張置候者有㆑之不屆に候、向後右之通之儀有㆑之候はゞ、早速役人封之儘燒捨可㆑申者也

寅六月

評定所前箱へ書付入候儀に付御觸書

訴訟箱へ書付入候事、右は御仕置筋之儀に付、御爲に可㆑成品、幷諸役人を始、私曲非分有㆑之事可㆑致㆓直訴㆒候、且又訴訟有㆑之時、役人不㆑遂㆓僉議㆒永々捨置候はゞ、直訴可㆑仕由其役所へ相斷候上にて直訴致筈之段、去年日本橋へ建置候御高札御文言之内に有㆑之候處、其筋之御役所へ可㆓願出㆒儀共をも、御役所へ不㆓願出㆒毎度訴訟箱へ書付入候段相違之事に候故、爲㆓心得㆒左に書付候、縱令ば

一　中方其外にても御赦に可㆑成候間、何之品被㆓仰付㆒候樣にとの類之事

一　公事合之事

一　自分願之事

右此等の類は、其筋之御役所へ訴出候へば、吟味有レ之候事之處、一應も不二申出一猥に箱へ書付入候、就レ夫御吟味可レ有レ之品にても御取上無レ之間、右之趣相心得、其筋々へ可二申出一候、若滯儀も有レ之候はば、相斷候上直訴可レ仕候、依レ之猶又觸知らせ候もの也

四月

評定所前之箱へ御家人書付入間敷旨之儀に付御觸書

御家人の內評定所箱へ書付入候ものも有レ之候、右箱之儀は町人百姓訴之爲に出し有レ之候處、右之通に候上へ相違候儀に候はゞ、頭支配へ可二申達一事に候、万一頭へ對し難二申出一儀も有レ之候はゞ、御目付へ成とも可二差出一筈之處、評定所箱へ入候儀心得違之事に候間、此趣組頭支配へ可レ被二申渡一候、以上

七月

評定所前箱へ訴訟宿付之儀に付御觸書

評定所前箱へ訴訟入候者江戶宿附無レ之候とも、取付有レ之候はゞ、呼出し申聞候儀、又者叱り可レ申候事、尋有レ之節、近鄉にて其日歸りに罷成候程の處は呼出し可レ申候、夫より遠國に候はゞ、御料は御代官

私領は地頭へ達し於₂其所₁申聞、又は叱り候樣に可₂仕候

但遠國に候とも、品に寄其者呼出し可₂取計₁儀は、只今迄の通たるべき事

七月

日本橋　淺草橋　常盤橋　高札

芝車橋　筋違橋　麹町

定

一 親子兄弟夫婦を始め諸親類にしたしく、下人等に至迄是をあはれむべし、主人有輩は、各其奉公に精を出すべき事、家業を專にし懈る事なく、万事其分限にすぐべからざる事

一 いつはりをなし、又は無理をいひ、總じて人の害に可₂成事をすべからざる事

一 博奕の類一切禁制之事

一 喧嘩口論をつゝしみ、若其事有時は、猥に出合べからず、手負たるもの隱し置べからざる事

一 鐵炮猥に打つべからず、若違犯の者あらば申出べし、隱し置他所よりあらはるゝにおいては、其罪重かるべき事

一 盜賊惡黨の類有ば申出べし、急度御褒美被₂下候事

一 死罪に行はるゝもの有時は、馳集るべからざる事

一 人賣買堅く停止す、但男女の下人、或は永年季、或は譜代に召置事は、相對に任すべき事
附譜代の下人には、其所に住來る者他所へ罷越し、妻子をも持有付候もの呼返すべからず、但罪科ある者は例外之事
右の條々可二相守一候、若於二相背一は、可レ被レ行二罪科一者也
正徳元年五月　日　奉　行

定

一 毒藥竝似せ藥種賣買候事禁制す、若違犯のもの有レ之時者其罪重かるべし、たとひ同類といふとも、申出に於ては其罪をゆるされ、急度御褒美下さるべき事
一 似せ金銀賣買一切禁制す、若し似せ金銀あらば、金座銀座へ遣し相改べし、はつしの金銀も是又金座銀座へ遣し可二相改一事
附惣じて似せ物すべからざる事
一 寛永の新錢金子壹兩に四貫文、壹歩に壹貫文たるべし、御料私領ともに年貢收納等にも、御定の如くたるべく事
一 新錢の事錢座の外、一切鑄出すべからず事
一 新作の慥ならざる書物、商賣すべからざる事

一　諸職人いひ合せ作料手間賃等高直にすべからず、諸商賣物或は一所に買置しめうりし、或は云合て高直にすべからざる事

一　何事によらず誓約をなし徒黨をむすぶべからざる事

右條々不ㇾ相二守一之、若於二相背一は可ㇾ被ㇾ行二罪科一もの也

正徳元年五月　日　　　　奉　行

定

一　駄賃竝人足荷物の次第

御傳馬竝駄賃之荷物壹駄　　重サ　四拾貫目

歩持の荷物壹人　　重サ　五　貫　目

長物壹丁　　重サ　三拾貫目

但人足壹人持重サ五貫目の積、三十貫目の荷物は六人して持べし、夫より輕き荷物は、貫目に隨ひ人數を減ずべし、此外何れの荷物も是に準ずべし

乗物壹丁　　次人足六人　　山乗物壹丁　　次人足四人

一　御朱印傳馬人足の數、御書付の外に多く出べからざる事

一　道中次人足次馬の數、たとひ國持大名たりといふとも、其家中共に東海道は、一日に五十疋に過

べからず、其外の傳馬道は、貳拾五人貳拾五疋に限るべし、但江戸京大坂之外、於₌道中₋人馬ともに追通すべからざる事

一 御傳馬駄賃の荷物は、其町の馬不ᴸ殘出すべし、若駄賃馬多く入時は、在々所々よりやとひ、縱令風雨の節といふとも、荷物返し無樣に相計ふべき事

一 人馬の賃御定の外、增錢を取に於ては牢舍せしめ、其町の問屋年寄は過料として鳥目五貫文ヅヽ、人馬役のものは家一軒より百文ヅヽ出すべき事

附往還の雖理不盡の儀を申懸、又は往還のものに對し非分の事不ᴸ可ᴸ有事

右之條々可ᵀ相₌守ᴸ之、若於ᴸ背は可ᴸ爲₌曲事₋もの也

正德元年五月　日　　奉　行

定

江戸よりの駄賃幷人足賃錢

品川迄

荷物一駄　五十四文

乘掛荷人共　同斷

から尻馬一疋　六十一文

附り

あふつけから尻馬に同、夫より重き荷物は、本駄賃錢に同じかるべし

人足壹人　四拾七文

千住迄

荷物壹駄　九拾壹文

乘掛荷人とも　同斷

から尻馬壹疋　六拾文

人足壹人　四拾六文

川口迄

荷物一駄　百四拾文

乘掛荷人とも　同斷

から尻馬壹疋　九拾文

人足壹人　六拾七文

板橋迄

荷物壹駄　九拾四文

乘掛荷人とも　同斷
から尻馬壹疋　六拾壹文
人足壹人　四拾七文
上高井戸迄
荷物壹駄　百六拾壹文
乘掛荷人共　同斷
から尻馬壹疋　百八文
人足壹人　七拾九文
下高井戸迄
荷物壹駄　百四拾九文
乘掛荷人共　同斷
から尻馬壹疋　百文
人足壹人　七拾三文
泊々にて木賃錢
主人壹人　參拾五文

召仕壹人　　拾七文

馬壹疋　　參拾五文

右之通可レ取レ之、若相背に於ては可レ爲二曲事一者也

享保三年十月　日　　奉　行

定

きりしたん宗門は累年御禁制たり、自然不審成ものこれあらば申出すべし、御ほうびとして

ばてれんの訴人　　銀五百枚

いるまんの訴人　　銀三百枚

立かへりもの訴人　　同　斷

同宿幷宗門の訴人　　銀百枚

右の通被レ下べし、たとへ同宿宗門の内たりといふとも、申出る品により銀五百枚下さるべし、隱し置他所よりあらはるゝに於ては、其所の名主幷五人組迄一類とも可レ被レ行二罪科一もの也

正德元年五月　日　　奉　行

定

在々にて若鐵炮打候もの有レ之候はゞ申出べし、御留場の内にて鳥を取申もの、捕候か見出し候

はば、早々申出べし、急度御褒美可ㇾ被二下置一もの也

享保六年二月

定

一　火を付候ものを知らば早々申出べし、若隱し置に於ては、其罪重かるべし、縱令同類たりといふとも申出においては、其罪をゆるされ御褒美下さるべき事

一　火を付るものを見付ば、是を捕へ早々申出べし、見逃にすべからざる事

附あやしきものあらば、せんさくを遂げて早々奉行所へ召連れ來るべき事

一　火事出來候時は、みだりに馳集るべからず、但役人差圖候者は可ㇾ爲二格別一事

一　火事場へ下々相越、理不盡に通るに於ては、御法度の由申聞通すべからず、承引なきもの搦捕べし、萬一異議に及ば討捨たるべき事

一　火事場其外いづれの所にても、金銀諸色拾ひ取者奉行所へ持參すべし、若隱置他所よりあらはるにおいては、罪重かるべし、たとひ同類たりといふとも申出るにおいては、其罪をゆるされ御褒美下さるべき事

一　火事の節地車大八車にて荷物を積のくべからず、鎗長刀刀脇差等ぬき身すべからざる事

一　車長持停止す、縱令あつらひ候もの有ㇾ之とも造べからず、一切商賣すべからざる事

右之條々可₂相守₁之、若於₂相背₁は可ㇾ被ㇾ行₂罪科₁也

正徳元年五月　日　　　　　　　　奉　行

十月より三月迄、日本橋計へ相達候、火附訴人之事高札

一　火を付るもの召捕、町奉行所へ可ㇾ來事

一　火を付る者之在所を知らば、早速可₂訴出₁事

右之品々有ㇾ之ば、御褒美として此銀子三拾枚被ㇾ下べし、たとひ同類たりといふとも、其罪科をゆるし、此御褒美下さるべし、怪敷者は不₂慥成₁とも召連可ㇾ來、若火付を見のがし聞ながしに仕、追て相知候はゞ、其科重かるべき事

寅十二月　　　　　　　　　　　奉　行

享保七寅年
日本橋計へ相建候、諸國新田取立高札

覺

一　諸國御料所又は私領と入組候場所にても、新田に可ㇾ成場所有ㇾ之ば、其所の御代官地頭幷百姓申談、何も心得の上新田取立候仕形、委細繪圖書付に記、五畿内は京都町奉行所、西國中國筋は大坂町

奉行所、北國筋關八州は江戸町奉行へ可二願出一候、願人或は百姓をだまし、或は金元の者へ巧を以勸め、金銀等むさぼり取候儀專一に存、僞りを以申出候者あらば、吟味の上相咎むるにて可レ有レ之事

一 總而御代官申付候筋の儀に付、納方の益にも不二相成一下々却て致二難儀一候事有レ之ば可二申出一候、併申立べき謂も無レ之、自分勝手に宜敷儀計願出に於ては取上無レ之候事

右之趣可二相心得一者也

寅七月廿六日　奉行

日本橋計へ相建候、博奕之儀に付高札

一 三笠附點者、金元并致レ宿候もの句拾ひ等

一 博奕頭取并博奕宿致し候者

右之族當正月より相止候者は可二差免一候間、彌此以後急度相愼可レ申候、若不二相止一者は、當人流罪、或は其品に寄死罪可二申付一候、句拾ひ等は身體取上げ、非人手下に可二差遣一事

右之通りに候間、當正月以前の舊惡は可二差免一候間、正月以後迄不二相止一族有レ之においては、何ものにても町奉行所へ密に可二訴出一、急度御褒美金可レ被レ下候事

但同類の内たりといふとも訴出、勿論自分の舊惡とも自今於二相改一は其科を免、是又御ほうび可レ被

レ下候事

一　如レ斯申付候上は、都て家主並名主五人組の者ども申合、常々心懸け致二吟味一、紛敷者於レ有レ之者早々可二訴出一候、外より訴人有レ之博奕頭取三笠付點は、金元並右宿致し候もの召捕候はゞ、其屋敷取上、家守有レ之ば、家主の家財取上、百日の手鎖掛、兩隣並五人組家財取上、名主町内へ急度過料可二申付一事

右之趣可二相心得一、萬一科なき者意趣を以申出づるにおいては、吟味之上急度可二申付一者也

享保十一年午正月

諸國浦高札

定

一　公儀之御船は申に及ばず、諸國廻船共に遭二難風一時は助船出し、船破損せざる様に成程精を出し可レ申事

一　船破損之時、其所之近き浦の者精を出し、荷物船具等取揚べし、其揚所の荷物内、浮荷物者二十分一、流荷物は十分一、但川船は浮荷之三十分一、沈荷物は二十分一取揚候者へ可レ遣事

一　沖にて荷物はねる時は、著船候港に於て其所の御代官□□□（缺文）

附船頭浦の者と申合荷物ぬすみ取、はねたると僞り申に於ては、後日に聞取といふとも船頭は云に及ばず、申合候輩に至迄其罪重かるべき事

一　港に長々船を懸置輩あらば、其子細を糺し所之者相守、日和次第早く出船いたすべし、其上にても令二難澁一は何方の船と承届、近邊は其地頭御代官、遠方は御勘定奉行、又は其邊の奉行所へ可二申達一候事

一　御城米廻の節、船具水主不足の惡船に不レ可レ積レ之、並日和能節於二破損一は、船主船頭可レ爲二曲事一總て理不盡成儀申掛候か、又者私曲於レ有レ之は可二申出一之、縱雖レ爲二同類一其科を許され御ほうび可レ被レ下候事

一　自然寄船並荷物於二流來一は可レ揚二置之一、半年過迄荷主於レ無レ之は、揚置候輩可レ取レ之、若右之日數過荷主雖レ爲二出來一不レ可レ返レ之、雖レ然其所の地頭代官可レ受二差圖一事

一　博奕總て賭之勝負堅停止たるべき事

右の條々可三相二守之一、若於二相背一は可レ被レ行二罪科一者也

正德元年五月　日　　奉行

浦々添高札

前々より浦々高札相建公儀の船は不レ及レ申、諸廻船共猥成儀無レ之樣に被二仰付一候處、遭二難風一候節も所のもの共船の助には不二相成一、却て破船候樣に致し、懸り荷物を刎させ、或は上乘船頭と申合、不法の儀ども有レ之樣相聞へ候、不屆之至に候、御料は御代官、私領は地頭より常々遂二吟味一、毛頭不埒不レ仕樣に急度可レ被二申付一候、若此上不埒の儀於レ有レ之は、後日に相聞へ候とも其者は云に不レ及、所のもの迄可レ被レ行二重科一、其上其所の御代官地頭迄可レ爲二越度一事

一 御城米船近年破損多候に付、今般諸事相改、萬事大切に可レ仕旨申渡、船足の儀も深く不レ入樣に、大坂船大坂町奉行、其外國々の船は、其所支配の代官より船足定の所に極印を打、船頭水主の人數を改、不レ減樣に急度申付令二運漕一候筈に候、依レ之港へ寄候船の分は、船頭水主人數、並船足極印の通、無二相違一哉遂狀に引合、急度相改帳面に記置、上乘船頭印形爲レ致、右書物其所に留置、御料は御代官、私領は地頭へ差出し、御代官幷地頭より御勘定奉行所迄可レ被二差出一候、且又極印より船足深入候船有レ之候はゞ、積候俵數委細に改レ之、御城米の外船頭私の運賃を取、米穀或は商賣の荷物等積入れ候か、又は水主人數定の內減少候はゞ、私に積入候荷物は其所に取揚置、水主人數不足の分、其所にて慥成水主雇せ爲レ致二出船一、其上にて右之譯早速御勘定奉行へ可レ訴レ之事

一 破船の節浦々の者出會、荷物船具等取揚候刻、盜取候か又は不屆の仕形於レ有レ之は、船頭より不二隱置一有體に早速可レ訴事

右之條々急度可二相守一、若違犯の輩於レ有レ之は、評議の上可レ被二罪科一、不吟味の子細も候はゞ、其所支配の御代官又は地頭迄可レ爲二越度一事

辰八月

享保三戌年
唐船拔荷物買取之儀御制禁之儀に付御書付

一　唐船持渡の諸色拔荷仕、賣買の者今以不二相止一不屆に候、向後買元不レ慥、疑敷品有レ之ば不レ可二相成一於二訴出一は、詮議之上其荷物可レ被レ下候、尤拔荷物仕り候者有レ之由沙汰承候ても、是又可レ訴二出之一、縱同類たりといふとも、其科をゆるし御褒美被レ下レ之、其上あだをなさざる樣に可二申付一候、若存じながら不二申出一者有レ之、於レ令二露顯一は急度可レ被レ行二罪科一事

一　海上にて唐船見掛候はゞ、縱行違に候もの、唐船とはるかに間を隔可二相通一候、尤唐船かゝり有レ之、近邊同じ樣に船懸り致し候はゞ、遂二罪科一候由、國々處々に於て、西國北國往來の船持之ものどもへは常々急度可二申付一候事

右之趣堅被二申渡置一、外より相知ざる以前、面々領地支配下より相改出候樣に無二油斷一可レ被二申付一、若違犯之者有レ之時は、伺の上仕置に可レ被二申付一候、以上

六　月

出賣出買之儀に附町觸　享保六丑年

近年品川沖より湊内迄諸廻船懸居候處へ、町中より小船數多出し、中途にて廻船乗組の水主と出賣の者ども馴合、不埒成商賣物隱賣仕候段、積荷物不足有㆑之、船頭幷問屋ども難儀の由申出候、向後中途にて萬物堅買取申間敷事

一　右出賣船之外に、小船に乗出賣㆑之もの有㆑之、此ものども儀不埒成儀有㆑之由に候、向後荷物瀬取候茶船幷湯舟之外、一切諸廻船の邊へ乗參申間敷候、若相背出賣のもの有㆑之候はゞ、召捕可㆓訴出㆒旨廻船問屋どもへ申付置候間、此旨可㆓相心得㆒候

右之趣町中不㆑殘可㆓相觸知㆒者也

九月

御仕置筋取計專要之儀に付御書付　享保六丑年

一　米穀之類損失無㆑之、能出來候樣に常に無㆓油斷㆒可㆓申付㆒事

一　有來り田畑損失無㆑之樣心懸普請申付候、又は川除等之惡敷成たる所は、爲㆑致㆑能候儀專要之事

一 新田出來の儀は宜事に候得ども、外の害に不ㇾ成所は申付可ㇾ然候、大概古田畑或は秣場等の障に成候事度々有ㇾ之儀に候條、左樣成所は可ㇾ爲㆓無用㆒事

一 差當入用等無ㇾ之に山林を伐出し、交易致候儀堅く可ㇾ爲㆓無用㆒事

一 食物は勿論其外諸色潤澤に付候共、猥に遣ひ捨不ㇾ申候樣、酒菓子むざと多作り出候はぬ樣に可㆓相心得㆒事

一 當時賣買之諸色、別て不足成と申物も無ㇾ之樣、此上數多仕出し候とても、人々分限を越て物を遣候へば事足不ㇾ申、畢竟國の衰となり、無益之事に候、米穀幷藥種の外は、金銀衣類諸道具類に至る迄、新規の品は勿論、有來物にても相增仕出し候儀猥に申付間敷事

一 有來の外遊所物見世、幷賣買等にて人多集候樣致し候儀、其所にぎはひを申立といふとも猥に申付間敷事

一 無ㇾ故して商物を高直に賣出し候はゞ、過分之利得をむさぼり候ての儀に候條、遂㆓吟味㆒致させ申間敷事

但し音物一品に請込、下直に賣出すべき抔と申といふとも、是又取上申間敷事

一 國々所々より出し候諸色運送不自由に候か、又は途中の煩にて損失無ㇾ之樣に心を付可ㇾ申事

前條にも有ㇾ之通、諸人一同之御救には、米穀能出來候儀と人々分限を守、費不ㇾ致樣に御仕置を專要

に可ニ申付一候、此外の儀は其事を取扱候者之利得には可レ成候へども、諸人に行わたり命をつなぎ候事には不ニ相成一、却て悪敷事ども出來可レ申條、件之趣能々相考可ニ申付一被ニ仰渡一候、以上

六　月

正德五未年
公事訴訟人より音物贈物之儀御制禁之儀に付御書付

公事訴訟有レ之とも、町奉行役人中、幷其家來の末々といふとも、内縁を求音物を相贈之儀制禁有レ之候、違犯之輩に至りては、縦令利運之公事、其謂有訴訟といふとも、一切に許容不レ可レ有、若又裁許之後年月過相聞へ候と云とも、急度其沙汰に及ばれ、罪科に可レ被レ行者也

右今度如レ斯被ニ仰出一候間宜可ニ相心得一候、以上

七　月

地方落穂集追加巻之一　終

地方落穗集追加卷之二目次

一 死罪遠島重追放之外不ㇾ及ㇾ伺旨之儀に付御書付
一 赦之者書出之儀に付御書付
一 追放等に成候者を囲置世話致し候者之儀に付町觸
一 知行所へ用金申付之儀に付御書付
一 質地之儀に付町觸
一 町火消組合相極り候儀に付御書付
一 捨文之儀に付御觸書
一 捨子貰候者之儀に付御觸書
一 車荷附馬等之儀に付御觸書
一 武士家敷にて博奕致し候者御仕置之儀に付御書付
一 取退無盡之儀に付御觸書
一 紛失物吟味仕形之儀に付町觸
一 諸奉公人出入之儀に付町觸
一 奉公人宿之儀に付町觸
一 婚禮之砌つぶてを打候儀に付町觸
一 類族之者之儀に付御書付
一 追放之儀に付御書付
一 奴女片付之儀に付御書付
一 私領仕置之儀に付壹萬石以上計へ御觸書
一 讓屋敷之儀に付町觸
一 火札並張札等之儀に付御書付
一 捨子御制禁之儀に付御觸書
一 馬車を引掛並渡船乘沈人を殺候もの之儀に付町觸
一 誹諧點者博奕ヶ間敷儀仕間敷旨之儀に付町觸
一 三笠附博奕頭取遠島赦に可二書出一旨並取り上に成候家屋敷返可ㇾ被ㇾ下旨之御書付
一 質物之儀に付町觸
一 奉公人年季之儀に付御書付
一 奉公人給金出入人主に濟方申付之事
一 隱遊女之儀に付町觸
一 科無ㇾ之無宿非人之外病人養生所へ遣候儀に付御書付

一　芝口町河岸建札文言之事

一　倒死人病人等之儀に付町觸

一　辻番所定書之事

地方落穗集追加卷之二

享保十八丑年、論所吟味評議等入念可ㇾ申旨之儀に付御書付

論所裁斷之伺書付差出候節、不ㇾ及二其儀一事にても品を付候趣に付、御不審之上無用之儀に相極り、被ㇾ除候事近來間々在ㇾ之候、先頃西廣村大坪村野論出入之儀に付、御尋に付て例書出候節、相應之近例有ㇾ之處、初めに書出候は、拾七八年以前之例にて候、惣て近例より遂二吟味一、相應之儀於ㇾ無ㇾ之は、違例を可二書出一事に候處、吟味仕形未熟、其上評議之次第も嚴密には不ㇾ被二思召一候、向後急度入念可ㇾ申旨被ㇾ仰二出之一候

九月

享保六丑年、公事出入訴下役所等にて滯之儀に付御書付

惣て下より訴出候儀、奉行所へ早速不ㇾ相達、下役所或は其所支配人之方にて爲ㇾ滯候儀も有ㇾ之由に候條、隨分心を付可ㇾ申候、若押置候て其件之儀抔致し候者有ㇾ之節は、其筋役人急度相糺可ㇾ申事

六月

享保九辰年、用水論其外無レ筋出入之儀に付御觸書

一　在々用水掛引井路之儀、川中に井堰を立水を引分候處、堰之仕形に寄、川下之井水令二不足一にも無レ構、手前勝手の宜樣にのみ仕候故、及二爭論一或は兩頰に井口有レ之場所、片頰にて井口附替候時、双方不二申合一、一方之自由に任せ替候故、令二出訴一候類有レ之候、自今右體之儀雙方致二相談一、普請仕候節立合、無レ障樣に可レ致候、若滯儀有レ之か、又は不法の儀仕時は、其節より十二ヶ月を限、於二訴出候一は可レ有二裁斷一、右期月過候はゞ、不二取上一候事

一　郡境村上野之論又は質田地等の儀、其外奉行所へ訴出候事に付證據無レ之非分之儀をも何角申紛し、又證據有レ之候儀も年經候へば其事を申掠及二出訴一、相手村方の難儀に及を、其上雙方村々困究の元に成不屆に候條、向後如レ此之筋不レ令二訴出一此類の事訴出詮議の上、巧の譯相知候はゞ其咎可二申付一候事

閏四月

享保十二未年、關八州川通屋敷築立百姓居住彌停止之儀御觸書

利根川江戸川小見川荒川、總て川通堤外百姓家建候儀御停止之處、段々屋敷を築立、百姓居住之所有レ之、出水の障に成候間、取崩され候儀も可レ有レ之候、自今新屋敷拵候儀は勿論、小家にても作り候儀、且再破損修覆等も堅仕間敷候、此旨關八州通在々御料は御代官、私領は地頭より急度可二申付一候事

十月

享保十一年、關東筋惡水堀浚方之儀に付御書付

一　惡水不ㇾ滯川水引渡儀在方肝要に候處、惡水川用水堀に溝等迄堀浚不ㇾ仕、剰便方よりせばめ、或は竹木生へ、水出道差支候所の有ㇾ之由相聞へ候、當年は此節、自今は年々三四月之内隣鄕申合、根村堀浚竹木を伐拂、水草は根を掘取、又は度々苅取捨可ㇾ申候、土砂埋り多堀幅せばめ候處は、二三年の内段々以前の通掘立可ㇾ申候、右之通り申付候上、若堀浚不ㇾ仕村方有ㇾ之、隣村に相障り候はゞ、堀浚仕候村方より其旨可㆓訴出㆒候、吟味の上急度可㆓申付㆒候

附水上の村惡水堀有ㇾ之處、水下村々惡水掘埋潰し候所々有ㇾ之由にて、以前之通掘立勿論、惡水堀無ㇾ之處は可㆓訴出㆒候

右之通關東筋御料は御代官、私領は城主地頭より幷寺社方支配限り、在々入念可ㇾ被㆓申付㆒候、以上

十月

享保二酉年、鐵炮御改之儀に付御觸書

一　鐵炮改之儀、向後關八州は貞享四年に被㆓仰出㆒候趣に相心得、鐵炮改役へ相伺可ㇾ受㆓指圖㆒事

但猪鹿多く出、田畑を荒し候節は不レ及二相伺一、御料私領寺社領共に月限日限を極、玉込鐵炮にて爲レ打、其段早速鐵炮改役へ可二相屆一候、相仕廻候はば鐵炮取二上之一、是又其趣改役へ可二相屆一候事

一 江戸より十里四方は獵師たりといふとも、一切鐵炮取上可レ申事

但猪鹿狼多く出、田畑荒し人馬被レ掛、百姓及二難儀一候節は、鐵炮改役へ相伺可レ受二差圖一事

一 關八州之外國々は鐵炮改役へ、例年證文等差出候事以來不レ及二其儀一候、尤猥に無レ之樣に御料私領寺社領共に急度可二申付一事

右之趣可レ被レ得二其意一候、以上

五月

享保十一午年、鐵炮打幷隱鐵炮所持候儀に付御書付

今度武州多摩郡之內にて、御制禁之隱鐵炮所持候もの、又は打候もの有レ之段、御詮議の上武州所澤村名主壹人、同國上川口村名主壹人、同國國分寺村之もの壹人遠島被二仰付一候、右惡事有レ之村々の名主は田畑取上、組頭幷村中其外懸合候者迄、夫々に過料等申付候、若心得違にて只今迄不二相屆一鐵炮致二所持一もの有レ之候はゞ、御料は御代官、私領は地頭より相改取上置候て、其段來る未二月迄鐵炮改へ相屆可レ申候、此段有體に申出、其鐵炮差出候はゞ御咎は無レ之候、來未二月迄の內に不二差出一候

て、追て相知候はゞ當人は勿論、名主組頭其村中迄御仕置可レ被二仰付一候事
右之趣關八州之內、御料は御代官、私領は頭支配より急度可レ被二申渡一候

十月

享保四亥年、御代官へ不二相屆一訴訟に出候者之儀に付御觸書

惣て御代官所の百姓公事訴訟等何事に不レ寄、江戸へ出候儀御代官へ不二相伺一候て、猥に江戸へ出候百姓どもの儀は、道中往來幷江戸逗留中、宿拂等の諸入用不レ殘、右罷出候ものども自分入用に申付候て、村中懸の割合に一切致させ申間敷候、若右之旨違背候輩於レ有レ之は可レ爲二曲事一者也

十二月

元文五申年、年貢諸役村入用等帳面印形可取置旨之儀に付御觸書

一 諸國村々大小之百姓ども、年貢幷諸役懸り物、或は村入用等に至迄、每年名主組頭念入帳面に記し、總百姓立合勘定無二相違一に於ては、銘々印形取置可レ申候、尤名主組頭も右帳面の奧印可レ仕事

一 右は定たる事といふとも、端々には年來の仕くせを以、每年勘定帳面總て百姓印形をも不二取置一、出入に及び候儀間々有レ之候條、自今以後此旨急度可二相守一事

右之趣知行村々へ可二相觸一候、若此以後出入に及候節遂二吟味一件の觸書不レ致二承知一村方有レ之候はゞ、地頭可レ爲二越度一候、以上

九月

享保八卯年、葵御紋猥に付間敷旨之儀に付町觸

山名左内と申浪人葵御紋縫に仕衣類に付、其外巧成仕形ともにて僞り取込候品々有レ之に付、舊臘死罪に罷成候、就レ夫葵御紋付衣類之事只今迄心得違候哉、末々の男女等著用致し候者も有レ之様に相聞へ、不屆之至に候、向後一切著用仕間敷候　且又御用之外葵御紋染は、縫紋織物蒔繪諸道具等に至迄、附候儀自今堅可レ爲二無用一候、此旨町中へ可レ被二相觸一候

但御三家幷御紋御免の大名より誂候はゞ格別

二月

享保十九寅年、似せ朱墨之儀に付御觸書

前々より朱墨の儀、朱座にて朱同樣に賣出し來候處、近年脇々にて紛敷拵賣出し候由相聞へ不屆に候、朱墨商賣致し候者は、前々のごとく朱座にて買受可レ仕候、自今紛敷朱墨拵出候もの有レ之ば急度可二申付一候

右之通可レ被ニ相觸一候、以上

四月

享保六丑年、帯刀仕候者御制禁之儀に付御書付

百姓の子供を始諸親類之内軽き侍奉公に出し、其後在所に引込候ても、其儘刀差候族も有レ之由相聞へ候、自今以後如レ斯之類在所へ歸居候はゞ、先主より少々合力抔請候候とも、刀差之儀は停止に候、若詮議意に於ては可レ爲ニ曲事一事

一　浦方山方かせぎ候事は格別、其外は在々有來候ものの外諸商賣停止之事

一　在々新規に小さき內二ッ、或は佛像建立停止之事、總て百姓共博奕諸勝負は云に不レ及、其外遊事に懸り、或者不ニ似合一風俗を學び、耕作懈怠致し候儀は、前々より重き御法度候條能々可ニ申聞一者也

閏七月

享保元申年、一宗法義に拘り候出入之儀に付諸宗本寺觸頭へ申渡候書付

諸宗之寺院本寺末論、或は錄役座替法系住番世牌等、其外法義に懸り候事訴訟者、其錄所觸頭本寺にて遂ニ一吟味一、依怙贔屓無レ之可レ令ニ裁斷一事に候、申付を致ニ違背一不ニ相請一候はゞ各可ニ申付一候、其上

にも及ニ難澁一候者は、奉行所へ可ニ差出一候、吟味の上急度可ニ申付一候、尤他宗又者俗人へ掛り候出入は、只今迄之通添簡を以可ニ差出一候

右之通諸宗一統可ニ相心得一候

十一月

享保十二未年、新規之神佛事等之儀に付御觸書

於ニ在々所々一神事佛事其外不レ依ニ何事一、新規之儀堅不レ可ニ申立一、若無レ據子細有レ之候はゞ、奉行所又は地頭へ相達可レ受ニ差圖一候、縱令有來りの儀にても、別に替たる物は不レ可ニ仕出一候

右之堅趣可ニ相守一、若違背之輩在レ之ば、其所之名主年寄等急度可レ爲ニ曲事一候、以上

十一月

享保十二未年、奇怪異說等之儀に付御觸書

此度大杉大明神へ納物と申、大勢之人數を催し祭禮同然の致方、畢竟虛說を申立候故之儀にて不屆に候、自今異怪奇說がましき儀申觸候儀有レ之ば、吟味の上急度可ニ申付一候、向後新規は勿論、只今迄有來祭禮法事にても、例に替候儀は仕間敷候、若不レ得ニ止事一儀有レ之候はゞ奉行所へ可ニ相伺一事

右之趣堅可ニ相守一候、若違背之輩有レ之ば可レ爲ニ曲事一もの也

九　月

元文三午年、寺院之品替入候儀に付御觸書

近來諸寺院猥に其寺之本尊什物佛具幷建具等、出入には賣渡の證文を以、金銀致ニ借用一候寺院數多有之不埒に候、向後右之品質入或は賣渡證文を以、金銀致ニ借用一候當人は勿論、證人迄も吟味の上急度可ニ申付一候、尤金主の儀も右之品質物に置、或は賣渡證文にて金子を借し候段不埒にて、金子濟方の儀訴出候共、向後は濟方申付間敷候

四　月

元文二巳年、重科之忰親類等御仕置之儀に付御書付

主殺親殺之科人之子供は伺の上可ニ申付一親類は構無レ之候へども預ケ置、本人落著の上、右悪事企不レ存に相決候はゞ差ニ免之一べし、此外大罪磔に成候者の子供は構無レ之事

右者町人百姓、其外輕き者共の事に候

享保六丑年五月被ニ仰出一候死罪御仕置除日之事

死罪御仕置除日の儀、向後は御除日急度御定無レ之候、乍レ然御精進日其外御祝事等有レ之日は、心付候はゞ可ニ相除一事

享保十七子年御仕置伺書に入牢之月日可レ認旨之儀に付御書付

科人又は御仕置者伺書付被ニ差出一候節、右科人名書之上に、何月幾日より揚り座敷入牢有レ之儀書付可レ被ニ差出一事

右之通向後可レ被ニ相心得一候、以上

二　月

元文三午年五月被ニ仰渡一年中御仕置幷在牢人數書付可ニ差出一事

總て年中御仕置に成候もの丶人數高書付竝牢舍は、翌年へ越候儀、何故に年を越候譯一ケ年切に可ニ書出一事

享保元酉年、公事訴訟并諸願事僉議事十ヶ月以上不ㇾ濟分書出べく旨之儀に付御書付

一　公事訴訟并諸願事

一　僉議事

右十ヶ月以上不㆓相濟㆒分何國何郡誰、何々の事何月より承候段、例年春中前年之御仕置は、人數書付出候節、公事訴訟諸願僉議事書出之分、其年中に落著候はゞ、春中上候何々の儀何月幾日何樣に裁許申付候者の儀も書付可ㇾ被㆓差出㆒候

但借金出入公事之儀は、書付被㆓差出㆒候に不ㇾ及

十二月

享保十六未年、遠島者減方之儀に付御書付

大勢遠島の者有ㇾ之候ても如何に候間、向後死罪か遠島かと存候程の者は、吟味之上重追放に可㆓申付㆒候、右之類追放に成候とて、猥に追放申候事にては無ㇾ之候、只今迄江戸拂所拂等に申付候ものは、只今迄の通り可㆓相心得㆒候

右之通被㆓仰出㆒候間、自今此趣を以御仕置可ㇾ被ㇾ伺候、以上

三　月

死罪遠島重追放之外不ㇾ及ㇾ伺旨之儀に付御書付

死罪遠島重追放可㆑申付㆒ものゝ儀は、前々の通可ㇾ被㆓相伺㆒、右之外御仕置之分は不ㇾ及ㇾ伺候、然共死罪遠島重き追放は、一件の内に在ㇾ之候はゞ、輕き御仕置にても相伺可ㇾ申候

享保三戊年、類族の者之儀に付御書付

一　類族の者只今迄追放には不㆓相成㆒候へども、追放申付候ても不ㇾ苦

一　離別又者養子の義絶候て類族を放れ候者は、二季に兩判之證文を以可㆓相屆㆒候、變死缺落遁世等は、二季に無判の書付を以可㆓相屆㆒候事

右之趣向後可ㇾ被㆓心得㆒候、以上

十一月

元文三午年、赦之者書出候儀に付御書付

赦の者書出候節、只今迄は生死の儀遂㆓吟味㆒被ㇾ出候へども、左候ては手間取候間、向後生死の儀吟

味に不㆑及可㆓書出㆒候、赦免の上相果候者は、親類又者由緒有㆑之者へ、赦免の儀被㆓申付㆒候様に可㆑被㆓心得㆒候、以上

七月

享保七寅年、追放之儀に付御書付

科之品に寄て扶持米を召放候か、或は家財欠所又は其品軽く、過料等夫々に可㆑被㆓申付㆒候儀は勿論に候、併之悪事有㆑之ものゝ領内に差置候儀嫌ひ、他所へ放し遣候儀は有㆑之間敷事に候、近年は於㆓公儀㆒追放は先は無㆑之様に被㆓仰付㆒候間、於㆓國々所々㆒其旨を存し、猥に追放有㆑之間敷事に候、然とも喧嘩抔にて双方疵付候者か、又侍抔品に寄追放に申付、却て可㆑然趣も可㆑有㆑之候間其段格別の事

右之通可㆑被㆓相心得㆒候、以上

二月

寛政元酉年、追放等に成候者を圍置世話致し候ものゝ儀に付町觸

公儀御仕置にて江戸拂、又は追放等に成候者、御構之場所に隠罷在候儀有㆑之候様に相聞候、畢竟右體の者と乍㆑存圍置、或は世話致し候者有㆑之故の儀にて不屆至極に候間、於㆓相顯㆒者圍置候者ゝ當人同

様の御仕置申付、家主五人組名主乍レ存差置候はゞ、相當の咎め可ニ申付一候條、此旨可ニ觸知一者也

六　月

享保十三申年六月、奴女片付之儀に付御觸書

一　奴女有レ之節御目付へ申達、御殿詰合の面々へ相達候樣に可レ被レ致候、且又望候者有レ之候はゞ可レ被ニ相渡一候

一　町方は町年寄へ申付、致ニ世話一貰ひ候者有レ之候はゞ、相渡候樣可レ被レ致候、町中へ相觸候には不レ及候、以上

元祿十丑年、私領仕置之儀に付壹萬石以上計へ御觸書

一　逆罪之者仕置之事

一　致ニ付火一候者仕置之事

右之科人有レ之ば遂ニ詮議一、一領一家中迄にて、外へ障り無レ之に於ては向後不レ及レ伺、江戸の御仕置に准じ自分仕置可レ被ニ申付一候、但他所に入組候はゞ、月番の老中迄可レ被ニ相伺一候、遠島可ニ申付一科は、領内に島無レ之に於ては、永牢或は親類緣者等へ急度可ニ預置一候

六　月

享保二十卯年、知行所へ用達金申付候儀に付御觸書

知行所百姓に申付、田畑質地に入金子借出させ候類有ㇾ之候、ケ様の儀有ㇾ之間敷事に候條、向後無用に可ㇾ致候

五　月

元文二巳年、質地之儀に付觸書

覺

一　名主加判無ㇾ之質地證文之事

一　名主置候質地は、相名主又者組頭等の役人加判無ㇾ之證文之事

一　十ヶ年季を越候質地證文之事

右三ヶ條の儀幷田畑永代賣渡、又は地主より年貢諸役を勤め、金子年貢諸役を不ㇾ勤質地の類は前々より御停止にて、村方五人組帳に書記有ㇾ之處、右之通不埒の證文を以訴出も有ㇾ之候、自今五人組帳名主庄屋等より大小の百姓共へ、度々爲ㇾ讀ㇾ聞不ㇾ致ㇾ忘却ㇾ候樣可ㇾ仕候

一　享保元申年以來年季明候質地は、自今年季明十ヶ年過訴出候はゞ取上無ㇾ之事

一　金子有合次第可ㇾ受ㇾ返ㇾ證文有ㇾ之質地は、質入候年より十ヶ年過訴出候はゞ取上無ㇾ之事

右二ヶ條自今十ヶ年の内訴出候はゞ、取上裁斷有ㇾ之候

右年數過候はゞ取上無ㇾ之事

右の通村々にて可ㇾ相心得ㇾ者也

二　月

右之通關八州幷伊豆國村々へ可ㇾ相觸ㇾ候、私領は村方へは其最寄の御代官より、不ㇾ洩樣相通じ可ㇾ被ㇾ申候、且又私領方には百姓五人組帳も無ㇾ之村々も有ㇾ之由に候間、是又最寄の御代官より其領主地頭へ相通、此度改帳面渡候樣、是又可ㇾ被ㇾ申通ㇾ候、以上

二　月

享保五子年、讓渡屋敷之儀に付町觸

家屋敷他人は勿論、たとひ親類へ讓渡候とも、早速町內は不ㇾ及ㇾ申、一類へも弘め致し、帳面名も改可ㇾ申候、讓渡候儘にて致ㇾ不念ㇾ打捨置、重て及ㇾ出入ㇾ詮議の上證據も無ㇾ之ば、向後奉行所へ取上候間、右之段町中へ可ㇾ相觸ㇾ者也

正　月

享保三戌年、町火消組合相極り候儀に付町觸

町々出火の節之儀に付、此度組合相極り候、右は繪圖朱引の通にては、火元へは御定の如く、風上二丁風脇左右二町ヅヽより、先達て相觸候通早速欠付消留可レ申候、右御定六丁より欠集り候人數の儀は、一丁より三十人を不レ減、三十人より多出候分者可レ爲ニ勝手次第ニ、其外より出候人三十人より多くは出申間敷候、人數出候跡にて出火の爲候も候へば右の通心得べく候、風下組合の外町よりは火元へ人數不レ出、其組合の町切にて風筋惡敷所へ集り防可レ申候、組合の外より火元へ欠集りの儀堅く無用に可レ仕候事

十二月

享保五子年、火札幷帳札等取計之儀に付御書付

町方に火札其外帳札等有レ之候へば、其所より申出吟味有レ之候へども、畢竟右は先へ難儀を掛可レ申爲之事を僞り候品に候間、自今は張札等有レ之候共、何事によらず申出に不レ及候條、其所にて名主どもも火中可レ仕候、然共致張札候ものを見屆候はゞ、召捕差出可レ申候、是又張札仕候に付右言立られ候者

を、宿筭替させ候事一切爲レ致申間敷候、右風聞之儀に付宿立させ可レ申由申ものも候はゞ、當人直に奉行所へ罷出、其段相違候樣に致させ可レ申候、以上

八月

享保七寅年、捨文之儀に付御觸書

向後屋敷にて致二捨文一候はゞ、差出に不レ及候間燒捨可レ申候、此旨可レ被二相觸一候、以上

二月

元祿十五午年、捨子御制禁之儀に付御觸書

致二捨子一候事彌御制禁に候、養育難レ致譯有レ之候はゞ、奉公人は其主人、御領は御代官手代、私領は其村之名主五人組、町方は其所の名主五人組に其品申出べし、はごくみ難レ成に於ては、其所にて養育可レ仕候、此上捨子仕候はゞ、急度曲事たるべき事

十月

享保十九年、捨子貰候者之儀に付御觸書

捨子を貰ひ又外の者へ遣候儀彌停止候、併無〻養子細有〻之外の者へ遣候はゞ、十歳迄の内は先達て貰候奉行所、又者貰候屋敷へ相屆候上、差圖次第に可〻遣候

五　月

享保元申年、馬車を引懸幷渡船乘沈め人を殺候者の儀に付町觸

車を引馬を追ひ重き物を持候者共、馬車を引掛候者物を取落し、又は渡し船に人を乘せ、其船かへりて人を殺し候類者、あやまちより出來候事にて、故有殺とは同じからず候に付、只今迄は罪科にも行はれず候、然に近來此等の類及〻度々〻候事は、下賤の輩其愼なき故と相見へ候、然らば都て其罪なしとも云べからず、自今以後は此等の類あやまちより出來候て人を殺し候とも、一切に流罪に行はれ候、事の體に寄て猶又重科にも行はるべきにや

四　月

右之趣支配の町々へ急度可〻被〻相觸〻候

享保三戌年、車荷附馬等之儀に付御觸書

牛車大八車地車幷荷附馬等引通候儀、往來に障りに不〻罷成〻樣に前々も相觸候處、就〻中去る寅年急

度相觸候處、近き頃又は猥に相成、往來の人を除け不レ申我儘に通候に付、頃日も神田佐久間町一丁目久次郎店仁兵衛、神田相生町傳右衛門店清六と申者兩人、から車を引牛込拂方町通候節、四郎兵衛悴新八と申十五歲に成候者を、同町にて車を引懸新八相果候、畢竟先年より度々相觸候處、致二忘却一候故之儀旁不屆至極に付、仁兵衛は死罪、清六は遠島被二仰付一候、自今車引馬士等此趣急度相守可レ申候、此以後往來のものへ致二我儘一怪我人等有レ之に於ては、當人共は重き御仕置被二仰付一人の召仕に候はば、其主人并家主五人組名主迄、夫々に御咎可レ被二仰付一候儀も有レ之候、雇ひ候者方にても念を入候樣に彌可二申付一候、麁末の儀も候はゞ可レ爲二越度一候、此段町中地借り店借り召仕等迄委細可二觸知一者也、右之趣町中へ相觸候樣町奉行へ申渡候間、面々家來下々等へも彌急度可レ被二申付一候、以上

九月

享保九辰年、俳諧點者博奕ヶ間敷儀仕間敷旨之儀に付町觸

覺

先達て申渡候俳諧點者の內、前句附冠付褒美の點付ヶ博奕がましき儀致候由、前々より停止に有レ之處、今以右之族有レ之、其上近き頃は繪を書作替と名付、看板を出し人を集、博奕同然の仕形の由相聞不屆に付、自今右體の者町內に有レ之に於ては、遂二吟味一召連れ可二罷出一候、若隱置後日に相知れ候と

も、其家主五人組名主は勿論、其町内へも急度過怠可ニ申付一事

一　常々俳諧點者の内にも、紛敷仕方致候者有レ之由相聞へ、是又遂ニ吟味一不埒之者も有レ之者、早々召連可ニ罷出一候、若其通り差置脇より相知候はゞ、是又前條の趣過怠可ニ申付一事

右之通町中急度相守候樣可レ被ニ相觸一候、以上

正月

享保十一午年、武士屋敷にて家來致ニ博奕一候者御仕置之儀に付御書付

向後武士屋敷にて家來博奕致し候者も、遠島の筈に候間、可レ被レ得ニ其意一候、以上

十二月

享保十六亥年、三笠附博奕頭取遠島に可ニ書出一旨幷取上に成候家屋敷可レ被レ下旨之御書付

三笠附博奕頭取之者遠島の分五ヶ年も過候はゞ、赦有レ之時者赦に可ニ書出一、尤奉行心得迄の儀に候間、可レ被レ得ニ其意一候事

一　外より訴人有レ之、博奕頭取三笠附點者金元、幷右致レ宿候者其屋敷取上げ、五ヶ年過候はゞ返可レ被レ下事

六　月

寛保元酉年、取退無盡之儀に付御觸書

取退無盡と號し、三笠付博奕同然の儀有レ之由相聞候に付、停止之旨前々相觸候處、今以不二相止一、近頃は寺社建立講、又は品々の講と名付、致二取退無盡一候に付、當人共相顯候分は召捕、此度御仕置申付候、向後右體之儀有レ之ば、武士方寺社方在町方共に遂二吟味一、當人は不レ及レ申、地主家主五人組名主一町内の者共迄、三笠附博奕同然咎可二申付一候條、常々心掛吟味致し、疑敷もの於レ有レ之は可二訴出一候、以上

四　月

右之通可二相觸一候

安永三戌年、質物之儀に付町觸

一　町中質屋共質物取候節、置主兩人證人罷越候はゞ質物可レ取レ之候、壹人にて印判二ッ致二持參一、置主證人之名申候共質取申間敷候事

一　呉服屋ゟ賣物と相見、紙付之小袖の表帷子、并端物の類數多持來、質物に置可レ申旨申族有レ之候

はゞ、能々遂吟味、其上置主證人慥に候はゞ可取之候、奉公人右の品數多持參り候はゞ、其屋敷へ
參り主人又は役人申斷、承屆候上可取之

但右之趣古著商賣の者共も可爲同然事

一　質物古著ともに不相應成物にて、其品怪敷相見へ候はゞ彌遂吟味、品に寄其者を留置、番所へ
可訴出事

右之趣先達て申渡候へ共、近頃猥に質物取之、又は古著買候者有之不屆に候、向後書付之趣相守、
質物古著入念取引可致候、若盜賊物取之、或は買取候者有之候はゞ、吟味の上雜物取上之主へ
相渡、代金は損に爲致、其上品に寄過怠可申付候間、右之趣質屋古著屋とも可相守者也

十　月

享保八卯年、紛失物吟味仕方之儀に付町觸

一　町中質屋古著屋拾人程ヅヽ組合、右の内月行事壹人ヅヽ順番に定置、紛失物吟味候節、當番の月
行事、并其町の月行事立會、觸書を以組合の內相廻り、帳面吟味可仕候、組合人數不足之處は、隣
町と組合、名主共の內當番を相立、不吟味無之樣可申付候、名主一支配の所は支配切に可仕候、
質屋古著屋とも帳面吟味の上、其品有之においては、早速奉行所へ可申出候、左も無之候はゞ、

右兩人月行事共帳面に印形仕置、名主ども方にて帳面吟味可レ仕候、組合相廻り候儀、他所の無二遠慮一相改可レ申候、若異議に及候者有レ之候はゞ、奉行所へ召連可二罷出一候、勿論名主も其趣可二相心得一候、右改方不吟味相聞候はゞ、其當番の月行事名主共に急度可二申付一候

但質屋古著屋共帳面質物、又は買取候品模様付等迄、委細留置可レ申候、帳面の儀は紙數相改、名主押切申付候て、此外紛敷帳面拵申間敷候、且又吟味の節、名主方に帳面永く留置不レ申、改次第早速相返、商賣の障り不二相成一樣可レ仕候

一　素人にて刀脇差其外質物取候者共、質屋名題に出し置候者は勿論、名題無レ之者ども質取候類は同前の筋に候間、此度組合に入可レ申候、若内々にて質物等取候ても、出入取上無レ之候、尤盜物等取置後に相知候とも、急度可二申付一候事

但屋敷方へ出入仕無レ據譯にて、當分の金銀替りに質物置取候類は、其品支配名主方へ相屆置、紛失物有レ之節吟味を受可レ申候

一　小道具其外道具類商賣仕候者も、向寄の組合を相立、帳面等多入置、紛失物尋有レ之節、右帳面を吟味可レ仕候、外より買求又は賣拂候節も、賣上證文取レ之可レ申候事

但宿等も不レ存振賣に參候分は勿論、惣て紛失物一切買取申間敷候、尤組合の儀は質屋古着屋の通相心得、月行事を相立吟味之仕形帳面押切等も同然可レ仕候

一古かね商人共も拾人程ヅヽ組合日々賣買の品帳面に相記、紛敷者有レ之ば、右帳面を以吟味可レ仕候、店賣之外振賣の分此度札可二相渡一候間、無札の者商買堅仕間敷候、若無札の者相見へ候はゞ、仲ヶ間より召捕奉行所へ可レ連候、古金問屋ども儀も、無札の者より一切買取申間敷候事

但組合の儀は質屋古著屋の通相心得、月行事相立、吟味の儀幷帳面押切等も是又同前に可レ仕候

一右組合相極候以後、新規に商買取附候者は、其向寄組合に入可レ申事

右之通此度相極候間、町中名主月行事右之趣相心得組合相定、自今紛敷物等有レ之節、一組切入念吟味可レ仕候、若組合吟味等未熟に致し、仕方等不レ宜儀有レ之候はゞ、急度可二申付一候間、此趣可二相守一者也

四月

元祿十一寅年、奉公人年季之儀に附御書付

覺

奉公人年季前々より拾年を限り候處、向後は年季の限り無レ之、譜代に召仕候とも、相對次第たるべく候間、其旨可レ存候、以上

十二月

享保四亥年、諸奉公人出入之儀に付町觸

一　諸奉公人缺落之儀に付、主人斷次第給金濟方の儀、受人へ急度申付候事
　但給金濟方請人へ申附候以後、若滯り候はゞ受人身代限可ニ申付ㇾ
一　取逃引負等の欠落者、主人斷次第受人三十日限りの尋申付、不ニ尋出ㇾに於ては過料可ニ申付ㇾ、若及ニ數度ㇾ候はゞ曲事可ニ申付ㇾ候、欠落者尋出候はゞ、取逃物賣拂候とも、買主より爲ㇾ戻可ㇾ申候、金子持遣捨候事分明に候はゞ、すたりに可ㇾ致候、尤受人過料は差免、給金計り濟方可ニ申付ㇾ候事
　但受人奉公人下受人取置候て受人相辨、金子下受人へ懸り度願出候共、相對は格別、御役所より申付間敷事
一　惣て取逃引負の儀、若請人兼て存候樣子に候はゞ、急度遂ニ詮議ㇾ其上の落著次第請人御仕置可ニ申付ㇾ事
一　町人の召仕欠落取逃引負等の儀も、右之通可ニ相心得ㇾ事
一　右之類若受人致ニ欠落ㇾ候とも、請人欠落以前に家主へ預け置、其品御役所へも斷於ㇾ有ㇾ之は、受人可ㇾ濟金過料ともに家主へ申付べき事
　但家主欠落者の店受人へ懸り度願出候とも、相對は格別、御役所よりは申付間敷候事

一　欠落者有レ之、主人より請人を預候節は、家主方へ召連參預可レ申候、主人方より受人を呼寄候節、及二數度一不二罷越一候儀も候はゞ、主人方より奉行所へ斷次第、吟味之上可二申付一事

一　奉公人出入に付主人より斷有レ之候はゞ、受人の家主不レ及二異議一急度預り置可レ申候、但借金筋に付ては店の者を預申間敷事

一　請人欠落以後主人へ斷有レ之候ても、取上申間敷事

一　取逃引負の欠落者の受人自然致二欠落一候はゞ、主人見合に本人召連可レ參候、本人を尋出候はゞ、取逃物は前條有レ之通申付、右欠落者宿有レ之、店受人取置候品を以、其店受人過料可二申付一、若又當番の者店受人も取置不レ申差出候はゞ、尤當人宿へ過料可二申付一候、右の取逃引負致し候者も、勿論御仕置可二申付一候事

一　諸借金買掛り出入の儀訴出候はゞ、日切又は其者へ身代限可二申付一、證文に加判人有レ之に於ては、當人加判人兩方より濟方可二申付一事

但當人加判人共致二欠落一候はゞ、右出入はすたりに申付べし、右は出入畢竟相對の儀に候間、御役所にて濟方申付候節、當人と加判人計へ濟方申付、家主加判に不レ及事

一　門前拂之儀只今迄の通可二申付一候、右門前拂に成候當人重て住居見屆、元家主出入相懸り候はば、尤當人身代限り可二申付一候、當家主へは金子申付間敷事

一　受人缺落又は不屆有レ之、御仕置に成候とも、自今家主致二繼判一候に不レ及、主人と奉公人相對に可レ仕候、此外奉公人給金借金等の儀に付、受人又は家主五人組抔を屋敷方へ留置、濟方申付候節、堅無レ之筈に候、受人滯有レ之に於ては其主人より役所へ斷、不埒有レ之候はゞ、吟味の上急度可二申付一事

一　奉公人出入幷諸借金買掛り等の儀、本人滯候はゞ、家主又は店受人へ近來段々申付候へども、右の條々の通向後相極候事

右之通急度相心得可レ申旨、町中へ可二觸知一者也

八　月

享保十一午三月被二仰渡一候、奉公人給金出入人主に濟方申付候事

一　奉公人給金出入の儀に付、前々より受人計へ申付、人主へは不二申付一候、若受人致二缺落等一不二罷在一候節は人主へも申付候、自今受人人主兩人へ申付、濟方不埒に候はゞ、兩人ともに身代限りに可二申付一候

一　前々は主人方へ受人より相濟候出入金、人主へ相懸度旨願出候へば、人主へ申付候處、去亥年御定書出候以後、下受へ懸り候儀相對は格別、御役所に於ては不二申付一候、向後前條の通罷出候はゞ、主人方へ受人濟候給金は、人主へ懸り度旨願出候はゞ、町方にて慥成人主を取置分は可二申付一候、尤武士

方奉公人抔人主に取置候分も、右の通可ニ申付一候

享保十五戌年、奉公人宿之儀に付町觸

近來米段々下直に候處、諸奉公人の給金は前々の通高直に有レ之、畢竟受人主共仕方不埒に候、奉公人へ無レ筋入用相掛候故之儀に候、其上取逃缺落等も多く旁不埒に付、自今吟味の上宿組合申付候間、其向寄三四十人程ヅヽ組合、左の通急度相守可レ申候

一 徒若黨衣服布木綿取交可レ致ニ著用一旨、先達て御觸書出候間、其趣相守可レ申候、然る上は彌舊冬相觸候通、給金下直に可ニ相極一候、此外奉公人も右に准じ給金引下可レ申候、且又主人より好有レ之候奉公人の分は、相對次第の事に候

一 右之通に候得ば、判賃の儀も給金に應じ引下可レ申候、惣て請状の節馳走ヶ間敷儀は勿論、部屋の振廻等の儀堅相止候樣に、受人部屋頭へ可ニ申達一候、其外受人方にては雜用隨分減じ可レ申候

一 此以後新規寄子の分口入憑に候共、其元出所元宿へ相渡、双方より月番の番所へ可ニ訴出一候、若缺落者の請に立、元宿見付訴出候はゞ急度可ニ申付一候、尤此度組合申付候外、致ニ人宿一候儀堅無用可レ仕候、若組合の外内證にて請判致候者致ニ吟味一、組合之者可ニ申出一候

但親類等にて二人三人請に立候者共も、人宿共申付候趣可ニ相守一候、此類は格別の儀に候故組合に

不レ及候、併家主名主迄屆置判形可レ仕候

右之趣相心得、一組切に名主共申合吟味可レ仕候、若相背候はゞ、受人奉公人は不レ及レ申、組合の人宿共迄急度可二申付一、不吟味之筋有レ之候はゞ、名主共迄可レ爲二越度一候

右之通今度人宿どもへ申付候間、町々にても此旨相心得可レ申者也

二月

元文五申年、隱遊女之儀に付町觸

町中において隱遊女致二商賣一候儀、從二前々一御停止の旨度々相觸候處、今以不二相止一不屆至極に候、此以後町奉行所より同心相廻し、又は新吉原町の者共にも、隱賣女致二商賣一候者共召連遂二吟味一御仕置可二申付一候條、此旨町中可二觸知一者也

閏七月

享保九辰年、婚禮之節つぶてを打候者之儀に付町觸

覺

町方にて婚禮の節石を打、戸障子等迄打破り、理不盡之仕形有レ之由相聞不届に候、自今右の類有レ之ば早速捕へ、月番の番所へ召連可レ來候、若其儘に打捨置候はゞ、後日相知候とも名主五人組迄越度可ニ申付一候、此旨町中可ニ觸知一者也

九月

享保十七年、科無レ之無宿非人之外養生所へ遣し候儀に付御書付

此度理堂堀へ八兵衛と申者老女を突落候處、止り居聲立候に付、辻番人引上養育致し置御目附へ相達候、尤老女町奉行所へ相渡候處、病氣故溜へ遣候内相果候、向後三奉行懸りとも、無宿非人の外右類の病人等小石川養生所へ遣し、療養爲レ致候筈に候間、可レ得ニ其意一候、以上

十月

享保十七年、倒死人病人等之儀に付町觸

倒死人病人水死其外變死迷子等有レ之節は、所々より訴次第、年頭幷衣服等之品認、自今芝口町河岸に七月之内札建置候條、心當有レ之者は、右札場へ罷越文言を見候て、其親類由緒の者にて病人或死骸引取度と存候者、又は怪敷儀も有レ之吟味願度存候者は、札建置候奉行所へ可ニ訴出一候

右之趣町中可ニ觸知一者也

十　月

芝口町河岸建札文言之事

去る幾月何方に歳頃何才計、衣服何を著（倒死迷子　病人　生死首縊　變死自害）有レ之候、心當の者は誰方へ早々可ニ申出一候

月　日

一　南は品川より長岸六間茶屋町限り

一　西は代々木村上落合村板橋村

一　北は下板橋王子川尾久川通限

一　東は木下川村川通中川通り八郎右衛門新田村限

右場所の內に候はゞ、無宿非人の外は札建可レ申候

辻番所定書之事

覺

一　道端にて古かね一切賣買仕間敷候、若賣買致者有レ之候はゞ、其所の辻番とらへ可レ出候、見逃し

候に於ては可レ爲二同罪一事

一　惣て外し鐵物幷銅瓦鉛瓦銅樋、自今以後一切賣買仕間敷候、但賣買仕候て不レ叶者は、奉行所へ可二相斷一事

右之通於二相背一者、曲事たるべき者也

貞享元子年二月

覺

一　所々辻番比日爲レ差儀にても無レ之事を、辻番へ告申通候段不調法に候、向後辻番へ告來者有レ之ば、辻番被レ勤候衆家來立合承屆可二相通一候、組合辻番は左様の節は、年番月番へ申傳、家來立合委細承レ之可レ通、且又不審成者抔通る族あらば相改、あやしく候はゞ可レ捕レ之、辻番受取の場彌入念可二相守一者也

元祿元年辰十月、

享保八卯年

一　辻番人の者捨物等不レ致様に心を付可レ申儀勿論に候、然ども萬一捨子有レ之節は早速取上、只今迄の通に取計可レ申候、若六ッヶ敷存じ麁末の儀於レ有レ之は、可レ行二嚴科一事

但病人酒醉有レ之節も同斷の事

一　件之品は去丑年筋違橋外にて捨子有レ之節、受負辻番の者右の子を捨候儀後日相顯れ、番人死罪に被レ行候、依レ之自今受負辻番人に捨子致させ間敷との受負は不ニ申付一筈に候間、此旨堅可ニ相心得一事

卯二月

壹萬石以上之辻番

條々

一　辻番之儀晝夜無ニ懈怠一可レ勤、雖レ爲ニ夜中一番所の戶を明置不レ寢番を致し、受取の場所切り見廻り、若狼藉の者又は手負たる輩、總て不審成者出來ば、出向留ニ置之一、早速支配の役人へ申屆、其屋敷屋敷より御目付衆へ申達可レ得ニ差圖一候、縱令廻り場にて無レ之共、近所に候はゞ早速罷出取計、其上にて廻り場の番人へ可ニ相渡一候事

一　喧嘩辻切等有レ之節も、右同前に可ニ相心得一事

一　辻番人數壹萬石より壹萬九千石迄の高にて相勤、番人晝夜三人ヅヽにて可ニ相勤一事

附壹萬石以上組合無レ之辻番相勤候面々は、受負の者に渡番に仕間敷事

一　二萬石より以上の高にて相勤候番人、晝四人夜六人にて相勤申べく候事

附雖レ爲二組合一相定人數の通可二相勤一事

一 奉行人御目付衆夜廻りの面々、申渡候御法度の趣不レ可二違背一候事

附雜說先々へ不二申觸一事

一 荷物積來候船河岸に有レ之、辻番より改レ之、御定の日數の外不レ可二差置一事

附御堀へ塵芥捨させ申間敷、若辻番の下知を不レ用塵芥捨候もの有レ之ば、主人を可二承屆置一事

一 辻番所に男女當座の宿不レ可レ借、總て番所前に人集不レ可レ置、幷衣類諸道具一切預り不レ可レ置事

一 江戸中端々長屋、其外小家抔之衣類もぢり候てからみ取り、又は門長屋抔の鐵物外し候よし、ケ様の儀幷長屋下等に立やすらひ、不審に相見へ候者有レ之候はゞ、心を付不レ可二油斷一事

一 江戸中往還の輩於二道路一頻に煩出、又は酒に醉行倒候節は、町送りに仕候儀、如二前々一堅可レ爲二停止一候、侍小路町屋敷の所たりとも、其所に暫留置候て令二介抱一、正氣付候上可レ遣候、若一日も一夜成とも於レ不レ得二快氣一は、其所の支配方迄申聞可レ受二差圖一、縱令正氣付候上にも歩行不レ叶時者、其者の住所承り屆使を差越、迎之者招寄相渡可レ遣候事

右之趣於レ致二違背一は、後日聞候とも可レ爲二曲事一者也

正德五未年四月　奉行

地方落穗集追加卷之二終

地方落穂集追加卷之三目次

一科人懷中の金子を風と盜取候繩取のもの御仕置之事

一拵證文と乍ㇾ存役印いたし候名主御仕置之事

一悴取迯致し隱居候を乍ㇾ存相陳候親御仕置之事

一途中にて致㆓病死㆒候ものを捨置隱し居候もの御仕置之事

一私慾に無ㇾ之謀書いたし候者御仕置之事

一貸金を奉公人取迯金に證文致替候金主借り主證文御仕置之事

一ねだり事致し候上あばれ候者御仕置之事

一亂心にて兩人切殺候者之事

一人を殺自分と首縊候體に取拵候者御仕置之事

一御門番所にて法外致し候もの幷番人咎之事

一廻り場村々へ無盡相賴其上燒印札改として錢取候もの御仕置之事

一島欄の擬寶珠兩度盜取候もの幷乍ㇾ存さしとめず女房御仕置之事

一書入置候地面質地に取ため證文拵候もの御仕置之事

一書入に可ㇾ致約束にて金子內借致し候地面外へ質入候者の事

一親之代裁許有ㇾ之儀を悴ども忘却いたし候咎之事

一隱地幷御年貢地永代賣咎輕き事

一巧候儀も無ㇾ之不圖公儀役人と僞り候もの御仕置之事

一似せ役人に成り物取は不ㇾ致者御仕置之事

一知る人にも無ㇾ之者を止宿爲ㇾ致候名主咎之事

一亂心にて親へ疵付候者御仕置之事

一密通有ㇾ之趣に候へ共不ㇾ致㆓白狀㆒者御仕置之事

一人を殺盜致し其住宅燒候もの幷手傳致し候もの御仕置之事

一出家人を殺候に無ㇾ紛所詮議之上不ㇾ及㆓白狀㆒候得ども一件のものども及㆓白狀㆒候に付出家御仕置之事

一亂心にて火を付候女咎之事

一　一旦亂心致し候女を奉公に出し候親幷受人御仕置之事

一　非人虚無僧を打殺候者之御仕置之事

一　出家を打擲いたし相果候と存じ外へ捨候處存命罷在候者相手御仕置之事

一　横取いたし候ものを殺候者御仕置之事

一　當座之口論の上百姓を打殺候穢多御仕置之事

一　其身幷悴どもへ官名を附系圖書記し置候もの御仕置之事

一　一處に臥り候食賣女首縊相果候を吟味之節申僞り候男御仕置之事

一　謀書可レ致とは不レ存候へども村役人の印形白紙に押候を貰候者御仕置之事

一　武士出家の御構場所之國々を構ひ追放申付候百姓御仕置之事

一　俗人十念口傳之儀數人へ致二傳授一禮物を取候もの御仕置之事

一　村役人へは下人のよし申僞宗旨證文差出候もの御仕置之事

一　被二勾引一御關所の外とも不レ存山越いたし候女之事

一　投飼場にて鐵炮持居候ものを捕へ候者御ほうび之事

一　非人虚無僧に疵被レ附候儀に付不埒之取計致し候御仕置之事

一　荷擔致し出家を致二打擲一候へども出家不二相果一相手御仕置之事

一　人殺之手傳は不レ致候へ共死骸取捨候もの御仕置之事

一　重き申掛致し其上似判致し候出家御仕置之事

一　抱の食賣女首縊相果候處僞成儀ども取拵候者御仕置之事

一　遺恨を以致二謀書一候もの御仕置之事

一　師匠に手疵爲レ負候者を蔵候處其後相果候に附出家御仕置之事

一　女房法外有レ之候に附切殺候者之事

一　他屋敷へ勤候女と致二密通一出會之上親元へ參り貰ひ掛候男御仕置之事

一　兩人にて石を投附相殺候處何れの石中り相果候哉不レ分者御仕置之事

地方落穗集追加卷之三

延享二丑年四月
隱鐵炮玉藥賣候もの御仕置之事

一 隱鐵炮玉藥　　隱鐵炮打候者と乍ㇾ存賣遣候はゞ
賣候もの　　過料

延享二年丑年九月
隱鐵炮打候ものと馴合鳥獸商賣致し候もの御仕置之事

一 家業可ㇾ致ため隱鐵炮打つ者と
馴合鳥獸商賣致し候者　　過料

延享二丑年六月
御留場にて諸鳥の玉子を取候もの御仕置之事

一　御留場にて諸鳥の
　　玉子取候もの　　　過料

延享二丑年九月
虚官名乗候者御仕置之事

一　虚官名乗候者　　　所拂

延享二丑十二月
死罪に可レ成盗人を宿致し候もの并村役人御仕置之事

一　同類は無レ之、死罪に可レ成盗人を乍レ存
　　宿致し、配分は不レ致候へども錢貰候者　　　田畑取上
所拂

同年閏十二月
一　有盗人の宿いたし候を
　　不レ存村役人　　　名主
組頭
五人組
何れも過料

延享元子年十月御仕置之例
祈禱之奇瑞にて出候旨可二申觸一と有體不二申出一社人咎之事

大傳馬鹽町　平七店　伊藤若狹

岩附町喜右衞門方之旅人八月廿四日の夜金子被レ盗候間、相知候樣に祈禱の儀、喜右衞門方より右若狹へ賴候に付致二祈禱一候處、九月朔日の夜何者に候哉、此品岩附町へ屆候樣に申投込候よし、然る所最初番所へ訴出候節は、何者に候哉紙包神前へ差置候に付、散錢と存じ明け見候へば、金子にて候旨申レ之、取紛し申出候段不埒に付誤入候旨申レ之候、右巧成儀に御座候間、江戸拂可二申付一哉と伺

御差圖

奇怪異說申觸候者江戸拂御定は、拵事を致し或は少之事を色々取紛申立候者どもの事に候、此者は有體に不二申上一候迄にて、江戸拂に不レ及過料可二申付一候

延享元子年十月御仕置之例
他人之金子盜取候へども古主の難儀を察し右金子可レ返作略有レ之候もの之事

岩附町　喜兵衞

此喜兵衞元主人喜右衞門居宅へ忍入旅人の金子盜取候、御定之通死罪可レ奉レ伺候へども、喜右衞門儀難儀致し候を氣の毒に存、本心に立歸右之金子相返度存候にて、伊藤若狹方之神前へ金子投込候、入墨の上重敲可二申付一哉と伺、其通御仕置被二仰付一候事

延享二丑年六月御仕置之例
借金銀口入之者金主の名へ有合の判を押返金橫取いたし候者御仕置之事

勢州山田町　大蓮寺住持
彰譽

早川半五郎と申者金子町内へ貸候節彰譽致㆓口入㆒、宇田三郎兵衛と申者を彰譽頼、證文に三郎兵衛加印致させ置、町内より半五郎方へ遣し候金子彰譽請取候處、三郎兵衛へ相渡候と申僞り申㆑之、且自分印形を半三郎印形のよし申㆑之、喜兵衛と馴合謀計、重々不屆に付死罪可㆓申付㆒哉と伺

御差圖

大蓮寺事金子償遣候樣に可㆓申付㆒候、償候はゞ追放可㆓申付㆒候、償事成不㆑申候はゞ可㆑爲㆓死罪㆒、不㆑殘償濟切不㆑申候とも、相手相詫候はゞ重追放可㆓申付㆒事、大蓮寺所持の金子幷寺領之外、所持之品を以償せ餘金有㆑之ば缺所可㆓申付㆒事

延享二丑年四月御仕置之例
夫差口に逢候を遺恨に存じ人に疵付候者之事

本所吉田町次右衛門店助之丞女房
てう

此てう儀夫助之丞を差口致し候を遺恨にて、吉右衛門をねらひ、出合不㆑申候故、こんを切殺可㆑申

と庖丁にて切付候由申レ之、こん儀手疵にて相果候はゞ、下手人可レ被レ伺候へ共、手疵は段々平癒仕、出產致し後產滯相果候段無ニ相違一候旨、醫師取揚ゲ候はゞ吉衞門儀も同樣に申レ之候、吉右衞門儀はてう出牢之儀度々相願申候間、御定書之通下手人には及申間敷候哉、併勘之丞儀科有レ之、加役方にて吉右衞門差口いたし候を遺恨に存、ねらひ候得ども出合不レ申候故、女房こんを切殺可レ申と爲ニ手負一候段公儀へ對し不屆至極に付、遠島可ニ申付一哉と相伺、其通御仕置被ニ仰付候一事

但此者男子に候はゞ可レ爲ニ死罪一

是は延享二丑年九月御差圖を書入

延享元子年六月御仕置之例
不ニ訴出一內證にて爲レ殺候者御仕置之事

下總國新石下村　孫左衞門

此孫左衞門村內居候道心者直心火を付、度々盜致し候惡黨ものに相決候得ども、村方にて捕候節、孫左衞門名主も乍レ勤地頭へ不ニ申立一、川へ打込殺候樣に致ニ差圖一候段、不行屆の仕方に御座候間、所拂可ニ申付一哉と相伺、其通御仕置被ニ仰付一候事

延享元子年十月御仕置之例
非人法外之慮外いたし候節打殺候者之事

上州青梨子村 百姓 十左衛門

此十左衛門方へ同國金古村非人長助長八物貰に參候處、施物不足の由申ねだり候上、十手を以女房を打擲致し、十左衛門へも相懸り候故、有合候棒にて打拂候處、長助頭に當り相果候、打殺心底にては無レ之候得共、當り處惡敷即死仕候よし申レ之候、長助儀不屆之致方に付被二打殺一候間、十左衛門御構御座有間敷哉相伺、其通り被二仰付一候事

延享元子年十月御仕置之例

人を殺候時金子を以取扱事濟候もの御仕置之事

上州青梨子村
次郎兵衛
磯右衛門
幸八
新右衛門

右之者共同村十左衛門儀金古村非人を打殺候に付、十左衛門妻子迄も難儀可レ致段氣之毒に存、金古村役人どもへ及二內談一、右の者共金才覺いたし取扱候段、非人の儀に候共、人を殺し金子を以可二取扱一筋無レ之、不埒に御座候間、壹人に付過料三貫文ヅヽ、可二申付一哉と相伺、其通被二仰渡一候事

寛保二戌年十二月御仕置之例
懷胎女磔に不﹅被﹅行事

駿州竹原村
七右衛門妹
なつ

此なつ儀前方同國中土狩村半七方に勤居候節、半七悴七郎兵衛と密通いたし懷胎いたし候處、其後暇被﹅出候以後、懷胎の儀七郎兵衛へ可﹆申聞﹆と存詰、半七方へ參同人甥仁平治へ右の趣咄候得ば、一人相果候へば犬死に候間、七郎兵衛を一太刀恨相果候樣と仁兵衛申進候に任せ、七郎兵衛へ疵付候儀、元主人の儀御座候處、重々不屆に付引廻しの上、其所に於て磔に可﹆申付﹆哉と伺

御差圖

重罪のものに候へども、懷胎の事に候間共所に於て獄門

延享二丑年五月御仕置之例
當座之口論之上取合候節胸に强く當り間もなく相果候もの相手御仕置之事

萬町茂兵衛召仕
七助

此七助儀主人茂兵衛儀、水野日向守知行所米受取候筈の約束にて金子用立、先達て米受取殘米有﹅之處、其以後靈巖橋へ二百俵餘著船いたし候由、金子口入致し候者茂兵衛方へ爲﹅知候に付、手代

惣七を米取に遣し候へば、日向守役所よりの書付無レ之候ては難二相渡一旨船頭申に付、茂兵衛儀七助を供に連參り、早く可二受取一旨申聞候に付、惣七七助船へ參り、米四俵はしけ船へ積移候處、理不盡に米積移させ候儀難レ成旨、船頭ども申二及口論一候、其節七助餘程酒にも給醉、互に摑合相爭申候、右著船の船宿靈巖島湊町伊兵衛も其節船へ參り居り候處、伊兵衛船にて胸を痛め、宿へ歸り間もなく相果候由に御座候へども、相手は七助には御座候へ共、打合候者伊兵衛にて候哉、船頭に候哉存不レ申、勿論伊兵衛儀不レ存者故意趣も無レ之、可レ殺所存にて打合候には御座なく、不斗當り處惡敷相果候儀と存候旨申之レ候、主人差圖とは乍レ申、理不盡に米積移候より及二口論一つかみ合候節伊兵衛胸に強く當り、間もなく相果候に付、下手人可二申付一哉と相伺

御差圖

此もの船道具等持參候事無レ之候、重く打擲の事に候はゞ、船頭どもも船宿の事故、捨置候事は有レ之間敷儀に候、畢竟輕きつかみ合と相聞、勿論伊兵衛に打合の疵も無レ之事故追放

寛保元酉年十月御仕置の例

御觸も無レ之國役金を取立其上地頭申付を背候者御仕置之事

相州新田宿村

元名主 半左衛門

新左衛門

此半左衛門儀御觸無レ之國役金を年々取立、御觸無レ之候得ども追て割返、私欲には不レ致旨申、幷地頭差圖を不レ受年貢米相拂候段、不埒の仕形、其上地頭より水帳差出候樣申付候處、及ニ難澁一不屆に付輕き追放、新左衛門も同樣に候へども、水帳は早速差出候に付、田畑取上所拂可ニ申付一哉と相伺、新左衛門は伺の通被ニ仰付一候事

御差圖

半左衛門儀地頭へ對し別て不屆ものに付、死罪も可ニ申付一候へども、令ニ用捨一中追放申付、若立歸候はゞ死罪可ニ申付一旨可ニ申渡一段被ニ仰渡一候事

寛保元酉年十一月御仕置之例

久離可レ被レ免ため親元へ參り可レ致ニ自害一旨申威候者御仕置之事

武州四ヶ原村　藤七

此藤七儀不行屆者にて致ニ出奔一候に附、親初め親類致ニ久離一候處、被レ免候樣致度念にて、八右衛門幷同村姉聟吉右衛門方へ參り、脇差を拔可レ致ニ自害一旨申威し候仕形不埒に附、輕き追放可ニ申付一哉と相伺、其通り被ニ仰渡一候事

寛保二戌年七月御仕置之例

中追放に成候上脇差を拔あばれ候もの御仕置之事

上總國午袋村 宇右衛門弟 宇右衛門

此宇右衛門儀先達て江戸にて不埒有レ之中追放に成候處、其以後酒に酔親類同國野尻村十郎兵衛宅へ參り、十郎兵衛方に居候右宇右衛門伯母に不レ爲レ逢儀を憤り及ニ口論一脇差を拔あばれ候段不埒に附、重追放可ニ申附一哉と伺

御差圖

此者儀は此度は遠島、重てハ死罪可ニ申付一旨被ニ仰渡一候事

寛保二戌年九月御仕置之伺
渡船場乗沈溺死之者有レ之節水主御仕置之事

野州五ヶ村本町
船頭 萬右衛門

野州借宿村
船頭 茂右衛門

此者ども同國渡良瀬川渡船市日等人込の節は、前々より渡船弐艘にて渡來候へども、壹艘致ニ破船一候に付、壹艘にて渡船致し候處、其節市日にて人大勢乗り、其上馬をも乗候故、川中にて馬騒ぎ船傾き、溺死之者有レ之不屆に候へども、兼て賃米致し置候に付、近村の者故無體に乗込力に不レ及、

賃錢多く可レ取ため大勢乘せ候と申には無レ之に付、兩人ともに輕追放可ニ申付一哉と相伺、其通御仕置被ニ仰渡一候事

寛保二戌年九月御仕置之例
渡船乘沈溺死有レ之節村役人咎之事

野州五ヶ村本町
名主　安左衛門
組頭　與右衛門
同國借宿村
名主　又左衛門
組頭　忠右衛門

此者ども儀渡良瀨川渡船兩村にて、入用取集船仕立置候得ども、市日等往來多節は、渡船場へ心を付可レ申處、無ニ其儀一其上船損候はゞ、早速可レ致ニ修復一處、及ニ遲滯一旁不念に付、中追放可ニ申付一哉と相伺

御差圖

船損候はゞ早速致ニ修復一、二艘揃置可レ申處不埒に候、此儀第一に申聞、幷船場を世話不レ仕旁不調法

之至に候、名主は所拂、組頭は重過料可二申付一候

(寛保三亥年閏四月御仕置之例)
盜物と不ㇾ存質に置遣し禮金取候者御仕置之事

淺草元誓願寺門前　權　七

此權七儀盜物とは不ㇾ存由申候得共、住所も無ㇾ之郡右衛門儀衣類品々持せ遣し參質に置せ候樣申に付、商元手取爲ㇾ可ㇾ貰、出處も不ㇾ糺質置主に成、質代金の内一分三百文貰候段不屆に付、敲之上所拂可二申付一哉と相伺、其通被二仰渡一候事

(寛保三亥年六月御仕置之例)
科人懷中之金子を風と盜取候繩取之もの御仕置之事

池之端茅町　傳　八

此傳八儀同町太十郎於二甲州一金子盜取候風聞有ㇾ之、太十郎を召捕神尾若狹守宅へ出候節、傳八繩取に成出候處、太十郎妻任二申旨一、懷中の財布鼻紙袋等太十郎方より受取妻へ渡候砌、不圖惡心出、財布内の金子九兩の内二兩盜取候段不屆に付、敲の上所拂可二申付一哉と相伺、其通被二仰渡一候事

(寛保三亥年九月御仕置之例)
書入致置候地面を質地に可ㇾ取ため證文拵候者御仕置之事

武州栗原村　伊兵衛悴　半吾

此半吾儀同村金藏方より熊次郎方へ田地書入の積りにて、金七兩内借致し候處、右田地半吾望に付熊次郎方へは返金爲㆑致候積り、金藏と相對右書入假證文より以前の積りに質地證文拵、正金十二兩三分可㆓相渡㆒約束にて、當金七兩三分相渡、殘金は半吾方より預り證文可㆑遣旨申合、右手付金金藏受取、證文迄拵へ置候段不屆に付、重追放可㆓申付㆒哉と相伺

御差圖

半吾所持の田地有㆑之候はゞ取上可㆑申候へども、無㆑之候はゞ親伊兵衛所持の田地相應取上所拂

寛保三亥年御仕置之例

拵證文と乍㆑存役印いたし候名主御仕置之事

武州栗原村　名主　伊兵衛

此伊兵衛儀同村金藏方より熊次郎方へ書入候筈の地面、悴半吾望にて熊次郎方書入假證文以前の年月に、質地證文半吾拵候儀を乍㆑存役印いたし候段、不似合不屆に付、輕追放可㆓申付㆒哉と相伺

御差圖

役儀取上

寛保三亥年九月御仕置之例

書入に可ㇾ致約束にて金子内借いたし候地面を外へ質入いたし候者之事

武州栗原村

金　蔵

此金蔵儀同村熊次郎田地書入候約束にて、金七兩度々に内借致し候處、同村半吾右地望に付、正金十二兩三分借り請候積りにて、右書入假證文より以前の年月に質地證文半吾認遣候樣申に付、致二印形一十兩三分借受、熊次郎方へは金子にて返候積りに、半吾と致二相對一候段不埒に付、熊次郎方へ書入候地面取上、相拂代金を以熊次郎方へ借金相返し、五十日手鎖可二申付一哉と相伺

御差圖

地面取上、相拂代金熊次郎へ相渡、不ㇾ及二手鎖一

寛保三亥年十二月御仕置之例

忰取逃いたし隱居候を乍ㇾ存相陳候親御仕置之事

武州菖蒲町

儀　左　衛　門

此儀左衛門忰彌七儀本所松井町庄三郎方にて取逃、兩度迄儀左衛門方へ參候節、爲ㇾ致二逗留一居處乍ㇾ存、行衛不ㇾ存と相陳、其上彌七仕著に貰候品、吟味の節似せ物差出不屆に付、遠島可二申付一哉と伺

御差圖

中追放

延享元子年三月御仕置之例

親之代裁許有レ之儀を忰共忘却いたし候咎之事

野州 馬場村
網戸村

同國 間々田村

右馬場村網戸村兩村へ思川附寄水下村之關堤危成候に付、享保四亥年及ニ出訴ニ、吟味の上間々田町地內古川渡横川〆切、水除普請の儀右兩村幷水下七千石餘の村々より、人寄出し仕立候筈裁許有レ之處、兩村とも川浚怠り、間々田町の儀水帳に載候古畑川町違川敷と成り、古川筋迄干上り候故、潰地の代り御代官へ相願畑取上、御年貢は納候へども、御代官へ願候節裁許の譯は不ニ申立ニ、裁許繪圖村方に所持罷在、双方ともに先裁許背候仕形不届に候得ども、三ヶ村とも裁許の節は、親々共役儀相勤當時其者共不ニ罷在ニ候に付、三ヶ村とも名主輕き追放申付、馬場村網戸村兩村高千五百石餘に候間、

過料錢七十貫文、間々田町は高九百石餘に候間過料錢四十貫文符可ニ申付一哉と相伺
裁許を不レ受者之事、最初より一向裁許の品を不レ用候か、或は一旦は受候ても、後々如レ元に仕直し
候を可レ申か此三ヶ村の儀名主ども裁許不レ受と申には無レ之、最初は裁許の通り相勤、其後怠ニ於ニ
只今一は忘却致したりと申にて候間、追放之沙汰には及間敷候、殊更先裁許親ども名主相勤候節にて
候よし、彌無ニ相違一候はゞ、三名主重過料可レ然候、村中咎めの事も不レ及ニ過料一、後々入用相懸け候
より、重く相懸り候樣に申付可レ然候、若難ニ申付一品も候はゞ、輕く過料申付可レ然事

右の儀に付御書付

右之通御書付を以被ニ仰渡一候に付、名主一人に付過料十貫文ヅヽ申付、湊方入用重く懸候儀は、人
夫凡三萬人程懸り候に付、此上猶重り候時は彌人夫相增、夥敷人足數に相成候間、馬場網戸村にて
過料三十五貫文、間々田町へ二十貫文申付、湊の儀は先裁許の通可レ仕旨可ニ申渡一哉之旨猶又申上候
處、其通被ニ仰渡一候事

延享元子年三月御仕置之例
途中にて致ニ病死一候ものを捨置隱し居候もの御仕置之事

武州上大﨑村　五兵衞

此五兵衞儀同國上平野村淸右衞門方に致ニ奉公一、傍輩女さよと致ニ密通一候處、傷産の上相煩候に付、

同國高虫村に居候母方へ連參り候途中にてさよ相果候處、懷胎候節五兵衛子にては無レ之旨僞り申聞置候故、死骸を持行候儀も難儀に存じ、同國小針村地內に捨置候段不仁の仕形、其上さよ未レ果內捨候哉も不レ決候に付、遠島可ニ申付一哉と相伺

御差圖

重敲之上重追放

延享元子年四月御仕置之例
隱地并御年貢地永代賣咎輕き事

豫州長次村　久八

此久八儀父久左衞門隱地永代に買受、久八儀當時隱地三畝歩致ニ所持一不屆に付、隱地は取上、中追放可ニ申付一哉

同　村　百姓　廿貳人

此者共祖父親之代久八親久左衞門方より、隱地三反歩餘の內少々ヅヽ讓受、當時御年貢不ニ差出一、所持いたし不屆に付、隱地は取上、中追放可ニ申付一哉

同國川之口村　四郎左衞門

此四郎左衞門親四郎左衞門儀、年貢地永代に賣渡不埒に御座候間、御定書に當人所拂、子同罪と有

レ之候間、所拂可ニ申付一哉

同國長次村　傳　七

此傳七儀親武右衛門御年貢地永代に買受不埒に御座候間、御定書に買受候地所取上、當人過料、子同罪と有レ之候間、永代買受候地所取上、過料可ニ申付一哉

右之通相伺

御差圖

隱地之事中追放之定に候へども、所持のもの共年久敷儀、其身は曾て不レ存事に候、其上隨分少分之地面に候へども、隱地取上、其上急度叱り咎に及間敷事

御年貢地古畑永代賣主右之者共も同様の儀に付、永代賣之地面計取上、外の咎及間敷候事

延享元子年四月御仕置之例

私欲に無レ之謀書致し候もの御仕置之事

元佐山半次郎元〆手代
當時石原半右衛門手代
高田喜右衛門

此喜右衛門儀佐山半次郎手代ども勤方不レ宜趣、羽州百姓どもと認御勘定奉行門へ張訴狀致し候事、手代ども不埒有レ之儀半次郎へ難ニ申立一候はゞ、奉行所へ申立仕形可レ有レ之處、筆者を賴村の訴狀

認させ張訴狀致し候段不屆に御座候間、引廻しの上獄門に相伺可レ申候へ共、此者申立候趣を以、手代ども御取箇取立方不埒の儀も相知候事に候へば、此儀を以遠島可ニ申付一哉と相伺

御差圖

私欲を以人之名を假り謀書を認候へば、物を可レ取之巧故如レ此、重き死罪に被レ行候、此者は傍輩の私曲を可レ訴ため、百姓の訴狀と認候儀計にて、誰と名差も不レ仕候へ者、人之難儀無レ之、例之謀書懸隔之事に候、然ば名を隱し申間敷、私の遺恨を含候故、百姓之訴狀と認候儀、刀を帶し候者に不似合候間、輕追放

延享元子年五月御仕置之例

巧候儀も無レ之不斗公儀役人と僞候もの御仕置之事

下野原同朋町　万右衛門

此万右衛門小舅平七儀致レ盜入墨に成候處、又候盜致候由にて入牢申付候儀を氣之毒に存、元盜人仲間無宿八三郎に行逢候節、八三郎を捕平七盜賊止候證據に可レ致ため、八三郎を捕に懸り候處、迯去可レ申と致候に付、加役久松久次郎組役人之由聲を懸八三郎を捕候仕形不埒に候へども、差て巧候儀も無レ之、一人の力に不レ及體故、不斗組役人之由ニ申僞一候儀に付、中追放可ニ申付一哉と相伺、共通被ニ仰渡一候事

延享元子年六月御仕置之伺
貸金を奉公人取迯金に證文致替候金子借り主證人御仕置之事

芝田町六丁目　佐兵衛

此佐兵衛儀三田同朋町七右衛門へ日濟錢倍證文を以貸付、元利疊に候金高三十貳兩に相成候處、致二催促一候へども不二相濟一に付、借し金にて相願候ては、一ヶ年兩度之裁許に成候故、七右衛門を奉公人に致し、取迯金之證文に致し替、芝田町三丁目仁兵衛を證人に取レ之、拵證文取置、右證文を以出訴仕候段不屆至極に付死罪可二申付一哉と相伺、其通被二仰渡一候事

三田同朋町　七右衛門

此七右衛門儀佐兵衛方より倍證文を以借り受候錢、元利疊に返濟難レ成、奉公人取迯金證文に致し替可レ申旨佐兵衛申聞候に付、借り金滯に無二相違一候故、望之通證文得心致し、印形仕候儀不屆に候へども最初より僞之證文を以金子爲レ可レ借之證文には無レ之に付、倍金並手形にて金子借り候御仕置之御定書に准じ、過料五貫文可二申付一哉と相伺、其通被二仰渡一候事

芝田町三丁目　仁兵衛

此仁兵衛儀佐兵衛任二申旨一、奉公人之受人判、並取迯奉公人引取之拵證文に印形仕候段不埒に御座候、併最初より僞之證文取拵候には無二御座一、七右衛門借受候金子催促に逢難儀仕候故、右之通之致

方に候共及㆓露顯㆒候間、七右衛門不屆と可㆑成儀を承屆候段、不埒の致方に御座候間、江戸拂可㆓申付㆒哉と相伺

御差圖

右仁兵衛伺之通江戸拂相當に相見へ候得ども、此もの佐兵衛と對決の節、七右衛門取逃は僞事之由申候より佐兵衛不屆相知申事候、此以後も僞之證文等書者有㆑之節、同類より申出候爲にも候間、江戸拂に不㆑及、過料可㆓申付㆒候

延享元子年七月御仕置之例
似せ役人に成物取は不㆑致者御仕置之事

麹町久右衛門寄子　林　金　七

此金七儀關口水神別當祥鱗に被㆑賴、御鷹匠和田源吉に相成、牛込松太郎方へ罷越、巧候儀申込候仕形不屆に候得ども、似せ役人の儀辭退可㆑致處、祥鱗無體に相賴候故致㆓同心㆒候へども、取候筋有㆑之似せ役人に成候迄に付、重追放可㆓申付㆒哉と相伺、其通被㆓仰渡㆒候事

延享元子年七月御仕置之例
ねだり事いたし候上あばれ候もの御仕置之事

岡崎町　市　郎　兵　衛

此市郎兵衛儀女房すまと相對之上、品川宿へ食賣女奉公に出候處、すま儀麻布百姓町勘兵衛方へ被ニ受出一候に付、商元手金爲レ可レ貰勘兵衛方へ參り、すま母を育兼候に付金子可レ致ニ合力一候、無レ左候はゞ公事合に可レ致抔威し金子ねだり取、其後同町傳四郎方へ參り、酒給庖丁を持あばれ、鳥目二百文紛失致由致ニ申懸一不届に付、敲之上重追放可ニ申付一哉と相伺、其通被ニ仰渡一候事

延享元子年八月御仕置之例

知る人にも無レ之者を止宿爲レ致候名主咎之事

信州木下町 名主 六右衛門

此六右衛門儀江戸兩國橋留五郎信州新田場之儀に付木下町へ罷越候節、留五郎知る人にも無レ之處、御代官所へも不ニ相屆一止宿爲レ致候段、兼て行衛不レ知者不ニ差置一定法に御座候處、役儀も乍レ勤不埒に付役儀取上可ニ申付一哉と相伺

御差圖

村用事に取込候はゞ宿借申間敷候へども、左も無レ之節は、必村役人旅人の宿借申間敷との定、五人組帳にも無レ之候はゞ、急度咎可ニ申付一事に無レ之候、御代官へ申渡、御代官了簡次第取計候樣可レ被レ致候

右之通以ニ書付一被ニ仰渡一候に付、御代官大草太郎左衛門方にて過料五貫文申付

延享元子年御仕置之例
亂心にて兩人切殺候者之事

羽州相森村 利左衛門養子 彌五郎

此彌五郎儀亂心いたし、同國竹森村外記召仕三助、同國中里村善兵衛兩人を切殺候處、善兵衛親類どもは下手人相願不レ申、三助親類どもは下手人相願候に付、亂心無レ紛候へども、彌五郎下手人可ニ申付一哉と相伺

右伺之儀に付御書付

致ニ亂心一即時に人を殺候節は、其相手下手人被ニ仰付一候、是は喧嘩にて人を殺候上、下手人に不レ逃ため、亂心之體に成候ものも可レ有レ之哉、實否難レ分故に候、亂心無レ紛、殺され候ものゝ親類相手下手人御免之儀願候へば、願之通り被ニ仰付一候、今度民部大輔御預り所百姓亂心いたし、貳人被ニ殺害一候處、壹人之親類ども相手下手人御免願出候、今壹人之親類は其儀無レ之候、口論之上人を殺、亂心にいたしなし候證據有レ之候はゞ、其段は可ニ申出一事に候、殺候者之親類ども相手亂心と乍レ存、存ニ殘念一候と申儀一向不レ謂事に候間、能々致ニ了簡一、重て可ニ申出一旨可ニ申聞一事

右御書付之趣を以、三助親類どもへ猶又相尋候處、再吟味にて得心仕、全亂心無レ紛候上は、下手人相願候所存無レ之旨申レ之候間、彌五郎儀親類へ預け、押込置候樣可ニ申付一哉と相伺、其通被ニ仰

渡㆑候事

延享二丑年六月御仕置之例
亂心にて親へ疵付候者御仕置之事

神田同朋町　又右衛門

此又右衛門儀兩親之顏馬に相見え、恐敷存疵付候旨申㆑之、亂心無㆑紛候へども、兩親へ疵付候段不屆に付、死罪可㆓申付㆒哉、然ども兩親竝親類其外所之者ども、又右衛門亂心に無㆓相違㆒兩親手疵も輕く平癒仕候に付、又右衛門助命之儀度々相願候故、押込置候樣可㆓申付㆒哉と相伺

御差圖
死罪

延享二丑年七月御仕置之例
人を殺自分と首縊候體に取扱置候もの御仕置之事

下總國尾崎村　名主喜左衛門養子　源七

此源七娘しも儀同村金藏と兼て密通いたし居り候處、同村長兵衛も密通爲㆑可㆓申懸㆒忍入候處、不㆑致㆓承引㆒に付歸り候砌、金藏參合及㆓刄傷㆒金藏を長兵衛切殺、長兵衛を喜左衛門源七兩人にて相殺、喜左衛門差圖を以兩人死體を耕地へ持出し、長兵衛をば首縊候體に拵置其上檢使之者へ金子差

出し候仕形、役儀に不ニ似合一重々不屆に付、獄門に可ニ相伺一處、致ニ牢死一候に付、田畑家屋敷等闕所申付、悴源七儀も死罪可ニ申付一者に候へども、養父差圖にて取計候儀に付、遠島可ニ申付一哉と相伺

御差圖

金藏を殺候長兵衞事に候得ば、長兵衞を打殺候とも、有體に訴出候はゞ、喜左衞門源七兩人とも何之咎も無レ之處、長兵衞死骸を首縊候體に取扱候儀不屆に付、喜左衞門牢死不レ致候得者重き追放に可ニ申付一ものに候、源七は差圖受候事に付所拂

延享二丑年七月御仕置之例
密通有レ之趣に候得ども不レ致ニ白狀一もの御仕置之事

武州青梅村　平藏女房　とわ

此者儀平藏店子淸八と密通有レ之由にて、平藏儀淸八を切殺、とわにも手疵爲レ負候に付、度々嚴敷遂ニ吟味一候處、平藏も致ニ牢死一密通之儀不ニ相決一、白狀も不レ致候とも、密通も有レ之趣に相聞候に付、とわ親類へ預け押込置候樣可ニ申付一哉と相伺

御差圖

輕追放

延享二丑年九月御仕置之例

御門番所にて法外致し候もの并番人咎之事

田安附使之者
渡邊伊平次

此伊平次酒に醉候とは乍レ申、牛込御門にて町人體の者と口論致し、御門番足輕どもへ言葉咎仕候より事起り及ニ口論一、番頭へ届可レ申旨にて御門番所を不レ憚、下座臺へ上り理不盡に障子を明掛り候故、棒にて被レ打疵を負、其上御徒目付見分之節は、相違成儀とも申レ之、旁不屆に御座候間、大小取上中追放可ニ申付一哉と相伺、其通り田安御留守居へ被ニ仰渡一候事

牛込御門番
永見伊賀守家來
足輕小頭
留澤八左衛門

此八左衛門儀伊平次酒狂と相見候はゞ、如何樣にも取鎮方可レ有レ之處、理不盡に棒にて打、足輕どもへも打候樣致ニ差圖一、其上番頭申付を承違、侍を馬留繩にて埒之柱杭へ卷付候儀ども不埒に御座候間、押込置樣候可ニ申付一哉と相伺

御差圖

叱り置可レ申候

同人家來
足輕　江坂彌助
田部只右衛門
田中文次郎

此三人のもの小頭八右衛門申旨に任せ、理不盡に棒にて打伏疵付候段、がさつ之仕形不埒に御座候間、叱り置可ㇾ申哉と相伺、其通被㆓仰渡㆒候事

同人家來
番頭　太田幸右衛門

此幸右衛門儀足輕共伊平次を打倒し疵付、御門番所に留置候はゞ、主人より御目付へ相屆差圖可ㇾ受處、無㆓其儀㆒細田清左衛門方へ申遣候故、田安徒目付大瀧又十郎罷越申候旨に任せ、御目付へ之屆延引致し、覺書とハ乍ㇾ申御目付へも不㆓相屆㆒内、又十郎へ書付致し遣し、其上伊平次儀打疵負候處、早速醫師へも見せ不ㇾ申、翌朝迄療治も不ㇾ仕差置候儀ども、不埒の取計に御座候間、主人方にて暇差出し候様に可㆓申付㆒哉と相伺

御差圖

主人方にて暫く押込置可ㇾ申候

右一件之儀に付、奉行へ御渡被ㇾ成候御書付

總て御番所へ對し猥成儀有ㇾ之時は、番人急度取計可ㇾ申事に候、其上之作略少々之不埒は輕く取捌可ㇾ然候、若番人之取捌緩に成り候ては如何に候

右之通相心得候て、御仕置可ㇾ被ㇾ伺候

元文四未年四月御仕置之例

人を殺盗致し其居宅を燒幷手傳いたし候もの御仕置之事

豆州大澤開村
百姓
九左衛門
甚四郎
彌七
源兵衛

此九左衛門儀近在山へ泊り稼に罷越候處、追々甚四郎彌七源兵衛に出會候故、同村十左衛門勝手宜候間、金子借り候樣可ㇾ致候、貸不ㇾ申候はゞ縛り置借可ㇾ申段申合、右十左衛門方へ罷越候へ者、難ㇾ成よし申募候上致ニ惡口一候に付、九左衛門杖に突參り候棒にて十左衛門を打殺、家内之男子どもを甚四郎彌七と申合せ是又打殺し、圍爐裏有ㇾ之燃殘りの薪を持捜候處、金子皮籠に入有ㇾ之候に付

取出し、有合之衣類等品々盜取、稼山へ持歸り相改候處、金十六兩有レ之間、九左衞門幷甚四郞彌七源兵衞致ニ配分一、右燃殘之火取散候物に火移り居宅致ニ燒失一候、右之通人を殺、金子衣類盜取り候段重々不屆に付、九左衞門儀者其所において磔、甚四郞彌七其所において獄門可ニ申付一哉と相伺、其通被ニ仰渡一、源兵衞儀は金子配分取候迄にて、人殺の手傳不レ致に付、重追放可ニ申付一哉と相伺

御差圖　闕

元文四未年九月御仕置之例
廻り場村々へ無盡相賴共上燒印札改として錢取上候もの御仕置之事

相州下倉村
御鷹匠方野廻り
忠左衞門

此忠左衞門儀相州鎌倉高座兩郡廻り場五十九ヶ村名主共へ申談無盡相賴、金子を取立置返しも不レ致、其上御鷹匠頭より申渡も無レ之處、燒印之札改候由にて鳥目取候段、役儀勤ながら不屆に付、重追放可ニ申付一哉と相伺、其通被ニ仰渡一候事

寬保二戌年十二月御仕置之例
出家人を殺候に無レ紛所詮議之上不レ及ニ白狀一候得共一件之者及ニ白狀一候に付出家御仕置之事

武州下濱田村

古義眞言宗
吉祥寺

此吉祥寺儀同國小金井村六右衛門兄五右衛門儀、當春金子無心申候故貸遣候處、其以後も罷越押て借受度旨申あばれ候間、不屆者故追ひ出し候得とも、生死之儀不ㇾ存旨吉祥寺申といへども、同村源藏店酒屋平六方に五左衛門酒に醉臥罷在候を、吉祥寺繩をかけ寺へ連來り、脇差之むねにて打殺候を召仕門兵衛見屆、其上盜賊入候よし爲ㇾ呼村中集り候節、平六源藏へは兼て五右衛門心易參り候間、親類寺に參り候得共沙汰仕間敷旨申聞、組頭與一右衛門百姓與右衛門へも詮議之節、强さ拷問に逢候とも殺候儀ハ相隱し追拂候由可ㇾ申張ㇾ間、村中のものどもへも右之通心得罷在候樣、吉祥寺相賴候旨右兩人も申ㇾ之、死骸召仕どもに申付、俵に石を入くゝり付利根川へ捨させ候段、召仕幷村方之者嚴敷拷問申付候へども不ㇾ及ㇾ白狀ㇾ候、然れども右之通吉祥寺無ㇾ紛相見へ候、死罪可ㇾ申付ㇾ哉と相伺、其通被ㇾ仰渡ㇾ候事

寬保三亥年八月御仕置之例
高門之擬寶珠兩度盜取候もの幷乍ㇾ存不ㇾ差留ㇾ女房御仕置之事

駿州淺間宮中
九左衛門
同人女房

しゆん

此九左衞門儀淺間山高欄之擬寶珠兩度盜取候段不屆に付、入墨之上中追放、しゆん儀右之始末存ながら不㆓差留㆒段㆒不埒に付、所拂可㆓申付㆒哉と駿府町奉行相伺、其通被㆓仰渡㆒候事

寛保三亥年十二月御仕置之例
亂心にて火を付候女咎之事

甲州藏田村
金右衞門娘
はつ

此はつ儀五年以前致㆓亂心㆒候處、本性に相成り勤番佐々井仁右衞門方に勤候處、火事有㆑之候得ば、人々騷ぎ候事不圖面白存、夜中木綿切に火を包み、仁右衞門居宅幷庇葭垣等へ四度迄挾置、煙甚敷度々主人幷傍輩ども爲㆑知候、然ども燃付候程の事は無㆑之、盜色欲之筋無㆑之、又は家內恨を含候儀にても無㆑之、狂氣に紛無㆑之旨甲府勤番支配相伺

御差圖
當分牢內へ差置親金右衞門咎差免しの上、金右衞門幷金右衞門弟彥兵衞へ相渡し、押込置候樣可㆓申付㆒旨被㆓仰渡㆒候事

右同斷
一旦亂心いたし候女を奉公に出し候親幷受人御仕置之事

甲府藏田村
はつ父
金右衛門
金右衛門女房
いわ
同人弟
彥兵衛

此者共儀金右衛門娘はつ儀一旦致₂亂心₁候處、奉公に差出し、彥兵衛儀は差留候心付も無ㇾ之、受人に立候段不埒に付、金右衛門彥兵衛は三十日も手鎖、或は急度叱り置可ㇾ申旨勤番支配へ被₂仰渡₁候事

延享三寅年二月御仕置之例
投餌場にて鐵炮持居候者を捕候もの御ほうび之事

下總國井戸野村
野廻り
喜太郎

此喜太郎儀同村にて鐵炮持居候、無宿新兵衛幷荷物儀兵衛を召捕訴出、吟味之上鶴雁打候に無ㇾ紛

候間、新兵衞中追放、儀兵衞儀は被レ雇候迄に付、敲之上門前拂被二仰渡一候

右喜太郎儀投飼場にて鐵炮打召捕候に付、御褒美として白銀十枚可レ被レ下哉と相伺、其通り被二下置一候事

延享三寅年十月御仕置之例

非人虛無僧を打殺候御仕置之事

下總國下高井村

非人　三　助

此三助儀同國臺名村へ物貰に參候處、虛毛僧之霞隨執行に參り懸り、名主五郎兵衞方にて及二口論一、霞隨尺八を以三助頭を打敲疵付候處、五郎兵衞留守故父文右衞門罷越、霞隨之旨申三助をも叱り候處、傍輩非人五兵衞參り、霞隨を宿下高井村へ參可レ立旨申レ之、霞隨を連行候迚、臺名村外れにて三助五兵衞兩人木刀を以霞隨を打殺、死骸川へ捨候段、非人の身として別て不屆に付、三助は口論の相手故死罪、五兵衞は手傳の儀に付遠島被二申付一哉と相伺、其通被二仰渡一候事

延享三寅年十月御仕置之例

非人虛無僧に被二疵付一候儀に付不埒の取計いたし候もの御仕置之事

下總國臺宿村

名主五郎兵衛父

文右衛門

此文右衛門儀虚無僧霞隨と非人三助口論之上、三助疵付られ候儀に付　傍輩非人五兵衛虚無僧を宿へ連行、譯可ニ相立ー旨申處、霞隨を留置不レ申、五兵衛へ渡し遣し、殊に送人をも不レ附故、霞隨被ニ打殺ー、文右衛門不埒之仕方に付過料錢五貫文、悴名主五郎兵衛儀は留守にて不レ存儀故無レ構旨可ニ申渡ー哉と相伺、其通被ニ仰渡ー候事

延享三寅年十一月御仕置之例

出家を致ニ打擲ー相果候と存外へ捨候處存命に罷在候者其仕置之事

武州久我山村

新六

此新六儀同國大宮所新田彌五兵衛、同村光明寺方より立木を書入、十日限之約束にて借り受候金子之證文相立候處、日限段段相延候に付、光明寺及ニ催促ー、金子不ニ相濟ー候はゞ、書入候立木を伐可レ申旨にて新六所を罷出候間、木を爲レ伐候ては難レ成候に付、彌五兵衛新六追欠光明寺を致ニ打擲ー候所近所之ものども駈集、新六庭にても又々大勢にて致ニ打擲ー候へば、其所に倒れ候に付相果候と存じ、富山へ持參捨置候段、金子の證文に相立候上は致方も可レ有レ之處、初發口論仕出し、再催促に及び

打擲、其上宮山へ捨置候段不屆に候へども、光明寺存命にて罷在候間、新六儀遠島可ㇾ申付哉と相伺

御差圖

死罪

但彌五兵衞は吟味之內牢死

延享三寅年十一月御仕置之例
荷擔致し出家を致ニ打擲ㇾ候得ば出家不ニ相果ㇾ相手御仕置之事

武州久我山村

三郎兵衞

久之丞

半六

此者共儀同村光明寺方より同國大宮所新田彌五兵衞借り請候金子返濟滯候儀、彌五兵衞幷同村新六及ニ口論ㇾ光明寺を致ニ打擲ㇾ候節、荷擔いたしとも〳〵光明寺を及ニ打擲ㇾ候段不屆候へども、光明寺存命罷仕候間、三人ともに所拂可ニ申付ㇾ哉と相伺、其通被ニ仰渡ㇾ候事

延享三寅年十一月御仕置之例
橫取致し候ものを殺候御仕置之事

上總國藏並村

茂　平　次

此茂平次儀無宿傳兵衛染木綿壹反中取致し候とて刺殺、村役人どもにも不㆓相屆㆒溜に捨候段、致方も可㆑有㆑之處不屆に候へども、傳兵衛儀前方も盜致し村方致㆓逐電㆒親類ども久離致し候不屆ものゝ儀に候間、茂平次下手人に不㆑及、重追放に可㆓申付㆒哉と相伺、其通被㆓仰渡㆒候事

延享三寅年十一月御仕置之例

人殺之手傳は不㆑致候へども死骸取捨候もの御仕置之事

上總國藏並村

清　兵　衛

此清兵衛儀無宿傳兵衛染木綿壹反中取いたし候とて、同村茂平次刺殺候節、手傳は不㆑致候得ども、最初口論之節不㆓取押㆒、殺候旨村役人にも不㆑屆、茂平次倶々死骸濱邊へ捨候段不屆に付、輕追放可㆓申付㆒哉と相伺、其通被㆓仰渡㆒候事

延享三寅年十一月御仕置之例

當座之口論之上百姓を打殺候穢多御仕置之事

備中國吉田村

穢多三郎兵衛悴
龜　太　郎

此龜太郎儀同國關戸村百姓吉右衛門と、米代幷質物取引之儀に付及二口論一、庭に有レ之候石を右吉右衛門に打付候處、當り處惡敷相果不屆に候間、下手人可二相伺一者に候へども、穢多の儀に候間死罪可二申付一哉と相伺、其通被二仰付一候事

延享三寅年十二月御仕置之例
重き申掛いたし其上似せ判致し候出家御仕置之事

上總國根本村に罷在候
地　　空

此地空儀廻國往來手形に僞候儀認、弟子幷村役人の判を拵押、其上根本村彌陀堂に罷在候節、浮說申觸人集メいたし、右之儀を同村權兵衛異見いたし候を憤り、何方にて取失候哉聢と不レ覺書物、幷所持不レ致、金子權兵衛盗取候趣申立、殊に不二貸置一金子を貸置候樣、品々僞之儀申掛、重々不屆候へども、往來手形之儀廻國の先々にて相果候節、取置くため致し候儀にて、物取之筋にも無レ之、人に難儀にも成候儀も無レ之、然ども權兵衛、品々申掛いたし候段不屆に付、重敲の上重追放可二申付一哉と相伺、其通被二仰付一候事

延享三寅年十二月御仕置之例
其身幷忰共へ官名を付系圖書記し置候者御仕置之事

本多左京下屋敷に罷在候
浪人　本多縫殿右衛門
同人惣領　同　大三郎
同人二男　同　大内藏
同人三男　千葉右馬之助

此縫殿右衛門大三郎逆心ヶ間敷致二巧事一候儀は無レ之候得ども、一分之樂み可レ致と、縫殿右衛門は大炊助、大三郎は左兵衛佐、大内藏は駿河守、右馬之助は千葉上總介、又は能登守と官名を付、系圖の末へ縫殿右衛門書記し置、大三郎は右體の儀差留不レ申不屆至極に付、兩人ともに遠島、大内藏右馬之助儀者若年故何にても巧事の咄承候儀無レ之由申候へども、兩人とも官名を付系圖に書記置可レ申由、縫殿右衛門申聞候處、若年とは乍レ申不二差留一縫殿右衛門に任せ置候段不埒に付、本多左京へ相渡し、徘徊不レ仕樣に可二申付一哉と相伺、其通被二仰渡一候事

延享四卯年五月御仕置之例
抱之食賣女首縊相果候處僞成儀ども取拵候者御仕置之事

品川歩行新宿
旅籠屋
五左衛門

此五左衛門抱食賣女きん相果居候を、傍輩女ども見付爲レ知候處、御定を背過人數抱置候儀を相包み、下男九兵衛見付候よし申立、殊にきん御法度の衣類を著致し候故、木綿物に著せ替、首縊細紬腰帶も取除、蚊屋の釣手を差置、首縊候をおろし候哉と評議も致候上は、始終有體に吟味可レ願處、自分へも吟味懸り候故、きん白き衣類を著し相果候よし、きん客喜平と相對いたし候趣に追訴差出し、様々僞成儀ども取拵、召仕どもへも口を合せ候樣申合、公儀を掠候段巧成仕形重々不屆に付、輕追放可二申付一哉と相伺候處、御仕置不當之旨御尋有レ之、猶又評議の上遠島可二申付一哉と相伺、其通り被二仰渡一候事

延享四卯年五月御仕置之例

一處に臥り候食賣女首縊相果候を吟味之節も僞候男御仕置之事

芝松濱町
釜屋權右衛門召仕
喜平

此喜平儀品川歩行新宿旅籠屋五左衛門抱之食賣女きんと致二口論一候處、喜平熟睡いたし候内、きん首縊相果候を見付候はゞ、早速五左衛門へ爲レ知可レ申處、左候ては歸し申間敷と存じ、きん死骸引お

ろし臥り候體に拵龍歸候段、先達て吟味之節一向不ㇾ存旨僞り候段重々不屆に付、重追放可二申付一哉
と相伺、其通被二仰渡一候事

延享四卯年六月御仕置之例
遺恨を以謀書いたし候者御仕置之事

常州中西村
清左衛門

同國島名村
神宮寺
心海

此者共儀年貢未進有ㇾ之候に付爲ㇾ償、地頭より所持の田畑取上候處、右始末中西村組頭善右衛門仕業にて可ㇾ有ㇾ之と遺恨に存居候處、出入之儀有ㇾ之、善右衛門清左衛門江戸表へ出旅宿いたし候内、善右衛門儀用事有ㇾ之在所へ立歸候砌清左衛門へ印形預け置候に付、右遺恨有ㇾ之故、不慮に善右衛門へ被ㇾ掛二難儀一と存、白紙へ善右衛門印形を押置候處、取上田地之儀に付神宮寺及二相談一候に付、右印形を神宮寺へ遣し年貢受取之謀書證文謀判致し候樣に申教、其座に居合候同村忠兵衛へも口塞として是又印形遣し、他人の仕業を以善右衛門へ難儀をかけ、自分の遺恨を可ㇾ晴と巧候段重々不屆至極、且神宮寺儀も清左衛門へ相談の上、善右衛門印形有ㇾ之白紙を清左衛門方より貰受、清左衛門任

レ申旨年貢受取手形致ニ謀書一段巧成仕形、出家に不ニ似合一、別て不屆に付、兩人とも引廻しの上淸左衞門は獄門、神宮寺は死罪可ニ申付一哉と相伺、其通被ニ仰渡一候事

右同斷
謀書可レ致とは不レ存候得ども村役人の印形白紙へ押候を貰ひ候者御仕置之事

常州中西村
忠　兵　衞

此忠兵衞儀同村淸左衞門方へ參候節、同國島名村神宮寺參會、淸左衞門持居候同村組頭善右衞門印形有レ之白紙を神宮寺へ遣し、年貢受取證文之謀書謀判いたし候樣淸左衞門敎申候節、忠兵衞も右印紙吳候間、入用に無レ之旨申斷候へども、神宮寺勸めに付貰置、其後神宮寺望に付右印紙遣候段重々不屆に付、遠島可ニ申付一哉と相伺、其通被ニ仰渡一候事

寛保二巳年三月御仕置之例
師匠に手疵爲レ負候ものを敲候處其後相果候に付出家御仕置之事

下總國古河横町
本成寺弟子
惠　量

此惠量儀師匠本成寺へ本多中務大輔方足輕瀨賀兵助罷越候處、醉之上本成寺へ疵付押臥罷在候に

付、可ニ引分ト存、右惠量半鐘の撞木にて敲候處、其後役人ども罷越召連歸候以後兵助相果候、然る處不成寺疵被レ付候故、一命をかけ可ニ引分一と致候段、無ニ餘儀一事に候へども、兵助相果候に付所拂可ニ申付一哉と相伺、其通り被ニ仰渡一候事

寛延二巳年四月御仕置之例

武士出家之御構場所へ國々を構追放申付候百姓御仕置之事

但州伊蒔村

六郎兵衛

此六郎兵衛儀去る丑年僞候儀品々申立、不届に付中追放に成候以後、追放赦免のよし申觸し、宗旨人別帳へも可レ加所存にて名を改め村方へ罷歸り、六郎兵衛儀先年百姓共へ貸置候米銀可ニ取返一工面致し、其上六郎兵衛女房引受候小作米爲ニ相滯一、女房方に蓄居候内被レ捕候、右之始末不届にて、武士出家等追放構之國々を構、重追放可ニ申付一哉と相伺、其通被ニ仰渡一候事

寛延二巳年六月御仕置之例

女房法外之儀有レ之候に付切殺候もの之事

下總國西親野井村

藤兵衛

此藤兵衞妻いら短慮物にて、藤兵衞へ對し度々惡口いたし候事も有ㇾ之候、藤兵衞儀稻刈に出中食給に歸り候處、早く歸り候段不埒之由いら惡口いたし候に付、藤兵衞叱り候處、口惜しく候はゞ切候樣いら申ㇾ之居直り候間、殘念に存脇差取り出しいらを切殺、藤兵衞は自害仕損候、然る所いら母親類ども藤兵衞助命之儀相願候へども、いら口答致し候とも致方も可有ㇾ之處、切殺候段不屆に付、下手人可㆓申付㆒哉と相伺

御差圖

いら儀夫へ對し法外之事どもにて、いらを切殺し候儀に候間、下手人に不ㇾ及、構無ㇾ之旨被㆓仰渡㆒候事

寬保四未年三月御仕置之例
俗人十念口傳之儀數人へ傳授禮物を取候もの御仕置之事

大坂北久太郎町五丁目
大和屋　宇右衞門

此宇右衞門怪敷宗門にては無ㇾ之候へども、俗之身分として十念口傳之儀數人へ傳授いたし、禮物を取候儀不埒に候、然ども以來可㆓相止㆒由申ㇾ之に付、其旨證文申付佛檀佛具取上、輕追放可㆓申付㆒哉と大坂町奉行伺

御差圖

重追放

寶暦二申年六月御仕置之例

他家へ勤候女と致ニ密會一候上親元へ參り貰ひ掛候男御仕置之事

落合五左衛門家來
鈴木郡次

此郡次儀他屋敷に致ニ奉公一居候もんと艷書取替し候上、右屋敷へ夜中罷越致ニ密會一、もん暇出武州長崎村もん親三右衛門方へ引取置候處もんを貰に參り、其後傍輩平野勇助幷早稻田町忠右衛門店浪人吉野治助を賴押て貰懸、勇助治助も百姓どもに打擲に逢候儀旁不屆に付、中追放可ニ申付一哉と相伺、其通り被ニ仰渡一候事

寶暦二申年八月御仕置之例

村役人へは下人之由申僞り宗旨證文出候もの御仕置之事

甲州穴山町
八右衛門

此八右衛門儀不埒有レ之髮結左七を圍ひ置、名主へは人主受人も有レ之、受狀取置候下人之由僞を申聞、宗旨證文差出し不屆に付、輕追放可ニ申付一哉と甲府勤番支配相伺

御差圖

重追放

寶暦二申年九月御仕置之例
兩人にて石を投付打殺候處何れの石當り相果候哉不レ分者御仕置之事

奥州佛濱村百姓
長作養子
甚兵衛
百姓
利三郎

此者共儀甚兵衛養父長作方へ下櫻井村理右衛門度々參、博奕打候樣長助へ勸候儀を甚兵衛不届に存、重て參間敷旨申候より及二口論一候處、理右衛門儀中直りに酒給可レ申旨申出し、其節同村利三郎參合候間、三人連立同村酒屋へ罷越し酒を給、三人とも醉候て同村濱邊へ罷越候節、理右衛門最初の儀を申出し摑合、甚兵衛利三郎石を以利右衛門へ打付候處、當り處惡敷同人相果候間、兩人にて死骸を埋め、石を投付候砌闇夜の儀故、何れの石當り相果候哉之旨兩人共申候に付、甚兵衛儀は下手人、利三郎は遠島可二申付一哉相伺

御差圖

兩人共遠島

寛保三酉年十月御仕置之例

致ニ勾引一御關所之外とも不レ存山越いたし候女之事

信州上ヶ谷村百姓
彦八娘
ろく

此ろく儀被ニ勾引一、何者に候哉旅籠に屋四五日罷在、夫より不ニ見知一男差添山駕籠に乘せ、右駕籠に莚を懸け、往來の道筋不レ見樣に致し所々連行、坂本宿にて損致し候間、二三十年も可レ賣由申談、何者に候哉ろくを差置、右附添候男は歸り候間、夜中逃出し上州水沼村又兵衛方へ逃込候旨申レ之、御關所外山越致し候哉も一向不レ存事に候へば、御構無レ之親彦八へ可ニ相渡一哉と相伺、其通被ニ仰渡一候事

地方落穗集追加卷之三 終

地方落穗集追加卷之四目次

地方落穗集追加卷之四

八州廻り方へ御取締向ヶ條被二仰渡一書

此度關東在々取締向御用掛自分共へ被二仰出一、出役一體の人數割合、右出役の者江戸表詰合中は、評定所奉行所御用次第、奉行所手附出役之振合を以罷出、在出の儀は是迄之通可二相心得一旨被二仰渡一候間、以來心得の儀申渡候

一　兼々被　仰渡之通無宿にて徘徊いたし候ものども、幷有宿にて農商渡世は表向にて、內實は博奕を業といたし、或は强勢成る風俗にてゆすり等致し步行候ものを召捕、良民安堵に農業爲ㇾ致候御仁惠の御趣意に有ㇾ之、遺恨等にて人を害し候もの內分に成り居候とも、右被ㇾ殺候親族も不ㇾ訴出ㇾ段、仔細も可ㇾ有ㇾ之儀、不ㇾ輕御仕置に可ㇾ相成ㇾとは乍ㇾ申、舊惡の儀を風聞のみにて、强て穿鑿候筋に無ㇾ之、都て引合等大勢相成候者不ㇾ好事にて、全良民の害に成の害に成候ものを專一に心懸、可ㇾ召捕ㇾとの儀銘々相心得、相互に羅合召捕候儀は不ㇾ宜、一同申合御取締行屆候へば、縱令壹人も不ㇾ召捕ㇾ候迚、不精と申筋に無ㇾ之候處、兎角本文人數召捕候へば、何となく振合宜と手柄に心得、召捕候ものを宿方又者大名の牢內へ數日預ヶ置、尙又外の捕者へ手を懸、出役いたし候樣成行、自ら囚人多人數に相成、差出方も及ㇾ延引ㇾ候哉に付、兼て御達の趣壹人召捕候はゞ、其場にて糺方取調候はゞ、兩三日には出來可ㇾ申候間、可ㇾ成丈宿場等へは不ㇾ差置ㇾ樣可ㇾ致候、尤無ㇾ據子細にて手間取候はゞ、召捕候月日、囚人預ヶ場所は勿論、右の譯合自分どもへ申越し被ㇾ置候樣可ㇾ被致候

一　出役之節重に宿方町場等に止宿罷在り、遠方邊鄙の在々は兎角相廻し不ㇾ申趣は、惡黨ども宿町最寄り徘徊いたし候故の儀にも可ㇾ有ㇾ之候得ども、出後罷在り候節は其場を逃去り、在々において惡黨いたし候に付、以來出役申合廻り場所兼て手分けいたし、關八州無ㇾ怠慢ㇾ廻村いたし、手遠候場所御取締り行屆候樣可ㇾ被ㇾ致候、右の通りにても出役十人の內、八人にて手廻り可ㇾ申候間、定式二人ツ

ッ江戸に相殘り、評定所奉行所御用承り、御差急捕物等被㆓仰出㆒候節、早速出立いたし候様兼て申合せ可㆑被㆑置候

一　出役の節、道案內と唱へ、手先の者召仕ひ候儀、是迄度々被㆓仰渡㆒も有㆑之候故、銘々人數を撰み候儀には候へども、一體惡黨ども手先に遣ひ不㆑申候ては、穿鑿も難㆓行屆㆒故、無宿どもを手に付候儀も有㆑之哉の處、無宿は勿論有宿にても手先相勤候ものは、御用筋相勤候御威光を以て平日横行いたし、出役のもの手を離れ候節は、長脇差を帶し博奕渡世のものよりふせぎと唱へ、金錢申受見逃しにいたし遣、囚人ども預置候村方番人どもへ捕繩責繩等をよらせ、出來形宜しからずなど六ヶ敷申懸、金錢又は酒食をねだり取候もの有㆑之趣、以來手先のもの精々相撰心付、無宿者等は決て不㆓召仕㆒樣可㆑被㆑致候、尤召仕候者名前取調申聞可㆑被㆑置候

一　囚人吟味取調候節、宿々三四十日も逗留罷在り、宿方及㆓難儀㆒の趣、且惡黨も召捕候節も、吟味取調手廻兼候趣を以、小もの幷手先のもの計にて捕方に差遣候儀も有㆑之趣、自然と御威光薄く、惡黨ども手向致し候儀度々有㆑之、又は心得違候者行先にて不埒の儀等致間敷とも難㆑申、以の外の事にて、今般取締方別段被㆓仰渡㆒も有㆑之候間、以來精々可㆑被㆓心得㆒候

一　出役の節股引著用廻村可㆑致處、白衣著流しに相成、自分駕籠持參往來致し候ものも有㆑之趣、尤召捕方時宜に寄姿を替、又者晝夜數十里奔走の節は、宿駕籠等に乘候儀は有㆑之間敷事に付、以來廻村

中は股引著用致し候樣可ㇾ被ㇾ致候

隱密御用被ニ仰付ー候趣意之事

召捕者隱密御用等の儀、奉行衆御直御差圖被ニ仰渡ー、又は出役のものより御直に申上候儀是迄不ㇾ少趣之處、今般評定所御奉行所へ被ニ召出ー候、膝元近く罷在候儀を平日自誇いたし、銘々役所向へ對し輕蔑有ㇾ之樣成行候ては、自然と出役先にても御威光を以我意の取計向有ㇾ之、無理に相當り、銘々自分にも障り候儀に付、以來心得違無ㇾ之樣相愼可ㇾ被ㇾ申候、尤此上隱密御用等都て御直に被ニ仰渡ー候趣、其度〲自分へ申聞置出立可ㇾ被ㇾ致候

一　御用筋の儀元〆迄申立置候向も有ㇾ之候處、殊に寄地方御用差障りの節、自分共へ申聞置方遲々いたし候儀も有ㇾ之候間、以來は直に申聞、其段引受候ものへも申談置候樣可ㇾ被ㇾ致候

一　新規出役のもの前々の書物等は勤來の趣の處、左候ては場所先の儀不案內にて、道案內等の者申に任せ候儀も間々有ㇾ之、自然手違等も有ㇾ之哉に相聞候間、以來古役の者師匠番相立、兩三ヶ月も一同廻村爲ニ見習ー、取計區々不ニ相成ー樣可ㇾ被ㇾ致候

一　出役の節召連候者定人數の儀、右迄に御用向も無ㇾ之は、多人數召連宿々に止宿、木錢米代拂候ては人數丈け不ニ相拂ー向も有ㇾ之哉に相聞、一體御取締は大切の出役にて、縱令武家にても非分の取

計、御法度筋に拘り候儀は、其筋御伺之上理非相糺候趣に付、正直を第一に致し、諸人の氣受宜樣可ㇾ致候、惡敷風俗を良民の風俗に移し候樣成行候ては、教諭行屆不ㇾ申候間、以來右體の風俗無ㇾ之樣宜敷相愼み、召連候もの人數減の儀は勿論、止宿の節一飯たりとも木錢米代拂落無ㇾ之樣可ㇾ被二取計一候

一　無宿囚人賄方の儀は、番村方より賄致し來り候よしの處、宿方より一飯錢貳百文位受取り候よし、左候へば一泊一晝にて六百文に相當候に付、宿々糺の上相當の飯料相定、區々不二相成一候樣、宿村の爲に相成候樣可ㇾ被二取計一候

但囚人ども宿村の節、食類好嫌我儘の趣相聞候間、番人ども計に不二仕置一聊たりとも失費不二相掛一、村々爲に相成候樣可二心得一候

一　囚人月代の儀場所に寄不相當の代錢受取り候よしに付、右體無ㇾ之樣可ㇾ被二取計一候

一　囚人駕籠の儀場所に寄諸職人共、囚人は不ㇾ成抔と申成し、不相當の駕籠代錢受取り、駕籠差出し候、村方難儀の趣相聞如何の儀にて、惡黨召捕候は良民へ對し害と成候間、右のもの安堵に家業等も可二相成一爲に候御仁惠に付、職人ども儀も難ㇾ有相心得諸色代受取、手間代等はたとへ不二受取一候共可ㇾ然筋の處、右體の儀は不ㇾ宜に付、以來糺の上教諭いたし、格別下直に出來、村の爲に相成候樣可ㇾ被二取計一候

一　囚人掛縄の儀囚人壹人に付縄壹筋番村へ申付候はゞ可レ然筋の處、數日取調中代番村毎に申付相聞、右囚人取調遅速にて、壹筋にては差支の程も難レ計に付、壹人にて二筋之外取不レ申樣に可レ被ニ申合一候

一　囚人取調の節、宿村の内一所に數日逗留致し、諸雜用多相懸難澁の趣、支配領主役人へ申立候向も有レ之由に付、數日逗留無レ之樣可レ被ニ取計一候

一　宿町村に廻村の節、定式に酒肴菓子等差出し、中には役人等相手に酒宴ヶ間敷儀致し、不取締の次第相聞候、御取締御趣意忘却いたし、下々より非を受候者有レ之哉に付、以來遊興ヶ間敷儀は勿論、下下に至る迄御定の通り、馳走ヶ間敷儀不レ致樣村々廻村の節取極、宿村の爲に相成り候樣急度申合可レ被ニ取計一候

一　出役の者召連候者ども、花麗成衣類著用致候樣に相聞、左候ては外御取締之方に拘り候間、以來風俗相直させ可レ被レ申候

一　銘々身分の儀自分共進退にて、奉行衆取手と心得、身分願筋の儀を直に奉行衆へ申立候筋に無レ之間、以來御用は格別、身分に付願筋は自分どもへ可レ被ニ申聞一候

右者是迄追々申渡置、取締方行屆、各精勤被レ致候儀に付候へども、今般改革に付、尚又取締心得方申渡置候、萬一此上取計方如何の儀有レ之候へば、自分共評議の上、無ニ用捨一出役交代申付、急度及

沙汰レ候間、心得違無レ之樣相愼、勤功可レ被レ致候事

文政十亥年
御取締御加役方より被二仰渡一御受書左の通

差上申一札の事

近來無宿共長脇差を帶し、又者鐵炮等持步行、在々所々に於て及二狼藉一、且右を見眞似百姓廻り人どもの內にも長脇差を帶し、同樣の所業致すもの有レ之、是迄追々御仕置被二仰付一候へ共、猶不二相止一增長いたし、黨を結び押步行候趣に付、先般右體鐵炮等携候者は勿論、長脇差等を帶し、又は所持いたし步行致し候者共は御召捕、惡事の有無、無宿有宿の差別なく死罪、其外重科に可レ被二仰付一旨御觸有レ之、右の趣銘々支配限領主地頭より觸爲レ知、承知の上小前末々へ村役人共精々申諭、世話可レ致儀には候へども、右體嚴敷被二仰出一候者、百姓風俗を直し、惡敷風俗に不レ移樣との御仁惠に付、難レ有仕合可レ奉二承伏一、良民の彌害に相成候者は不二捨置一、村役人幷小前一同申合搦押へ、其支配領主地頭、又ハ御取締次第御廻村先々へ差出、聊心得違不身持の者共へも厚利害申諭本心に立歸、家業出精致し候樣、專らに心掛丹精いたし、若其上にも不レ得二止事一不身持に候はゞ、是又御廻村先へ密に御訴可二申上一、此上惡者ども徘徊致し候はゞ村々役人ども制方不行屆故に付、其品に寄宜敷御取計可レ被レ成事

一 村々の內惡者徘徊致し、又は無商賣のもの差置候はゞ、村役人は勿論、小前末々のもの、五人組

前書不㆓相辨㆒、農暇又者休日毎々村役人共爲㆓讀聞㆒、急度相守可㆑申候事

一　近來世上一統とは乍㆑申、就㆑中關東筋村々別て奢に長じ、神事祭禮婚禮佛事等前々より格別に相成、入用多相掛困窮難儀に及び候趣に付、村役人ども精々申合、質素儉約に專取計ひ可㆑申候事

一　於㆓在々㆒歌舞伎手踊操り芝居相撲の外、都て人集ヶ間敷儀は前々より御法度の處、近來猥に相成り、所々にて芝居等相催候趣相聞、是迄御仕置被㆓仰付㆒候向も有㆑之處、未㆓相止㆒、芝居催候跡にて被㆑及㆑聞候共、右催候者は勿論、芝居道具貸遣し候者迄も嚴敷御糺の上、其筋の御差圖被㆑成候に付、村役人共においても、小前末々迄差圖可㆑申事

一　近來小前末々のもの共心得違にて、農業を怠り商を專らに致し、田畑作り餘り、高持百姓及㆓難儀㆒候由に付、農家にて商賣いたし候者、自然其所奢に長じ候基ゐ、不㆑宜事に付新規に商ひ相始候ものは勿論、追々相止候樣可㆓心掛㆒事

右の趣精々御利解有㆑之、一同承知奉㆑畏候、然る上は此後無㆑怠小前末々へ申聞、無㆓異失㆒相守り可㆑申候、萬一等閑にいたし置、無商賣のものに店貸置候か、又は惡者之宿等致し差置候もの有㆑之候はゞ、當人は不㆑及㆑申、親類組合村役人一同何樣にも可㆑被㆓仰付㆒候、仍て御請印形差上申處如㆑件

文政十亥年四月

本庄宿最寄村々
組合六拾七ヶ村連印

八幡町
兒玉村最寄村々
組合四拾壹ヶ村連印

關東向御取締御出役
山田茂左衞門御手附
吉田左五郎殿
山本大膳樣御手附
河野啓助殿
吉田平助殿
柑本兵五郎樣御手附
脇水武左衞門殿

右之通御教諭の御受書被仰付無宿惡もの差出、諸入用組合村高割成丈け手輕に差出し候樣被成下候、若百姓諸職人町人等其身風俗を失ひ、諸之惡事に携終に無宿に相成、又は及潰候ものも、良民の風俗に歸し、萬端質素に家業出精永續いたし候樣にとの御仁惠、難有仕合奉存候に付、組合村々格別に差はまり、惡敷もの不出來樣奢を防ぎ、取り締り行屆、右御仁惠忘却不仕候樣村々申合、左の通

一　前々從公儀被仰出候御法度の趣、彌以堅相守可申候事

一　今般改て組合相立候上は、小組合大小高之增減に隨ひ、三ヶ村五ヶ村六ヶ村組合候上者、都て規定能相守、若相背候村方は御取締樣方御廻村先へ密々御訴、御調受可申候事

一　宿町村々の內、惡者の店貸、又は宿致候者有之に付、其所の者は勿論、近村のもの迄良民の風俗惡敷成惡事に携候間、右躰の者幷無商賣の者、決て村々へ差置不申、常々村役人心付、万一隱置

候はゞ、密々御廻村先へ御訴申上候か、又者組合村方に搦捕其筋へ差出し、諸雜用の儀は惡黨者差置候當人五分、組合三分、殘二分は其村高割、當人困窮者にて雜用難二出來一候節は、組合親類より差出し、居村にて差出し候節は、番人足飯料とも組合村高割、囚人差出入用は、店賃又は宿致し候當人七分、組合三分過怠として爲二差出一可レ申事

一　無宿長脇差の外、火附盜賊人殺等、總て惡黨ども村方へ立入候節は、村役人は勿論、居懸り候ものども早々手配申合差押候、若又黨を結び大勢にて手餘候節は、小組合へ觸爲レ知、手勢相集差押、不二取逃一樣手當の上は、村役人幷總代差添、惡事の輕重巨細書付、前條被二仰渡一書付の趣を以差出し。諸入用は組合總高割可レ致事

但諸入用の儀御出役樣方へ申上置、高割可レ致事

一　右有宿之惡もの御召捕相成か、又は村方にて差押候か、他村にて差押候とも、諸入用は人別の村方より、前三ヶ條目振合を以可二差出一事

一　浪人船こぼれ等の類、村方へ立入合力を乞候節、是迄差遣候に付、追々に申僞り罷越候間、大小帶候者は勿論、脇差等帶し候者へ一錢の合力は不二差遣一、一夜たりとも宿貸不レ申、若不法狼藉の仕形等有レ之候はゞ留置、村方より手繩の人足差出し差押候、差出しの儀も四ヶ條目の通取計可レ申、且浪人其外實々難儀に見受候者合力相賴候はゞ、其時宜に寄當人ども難儀不二相成一樣取計可レ申候事

一　宿町村々の内浪人もの、又者舟こぼれ相對勸化等の宿いたし候者有レ之猥に成候間、以來者當人ども難儀の様子に相見候ものは、得と出所承糺し、村役人へ相達止宿爲レ致、決て猥ヶ間敷儀無レ之様いたし、其上の儀内々宿致し候者有レ之候はゞ、早々御訴申上御調請可レ申候事

一　村々にて强訴徒黨ヶ間敷儀企、又は劒戟を以及二亂妨一候類は、其村方より早々御出役先へ御訴、領主地頭へも可二申立一事

一　博奕幷都て賭之諸勝負前々より御法度の所、近來相弛候よしに付、自今以後組合村々相互に村役人見廻り、壹錢貳錢の取引にても嚴敷相制し、十五歳以下の子供慰に紋付、又は唐こま投錢賭之諸勝負事いたし候儀も、博奕の筋に付村役人は勿論、懇々嚴敷教諭可レ致レ之、是も催候者は幼年たりとも差押差出し可レ申事

一　宿在町村々の内にて博奕道具商賣いたし候風聞有レ之候に付、無油斷相糺可二申上一事

一　在々にて歌舞妓手踊操芝居の外、相撲等前々より御法度の處、猶又今般嚴敷被二仰渡一候間、右躰の儀は勿論、人集ヶ間敷儀決て爲レ致間敷、万一若ものども相催候を嚴敷差留候節、村役人を恨候趣に付、以來は組合村々相互に申合せ、他村より差留可レ申、若相背候はゞ、重立候ものは勿論、同類一同名前書付密々可二差出一候事

一　宿町村々の内旅芝居の者、又は在々百姓ども常々稽古致し、芝居道具拵置、衣裳等質に遣し、又

は神事祭禮の節芝居賣歩行、自然と見眞似相催し候趣に候間、追々右體の渡世いたし候ものゝ品物取上、急度御仕置被ニ仰付一候事に付、村々申合、右體のもの有レ之候はゞ申立、又は爲ニ相止一村役人申付不ニ相用一候はゞ、密々可ニ申上一事

一　神事祭禮風祭等の儀は大造成儀不レ致、村入用不ニ相掛一樣其所役人の差圖を受可レ申、決て村方若ものどもにて不ニ相催一酒食等猥に致す間敷事

一　他所のもの村々へ住宅仕度旨願候はゞ、其者の出所相糺、農業のみにて商ひ向等不レ致者に候はば、出所の村方役人より證文を取置、遠國等は其所役人送り書付無レ之候はゞ、決て差置申間敷事

一　上武兩國の內は所之仕癖にて、小前末々の百姓、幷悴ども神社佛閣參詣、親類好身へ罷越候節、兎角脇差帶し惡しきものゝ風俗を眞似、自然と氣猛に成り、酒狂の上喧嘩口論いたし、脇差にて疵付候儀間々有レ之、以の外成る儀に付、以來は祝儀無祝儀にて、其所にて仕來帶候儀は格別、他所へ罷出候節は、決て爲レ帶申間敷候、無レ據遠方へ罷越候節は、村役人へ斷可レ帶、若相背候者は、其品々取上、村役人へ相預置可ニ申上一候事

一　婚禮の節は貧福の身元に不レ寄、一統一汁壹菜所ニ有合一の者を以輕肴差出し、著類は紗綾縮緬不レ用、村役人は妻子共に絹紬太織布木綿、百姓者布木綿計可レ著、櫛かんざしは銀鼈甲等を不レ用、無レ據親類組合向三軒兩隣限り、大勢相寄り無益の入用相掛、大酒等不レ致、前々御觸相守り可レ申事

但聟取娶取の節否ヶ間敷儀無ㇾ之様、所之役人壹兩人立會、前本文に振れ候儀致し候者有ㇾ之候はゞ、早々其段可ニ申上一事

一 婚禮其外祝儀事に付、若者ども其外吸酒ㇾ名付酒を送り、大勢罷越大酒いたし、遺恨等にて祝儀を妨げ、隣村より聟取の節、通行の村方へ賴と名付、送ざる者へは途中へ若者ども大勢罷出祝儀と名付生子爲ニ差出一、强婬同樣の所業有ㇾ之以の外なる儀に付急度相止、万一是迄の通りに候はゞ、重立候者は勿論、其外名前相糺密に可ニ申上一候事

一 葬禮佛事等も近年花麗相成候間、一汁一菜に限り、酒は決て不ニ差出一、成丈手輕に營可ㇾ申事

一 近來村々の内へ家業出精休日も不ㇾ休農業家業出精、身上向の儀を惡み、又者若者ども百姓町人娘下女等不義致し候抔と申懸ケ、遺恨有ㇾ之若ものは大勢申合附合相省、又は田畑屋敷等へ石碑持込み、或は井戸等へ糠芥下肥抔を打込み、悉く迷惑爲ㇾ致、仲直りと名付社堂へ集り酒食いたし、諸入用爲ニ差出一、不法の所業有ㇾ之趣に付、以後右體の儀無ㇾ之樣に被ニ仰聞一有ㇾ之候に付、急度相愼可ㇾ申、若右樣成儀有ㇾ之候はゞ、重立候者は勿論、同類名前相糺密々可ニ申上一候、若隱置他村より相顯候はゞ、村役人ども何樣とも可ㇾ被ニ仰付一候事

一 浦方山稼の事は格別、其外在々有來りの外、新規の商人決て爲ㇾ致間敷事

一 諸職人共儀申合、手間代を上ゲ候相談いたし候由相聞、以の外成儀にて、手間代引下げの儀は、格

別、引上不二相成一候間、若右様の儀不ㇾ寄二何事一有ㇾ之候はゞ、早々可二申上一旨被二仰聞一候間、村々申合等決て爲ㇾ致間敷候事

一　公用の儀又は村中申合の儀に付、村役人方へ百姓寄り合の節、村入用に掛食物酒肴給申間敷事

一　御出役様方御賄方の儀、不相當の足錢致候趣相聞難儀の筋に付、御定の外決て馳走ヶ間敷儀致さず、縱令他の御用筋御廻村の御方にても、御定の外馳走ヶ間敷儀決て不ㇾ致、村入用相減候様可ㇾ仕事

但御用宿にて村役人酒食等決て仕間敷事

一　村々の内へ御取締様方は勿論、御町方火附盜賊御改方道御案内のもの抔と申罷越し、止宿の上金子等借用致し候もの有ㇾ之趣に付、其所へ止宿は勿論、金子等決て貸不ㇾ申、若强て申者は其所へ留置、其筋へ可二申上一旨被二仰渡一候間、村々申合置候事

一　近年諸國より勸化多難儀致候間、御免勸化幷前々より依ㇾ願、神社佛閣出家社人旦家へ相廻り候儀は格別、其餘の人足又は寄附物等決て致す間敷、縱令壹ヶ國より繼來候とも相斷。萬一强て權威を振ひ勸化を進め候はゞ、其所へ留置き、其筋の御糺受可ㇾ申候事

但諸入用組合へ相談高割可二差出一候事

一　無宿無賴のものども御廻村先にて御召捕、又村方にて同樣差押差出し、御糺の上無宿有宿とも、無罪の者は得と御教諭、改心歸農可ㇾ致旨御見込のものは、慥成引受人御撰御引渡被ㇾ成候間無宿の分は其

所支配御地頭へ村方より相屆、若身上立直不ㇾ申候はゞ、直に取押可ㇾ申旨御沙汰に付、兼て申合置候事

一 村々之內心得違にて農業を嫌ひ遊步行、親類組合村役人異見取用ひ不ㇾ申とて、直に帳外いたさず、組合村役人へ相談異見差加、其上にも不㆑取用㆑候はゞ帳外いたし、聊の心得違有ㇾ之迚後難を恐れ、無宿いたし候者可ㇾ便處無ㇾ之に付、彌增惡事仕成候に付、無宿に不ㇾ致以前、嚴敷敎諭可ㇾ致事

一 御公儀は勿論、御領主御地頭より御構に相成候者、御構之場所へ決て不㆑差置㆑候樣急度相守、立入候もの差押置可ㇾ申候事

一 村々の內へ公事師と唱へ他の貸金を引受、俄之下人に被ㇾ抱御差紙を願、又は出入の腰押等致し、村方を騷立候もの有ㇾ之由、右者不屆の儀に付、右體の者有ㇾ之候はゞ、不㆑隱置㆑密々可㆑申上㆑候事

一 餌差儀近年贋鑑札持參、身すぎの爲御鷹餌鳥御用を權威にかけ、泊り刻限にも無ㇾ之內、村々へ罷越止宿を乞、聊の儀を難澁申懸け、酒代等をねだり候者間々有ㇾ之村々難儀致し、右より正銘之餌差をも惡敷樣にも心得候故、行違少々の事も角立、村々心得方も不ㇾ宜に付、右樣酒代等ねだり候もの有ㇾ之節、入用をいとひ其儘に致し當座の難を遁れ、酒代差出し相濟遣候に付、何となく仕癖に相成、能き事と存右の類多く候間、以來は休泊人足繼立等、定例の通木錢米代人足賃錢受取、諸事差支無ㇾ之樣御用大切に取計、其上前書の通りねだりケ間敷儀申候とも、決て酒代等不㆑差出㆑、重て無ㇾ之樣若不法に及候者は、名前住居幷師匠名前不ㇾ申、又は鑑札も無ㇾ之、贋鑑札等所持のもの共其所へ留置、小組合

相談の上右組合年番へ申達、其上寛政七卯年御觸の趣を以其筋へ差出、諸入用組合村々可レ致二高割一候事

一　御鷹場は勿論、御捉飼場內にて盗鳥致候儀は、前々より度々御觸御座候處、近年村々の內右體の渡世を致し、又は雁々鳥を取候者有レ之趣に付、御糺しの上御召捕可レ被レ成候へども、村役人共より嚴敷小前末々迄申聞、右體の儀有レ之候はゞ密々申上、若隱置他村より申出候はゞ、當人は勿論、村役人ども迄急度御吟味可レ被レ成旨被二仰聞一候間、組合村々相互に申合、右體の儀無レ之樣、急度制方可レ仕候事

一　囚人壹人に付掛繩二房の外上納不レ被二仰付一旨、以來右の通村々心得可レ申候事

　但二房の內壹房は、駕籠差出候節可二差出一事

一　囚籠壹挺に付貳貫文、山駕籠壹貫貳百文迄、右直段より高直に拵間敷旨被二仰渡一候間、相心得可レ申事

　但下直出來候儀は、成丈精々可レ致事

一　囚人飯料の儀壹人壹泊百四拾八文、壹晝七拾貳文、其外相掛不レ申所、有合之の野菜を以一汁一菜に相賄、無宿者組合入用、有宿は其人別の村方より差出可レ申候事

　但囚人好嫌ひ賴事いたし候共聊取用不レ申、强て申候はゞ、御出役樣方へ可二申上一候事

一　一件引合旅籠の儀、壹泊百八拾文、壹晝は七拾二文より高直に不二相成一、夫より下直の儀は勝手次第、成丈減少、所ニ有合一の野菜一汁一菜の積可ニ申合一候事

但米直段高直の節は、其段御出役様へ申立、御差圖直段上ゲ可レ申事

一　組合村々一體の懸り候無宿の者、引合雜用の儀は、可レ成丈減少いたし、聊も餘分の儀無レ之樣取賄、出立歸著等は年番村幷親村役人へ屆、押切印形受け、組合村に高割可レ致事

但無レ謂大勢引合に罷出申間敷事

一　壹ヶ年兩度ヅヽ寄合議定を改候儀は、小組合村の內にて惣代村々へ申談じ、罷出相談いたし、歸村の上村々へ申談じ、成丈多人數不ニ罷出一、諸入用不ニ相掛一樣取計可レ申事

一　惣て家業を專一に相働、親に孝行を盡し、下人は主人に隨ひ、夫婦中能、兄弟親しく、老たるを敬ひ、物毎に心を合、村中區々に無レ之樣取計、取締行屆候樣取計、村役人は勿論、奇特の筋心懸候者は、御廻村の砌可ニ申上一旨被ニ仰聞一候間、忠孝奇特のものは可ニ申上一候事

右は今般御取締筋精々御敎諭有レ之候に付前ヶ條の通申合にて村々厚相心得、小前末々の者へ再々爲ニ讀聞一連印取置自今以後無ニ相違一評定の趣堅相守、萬一等閑に致置惡者等差置候村方は、組合村々內より直に其筋々へ申上候筈、其度々に至り一言の異議申間敷候、仍て爲ニ取替一議定連印致置候處如レ件

支配

誰領分

知行

何寺社領

何國何郡何村

一組限三役人連印

文政十亥年何月

右者今般御取締筋御改革に付、組合村相定候間、組合限り申合、前書四十ケ條の趣を以て、村々區々不ニ相成一様議定致し、此度の御趣意無ニ違失一取締方行屆候樣可レ仕候、依レ之組合村々議定書寫差上申候、以上

何國何郡何村外何ケ村
何郡何村外何ケ村 總代

前同斷

何國何郡何村

名主 誰 印

同 同 同

同 同 同

亥何月

亥 同

亥 同

御取締

出役宛

山田茂左衛門殿
山本大膳殿
　　　　　　　　　　中野又兵衛

先日被二申聞一候御取締出役廻村の節、村々よりの請書案一覧加筆の上、奉行衆へも入二御覧一候處御存寄無レ之、仍て各様御存寄御下ヶ札の廉、幷拙者加筆の廉とも右の趣に相直し、村々より受取候様、右出役一同へ御申渡可レ有レ之旨、從二拙者一御達し申候様、奉行衆被二仰聞一候間、則別紙一冊返却、此段及二御達一候、早々御申渡候様存候、以上

亥五月

朱書

右御達書本紙、六月二日茂左衛門様御手附吉田左五郎持參致し候に付、留置候事

應對　　菊田啓藏

御改革被二仰渡一候に付、御受書案文類

御糺に付奉二申上一候書付　　　　支配

何之誰
領分
知行所
寺社領

何國何郡何村

名主

年寄

組頭與

百姓

誰店

誰

何ヶ年以前何年より渡世仕候

丙戌質取二ヶ年平均一ヶ年

一 金錢 何程

但 金壹兩に付利足何程
錢百文に付何文の利

迯質の外 金壹兩に付利足何程
錢百文に付何文の利

前同斷

一 同　　誰

是は何國何郡何村誰方へ迯質仕候分

〆 何人

右は農間質屋渡世仕候もの、私共より外壹人も無二御座一候、以上

亥月日

右村 質屋 誰 印

差添 村役人 誰 印

關東向取締御出役
山田茂左衛門様御手附
吉田左五郎殿

山本大膳様御手代
河野啓助殿

大田平助殿

柑本兵五郎様御手附
勝谷武左衛門殿

覺

支配
領分
何之誰 知行 歟
寺社領

何國何郡
何村
江戸へ何里

一 高何石
此家數何軒
人別何人
但五街道脇往還筋幷人足相場歟
內 家數何軒 農業一派渡世之分
家數何軒 農間商ひ幷諸職人類渡世之分
內
何ヶ年以前何年より
居村酒渡世 百姓店借 歟 誰
同 大小拵研屋 渡世 同
同 髮結渡世 同
同 湯屋渡世 同
外に

同　煮賣渡世　　　　同　同
同　腰物類商賣渡世　　同　同

右之通相違無ニ御座一候、以上

文政十亥年月日

右村百姓代　誰　印
組頭　誰　印
名主　誰　印

關東向御取締御出役
山田茂左衛門樣御手附　吉田左五郎殿
山本大膳殿御手代　河野啓助殿
大田平助殿
柑本兵五郎樣御手附　脇谷武左衛門殿

乍レ恐以ニ書付一奉ニ申上一候

今般御取締向御改革に付ては、以來御廻村先にて御召捕に相成候もの、又は村方に於て差押候分は、御取調中幷御差立入用向之儀、無宿は組合村々惣高割に致し、有宿は縱令他村にて召捕に相成、或は他

村にて差押候ても、人別の村方より入用差出し、都て村入用多分不二相掛一、手輕に可レ被レ出候樣被二仰渡一右に付ては以來最寄都合宜樣引合、凡四五拾ヶ村組合に相立可二書上一旨被二仰聞一承知奉レ畏、則申合左に奉二申上一候

何之誰 支配 領分 知行 寺社領 歟

何國何郡

高 何村

高 何村

合高 何十ヶ村

下ゲ札

本文何村を親村と相定、諸勘定其外萬端引受取計候樣に御座候

本文村々諸勘定、其外は年番にて引受ヶ取計候樣に御座候

右御尋に付奉二申上一候、尤書面之通組合相定候上は、前書被二仰渡一候趣、村々取締方も相成り候儀に

付、又差支無ニ御座一候、以上

何村
百姓代　誰　印
組頭　誰　印
名主　誰　印

何村
百姓代　誰　印
組頭　誰　印
名主　誰　印

關東御取締
出役宛

差上申一札之事

近來無宿者長脇差帶、又は鑓鐵炮等を持歩行、在々所々に於て及ニ狼藉一、且右を見眞似百姓町人共、其内にても長脇差を帶同樣所業に及候もの有レ之、是迄追々御仕置被ニ仰付一候へども、猶不ニ相止一增長致し、

黨を結び押寄步行候趣に付、先般右體鐵炮等携候ものは勿論、長脇差を帶又は所持步行致候ものどもは御召捕、惡事の有無、無宿有宿の無二差別一、死罪其外重科に可レ被二仰付一旨御觸有レ之、右の趣銘々支配領主地頭より爲二觸知一、承知の上小前末々村役人は精々申諭、世話可レ致儀には候へ共、右體嚴敷被二仰出一候も、百姓風俗を惡敷風俗に不レ移樣との御仁惠に付、難レ有仕合奉二承伏一、良民の彌害と相成候は不二捨置一、村役人幷小前一同申合搦押、其支配領主地頭、又は御取締樣方御廻村先へ罷出、聊之心得違身持不レ宜者共へは厚利害申諭、本心に立歸、若不レ得二止事一不身持に候はゞ、是又御廻村先へ密々御訴可二申上一、此上惡ものども徘徊いたし候はゞ、村々役人共制方不行屆故に付、其品に寄急度御取計可レ被レ成事

一　村々の內惡もの徘徊致し、又は無商賣のもの差置候はゞ、村役人は勿論、小前末々之もの、五人組前書不二相辨一故に付、農暇又は休日等再三村役人ども爲二讀聞一、急度相守可レ申事

一　近來世上一統とは乍レ申、就レ中關東筋村々別て奢に長じ、神事祭禮婚禮等前々より格別に相成り、諸入用多懸り困窮難儀に及び候趣に付、村役人ども精々申合、質素儉約專一に取計可レ申事

一　於二在々一歌舞妓手踊繰芝居相撲、其外都て人集ケ間敷儀は、前々より御法度の處、近來猥に相成所々にて芝居等催候趣相聞、是迄御仕置被二仰付一候向も有レ之處未二相止一、芝居催候跡にて被レ及二相聞一候共、右催候者は勿論、芝居道具貸遣候者迄も、嚴敷御糺しの上其筋へ御差出し被レ成候に付、村々

役人どもに於ても、小前等迄差留可㆑申事

一　近來小前末々の者は心得違にて、農業を怠り商を專一に致し、田畑作餘り高持百姓難儀およひ候よしに付、農業にて商賣致し候もの、自然其所奢に長じ候基ゐ、不㆑宜事に付新規に商ひ相始候もの勿論、追々相止候樣心懸べく候事

右の趣精々御利害有㆑之、一同承知奉㆑畏候、然上は此後無㆑怠小前末々へ申聞、無㆓違失㆒相守可㆑申候、萬一等閑に致し、無商賣者に店貸置候か、又は惡者へ宿等いたし差置候者有㆑之候はゞ、當人は不㆑及㆑申、親類組合村役人一同何樣にも可㆑被㆓仰付㆒候、仍而御受書印形差上申處如㆑件

文政十亥年

支配
誰　領分
知行
寺社領

何國何郡何村
百姓代　誰　印
組頭　誰　印
名主　誰　印

関東向御取締
出役宛

差上申一札之事

關東筋村々の内農間諸商人多、田畑作餘其上奢に長じ、良民の難儀に及び候趣に付、從御奉行所今般諸商人軒數、幷居酒屋湯屋髮結床大小拵研屋等名寄巨細御改に付、別紙帳面に相認奉差上候通り、少しも相違無御座候、萬一押隱不出者、調落後日相顯候はゞ、何樣の御儀にも可被仰付旨被仰渡、承知奉畏候、依之御受印形差上申處如件

支配
領分 歟
知行
寺社領
何之誰

何國何郡何村
百姓代 誰 印
組頭 誰 印
名主 誰 印

御取締御用心得候御趣意筋被ニ仰渡一候事

關東向御取締
出役宛

今般御改革組合定に付書物の儀は、御用番に不レ拘旨豐後守殿御奉行所へ可ニ差出一候事

一　御取締組合定之儀、江戸端宿品川板橋千住内藤新宿右四ヶ所は一宿取締方申渡、在々町々とも違御府内に類し候宿方に付、勘辨可ニ取計一候事

一　江戸町へ入會候在村々御料私領寺社領の分は、一村限り取締方可ニ申渡一候事

但組合の村々相成度旨相願候村方は、其村勝手の筋に付、願の通取計可レ申候事

一　在々村々の内に組合定難澁いたし候村方は、故障の次第書付取置、其儘殘置、追て申上候積にて無レ之村方計、組合定取極可レ申候事

一　在々の内にても邊鄙山寄、又は浦方等にて隣村無レ之、格別里數隔候村方は、時宜に寄一村又は二三ヶ村も爲ニ組合一可レ申候事

一　城下陣屋元等は其所限取締方申付、尤在村々へ組合度旨領主役人申立候か、町方相願候分は、組合に入可レ申候事

一　御料所陣屋等有レ之候共、格別賑ひも無レ之場所、其外村々同様組入可レ申事

一　今般新規の商人不二相用一趣何之上、村々へ申渡し候に付、新規商ひ相始候ものは、村役人より差留、不二取用一者有レ之ば、其段村役人訴出候節は、右商ひ相始め候もの呼出し、利解申聞爲二相止一、若我意强上申募不二取用一節は書付取レ之、御奉行所へ可二申上一候事

一　村々の内に食類を商ひ遊民寄集め、兎角惡敷事を企、百姓の害に相成候に付、村方一統は勿論、村役人一同申合、相止候樣懸合候ても不二相止一候間、相止候樣村役人小前惣代願出候節は、衣類取上可二相糺一筋に無レ之間、願書ハ差戻寫取レ之、村方害に相成候段無二相違一候はゞ、右商ひ致候者呼出し、村方一統難儀に相成候上は相止候樣、精々利害申聞爲二相止一、若利害不二取用一候節は、村役人共へ難二捨置一筋に候はゞ、其筋へ可二願出一旨申聞、右の通御奉行所へ御屆可二申上一候事

一　宿町々村の内に於て新規に商ひ相始め、同商賣相增候ては、古來の商人の害に相成候間、止め呉候樣懸合候ても不二取用一候間、新規の儀に付相止候樣利害有レ之度旨願出候節は取上、商ひ致し候者不レ宜候に付、新規商ひ不二相成一旨申渡候、株に故障有レ之上は、同渡世に付相止候樣一ト通及二利解一不取用一節は難二捨置一筋に候はゞ、其筋へ可二願出一旨申聞取上不レ申、其段御奉行所へ御屆可二申上置一事

一　今般御改革に付、組合村々より食類賣歩行候儀は相止メ度に付、村々入口往來へ榜示杭打、酒食賣歩行は一切不レ可レ入旨、書付相建度旨申立候村々有レ之、右者儉約質素の筋村爲殊に奢を制候基に付、小前一同承知の上は、勝手次第榜示杭打可レ然旨及二挨拶一可レ申事

但組合村々一統に無レ之、一村限りなり共勝手次第可レ爲レ致事

下ゲ札

村役人小前一同承知の上勝手次第、乍レ然一應領主地頭可レ得二差圖一旨申渡置可レ然事

是は出役のものより及二差圖一候とも、萬一領主地頭に新規の儀に付無用可レ致抔申付の節は、出役の差圖立兼候樣相成、如何に付此段申達候事

一　村々之內に小前一同相談の上、五人組の內にて博奕宿いたし、村役人幷他の組合にて見付差押候節は、其筋の御仕置受候上、組合當人壹人貳貫文位迄之過怠錢爲二差出一、又は子供等寄集輕賭の勝負いたし候節は、親の申付不行屆故に付、右親々より過怠錢爲二差出一、若困窮者にて過怠錢難二差出一者は、錢代りに村方往來の道普請、村役人附添日數五日程爲レ致、又は居宅屋敷添、其外野田にても持地の內にて博奕を催し差押候節は、心付不行屆故に付、是又過怠錢爲二差出一、右錢者都て村入用に遣拂候積り、小前一同議定連印致し候ても可レ然哉之旨申立候村有レ之節は、村方取締の爲銘々承知の上、勝手次第可レ致旨申談可レ遣事

下ゲ札

書面其所限り、過怠の儀は村方に寄間々仕癖仕來も有レ之候へども、右者全其所限の儀にて、新規に右樣の儀取定度との申定を、奉行所役人承屆も如何に付、村方取締可レ然旨存候はゞ心次第の儀、

領主地頭の差圖に可レ任旨申渡可レ然事

一　今般組合定の上、組合內に出入立候儀は、小組合惣代大組合惣代取扱成丈內濟爲レ致、公儀へ御苦勞は勿論、支配地頭へも世話不ニ相掛一當人共爲にも相成、互に堪忍專らにし、扱人は依怙贔屓無レ之、正路に取扱遣候樣申諭置候に付、右惣代ども骨折精々取扱の節、中には訴答の內我意强て申募不ニ取用一候間、一應利解有レ之度旨願出候節、差て利害可ニ申聞一筋には無レ之候へども、利解にて相濟候はゞ、兩人ども爲にも相成、取締方の響にも相成候間、非分無レ之樣遣用申聞、其上我意强て申募內濟不レ致候はゞ、其儘下ゲ遣始末相認、御奉行所へ御屆可ニ申上置一候事

一　今般質屋ども軒數取調候節、取金高書出候は、縱新規に質屋相始度旨願出候者有レ之節、質屋は在々商人とも違ひ、金銀融通の爲にも相成候に付、所にて故障無レ之上は、勝手次第爲ニ取計一追て再調有レ之節、質取金高可ニ書出一旨申諭、尤博奕打盜物等質取ざる樣、取締方申聞置候樣取計可レ申事

一　在々にて歌舞伎手踊繰芝居、其外相撲等領主地頭へ相願、檢斷役人出張爲ニ相催一候類は、村役人呼出し願濟の始末書付取レ之、右芝居相撲等木戶錢取候か花相撲芝居か、得と相糺書付、其段御奉行所へ可ニ申立一事

下ゲ札

在方相撲の儀に付ては、先年評定所一座より申上候趣も有レ之候間、歌舞伎あやつり狂言抔と一般に

は心得申間敷候事尤一體の取計、此通にて宜候事

一　江戸表より在々宿町へ罷出、煮賣茶屋等に止宿、身賣同樣の所業いたし、其上身元相應有德成者幷忰等を欺、賄賂の金錢多分貪取、中には夫婦の契約致し候迚不法に押込、面皮に拘り候樣に仕掛候故、年季奉公人等は別て主人の方へ相聞得候ては暇にも成候故、無ㇾ據身分過分金子差出、ゆすり同樣の所業、悉く良民害に相成候由に付、若大名方城下陣屋元町場等に右體成者徘徊致し候はゞ、領主地頭の役人へ品能申談爲二追拂一、其上にも徘徊致候はゞ、藝者差置候もの、幷當人名前得と相糺、始末御奉行所へ伺之上取計、在々宿町に候はゞ、御取締宜きにも相成候間、御三家方御老若御側衆評定所御一座御領分御領知の外は、不ㇾ及ㇾ伺直に召捕、花代錢貰ひ請候か。身賣同樣の所業、又はゆすり等に類候儀、一ト通り吟味致し可二差出一候事

下ゲ札

右者何れも其節に臨、活法之取計第一に候、何れとも其方共より差圖は勿論、一旦承屆候儀を領主地頭等に於て、右樣の儀は不二相成一旨其村方へ申渡候節、其形に相成候樣にても、其方ども趣意も不二相定一、左候へば自分御取締筋にも拘り可ㇾ申候間、一旦致二差圖一候儀不二相用一候へば、奉行所にて吟味に相成候事と、下々相心得候樣心を用取計可ㇾ然候、又は領主可二願出一儀を不二事立一樣、其方共にて慈愛を以利解等申諭遣候ても、自分先方家來の代りをいたし候場所、不二相聞一樣心掛可ㇾ然事

右者取計方一統區々不ニ相成一樣取計申度書面の趣、其筋へ內々相伺候通、何れも村々爲の儀に付、厚相心得取計候ても可ㇾ然旨御沙汰に付、御廻達申候、以上

右は取計方一統區々不ニ相成一樣取計申度書面之趣、曾我豐後守殿へ御內々相伺候處、朱書の通御下知有ㇾ之に付、御廻達申候、御一覽の上留り御方樣より吉田左五郎方へ御返却可ㇾ被ㇾ成候、以上

丑二月

關東向御取締出役
山田茂左衛門手附　吉田左五郎
山本大膳手代　河野啓助
吉田平助
小地三助

十一月廿四日於ニ御殿一遠山左衛門尉殿より大草左近へ御渡之由にて、同人より山本大膳出役手代へ相渡候旨、取締方大膳より文通にて來る、左の通り

山本大膳
山崎平右衛門
羽倉外記
關保右衛門

保右衛門は取締懸り不レ被ニ仰付一以前にて、存寄書は不ニ差出一候事

關東筋向後取締の儀に付、銘々存寄の趣可ニ申聞一候趣、猶又勘辨越前守殿へ伺之上、左に申達候

一 取締出役のもの是迄自分ども手に付御用向申付候儀は、文化度起立の趣意有レ之事に候へ共、大體取計候より自然其支配を輕蔑致し、御意味を違問敷とも難レ申、各其支配に於て厚人撰不レ被レ致候ては、取締向十分に行屆兼可レ申條、以來右出役手附手代とも人撰は勿論、隱密取調其外召捕もの等の儀も、成丈各々へ可ニ申達一條可レ被レ得ニ其意一候

一 右出役國分は、廻村の儀者流弊無レ之共難レ申間、相止候方可レ然、併被ニ申聞一候通順次を立候儀は如何に付、惡黨者徘徊の樣子等見計、廻村被ニ申付一候方に可レ有レ之候

一 組合村惣代のもの人撰の儀、兼て出役のものへ申付候趣も有レ之處、更に不ニ行屆一樣相聞へ、被ニ申聞一候通り右人物の儀、厚不ニ相撰一候て者却て流弊の基に可ニ相成一條、向後精々研究可レ被レ致、併元來輕身分の者故、折々糺の上、聊も不正の筋相聞候はゞ引替可レ申候

一 取締掛に無レ之關東の代官支配所限、博奕其外惡事いたし候もの取締方の儀、兼て申達候事には候へども、右出役のものへもたれ等閑に無レ之樣、猶又今般及ニ沙汰一候條、於ニ掛之儀一は猶又厚可レ被ニ心得分、御代官見合に相成候樣、支配所限り取締嚴重に可レ被ニ申付一候

一　右出役定人數拾人の外、増人の儀被二申聞一候へども、人撰さへ行屆候はゞ、増人無レ之候とも取締附可レ申條、右は難レ及二沙汰一候

一　外記被二申聞一候忍び廻り召捕ものゝ儀は、一應尤の筋に候へども、支配所他領の取計混雜いたし候樣成行、且又向々差支の儀も可レ有レ之、出役のものども折々姿を變じ、不時に罷出候召捕もの可レ致段は、兼て申渡置候事故、自身被二罷出一候には及間敷候

一　外記被二申聞一候惡黨もの召捕候節、右代差置候者、其外村役人等咎の儀、一同江戸表へ差出し吟味いたし候ても、矢張右雜用を見込差置候樣に相成間敷とも難レ申、惡黨ものと乍レ存差置候類は、素より先達て改革申渡候趣等に不レ拘、於二場所一吟味詰可二差出一者勿論の儀、併元來關內の無宿ども悉く可二召捕一御趣意にも無レ之、改心歸農爲レ致候敎諭第一の儀にて、實に良民の害に相成候程の者而已、前書の趣嚴重の取計致し方可レ有レ之、夫迄出役のもの不レ絕廻村致し候へば、自分百姓ども風俗も相改り可レ申哉之事

右之通申達候、一體出役の者勤向の儀は、文化度以來追々申渡、又は掛り御代官より取調申聞、及二差圖一候次第等有レ之候間猶勘辨被レ致、右出役手附手代ども心弛み無レ之樣時々心付、以來右のものども身分之進退、其外時宜に應じ取計向之儀等は、懸り一同被二申合一、右出役へ及二下知一、出役のもの心附にて相伺、早々評議の上見込を附可レ被二申聞一候、尤廉立候取計向は、自分共より及二差圖一、出役のも

のども證人の儀は、是迄之通可二渡遣一候、此外巨細の儀は別段不二相違一候條、都て取締向流弊不レ至樣、一同申談可レ被二取計一候

亥十二月

御取締被二仰出一候に付諸事取計方伺

關東在々取締の儀に付、舊臘御達の趣幷相掛り同役とも御減之上、以後私ども兩人引受取扱候樣被二仰渡一候に付出役ども存寄をも相尋候上、猶又取計向心得方等左に奉レ伺候

一　取締出役のもの人撰等の儀、以來私どもへ御打任有レ之候上は、猶又精々相撰、身分愼方等厚く申含候樣可レ仕候者勿論の儀、身持不レ愼又は勤向不相應の儀も有レ之候はゞ、是迄の通年限にて早速行替、其段御屆申上、尤右愼方或は召捕物其外に付、格別如何の筋も相聞候はゞ、一應取計方御內慮可レ伺候樣可レ仕候

一　出役ども廻村先取計向の儀は、取締起立より追々被二仰含一候御趣意、其外伺濟等凡事を被レ盡候儀にて、右御主法をさへ盡す心得に候へば、自然と取締行屆可レ申處、畢竟近來流弊に相成候段は、右御主法の過失は勿論、敢て下方の弊にも無レ之、全是迄の出役ども不正不情より、如何之筋も出來致し候儀も相聞、尤右勤方の儀は捕もの其外風聞糺し等、其場に臨差略候儀、兼て巨細に規則を定置候樣に

も難㆓相成㆒候間、品に寄宜からず仕癖も可㆑有㆑之哉に候へども、是以私ども初め手附手代ども一時に入替不馴の儀故、いづれにも前書迄の御趣意伺濟等を厚相心得、追々廻村の上如何と心付、御仕來は勿論、伺濟等にても事實に不㆑應儀を、私どもへ申聞候樣申含、猶其品に寄相伺候樣相心得可㆑申哉

一　今般出役ども一同入替り候に付ては、村々心得違も可㆑有㆑之哉に付、新規出役致し候廉を以、是迄の通り都て取締筋改革相成候譯に無㆑之段、在方一統へ申渡候方に可㆑有㆑之旨、其外出役ども心得方等、別紙の通り申聞至極可㆑然哉に付、伺之通り相心得候樣差圖可㆑仕哉、則右伺書其儘奉㆑入㆓御覽㆒候

一　以來出役のもの時宜に應、御取計向は私ども申合及㆓差圖㆒、出役のもの心付にて伺候品は、評議の上見込を附、其伺其外廉立候儀を御差圖も可㆑有㆓御座㆒旨被㆓仰渡㆒候に付ては、全差掛一時の儀にて、他向引合等仕候儀にも無㆑之、又は有振候取計にて難㆑決程の早くも無㆑之分は、差圖も可㆑仕候へ共、元來御直支配之御用筋故、全私どもは夫々御差圖の御趣意出役どもへ申通候儀と相心得、一體の取計向の拘、或は他支配私領等へ可㆓引合㆒筋は勿論、可㆑成丈不㆓差急㆒儀は伺之上申達候、其餘年限にて差圖仕候儀も、其品に寄り爲㆓申合㆒、入㆓御聽㆒置候樣可㆑仕候

一　召捕ものは勿論、風聞糺等場所より差越候書類は、是迄の通直に御手元へ差出、尤格別不分りの書面等は、早々寄調直之儀申付候樣可㆑仕候得共、可㆑成丈文儀其外取調方等私ども取捨不㆑仕、其儘

一　出役ども以前は兩三人ヅヽ在府仕差掛御用向取扱候處、追々右の者共場所取計向多端に相成、近來別て御用も多く、不ㇾ殘出拂候ても手廻兼候程の次第に付、右御用に付御達向、其外場所の樣子不案內彼是每度差支も有ㇾ之、殊に以後前書の通出役のもの人撰、其外場所取計向等をも私どもへ重々御任せ相成候上は、諸伺評議取調其外出役ども入替りに付ては、素より不馴の儀時々場所よりも早く申越、彼是格別手數も相掛り、地方手代どもも懸持に致し、當座の取計にては差はまりも薄く、自然御用辨にも拘り、左候迚當時の姿にては、出役ども居殘申候に付ては彌手足兼、是又差支可ㇾ申哉に付、出役兩人增人被㆓仰付㆒被ㇾ下候樣仕度、尤增人の儀は難ㇾ及㆓沙汰㆒段、先達て被㆓仰渡㆒候趣も有ㇾ之、再應申上候段は恐入候得ども、一體彼等勤方の儀、私とも手元に於ての事と違ひ、出役先之取計向重故、一ト通り人撰の上申含候のみにては、素より輕輩のもの何分心元なく、增人被㆓仰付㆒被ㇾ下候へば、銘々役所へ一人ヅヽ不ㇾ絕相殘、右御用筋受持にいたし爲㆓取扱㆒候へば、取廻しの人物等も夫れ〳〵相分り、上下見込も貫き、且差懸り捕者も風聞糺等、不時に御達之節は、直に右場所へ差立候樣仕立候、格別御用辨も宜、勿論追々前書の心得を以厚く世話仕、追て持合ひ候上は其時宜に寄定人數をも相減候樣可ㇾ仕候間、何卒當分の內增人被㆓仰付㆒候樣仕度奉ㇾ存候

右取計方幷心付之廉々見込の趣奉ㇾ伺候、以上

差出候樣可ㇾ仕候

子三月

羽倉外記

關保右衛門

御附紙　遠江印

書面伺之趣令ニ承知ー候、出役のものども在々風俗等見込次第、各より深切に承糺、其時了簡の程可レ被ニ申聞ー候、一體先前出役ども追々事馴候に任せ、臨機應變の差働等に事寄規則を失、終には如何の取計に及び候儀に付、右等の意味至精々爲ニ心得ー、就ては勤馴候程彌諸事心を用、實々肝要に心懸候はゞ、自分其所の風俗事情も能相分、懶惰の者へ之諭方、又は惡黨者探方も行屆、且村々詮可ニ相立ー儀勿論、各々於ても無ニ油斷ー彌厚心懸進退可レ被レ致候、且別紙加役ども差出候取計伺書の內、農業不精又は如何の風聞等有レ之者相糺、改心歸農可レ致と見込候者、厚教諭致し書付取レ之、村役人等へ可ニ引渡ー哉の段は、不屆者と見込召捕糺の上、無罪に相決引渡候て者譯違ひ、至其時限りの取計書付取候儀は如何に候、依レ之是迄の振合通相心得、其餘は伺之通申渡、幷各伺書の內出役定人數の外、當分兩人增申付置段は、無ニ別儀ー筋に相聞候間、當分取り締筋行屆候上、伺之通增人申付、成丈け定人に相成候樣可レ被レ致候、其餘四ヶ條とも伺之通りたるべく候、以上

子四月

關東筋御取締之儀に付書付

關東在々御取締筋、今般御改正とには有間敷候へ共、合戰場一件に付、是迄相勤候御取締出役の者ども、幷右拘り候在々のものへ御吟味相成候樣、在々人氣動く中には、文政亥年御改革被㆓仰渡㆒候儀は相止候哉抔區々に相心得、芝居手踊等相催、都て御取締筋に付組合大小惣代申聞をも不㆓相用㆒、取締方不行屆村々も有㆑之哉に相聞候間、今般新規出役に相成候廉を以、關東一體に相響候樣の儀無㆑之候ては、取締方行屆申間敷哉、依㆑之大小惣代寄場役人、幷組合村々一統へ私ども廻村、寄々先々左の通申渡候樣可㆑仕候哉

差上申御請書之事

一　御取締筋の儀は文政十亥年中御改革被㆓仰渡㆒、幷其後追々申渡置候通相心得、彌堅相守可㆑申事

一　近來御取締組合入用多分に相掛、致㆓難澁㆒候村々も有㆑之哉に相聞、畢竟組合相立候儀は、都て取締り方行屆雜費減少、村爲第一の趣意に有㆑之候處、却て雜用相掛候は以の外に候、以來右樣の儀相聞候村々有㆑之に於ては、其時々取調候條可㆑得㆓其意㆒候

一　組合取締方相弛み候とは無㆑之候得ども、所に寄取締方不行屆候哉に相聞候村も、一體百姓どもの内風俗不㆑宜、又は無商賣にて博奕渡世致し候もの抔差置候村も有㆑之、右は兼て申渡置候通、惣代ども幷一村限り村役人精々異見差加、不㆓取用㆒ものは自分共廻村の節申出、都て組合内は一村同樣實意

に取締方心用、兼々被㆑仰渡㆑候厚御仁惠之御趣意難㆑有相心得、堅相守候樣可㆑致候事

一 惣代共の内惣代結と唱へ、多分の入用を組合へ割掛受取來候ものも有㆑之哉に相聞候、一體右惣代の儀は身元宜敷もの、冥加のため組合内取締方致し候趣意に有㆑之候處、却て給分を取、多分の入用を割掛、且寄場宿村役人の内にも、囚人引合候ものどもへ無益の失費相懸樣に取計いたし、あるひは品々入用を付、組合へ割懸候趣も相聞、同心得違に有㆑之候條、以來右體の儀無㆑之樣實意に取計、自分どもより申渡候儀も、惣代並寄場宿村より廻狀を以申通じ、猥に村々寄合等不㆑致、縱令申合候儀有㆑之候ても、銘々辨當持參いたし、酒宴ヶ間敷儀等決て不㆑致、何事に寄らず諸雜費不㆑相懸㆑候樣可㆑致事

一 組合村々の儀も右之趣相心得、若惣代幷寄場役人どもゝ取計向難㆑心得㆑儀も有㆑之候はゞ、其時々最寄廻村先へ可㆑申聞㆑候事

右之通申渡候條、只今迄の仕來に不㆑拘、不㆑宜儀は相改、御取締筋行屆候樣可㆑被㆑致候右被㆑仰渡㆑候趣、一同承知奉㆑畏候、依㆑之御受一札差上申所如㆑件

天保十一子年月

大小惣代

寄場役人

組合村々

連　印

關東御取締御出役
何々誰様御手附御手代
何　之　誰殿

右之通申渡受印取レ之、此外教諭專一と相心得、惡敷風俗を戒め、右請證文面之外芝居手踊り人集ヶ間敷儀等致間敷旨、幷手先のものは勿論、召連候足輕小ものに至迄、音信等不二相成一儀、其餘心付候儀精々申諭置候樣可レ仕哉に奉レ存候

一　前出役のものども勤役中御改革以來、追々在々へ申渡候趣、可レ改廉も無二御座一と奉レ存候、尤私ども只今出役仕候儀に付、存付之見込之儀も無二御座一、當時之姿にては何事も法令のみ相立居、行屆不行屆の儀可レ有二御座一哉、兎角相勤候ものども其身を愼み、實意の取計致候外無二御座一儀と奉レ存候、且場所先取計振、又は心得方區々の儀は追々申合、取計方伺書差出候樣可レ仕、差當前文關東一件への申渡し方仕候はゞ、心得方區々に不二相成一、自分取締にも相成り可レ申哉、いづれ一兩年は萬端嚴重之取行不レ仕候ては、流弊立直申間敷哉、此上御賢慮被二下置一度、猶追々心付候儀は申上候樣可レ仕奉レ存候

一　右の通申渡仕候儀に御座候はゞ、場所限り申合、無二洩落一廻村申渡候樣可レ仕候

一　農業不精又者如何の風聞等有レ之は相糺し、改心歸農可レ致之見込有レ之候者は、厚教諭いたし書

付取レ之、郡類村役人へ引渡遣し候、右書付へ姓名相記、七月十二月兩度相懸御月番へ御届申上候樣可レ仕候哉

一　御奉行所より被二仰付一候内密御用の儀は、都て御懸り御月番へ封印を以申上候樣仕べく候哉

一　御懸御月番へ被二仰渡一、夫より被二仰付一候内、糺物の儀は御株付と相心得、前同樣印封を以申上候樣可レ仕哉

一　御掛御月番より御拂との御下知有レ之、御拂翌月の御月番へ差出し候節は、先御月番へ別段御届不二申上一樣可レ仕哉

右之通取計方奉レ伺候、以上

天保十一子年正月

木下武右衛門　印

中山誠一郎　印

田邊英作　印

太田源助　印

宮坂瀬兵衛　印

御附紙　外記印

書面四ヶ條日農業不精、又者如何の風聞等有レ之、糺しの上改心歸農可レ致と見込のもの、教諭いた

し書付取レ之、村役人等へ可ニ引渡一哉之段は不屆ものと見込召捕、糺の上無罪に相決し引渡候て者譯違、全其村限之取計に付、村役人等より書付取レ之候には不レ及、併追て自分ども爲ニ心得一右樣の類は銘々名前の脇へ趣意取指腹書いたし、七月十二月兩度に一同より申聞、其餘は都て伺之通り相心得取計可レ被レ申候

右者奉行衆へも伺之上相達候

子四月

博奕其他惡事いたし候もの、支配所限り嚴重に取締可レ被レ致は勿論の儀、兼て申達候儀も有レ之候處、近來關東筋取締出役候もの廻村いたし候に、もたれたる等閑之向も有レ之哉に相聞如何の事に候、今般八州取締の儀に付御沙汰の次第も有レ之、懸り御代官へも夫々申達候條、支配所限り取締の儀厚被ニ心懸一右出役廻村に不レ拘、手附手代を以取締行屆候樣可レ被レ致候以上

亥十一月

遠　左衞門尉
深　遠江守
明　飛驒守
內　隼人正

森　中村　伊奈半　伊奈友　林　江川　大原　篠田

追啓廻狀廳達留りより左衛門尉宅へ可ㇾ被ニ相返一候、以上

囚人差出方之儀御附札之事

關東御取締出役私ども手附ㇾ代どもへ、寺社奉行衆より御掛合之趣を以兩御奉行所より御下知有ㇾ之、召捕候もの共右出役廻村先より寺社奉行所へ差出候節、兩御奉行所へ囚人差出候振合申立候ても、私ども手附手代共の内差添差出候樣達有ㇾ之、是迄右の通り取計來り候へども、近頃奉行所御用向追々相增、殊に銘々御用多候場所柄にも御座候間、可ニ相成一儀に御座候はゞ、其時に出役不ニ差出一兩御奉行所の御振合を以持込、宿方差添の役人より直に囚人共受取相成儀樣、寺社奉行衆へ御懸合被ニ成下一度奉ㇾ存候、依ㇾ之此段申上候、以上

寅八月　　　　山田茂左衛門
　　　　　　　山本大膳

御附紙　豐後印

書面之趣は無ニ餘儀一筋に付、關東御取締出役の手附手代ども召捕差出し候囚人に限、手代等別段不ニ差出一宿役人共附添差出し、尤幾日に差出し候趣は、前日迄に其御奉行所へ通達可ㇾ被ㇾ致候、右は寺社奉行中へ懸合の上申達候

寅八月

山田茂左衛門殿
山本大膳殿

寺社奉行衆より在々にて召捕候者の儀懸合有レ之、自分より其方共幷取締出役の者へ相達召捕候節、囚人は是迄の通宿方より直に先方へ爲ニ差出一、右召捕の趣幷幾日何宿泊りにて、幾日に差出候儀申越候節、一件諸書物ども自分方へ可レ被ニ差出一候、右取計方區々に有レ之候間以後右の通可レ被ニ相心得一候、依レ之相達候、以上

寅九月

地方落穗集卷之四終

地方落穂集追加巻之五目次

地方落穗集追加卷之五

御取締被ニ仰渡一書

早川八郎左衛門
榊原小兵衛
山口鐵五郎手附 平塚金兵衛
吉川榮左衛門手附 岩佐茂十郎

右は關八州村々無宿其外惡黨とも多、良民の難儀の趣に付、一手より手附手代共の内人物を撰み、兩人ツヽ兩年の間村々爲ニ見廻一、見當次第御料私領寺社領共踏込み召捕差出、尤一ト通の捕者御用と相心得候ては如何に付、格別致ニ出精一不レ絶村々見廻致し、御取締に相成り候樣取計、勿論右に付出役入用雇手代給等は定式の通り御入用相立候儀と心得、四人爲ニ申合一場所先取計等の儀は、早々取調可ニ相伺一旨石川左近將監殿被ニ仰渡一、羽倉藤右衛門御立會

捕物心得方申上候書付

此度無宿其外惡黨ども召捕方の儀、早川八郎左衞門榊原小兵衞山口鐵五郎私へ被ニ仰付一候に付、一同申合場先所取計、其外の儀連名を以奉レ伺候樣可レ仕奉レ存候、然處一體上野國人氣不レ宜、博奕を好金錢融通宜國柄故、他國のもの多く入込罷在、溫泉場等多無宿者ども徘徊致し能場所に付、四人より手附手代どもの內兩人ヅヽ差出、外場所相廻居候內、陣屋最寄無宿ども徘徊致し候趣御座候はヾ、早速手附手代共の內別段爲ニ召捕一差出候樣可レ仕奉レ存候、尤春夏御用透之節支配所最寄へは、陣屋詰江戶手代共の內、場所先取計心得罷在、取締宜敷者共相撰臨時に差出、取締方心付可レ申儀に奉レ存候

一　定式差出之出役兩人の外、支配所內御用に付差出候手附手代共の內、旅芝居等見懸候はヾ、荷物繼送の時節爲ニ見計一差押、座元等召捕差出候樣可レ仕奉レ存、芝居道具さへ取り上候得ば、先は旅芝居等は相止可レ申儀に奉レ存候、引合多相成候ては、却て村々難儀の筋も可レ有ニ御座一候間、制し方行屆候樣專一に差含取計可レ申儀と奉レ存候

一　當時專相州大間々町（一本相生町）邊弓鐵炮の賭的流行仕候、然處鐵炮賭的仕候者差押候上は、重き御仕置にも相成可レ申儀に付、實は百姓悴共抔不レ辨ニ四季一打鐵炮等持出、又は借受賭的致候趣に付、支配所內は勿論、最寄御料私領共當時流行致候場所村役人、幷拜借人共へ猥成儀無レ之樣申渡、弓にて賭的致候者共追散し弓矢取上、賭錢高に候はヾ其品に寄召捕、重立候者差出候樣可レ仕奉レ存候

右之趣に相心得可ㇾ申哉に奉ㇾ存候、依ㇾ之此段申上候、以上

丑六月　　　　吉川榮左衛門

御附紙　左近印

書面之通たるべく候

朱書
右伺書一ト通申上置候計の心得にて申上候處、元〆御呼出御附紙の上、六月十二日御渡被ㇾ成候事

關東在々取締方被ㇾ仰付ㇾ候に付取計方伺書

關東在々取締不ㇾ宜、惡黨共徘徊いたし候趣に付、手附手代共の内銘々二人ツヽ、壹兩年の間相廻ㇾ取締方申付候樣可ㇾ仕旨被ㇾ仰渡ㇾ候に付、場所先取計方左ニ奉ㇾ伺候

一　右出役申付候手附手代共、關八州の內何方にても風俗不ㇾ宜惡黨共徘徊致候場所々々永合不ㇾ絕相廻、縱令惡黨共不ㇾ罷在ㇾ村方にても通掛り、見廻村役人共御取締方申付候樣可ㇾ仕哉に奉ㇾ存候

御附紙　左近 兵庫 印

書面之通可ㇾ被ㇾ心得ㇾ候、併先緩め置惡黨共入込候を相待、召捕候抔と申筋も可ㇾ有ㇾ之儀に付、時宜に寄取計候樣可ㇾ被ㇾ申渡ㇾ候

一　無宿共村方に徘徊仕り、惡事をなし候趣に相聞へ候間、無宿に候はヾ、惡事有無無ㇾ差別ㇾ召捕一

ト通吟味致し、致ニ惡事ー候者に候はゞ、月番御奉行所へ差出、差當惡事無レ之無宿にて好身を以引取

相願候もの有レ之候はゞ引渡遣し、引取人無レ之分は差當惡事無レ之候共差出可レ申哉

但目籠に入無賃宿村送を以差出し可レ申哉奉レ存候、尤目籠幷番人足の儀は、其所にて最寄村々へ可ニ

申付ー候

御附紙　同斷

書面無宿に候はゞ、好身の者引取相願候共、無ニ貪著ー月番へ可レ被ニ差出ー候、其外の儀幷但書付書

面の通たるべく候

一　御料私領寺社領のもの惡事いたし候か、又は異體の著服いたし長脇差を帶候か、風俗不レ宜、又

は所業不レ宜聞へ有レ之候ものは、召捕一ト通吟味致し、惡事致候に無ニ相違一、他向に引合有レ之分は勿

論、一支配一領限りの儀にて他の引合無レ之候共、御料私領寺社領共踏込召捕、夫々へは奉行衆より御

懸合之事、御奉行所へ差出し、風俗不レ宜迄にて、外に惡事無レ之者は其品取上、以後右樣の品相用申

間敷候旨急度申渡證文取レ之、取上候品は村役人へ引渡、支配領主地頭へ相納候樣可ニ申渡ー候哉

御附紙

書面の通たるべく候、尤取上村役人へ引渡候品書、幷村名當人の名前等、其時々書面を以江戶表へ

申越候樣被ニ申渡一、申來次第早々可レ被ニ申聞ー候、其領主地頭へ奉行所より申達候積りに候

一 一體惡黨どもの儀は、專博奕に拘り心行惡く相成り候儀に付、博奕いたし候もの逐一穿鑿ニ召捕、於ニ場所ニ一ト通致ニ吟味一、廻り筒にて三度以上の賽博奕、五拾文賭以下のかるた博奕にて、手限御仕置可ニ申付一分は、御料萬石以上は其支配領主へ引渡、萬石以下にても其最寄之陣屋、其外家來詰合居候場所有レ之分は地頭へ引渡、知行所に詰合居候家來も無レ之、萬石以下小給所寺社領の分は、御奉行所へ差出し、筒取有レ之か、廻り筒にても三度以上の賽博奕、五拾文以上の賭かるたに候はゞ、御料并萬石以上とも、御奉行所へ差出可ニ申付一候哉

但御奉行所へ差出候節は、道中手當の儀御仕置重き當りのものは目籠入、其品に寄手鎖腰繩等にて差出可レ申候哉、且村方のものに候はゞ、村役人爲ニ差添一、無宿者に候はゞ、無宿村送を以差出し可レ申候哉に奉レ存候

一 博奕一件無宿者加り候はゞ、博奕輕重の無ニ差別一、一件御奉行所へ差出可レ申候哉

一 無宿者日光御神領、御三家御三卿御老中方、若年寄衆評定所御一座領分知行へ入込居候共踏込召捕、若右領分知行の内惡事博奕致候者、并風俗不レ宜者有レ之候ても、同樣召捕前書同樣取計にても苦間敷哉、上州邊別して惡黨共多致ニ徘徊一、捕方之者罷越候節、大勢黨を結手向之儀も可レ有レ之哉に相聞候、右體の節行掛手附手代計にては手に餘り候儀有レ之候節、江戶表へ取計方相伺候樣にては、手延に可ニ相成一候に付、其最寄領主家來へ懸合、足輕等爲ニ差出一召捕候樣仕、尤其段早速御届申上候樣可ニ仕候

但召捕に向の節、若手向等致し候者は疵付候ても召捕方、一手に餘り候ものは於二場所一相捨候積相心得可レ申哉

一　前條惡黨もの幷無宿又は博奕一件御奉行所へ可二差出一當之もの其度々不レ及レ伺村方差立、其段出役手附手代より私共へ早速爲二申越一江戸著前日私共より始末申上差出候積り可レ仕候哉

一　此度出役申附候手附手代ども儀は、手附取締と違、關八州御料私領一圓に相廻候儀に付、御奉行所より直に差出御取人の積り村役相心得候へば、取締方にも相成候に付、右御差含の心得を以取計候樣仕度奉レ存候、尤御奉行衆御判物御渡御座候樣仕度奉レ存候、品に寄姿を替相廻候儀も可レ有二御座一候

一　捕もの其外糺方等の節も、足輕無二御座一候て者差支候に付、手附手代壹人に附足輕壹人ヅヽ召遣候樣仕度奉レ存候

一　關八州內無宿ども追々被二召捕一候風聞承り及候はゞ、多分越信奧甲州邊へ逃去可レ申哉に附、其節は附込彼地に於て爲二召捕一可レ申奉レ存候、尤格別里數隔候場所は、見計ひ捨置、程過立歸候節召捕候樣可レ仕奉レ存候

御附紙

書面八ヶ條但書共可レ爲二書面之通一候、自分共一同の判物は銘々可二相渡一候間、案文取調可レ被二差出一候、且附込召捕候場所の領主地頭村不二相糺一候て、早々申付候樣可レ被二申渡一候

一　盗賊等召捕吟味の上、盗物質入又は賣拂候由申立候はゞ、最寄村々の分は呼出相糺、品物取上其村役人へ預け置候樣可レ仕哉

御附紙

書面の通たるべく候、尤品物取上預け置候村役人より、月番奉行所へ訴出候樣可ニ申付一旨可レ被ニ申渡一候

一　出役のものども四手申合、場所先不レ明樣繰合、折々罷歸廻村中之始末申上候樣可レ仕候哉

御附紙

書面の通たるべく候

以上

丑六月

右之通奉レ伺候、以上

文化二丑年六月

早川八郎左衛門
榊原小兵衛
吉川榮左衛門
山口鐵七郎

右丑六月十二日於左近將監殿御下知相濟、早川八郎左衞門方へ受取、本紙は同人方へ被預置候事

捕物場所先取計方伺書

此度被仰渡候關八州村々捕物、出役場所先取計の儀に付、左に奉伺候

一 穢多非人共博奕、又は致惡事候もの召捕候節、重き惡事致し候者は目籠に入、無賃宿村送を以小頭相添差出し、輕き惡事致し候ものは最寄小頭へ相渡、道中不取逃樣爲致手當、小頭相添差出候樣可仕候哉

但其所村役人爲差添、差出候樣可仕候哉

一 百姓并當分店借致し居候者、無宿又は穢多非人等、博奕其外致惡事候もの可召捕處、逃去候はゞ、於場所先當分尋申付、場所引拂候迄に不尋出候はゞ、其段月番御奉行所へ可訴出旨、親類組合村役人家主小頭へ申渡、尤不訴出以前始末御屆申上候樣可仕候哉

右之通取計方奉伺候

文化二丑年六月　吉川榮左衞門

御附紙　左近印 兵庫印

書面之通被取計、今般捕方申渡候向へも申達候樣可致候、以上

丑六月

御取締出役へ被ニ仰渡一書

此度關八州村々捕者出役申付候間、諸事先達てより取計方伺書令ニ下知一候通相心得、互に糶合召捕候儀無レ之、四手八人一致致し、相互に申合御取締に相成候樣致し、誰手にては何人召捕候とも、此方にては不ニ召捕一と存、左のみに無レ之もの抔召捕差出候樣にては不レ宜候間、壹人も不ニ召捕一迚、不精と申筋には無レ之、心を用風聞等隱密に承糺し、他の手へ遣し爲レ捕候ても、彌張行屆に相當り候間、此所專一に爲ニ申合一場所方へ先權威がさつ成儀無レ之、取締方可ニ入念一は申合迄も無レ之、不レ宜風聞有レ之候へば銘々身分へ懸候間、召連候足輕小者迄に心得違無レ之樣心付、外出役取計方不レ宜と存候間、無ニ違慮一存付候趣申遣し、申合取計差當出立の節、表立罷越候ては、直に宿々より內通いたし候もの有レ之も難レ計に付、一手は隱密に罷越、一手は外御用抔に致し罷越候樣にも致し、場所引拂申歸之儀は不レ及レ伺、場所先手操次第宜敷時節罷歸、可レ成丈出精致し、無宿其外惡黨者ども召捕、御取り締に相成候樣相心得、尤血氣にはやり麁忽の儀無レ之樣心付可レ申旨左近將監殿被ニ仰聞一、藤右衛門殿も同樣被ニ仰聞一候、右今日罷出不レ申ものへは右の趣可ニ申遣一旨被ニ仰聞一候事

丑六月十八日　　岩佐茂十郎

早川榊原山口出役

一　同

關東筋在々取締被二仰付一候に付御入用立方伺書

關東向在々取締方不レ宜惡黨ども徘徊致し候趣に付、私共手附手代の内銘々貳人ヅヽ、一兩年の内相廻り、惡黨ども召捕、取締申付候樣可レ仕、且御奉行所御取入の心得を以可二取計一旨被二仰渡一候に付、御入用立方左に申上候

一　米貳斗壹升　手附手代八人御扶持方

此代銀拾貳匁六分　但米三拾五石に付三拾五兩の積 金壹兩に付銀六十目

是は一人貳拾五里内は三人扶持五割增、貳拾五里外三人扶持一倍、但貳拾五里内外半の積り平均一日分

一　錢四百三拾貳文　手附手代八人木錢一泊一晝分

一　錢貳百八文　右小者八人同斷

一　銀拾六匁　雇足輕八人一日銀二匁ヅヽ

是は手附手代壹人に壹人ヅヽ召連候積り

一　銀五匁貳分　手附手代八人、筆墨紙蠟燭代一日壹人六分五厘ヅヽ

一　銀貳貫四百文　本馬八疋駄賃

是は手附手代壹人に壹疋ヅヽ、一日六里步行、一里錢四拾八文ヅヽ被下候

一　錢壹貫六拾四文　案内八人雇賃

是は他支配他領相廻り、土地樣子も不相分候間、惡黨ども面體見知候者共道案内爲致、品に寄夜中とも相雇候儀に付、一手貳人ヅヽ都合八人、一日錢百三十二文ヅヽ被下候樣仕度奉存候

一　錢貳貫四百文　捨遣の分

是は捕物其外晝夜の無差別進退いたし候儀有之、又は茶屋旅籠外等へ立入風聞承り候儀も有之、多分入用相懸り候間、手附手代八人壹人參百文捨遣之分被下候樣仕度奉存候

一　錢八百文　輕尻馬四疋駄賃

是は貳人へ輕尻馬壹疋、一日六里步行、壹里錢三拾貳文被下候積り

一　銀拾八匁　手附手代御手當

是は隱密にて相廻候に付、手付手代ども召連に、足輕小ものども休泊等、木錢にては差支旅籠拂仕候に付、平均一日一手限四匁五分ヅヽ、四手御手當被下候樣仕度奉存候

小以銀五拾壹匁八分　金壹兩に付錢六貫六百文

錢七貫三百八文　金壹兩に付銀六十目
此銀六拾六匁四分四厘
合銀百拾八匁貳分四厘　一日分諸雜用
但一日一手銀二拾九匁五分六厘、手附手代壹人限拾四匁七分八厘ヅヽに當る
右の通手附手代出立より歸著迄、日數に應じ日當を以て御入用被ㇾ下候樣仕度奉ㇾ存候、依ㇾ之奉ㇾ伺候、以上
文化二丑年六月
早川八郎左衞門
榊原小兵衞
吉川榮左衞門
山口鐵五郎

壹ケ年分
錢壹貫五百文　隱密にて相廻候節、手附手代足輕小者旅籠六人、一泊一日四十文、一晝百文ヅヽの積り
内
銀三匁壹分五厘　御扶持米代引
此錢參百四拾五文　但銀壹匁に付錢二百九文六分
錢百五拾八文　本錢

小以五百文
殘錢九百八拾三文
內錢四百九拾三文　隱密にて無之日數半分除
猶殘錢四百九十四文　不是相立候に付、本文御手當相伺候分
此銀四匁五分
四手合　壹ケ月金拾九兩、銀七匁二分、壹ケ年金七百九兩壹分、十六匁四分

右丑七月朔日於御殿羽田藤右衛門より、早川八郎左衛門殿へ伺候通可取計旨被仰渡有之候事

但し寫取さし出押切有之、本紙は八郎左衛門方へ預置候旨申談有之

水戶殿役人中より達書

水戶殿城下にて先頃山口鐵五郎手附之者、長脇差帶候もの召捕候由、其後右家中殺生に罷出候節は、前前往來にて刀計にて輕侍のものども罷出候由、然處右殺生に出候ものをも出役のもの咎候に付、水戶殿家中の趣答候よし、左候はゞ其趣書付出候樣出役の者より懸合候に付、書付差出相濟候得ども、出役の者ども疑候はゞ、殺生に出候迚刀計にて罷出候段、不審成事に存候樣子見受候由、右者水戶殿家

風にて、前々殺生には刀計にて出候事故、今更相止候樣には難₂申付₁以來出役候者より尋等に候はゞ、水戸殿家中の旨申斷書付出候樣申候はゞ、任₂好認め遣候樣申達候由、水戸殿家來末々の者は、殺生には刀計にて罷出候と申儀、出役のもの相心得罷在候樣致度段、今朝水戸殿役人中より沙汰有₂之候間、早川より山口へ被₂申達₁候樣申談候事

丑八月十五日

右八月十六日榊原小兵衞殿より來候事

私領より贈物之儀に付伺書

上州上野村太四郎博奕致候に付、手附佐々木豐次郎廻村先にて召捕候處、領主より村預に相成居候旨申立候に付引渡處、此度絹代金貳百疋豐次郎方へ差越申候、右は爲₂差戻₁可₂申哉奉₂伺候、以上

丑閏八月

書面之通可₂爲候

一橋御領知野州山本村富之儀取計伺

一橋御領知野州芳賀郡山本村百姓要左衞門武右衞門頭取六會無盡と唱へ、富に似寄りの儀渡世いたし、

當年とも兩三度富興行致し、幷同御領内郡山二村名主勇右衛門弟淸藏儀博奕宿をも致し候趣に候間、得と相糺出役私手附廻村先より申越糺之中師座候處、岸本武太夫より同樣申越候間、內糺の上彌無ニ相違一候はゞ、召捕差出可ㇾ申候、尤六會或は七會無盡と唱富興行仕候者、取計方別紙奉ㇾ伺候處、此度山本村上山村の儀は一橋殿御領知の儀にて、殊に差懸候儀に付取計方奉ㇾ伺候、以上

丑十月　　　　　　山口鐵五郎

御附札

書面の趣風聞糺の上、彌無ニ相違一候はゞ召捕、月番の自分ども方へ可ㇾ被ニ差出一候

水戶殿御城附へ御達書

關東御取締御用出役
吉川榮左衛門手附
佐々木　豐次郎

右の者儀當月朔日御領分の內、常州鹿島郡磯濱村庄屋利三郎と申もの方にて、人足壹人相雇賃錢相拂、猶又御領分大貫村へ罷越候途中、怪敷者貳人召捕、右大貫村名主與右衛門方へ召連、關東向爲ㇾ取締御用ニ廻村いたし候旨にて、二人は無賃にて爲ニ差出一、尤右帳面へ前書の通上書も有ㇾ之候節、豐次郎上下三人、案內のもの三人都合四人に有ㇾ之候、此間御達有ㇾ之候書面符合候へども、召捕候者は貳人に

有レ之、尤名前等押隱候次第決て無レ之候、以來とも村役人共へ申付人足等相雇候由に候間、御用差支無レ之樣御申渡被レ置候樣致し度、此段其筋役人中へ御達被レ置候樣存候、以上

丑十二月　　石川左近將監

關東在々捕物出役手附廻村取計伺書

關東在々惡黨を手附手代出役被二仰付一候に付、取計方の儀先達而奉レ伺、御下知相濟追々廻村仕候處、廻村先にて及二見聞一候儀取計決兼候儀も有レ之旨申越候間、取計方左に奉レ伺

一　關東在町にて六會又は七會無盡と唱、富突同樣仕法にて會合致し、別て野州上州にては數ヶ所有レ之領主地頭にても見免置も有レ之趣相聞、秋冬作物收納仕候頃には、在方錢廻りも惡敷候に付、會合繁々有レ之候に付、手附手代廻村先にて見當次第富の會元、幷重立候もの召捕差出し可レ申心得罷在候處、御門主御免富、又は水戶殿役人聞濟にて致し候由申立候も有レ之由に付、右の類は先ヅ手を懸レ申、會元の名前會日等承り糺早々申上、其外寺社建立等名目にて興行致し候分は、日光御神領、御三家がた、御兩卿方、御老中方、若年寄衆評定所、御一座領分知行の村方にても、會元幷重立候もの召捕差出可レ申哉

御附札　左近 兵庫 印

書面之趣有レ之候はゞ、會合の處得と見屆召捕、其所へ預ヶ置、一ト通相糺格別不屆のものは直に差出候樣可レ被レ致候、日光御門主水戸殿役人聞濟抔と申候分は、別て相糺し召捕差出し候樣可レ被レ致候、格別にも無レ之分は其所に、役所等有レ之分は領主地頭、又は村役人へ得と利害申聞、爲ニ相止一候樣可レ被レ致候、其上にも不ニ相止一候はゞ、尤召捕差出候樣可レ被レ致候

御口達

御附紙は如レ此候へども、可レ成丈引合等多人數に不ニ相成一樣心得、富をいたし候風聞承り候はゞ、其所の役人を呼び、ヶ樣の取沙汰有之候、よもや實事には有レ之間敷旨、急度爲レ止可レ申、若不ニ相用一相催に於ては難ニ捨置一候間、不意に踏込み召捕候事も可レ有レ之、左候ては重き御咎之儀相成候旨、其所領主地頭之家來又は村役人等へ利害申聞候はゞ可ニ相止一相止さへいたし候へば、宜敷利害にて止候方御取締も宜、其上相催候はゞ召捕差出候樣可レ致候

一　五海道宿々の外海邊附河岸場に、前々より飯賣女洗濯女等差置候場所、在々格別害にも不ニ相成一分は其儘差置、新規又は古來より有來候よしの內にも、近年隱賣女體のもの數多差置、百姓風俗の害、或は金錢を遣捨難儀相成候類は、內實得と相糺、其時の委細相伺、御下知の趣を以取計候樣仕べく候哉

御附紙　同斷

書面之通相心得、格別多人數又は目立候儀も有ㇾ之候はゞ、得と樣子相探置、書面を以及ㇾ見候趣申聞差圖之上取計候樣可ㇾ被ㇾ心得ㇾ候

御口達

多人數又は目立候分申上候樣にとの御附札に候へ共、一體の樣子御聞置被ㇾ成度候間、廻り先にて及ㇾ見聞ㇾ候分、實のに有樣を委細相糺、家名女之人數等迄巨細可ㇾ申上ㇾ、其上にて思召も可ㇾ有ㇾ之趣被ㇾ仰聞ㇾ、五海道宿々の内にも、近年飯賣女相增候分等有ㇾ之、格別に難儀の筋も見候はゞ、是又有形を申上候樣可ㇾ致候

一　博奕の場へ踏込召捕候節、手合之内私領家來幷親兄弟悴共の由申候共、先大小取上繩を懸置、其最寄に罷在候同家來に無ㇾ相違ㇾ旨申候はゞ、繩を解預置可ㇾ申上ㇾ候、若最寄に同家來不ㇾ罷在ㇾ候はゞ、駕籠に乘せ差出可ㇾ申候

但刀も帶不ㇾ申候はゞ、百姓同樣取計差出可ㇾ申哉

御附紙　同斷

書面之通可ㇾ被㆓心得㆒候

御口達

侍に候共博奕を打候はゞ、御附札之通可㆓取計㆒事に候へども、地頭家來の分は猶又入念相糺、書面を以申上候へば、夫々地頭へ御達も有ㇾ之儀に付、押候儀等は仕間敷、見聞致候趣可㆓申上㆒候

一　城下家中屋敷の外、在方に罷在候小給所地代官抔と唱候もの丶宅にて、博奕致し居候を見屆候はば罷越差押、其筋へ預置可㆓申上㆒候哉、又は先手を懸不ㇾ申、早々可㆓申上㆒候哉

但最寄に同家來不㆓罷在㆒候はゞ、前條同樣取計可ㇾ申哉

御附紙　同斷

書面之趣有ㇾ之候はゞ、見聞及候趣書面を以可ㇾ被㆓申聞㆒候

一　惡黨者關八州の外國々へ逃去候はゞ、附入召捕候樣先達て被㆓仰渡㆒候處、私支配處野州村方百姓缺落、帳外勘當に成候もの、幷無宿者等私支配所内に不埒の所業いたし逃去、奥州白川領在々町々人別に入住居いたし居、折々野州へ立歸惡黨致し候も可ㇾ有ㇾ之候間、右の類は私領人別にて加り居候とも、不意に踏込召捕、其外當六月中一統相伺、御下知の趣を以取計候樣可ㇾ仕奉ㇾ存候

御附紙　同斷

四手出役連印

丑九月

場所先心得方之儀に付奉レ伺度左に申上候

悪黨共江戸表へ逃入候儘差置候ては、追々逃入同樣相成候に付、町方組付より召捕候はゞ、又々在方も罷出可レ申候、左候へば重立候者は道中筋見懸候者も有レ之、手掛相成罷跡、場所先相知、追々召捕候樣可二相成一哉に奉レ存候

御附紙

重立候悪黨江戸表へ入込候趣相聞候はゞ、糺之趣書付に致し月番へ差越可レ申候、左候はゞ町奉行衆へ可二申達一候

一　御料私領とも博奕等致し不レ宜風聞の者は、支配領主地頭より當時何となく手鎖村預、又は村預等と致し差置候もの有レ之、博奕の儀も時日不レ移御仕置之儀、兼て被二仰渡一有レ之儀に付、數ケ村預等に仕り、差置不レ申樣不二相成一候ては、良民の害に相成候、悪ものどもの内にも其儘捨置候樣罷成可レ申哉に奉レ存候

御附紙

書面之趣見留候分は書付可二申越一候、品に寄其段領主地頭へ被二懸合一候樣にも可レ致候

一　壹ヶ月一度も罷歸、場所先之始末申上候儀、場所に寄江戶表より四拾里餘も有レ之候に付、一ヶ月一度ヅヽ罷歸り候ては、往返之日數懸り可レ申哉に付、凡日數四五十日も廻村仕候はヾ、場所先都合次第引拂の樣子申上候樣仕度奉レ存候

御附紙

一ヶ月に一度ヅヽ立歸り候は、窮屈の定り事に無レ之、凡之儀申渡候事にて、都合見計被レ歸候樣可レ致候、兩人ヅヽ歸り候にも不レ及事

右の趣心得方奉レ伺度申上候、以上

早川八郎左衛門手代　齋藤彌右衛門
大橋勇右衛門
榊原小兵衛手代　石川安右衛門
早川市左衛門
山口鐵五郎手代　馬利丹次
桑村庄八郎
吉川榮左衛門手附　佐々木豐次郎

關東取締出役之もの取計方伺書

一　出役のもの廻村先にて盜賊召捕、吟味の上品々盜いたし、其品物質入、又は賣拂候旨申立候節、最寄村々のもの被レ盜候者、幷質屋又は買取候者共呼出始末相糺し、一同申口符合致し候上は、盜賊所持の分は勿論、質入又は賣拂候分とも、少々の品幷穀物、其外生物類は、質屋幷買取候者より品物取上、被二盜取一候ものへ爲レ見、相違無レ之候はゞ、於二場所一書付取レ之引渡遣し、尤質屋幷買取候ものは始末書付取置、早々御奉行所へ差出候樣可レ仕候、一體小分の品被二盜取一江戸表へ御呼出しに相成御引渡御座候て者、道中雜用等も多分相懸り候儀を存候趣にて、盜賊を難儀に逢候ても申立兼、或は品物御取捨等相願候間、以來は前書の通取計、格別金高等に相成候品は、是又被二盜取一候ものへ爲レ見候て、質屋幷買取候ものより品物取上、被レ盜主名前等相糺し、雜物一同御奉行所へ差出し候樣仕候はゞ、調方行屆可レ申哉奉レ存候段、出役のものども申聞候間、此段奉レ伺候、以上

本文之趣四年出役の者一同及二評議一候由、出役の者申聞、御下知次第私より可二申通一奉レ存候

文化二丑年九月　　榊原小兵衛

御附札　兵庫印

書面伺候通可レ被二取計一候、以上

丑九月

關東筋御取締出役先取計方伺書

關東筋御取締として私共在々相廻り、召捕差出し候ものの內、筋違の者召捕差出候者も有ㇾ之、心得違仕候段奉ㇾ恐入ㇾ候、右に付厚く被ㇾ仰合ㇾ候儀も御座候に付尙又申合候、是迄奉ㇾ伺候外、心得方の儀左に奉ㇾ伺候

一 御差名の無宿幷宿有ㇾ之者共召捕に罷成候節、逃去行衞不ㇾ相知ㇾ候節は、宿村役人の內差働有ㇾ之ものへ人相名前等申聞置、若參掛り候か、又は見當候はゞ手當いたし置、廻村先へ申越次第召捕差出可ㇾ申哉

但私共廻村先にて惡事有ㇾ之、慥に風聞及ㇾ承候者にて、本文の通行衞不ㇾ相知ㇾ候節は、同樣取計可ㇾ然候哉

一 百姓にて附火又は盜賊等致し候趣相聞、召捕相糺候處申陳白狀不ㇾ仕者、私共場所先にて差免候得ば、出役の者も手入等致し候抔と、惡說相聞候儀も難ㇾ計奉ㇾ存候間、右體のものは先村預致し置、風聞之趣奉ㇾ申上ㇾ候樣可ㇾ仕哉

但一ト通相糺候處惡事及ㇾ白狀ㇾ候分は、是迄の通り御書取、且無宿にて惡事いたし候趣、風聞有ㇾ之とも申陳候は口書不ㇾ申付ㇾ風聞の趣書取に仕差出し候樣可ㇾ仕哉

一　喧嘩等致し居及二刄傷一手負人等有レ之場所へ行懸候節は、差押一ト通始末相糺候上、無宿入交候とも不レ取二逃一樣手當申付、地先村役人へ預置、其筋へ可二申立一旨申渡、其段御屆申上候樣可レ仕候哉

一　盜賊或は惡黨者立入あばれ居、手餘り候段行懸候村方より申出候節は、召捕一ト通り相糺し候上、差出し候樣可レ仕哉

一　廻村先にて歌舞妓芝居狂言致し候趣及レ承候はゞ、村役人ども呼出し相止候樣申渡し、其段御屆奉二申上一候樣可レ仕哉

右之通奉レ伺候、以上

卯五月　　四手出役

御附紙　兵庫印

書面伺之通たるべく候

卯五月

關東向御取締出役申合書

一　御差名之者召捕候迄にて、不二申付一差出可レ申事

但場所先にて一ト通相糺候上、差出候樣被二仰渡一候分は、御差圖に隨ひ可二取計一事

一　案内のもの召捕候儀は、是迄の通人物を撰、其所役人共へ申談相雇、用向相濟次第早々可ニ差返一事

一　召捕候もの場所にて一ト通相糺候節痛候儀は、去々丑年被ニ仰渡一候儀も有レ之、銘々奉ニ承知一候儀に候へ共、猶又此上厚被ニ仰合一候儀も、風聞之趣を以可ニ差出一事

一　銘々出立歸著之節、縱令ば人不ニ相揃一候共、其段廻狀差出折々寄合、場所先取計其外とも能々可ニ申合一事

一　召捕候者場所糺をのがれ候爲、實意に惡事は不ニ申立一、假に品々惡事の趣申立、差出し相成候上、場所糺嚴敷故、無レ據僞候儀申立候段申立候者共も粗有レ之哉にて、恐入候儀に付、可レ成丈惡事致し候場所近き分は、其引合之もの呼出し相糺、格別隔分又は江戸内等は糺も難ニ相成一事に候間、其所の役人どもへ得と糺之上、始末及レ見ばせ置、口書には奧印取レ之差出可レ申事

一　主親殺の者有レ之由風聞有レ之候はゞ、得と承糺其上申上候て、御下知に隨ひ可レ申事

一　無宿之者召捕差出候節は、伺濟之趣を以口籠に入差出候分も有レ之候へども、其所に寄擔方出來兼候向も有レ之、且は村入用も相當候儀に付、格別重科にも不レ當ものは、山駕籠に乘せ差出し、都て寄場村方入用不ニ相掛一樣精々心付可レ申候、尤右仕立方直段相糺候上書付取置可レ申事

一　四人預候節、壹人に付才領ども四人程に申付、右預村幷口籠山駕籠申付候村方の儀も、寄場に相

成候村方にて順を糺、村高に應じ甲乙無レ之樣取計可レ申事、

右の通申合候上は、追々被二仰渡一候趣御趣意に隨ひ無二違失一相守可レ申事

四手出役

卯五月

巳七月四日
羽倉藤右衛門へ相渡候御書取寫幷出役心得方被二仰渡一請書

領分近邊之他領、又は領分中に御代官御手附被二相越一盜賊抔召捕、右の者差口にて領主役人へは無沙汰にて村方之者ども差紙にて呼出有レ之候に付罷越候處、盜賊申立候趣は、全僞にて跡形も無二御座一候儀に付、領分村方の者より其旨申立候へども、右御手附等聞入無レ之、無失の難にて强責に逢、領分のもの難儀に及び候由を領主役人ども及レ承候節、捨置候儀不便の儀に御座候、若右體の儀御座候節、如何相心得候筋に可レ有二御座一哉

一　領分中にて右體の儀有レ之節、若惡黨どもの巧にて御代官の御名を語り、御手附抔と申僞り候儀御座候ても、慥成儀相分不レ申候内は、取計方仕兼候儀に付、都て右樣疑敷仁萬一有レ之節は、遠國の儀も無二御座一候間、一件引合、領分の者どもは領主役人預り置、江戸表打合相濟候迄、吟味猶豫之儀申談候ても不レ苦候儀に御座候哉、是等の趣兼て相心得置申度、御問合申上候、以上

牧野越中守家來
森藤左衛門

六月十七日

右挨拶書下ヶ札

書面近來關東在々惡黨もの捕方として、御代官手附手代の内奉行所より廻村申付、惡黨どもは御料私領に不ㇾ拘有宿無宿共召捕、一ト通り場所にて爲二相糺一、夫より奉行所へ請取候儀にて、盜賊或は博奕等致し候もの申口を以、同類幷引合候者どもも旅宿も呼出相糺、全申陳候と相見候分は、品に寄嚴敷尋候筈に候へども、別紙御領分のもの口書致二一覽一候處、博奕有ㇾ之由は盜賊の申懸候段跡にて相分り、御領分のものに惡事は無ㇾ之候處、最初は疑敷存不行屆糺方にて、猶又右體之者は一ト通糺之上、奉行所へ可二申聞一儀に付、猶又廻村の者に可二申達置一候、尤以來手附手代どもより惡黨者申口に寄、御領分のもの呼出し候節、猶豫の儀御談有ㇾ之候ては差支顯然に候、乍ㇾ然手附手代ども私曲非分の取計有ㇾ之間敷とも難ㇾ申筋に付、其品に寄御領主役人中掛合候事は格別に有ㇾ之、其上にて月番公事方御勘定奉行へ御申渡し候樣存候、奉行所より差出候捕方、御用出役の御代官手附手代どもへは、御勘定奉行連印證文銘々へ相渡遣候條、疑敷相見候者は、右證文被二見屆一眞僞御極候樣存候、江戸表へ引合彼是猶豫有ㇾ之候ては差支の事に候、乍ㇾ去御代官手附手代と申立候へども、疑敷ものは被二聞糺一、彌僞ものㇾと相聞、奉行所より出役の者への、證據無ㇾ之者不二取逃一樣手當申付置、其節取計向の御問合候樣存候、以上

巳六月

關東向爲ニ御取締一御用罷出候處、手附手代共廻村先心得方の儀、精々被ニ仰合一候趣奉ニ承知一候、右に付盜賊幷惡黨もの召捕相糺候節、其者依ニ申口一呼出候共、突合相糺候砌に無證據にて不ニ相決一候へ共、難ニ捨置一儀は相糺候上にて、其品に寄村預等に仕置、召捕候もの申立候次第を以御奉行所へ申上候樣仕、都て嚴敷吟味等不レ仕樣一同申合、格別里數隔り引合之分呼出不レ申、其段吟味書に申上候樣仕、且出役廻村先にて眞僞疑敷存、御證文拜見仕度旨申聞候はゞ、宿村役人に不レ限、領主役人へも拜見爲レ仕候樣可レ仕候

右者此度出役の者廻村先取計心得方の儀に付、厚く被ニ仰渡一候に付、御代官幷支配々々へも申聞、猶一統評議の上精々申合候樣可レ仕候、依レ之此段御請奉ニ申上一候、以上

巳七月八日

手附　高橋太吉

外出役連印

兵庫頭殿
御剪紙

相達候儀有レ之候間、明十八日四ツ時自分宅へ可レ被ニ罷出一候

三月十七日　　松平兵庫頭

吉川榮左衛門殿

同請書

御用之儀御座候間、明十八日四ツ時可ニ罷出一旨御紙上之趣承知奉レ畏候、右爲ニ御請一申上候、以上

三月十七日　吉川榮左衛門

松　兵庫頭様

文化八未年三月の取締被ニ仰渡一書

大貫次右衛門
岸本武八
吉川榮左衛門

關東在々爲ニ取締一手附手代の内差出、悪黨もの捕方の儀各へ申達候、依レ之手附手代の内兩人ツヽ人物を撰み可レ被ニ申聞一候、出役先にての儀は山口鐵五郎申合可レ被ニ取計一候

三　月

朱書
右未三月十八日兵庫頭殿於ニ御宅一備後守殿御出席、兵庫頭殿被ニ仰渡一、立會羽倉藤右衛門殿秋月徳之進殿

関東御取締御用出役名前書付

手附 三上善太夫
平塚與三郎

右者此度關八州村々惡黨者捕方御用被ニ仰渡一候に付、御取締爲ニ御用一差出候手附名前、書面の通り御座候、此段申上候、以上

未三月 吉川榮左衞門

御證文寫

吉川榮左衞門手附 平塚與三郎

右は關八州御料私領寺社領在町爲ニ取締一差遣し、先々にて惡黨もの其外怪敷者見當次第踏込み召捕、若八州外國々へ逃去候共、附入召捕筈に候條、其所役人共罷出差圖を受、諸事無ニ差支一樣可ニ取計一もの也

未三月 備後印
豐後印

兵庫印
伊勢印
對州御用に付無手判
主膳印

關八州
御料
私領
寺社領
村々
宿々　役人共
町々

關東向御取締出役手附 三上善太夫出立 平塚與三郎歸着 御屆書
未四月六日江戸歸著

御手附
三上善太夫
平塚與三郎

右者關東向御取締爲二御用一差出置候處歸著、書面之通出立仕候、依レ之此段御屆申上候、以上

未四月　　吉川榮左衞門

右兩公事方幷道中奉行主膳正殿へ出す

臨時御取締被二仰渡一書

當月二日評定所へ御呼出に付、山本郡七罷出候處、羽倉藤右衞門殿秋月德之進殿御立會被二仰渡一候手違左の通、以來右樣の儀無レ之樣四手出役得と申合候樣被二仰渡一候

一去未十二月檜山剛八郎召捕差出候盜賊淨全盜取候蕎麥小麥綿、野州宇都宮穀屋喜六外貳人盜物と不レ存買取、猶又右品銘々賣先不二相知一賣渡候段申立候に付、於二場所一右買取代取立、被レ盜主へ返し遣す此儀盜品物賣先不二相知一候迚代錢取立、直に被レ盜主へ於二場所一相返候筋には無レ之、盜取候品物は代錢に替り居候儀に付、其段御奉行所へ申立、右代錢被レ盜主へ被レ下候儀は、御奉行所にて何れとも御沙汰可レ有レ之筋に被二仰達一候事

一當申正月中杉浦熊藏召捕差出候盜賊繁之丞盜取候金子の内を以、野州天明宿旅籠屋太七方にて旅籠代茶代相拂、幷同町古著屋彌兵衞外壹人小屋町道具屋兵内盜金と不レ存、金拾八兩壹分錢壹貫八百文請取、衣類脇差其外等都て拾三品取立、賣物も返渡遣、拾六品は通古鐵買へ賣渡候段盜賊申立候趣申

渡、右代金拾八兩壹分錢壹貫八百文於二場所一彌兵衛外一人より取立、被レ盜主難二相分一御奉行所に差出
此儀旅籠屋茶代幷品物賣上代共、代金錢於二場所一取上候筋無レ之、其上被レ盜主等も不二相知一、旁御奉
行所へ申立、何れとも御奉行所にて御沙汰可レ有筋に候事

一　當申二月山本郡七名捕差出候盜賊吉五郎外二人盜取候金錢の內を以、中仙道倉ヶ野宿旅籠屋甚左
衛門、幷外貳人方にて止宿致し酒食代相拂、右吉五郎壹人にて板鼻宿旅籠屋吉右衛門、新町宿旅籠屋
善八外貳人方にて、前書同樣都合金七兩三分貳朱を拂、且又倉ヶ野宿傳右衛門抱飯賣女すみへ吉五郎
より金子遣候內すみ儀、猶又傳右衛門へ預置候分共、於二場所一取上被レ盜主へ夫々相返す
此儀盜賊盜取候品物少分の穀物衣類等の儀は、於二場所一其筋より取上、被レ盜主へ相渡候旨伺濟も
有レ之處、金錢取上候儀は伺濟も無レ之、殊に酒食代に相拂候段、被レ盜主相分候共取上相返候筋無
レ之、且又吉五郎よりすみへ遣候金の內、猶又すみより主人傳右衛門へ預候を取上被レ盜主へ相渡候、
右迚も於二場所一取計候筋には無レ之、其始末御奉行所へ申立、御奉行所取計御沙汰有レ之筋之旨御達
候事

右樣手違無レ之樣精々申合候樣被二仰渡一候に付、此度御一同申合寄合等致し、都て取計方區々不二相成一
樣、申合候樣可レ仕旨被二仰達一候事

申三月

書上前書認様之儀に付御達書

何之誰支配
何之誰領分知行　何國何村にて召捕候無宿誰吟味仕、左に申上候

無宿　誰　何歳

右者以來書上前書、右之通認差出候樣吉川榮左衛門殿大貫次右衛門殿出役へ御談有レ之、外三人へも通達可レ致旨御同人より廻狀にて、中十月十五日來る

曲淵甲斐守殿御書取寫

關東爲ニ御取締一在出捕方致し候者共捕候場所、又は最寄へ村預申付、巨細に相糺候に付ては、糺中村預等永々に相成、排作世話敷節は、別て入用等も相懸り候よし、惡黨ども召捕差出候へば、奉行所にて吟味は行届候事に付、以來召捕候はゞ深く糺に不レ及、一ト通承り候迄にて早々差出可レ申、心得違無レ之樣可ニ申合一

御　請

關東御取締出役の者共へ御書取を以被ㇾ仰渡ㇾ候趣、逸々奉ㇾ承知ㇾ候尤今日罷出不ㇾ申者へは、私共より申達候樣可ㇾ仕候、

右爲ㇾ御請ㇾ申上候、以上

申十二月

大貫次郎右衞門手附
宮本五郎兵衞

岸本武八手代
檜山剛八郎

右大貫次右衞門殿衆より廻狀來る、尤出役の者申立候儀も有ㇾ之、御達相願候はゞ、何村にても早速御達可ㇾ被ㇾ成段御達の趣、是又來候事

惡黨者其外之儀に付被ㇾ仰渡ㇾ書付

武州鴻巣宿邊より秩父郡邊上州野州常州、幷下總國銚子佐原邊迄に一旦追放等相成候者、其外無宿共多く徘徊いたし、子分と唱候者共も大勢にて、品々不屆の及ㇾ始末ㇾ候趣に付、右無宿惡黨の內五里十里程の間、名前廣く相聞候者共、且天明八申年向々へ相達置候通のもの徘徊いたし、諸人の害に相成候もの共、此度召捕差出候節、吟味の上追放等の御仕置申付候とも、重て害を不ㇾ成樣取計方可ㇾ有ㇾ之事に付、前書の不屆成無宿もの、幷通り者共召捕、强て不ㇾ及ㇾ糺可ㇾ差出ㇾ事

酉四月十二日

御取締出役之者心得方之儀申上候書付

武州播羅郡邊より秩父郡邊、夫より上州野州常州下總國銚子佐原邊に、一旦追放等に成候者、其外無宿共多く徘徊致し、子分と唱候者共大勢有レ之、品々不屆の始末に及び、右無宿惡黨どもの內、名前廣く相聞候者共、且天明八申年御達御座候通のもの體の者徘徊致、諸人の害に相成候ものども、此後召捕差出候節、吟味の上追放等の御仕置に相成候者、重て害を不レ成樣被二仰付一方も可レ有レ之事に付、前書の不屆成無宿ども、幷通り者ども召捕、强て不レ及レ糺差出、且又捕もの致し吟味中手間取候ては、村入用等も相掛り、村々難儀の趣に付、可レ成丈無益の村入用不二相掛一樣心付可レ申旨、大貫治右衛門へ被二仰渡一候趣承知仕候、右之段御取締出役のものどもへ申渡候樣可レ仕候、依レ之此段申上候、以上

酉四月　　吉川榮左衛門

場所先心得方之儀申上候書付

關東御向取締爲二御用一廻村仕、博奕又は盜賊引合等有レ之候節、御三家御三卿方御領分の者場所先へ呼出候儀御尋に御座候、右は盜賊等召捕吟味の上、御三家御三卿方御領分の內にて盜賊等致し、又は盜物質入致し遣候者、幷質屋等右領分內の者に候へば、盜賊召連最寄へ罷越夫々呼出し突合糺候上、取調、

一件差出候儀に御座候且御領分最寄等にて博奕場へ踏込召捕候者、吟味の上遂去り候ものゝ內、右御領分のもの手合に加り候由申立、又は御領分內にて博奕有㆑之候か、惡黨者等入込候趣相聞候へば、下知濟之趣を以踏込召捕候心得に罷在候へ共、只今迄水戸殿御領分內の者、盜賊又は博奕引合等にて場所先へ呼出候儀無㆓御座㆒候、依㆑之此段奉㆓申上㆒候、以上

酉六月

吉川榮左衞門手附
三上善太夫

右者大貫次右衞門殿手代高橋三內儀、今般水戸殿領分の者場所先へ呼出候處、家來より彼是六ヶ敷申越候に付、次右衞門殿より御奉行所へ被㆓申立㆒候よし、右に付出役のものども評定所へ御呼出、中野又兵衞殿懸りにて御尋に付差出候事

水戸殿領分內の者呼出に付掛合方之儀被㆓仰渡㆒書

關東在々爲㆓取締㆒爲㆑致㆓廻村㆒候手附手代共、幷自分共より申渡捕もの之儀に付、水戸殿領分內右引合、又は手掛等のもの有㆑之、於㆓場所㆒手附手代共呼出相尋候節、前以其品難㆑顯儀に付、呼出候跡にて、右手附手代どもより水戸殿領分詰家來郡方役人へ及㆓通達㆒、其外之御用向も呼出候儀も有㆑之候はゞ、其品を顯通達致候上、呼出し候筈に候間、其旨可㆓相心得㆒段手附手代へ申渡し可㆑置旨、岸本武八吉川榮左衞門へ可㆓申達㆒候、以上

戌三月十八日　小長谷長門守

山淵甲斐守

西野喜内殿

服部專藏殿

大貫次右衛門殿

吉川榮左衛門殿

山口鐵五郎殿

岸本武八殿

亥七月朔日於二御殿一加賀守殿被レ成二御渡一候

關東在々爲二取締一差出候各手附手代共へ申渡候趣、別紙書取相達候條、右書取候趣得と可レ被二申渡置一候、依レ之申渡候、以上

亥六月

村方にて召捕候者召捕或は無罪差免方之儀被二仰渡一候書付

關東在々爲二取締一廻村之節、村方の者共捕置候惡黨どもを於二場所一請取奉行所へ差出候儀有レ之、筋違の事に候、都て村方にて捕置候分は、其村より支配領主地頭へ可二申立一儀にて、規格にも拘り候事に

候間、縦手當行屆兼候樣村方の者ども相歎候とも、右の譯教示致し、其筋へ申立候樣可レ被二取計一候

一 風聞不レ宜もの召捕一ト通糺の上、聊疑敷儀無レ之分は、於二場所一差免候段時宜にも寄可レ申事に候へども、召捕候程に候はゞ、先は奉行所へ可二差出一儀、殊に惡事致候趣宜敷申立候者に候はゞ、猶更可二差出一處、惡事致候よし一旦申立候趣、取留候儀も不二相聞一候迚其旨屆も不レ致、一己致問敷筋之存寄を以て承屆差出候儀有レ之、是又不相當之取計にて、素より場所先にては嚴敷相糺候儀等堅にも候上は、旁以眞僞之程難レ決道理に付、右體の者は必奉行所へ可二差出一儀と可二相心得一候

亥六月

富制方之儀被二仰渡一書

御代官外御用向にて曲淵甲斐守殿へ御差出被レ成候處、江戸町方において湯島谷中富出番を用ひ、影富と申儀有レ之嚴敷制方被二仰渡一候に付、在方の儀も同樣御心付、右樣の企いたし候もの有レ之候はゞ、召捕可レ申旨被二仰渡一候間、右の趣御心付、影富は勿論、隱富等相催し候もの有レ之候はゞ、召捕御差出可レ被レ成候

右の趣亥二月十一日御用状に、廻村先下總國結城町へ向申來

御取締増人之儀被二仰渡一書

在々所々惡黨ども長脇差を帶大勢徘徊いたし、村々及二難儀一候由に付、各手附手代の內三人ツヽ、都合十二人早々可二差出一候

一　在々所々にて重立候者、武州上州常州野州四ヶ國四手申合、重々相廻候積り可二心得一事

一　出役のもの召連候もの如何成もの召連候ては、是又村々難儀いたし候間、是等の儀精々申合可二差出一事

一　町々火方へも被二仰渡一候間、御取締方手延に相成り候ては不レ宜候間、能々申合可二差出一事

一　廻村取懸り村々より、時々樣子委細可二申越一事

一　臨時廻村に付ては證文は甲斐守殿御一判にて御渡候事

但御取締證文も出役名前認候處、差掛候儀且引替等の爲にも、手附手代の內壹人ツヽ可レ認事

右之趣甲斐守殿被二仰渡一候事

何三月

臨時御取締被二仰渡一書

右貳ヶ條引捕被ニ仰渡一書

在々所々長脇差を帯又は帯刀致し、御代官手附手代の手先、或は火附盗賊改の手先抔と申成し、博奕致し喧嘩口論を好み、中直りとして金錢ゆすり取、所々百姓家にて衒事又は押借等致し、或は人之女房娘等無體に連參り、百姓家へ押て無賃にて數日逗留いたし、盗賊を取押雙方より金子等ゆすり取、差免候者有レ之、又は無賃の人馬等爲ニ繼送一或は途中にて喧嘩等仕懸け、百姓ども往來難レ成場所等も有レ之、難儀いたし候由の事

右の趣酒井若狹守殿より御沙汰有レ之間、支配所限り各手附手代ども早々差出惡黨ども召捕、他所引合等無レ之とも、此度に限り候ても、於ニ場所ニ一ト通糺之趣被ニ申聞一、自分共月番へ差出候儀可レ被ニ申聞一候

子四月　　榊　主計頭

　　　　　山　甲斐守

大貫　大岡源　小野田　山田　江川　川崎　吉岡　吉川　杉　羽倉　山口　竹垣　岸本

各支配所手附手代差出惡黨もの召捕之處、口書取有レ之候へども、可レ成丈主謀之ものを相探り召捕、枝葉のもの迄も穿鑿いたし、多人數召捕候を專要と申筋には無レ之、尤無宿もの等は右等之趣於ニ場所一格別深く吟味の上差出候には不レ及、一ト通相糺候はゞ可ニ差出一事に候へども、宿有レ之百姓町人等の儀、成丈頭立候者を相尋召捕、余枝葉之ものは於ニ其處一一ト通糺之上、時宜に寄被ニ取計一候樣可

レ被レ致候

右之趣心得違無レ之様、手附手代共へ可レ被ニ申渡一候、以上

四月

在方悪黨共爲レ捕方手附手代共差出置候處、追々穩に相成候由に付、一兩度も場所引取、以後四手出役のもの無ニ油斷一心付候様申渡、且捕方のもの引拂候以後、無宿ども集り候様子に候はゞ、村役人どもより申出候様申渡場所引拂候様是又可レ被ニ申渡一候

四月

右者四月廿七日主計頭殿被ニ仰渡一、場所追々引拂候事

支配所へ爲ニ取締一差出候手附、場所捨様次第追々引拂、跡之儀は無ニ油斷一可レ被ニ心付一候

四月

右は四月二十七日主計頭殿被ニ仰渡一、場所追々引拂候事

雇手代伺書

關東在々取締不レ宜、悪黨者共徘徊いたし候趣に付、私共手附手代の內貳人ヅヽ一兩年の間相廻し、悪黨共召捕取締申付候様可レ仕旨公事方奉行衆被ニ仰渡一、當丑六月十九日より銘々手附手代貳人ヅヽ差出候

に付、御用中雇手代二人ヅヽ御足可レ被レ下旨、石川左近將監殿被二仰渡一候間、右御用中雇手代貳人ヅヽ都合八人、壹ヶ年五十俵ヅヽ積り月割を以、雇手代御入用御立被レ下候樣仕度奉レ存候、依レ之奉レ伺候以上

文化二丑年閏八月　　　四人　印

御殿押切

書面之通たるべく候

丑閏八月

場所先取計方手達御書取

在々御取締方に付惡黨ものども捕方いづれも出精いたし、追々召捕候ものども有レ之一段の事に候、然る處無宿にて徘徊いたし候もの、并宿迯にて農商之渡世表向にて、內實は博奕を業といたし、或は强勢成風俗にてゆすり等いたし步行候ものを召捕、良民安堵に農業渡世爲レ致候御心慮の御趣意の段は勿論の事に候、依て遺恨等にて人を害候ものは內分に成居候とも、右被レ殺候親族も不二訴出一段子細も可レ有レ之儀不レ輕御仕置に可二相成一者と乍レ申舊惡等の儀を、風聞のみにて强て穿鑿の筋に無レ之引合等にて大勢吟味相成候儀は不二存寄一儀に候間、良民の害に成候ものを專一に心懸、召捕候樣に可レ致事

に候、既に先達て差出候人殺一件、場所にての口書の趣申口を替候て、段々相糺候處被レ殺候由のもの存命にて罷在、全右口書不レ用相成候、都て所々にては口書は聊無二相違一事に候、此方にては右申口を替候者は、嚴敷牢問等申付來候儀の處、惡事白狀不レ致ものを差出候は、功薄き樣萬一相心得責問せられ、或は不二申立一筋を口書に相認、嚴敷申威印形取候儀等有レ之候ては、甚以て不レ宜事に候、併召捕候者容易に惡事白狀不レ致筋にも無レ之條、一ト通は嚴敷申威、或は手近き向は引合をも相糺、全申陳に無レ紛と見込候分は、不レ及二白狀一共惡事の輕重に不レ拘差出、委細風聞取沙汰、并當人平日の行狀向寄村役人等糺之上、朱書に加へ可二申越一候、且追々捕方仕法自然と村方にて相辨候に至り候ては、遺恨有レ之ものへ難儀可二相掛一手段、風聞流言爲レ致謀計のものども難レ申筋故、案內之もの召連候抔、人物不レ宜ば相用間敷候、不束之もの共の申分容易に信用不レ致、得と思慮いたし取計可レ申、尤右案內人計にて爲レ捕候儀も決して不レ致、若手先抔と號し村々へ立越の儀は無レ之哉、隨分心付取沙汰をも承り、若右體のもの有レ之候はゞ、出立之砌呉々も申聞候通、捕物無レ數候ては怠慢候樣に相心得、不二取留一浮說手を懸、差て疑敷無レ之候ても、麁忽の捕方と不二相聞一爲二風聞一而已を證據にいたし、强て口書申付候儀等有レ之候ては、却て良民を惱し候に相當、御趣意に令二齟齬一以ての外の事に候間、能々勘辨いたし厚く心を用、無二油斷一取計候樣可レ致事

文化二丑年九月

右之趣九月十四日兵庫頭殿御逢之節御渡被レ成候

關東向取締出役手附手代廻村之儀ニ付申上候書付

關東向御取締差出候私共手附手代廻村の儀、其時々銘々相伺出立爲レ仕候處、四手不レ殘罷出候儀も有レ之、歸著の儀も四手一時に相成候儀も有レ之、猶又出立被ニ仰付一候迄は廻村不レ仕候故に、自分取締方相弛み候哉にも相聞候間、以來四手八人の內、壹手壹人ヅヽ四人は定式廻村爲レ仕、四人は臨時御用向等のため殘置、以前出立候分追々歸著仕次第、殘り居候四人のものども引替出立の積り、其時々不レ奉レ伺御屆申上置、大概不レ絕四人ヅヽ廻村仕候はゞ、自然と取締不行屆可レ申哉と奉レ存候間、此段奉レ伺候、以上

文化四卯五月　　四手　印

卯五月

書面之通一手壹人四人は定式に廻村、臨時御用のため殘置、追て代り合候積り可レ被ニ心得一候

御入用請取方

金高四百五拾兩三分永二百七匁被レ下候內

一　金貳百八拾四兩は

是は手附手代八人在出、當未正月朔日より同六月晦日迄閏月共延日數千六百四十八日、一日三人銀拾四匁七分八厘ヅヽ、金壹兩に付銀六十目替之積り

右者關東筋村々惡黨者爲召捕、御代官大貫次右衛門幷山口鐵五郎岸本武八吉川榮左衛門手附手代在出、凡積り入用金の内書面の通り受取申候處、仍て如件

文化八未年三月　　羽倉藤右衛門

中山貞五郎殿

鈴木八兵衛殿

黑澤正助殿

關東向御取締御用出役手附手代御入用内借之儀に付申上候書付

未二月朔日より同六月晦日迄　閏月共貳百六日

大積金貳百五兩三分餘の内　　但一日壹人銀拾四匁七分八厘ヅヽ

一　金貳百八拾四兩也　　手附手代合八人御入用

右者關東向取締爲御用差出候私共手附手代、當正月朔日より六月晦日迄半年分、右積りの内七分通

書面の金子御渡被レ下候樣仕度奉レ存候、依レ之此段申上候、以上

大貫治右衛門
山口鐵五郎
岸本武八
吉川榮左衛門

關東筋御取締出役之儀に付申上候書付

此度關東筋爲二御取締一手附手代の內兩人差出、悪黨もの召捕方の儀、是迄榊原小兵衛方にて取扱候處、同人場所替に付、跡私へ被二仰付一候段、去月十八日松平兵庫頭殿被二仰渡一候間、此段御届申上候、以上

未四月　大貫治右衛門

御勘定所

關東在方に於て同類を集め通り者と唱、身持不埒のもの共を子分抔と號し抱置、或は長脇差を帶し、目立候衣類を著し、不屆之所業に及び候者の儀に付ては、寛政十年年中被二仰出一有レ之、夫々御取締被二仰渡一も御座候へども、今以武州主內中仙道鴻巣宿邊より秩父郡邊迄、夫より上野下野常陸國、幷下總

國銚子佐原邊には、一旦追放御仕置等に相成候者、又は舊離勘當缺落等の帳外もの無宿に成、右體の所業致し罷在候もの多有レ之、私共外三人在々御取締御用出役手附手代共、廻村先にて見當の分は召捕、夫々御取締方も被二仰付一候へ共、彼者子分と唱へ候もの近村に多御座候間、近頃は右子分又は驛場荷持等稼渡世いたし候もの抔、親分のものへ御取締出役之廻村有レ之段、前廣密々先々へ爲二告知一候由にて、彼もの早々遠國へ立隱、御取締出役に不二行逢一樣いたし、且又彼者どもの身分の儀差出しにいたし候へば遺恨差含、子分と唱候ものの內には生死不レ知あぶれもの多く有レ之候に付、野田又は人遠成場所にて、右體のもの抔に何となく口論いたし懸させ、打擲疵爲レ負候類の儀いたし候に付、小前百姓どもは不レ及レ申、村役人に至る迄致二恐怖一、縱令ば御構の地徘徊仕候ても見逃し、或は村方帳外にさへいたし置候得ば、其もの被二召捕一候ても、親類組合等も懸り合に不二相成一候間、平日村方に罷在候分は不レ苦抔と帳外の後も用捨致し、其村に差置候間、表向無宿とは申立候へ共、內實は御構之地又は其居村に住居致し、自分と致二家作一、親又は悴の名前に致し置、地借店借にて罷在候分も、自分の名前は不二差出一、外名前にて借受、其家に住居いたし候もの近頃別て多く有レ之趣に相聞、御取締出役の者可二召捕一と存候ても、名前及レ承候迄にて面體不レ存候間、案內人足雇候ても、是又抱と唱へ、差口致し候ものども惡事有レ之由申掛、被二召捕一入牢被二仰付一候樣申立、左も無レ之候ても、後日遺恨を含候儀を恐れ案內辭退致し、若致二案內一候ても風と唱、先方へ捕方罷越候樣子相聞候樣に取計候哉に

相聞候よし、右は畢竟前書無宿もの共、平日專ら博奕渡世致し、不屆の所業には御座候へ共、被召捕御吟味に相成候へども、筒貸元等致し候段申陳候に付、無證據風聞のみに相成、多くは野田博奕又は少々ゆすり、或は遺恨等にて出牢いたし、又々元之居村或は其近邊之驛場町場等へも立歸罷在候、其時之風俗には能男に罷成り候樣申なし、子分と唱候もの却て多く相增、以前被召捕候樣差口いたし候もの、又は一件御吟味にて引合に出候者、彼等惡敷樣に執成候もの抔へは遺恨を含候故、其餘は猶更、右體の儀は見逃候に付、彼もの共次第に增長し、我儘及不法候、且在々にて彼もの共の子分抔と不相成候て差支候商賣向、縱令ば飯賣女抱置、旅籠屋宿場立場其外在々迄も煮賣酒屋茶屋之類、都て人寄致し候商ひ向、幷神事佛事角力興行の類迄、彼のものどもに相應の付屆不致候ては、喧嘩口論いたし懸け妨候間、何れも付屆いたし候儀の由、依之右體の儀を親分のもの所德にいたし、其外博奕筒取貸元いたし、勿論平日博奕等に不携者にても、前書商賣向のものは多分彼のものども子分に相成居候由相聞候段、御取締出役手附手代罷歸申聞候に付、右御取締り方私得と勘辨仕候處、追放幷其以下御仕置の者は、迚も出生之地又は其最寄へ立歸罷在差口いたし候もの抔に遺恨差含候間、其儀を恐れ平日見逃し、或は捕方に不相成樣成行增長仕候に付、右の內五里拾里の間は名前廣く聞へ候程のもの得と相糺召捕、御奉行所へ差出、御吟味の上追放、幷其以下御仕置相當之分も、無宿と申所を以御仕置被仰渡候後、其儘出牢追放には不被仰付、佐州へ被差遣候樣相成候はゞ、自然右體

のもの追々相減候樣可ニ相成一哉奉レ存候、右の通佐州へ被レ遣候ものと相聞候ものに候へば、村役人案內人足等に至る迄、後日の恐れ無レ之候故、何程も手段仕捕方相成候樣差働可レ申趣に相聞候段、御取締出役手附手代ども申聞候、勿論無宿の分は人足寄場へ被レ遣候儀に御座候へ共、是又親分寄場へ被レ遣候へば、子分の者村役人等へ申勸無レ程引取願出、子分は親分より同樣申勸引取願出ニ御引渡に相成候間、前文の通居村へ立歸、如レ元不屆之所業に及び、右引取願之儀は村役人等拒み候へば、是又後日遺恨を含候間、曲て引取願出候樣相成候趣に相聞候間、前書の通在々にて名前廣く聞候もの得と相糺召捕差出、五里六里の間にては兩三人ヅヽも佐州へ被レ遣候はゞ、自然と右の類相減可レ申哉に奉レ存候、尤先年私御代官所の內東海道筋、其外にて有宿無宿四五人佐州へ被レ遣候樣、其以來東海道筋には右體の所業のもの相聞不レ申候間、右の通にも可レ被ニ仰付一哉、右取締方心付候に付、此段申上候、以上

文化十酉年二月　　大貫治右衞門

盜賊盜取候金錢其外取扱方四手申合之儀書付

先達て被ニ仰達一候盜賊盜取候金錢を以酒食に遣捨拂ひ、幷品物買上代取上、被レ盜主へ相渡候儀手達に付、以來右體の儀無レ之樣、四手出役得と申合候樣被ニ仰渡一候に付、以來申合候趣左に申上候

一　盜賊盜取候金錢を以酒食に遣捨、幷旅籠屋代茶代類品物買上代等の分は、右金錢取上被レ盜主へ

相返候筋には無レ之遣捨に仕、幷盗金預り居り候ものの儀、金錢於二場所一取上、被レ盗主へ相返し候儀
は不レ宜、其段書付取レ之、預り人御奉行所へ差出候樣可レ仕奉レ存候
一 都て盗取候品物と不レ存買取、猶又其品先々にて賣拂に相成候買先不二相知一類、最初盗取候ものよ
り買取候もの代金錢計取立、被レ盗主へ於二場所一相返し候筋には無レ之、其先々にて賣出代等も相糺、
御取上にも相成り候儀、殊に品物は代金錢と替り居候儀に付、旁其始末相糺懸合のものの書付取レ之、御
奉行所へ差出候樣可レ仕奉レ存候
右之通四手出役申合、以來手違無レ之樣取計候樣可レ仕候、右之趣出役一同連印御受可二申上一候處、此
節廻村罷出候者共多、連印難レ調候間、右の段一統へ私より申達候樣可レ仕候、且又右の外盗賊盗取候
少分の品物穀物生物等の儀は、先達て伺濟之趣を以取計候樣可レ仕候、依レ之此段奉二申上一候、以上

申三月

岸本武八手附
山本郡七印

下里見無宿兼五郎所持之品致二質入一候儀に付申上候書付

下里見無宿藤五郎儀所々にて盗取候品々の內、板倉伊豫守領分碓氷郡安中宿佐五兵衞方へ所持の二品
一同に質入致候に付、同人糺の上盗取候品は取上、被レ盗主へ相渡、兼五郎所持の品は其儘佐五兵衞へ
渡遣し置候に付、右品可二差出一と此度佐五兵衞へ被 仰渡一候、右は盗賊所持の品質入にいたし候分

は、取上差出候か、又は質取置候は、品物持參御奉行所へ差出候樣可₌取計₋筋に付、以來右體の儀無₋之樣御取締出役のものへ申渡、都て於₌場所₋難₋決儀は　取計方相伺可₋申旨被₌仰渡₋承知仕候、右の趣出役兩人の者へ申渡、重て手違無₋之樣可₋爲₋仕候、依₋之此段申上候、以上

申八月　　　　　　　　吉川榮左衛門

地方落穗集追加卷之五　終

地方落穂集追加巻之六目次

地方落穗集追加卷之六

在々出役先品々取計方之儀に付伺書

在々出役先御取締向、今般御改革被₂仰出₁候に付已來取計方猶又申合候趣、左に奉₂伺₁候

今般組合村相立候に付ては、組合村內にて召捕候惡者之內、御奉行所幷私共出役先きは勿論、其支配領主地頭へ差出之節、無宿之分は諸入用組合高割に致し、有宿之分は其所の入用に爲₂致、有無宿諸入用立方之儀、組合村村紀之上書付爲₂差出₁、追て場所より奉₂伺₁候樣可₂仕候哉

一　囚人番人之儀無宿之分は囚人一人一晝夜限番人三人差添、村役人一人囚人多人數の節は、其時宜も見計成丈番人足相減、組合村之內順番に、高百石に付三人當りを以觸當、囚人賄其外諸入用は組合高割にいたし、有宿之分は番人足は前書同樣、組合村預諸入用は其所役人申付候積り、差支有無村村紀之上、場所より奉₂伺₁候樣可₂仕候哉

但番人足觸之儀、宿々の內には賴を受不₂伺₁之觸當有₂之、不正之筋も有₂之趣相聞候間、出役のもの印形致置、縱令大高村に候とも十人以上相觸不₂申候樣申合、宿町村方他に不₂仕、不同無₂之樣取計可₂申候

朱書
本文有宿者之儀は其所へ番可㆓申付㆒筋に御座候處、輕き惡事之ものは差支無㆑之候へども、重き惡事仕成候者は其所へ相預番爲㆑致候ては、素より懇意好身等有㆑之ものは勿論、見知ものは格別嚴敷番も難㆓相成㆒、自然に番いたし方弛み候故、取逃候儀間々有㆑之、番人等及㆓難儀㆒、他村へ相預候節は、番致方嚴敷行屆候故、囚人取逃候儀先は無㆓御座㆒候

一 在方にて召捕候惡者其所にて取調可㆓差出㆒候へども、小村又は邊鄙之村方にて出役のもの、旅宿は勿論引合宿筆者等も無㆑之、實に差支候節は、最寄宿町村方へ引出し取調候節、其宿町に番申付候ては其所難儀に付、取調候宿町村方組合村々之內へ申付、諸入用等其前ヶ條之通取計可㆑申候哉

朱書
本文宿町にて番人足差出難儀之儀は、囚人取調之節は引合之もの呼出し書付繼出し、夫人足并役人共詰切、書物等も取調、出役旅宿等へも當等有㆑之、存外之諸入用相掛、其上往來宿町にては囚人罷立、止宿之節番人足賄入用等も相懸、難儀多く候間相除候樣仕、在々村々にては囚人番人足差出候共、一ヶ年一度相當り候儀は稀にて、先づは兩三ヶ年一度位に付難薄く奉㆑存候

一 宿在町にて召捕候囚人之儀、輕惡事等にて引合等無㆑之者は、取調日數不㆓相掛㆒候に付、其所へ囚人番申付、重き惡事等にて引合多、取調手間取候者は、其宿町の組合村方へ番申付、諸入用之儀は無宿有宿とも前ヶ條之通取計可㆑申候哉

一 囚人賄方之儀宿町村方に寄不相當之儀も御座候間、已來一泊錢百四十八文、一晝錢七十二文之外

爲㆓受取㆒不㆑申候樣可㆑仕奉㆑存候

一　四人番村人足之儀辨當持參は勝手次第、旅籠代之儀は其所にも寄可㆑申候得共、一人一泊錢百八十文、一晝七十二文より餘慶爲㆓受取㆒申間敷奉㆑存候

但賄方之儀所㆓有合㆒之野菜を以、一汁一菜に可㆑限旨可㆓申渡㆒奉㆑存候

一　四人取調候節一件引合旅籠代之儀、前ヶ條之通り餘慶爲㆓受取㆒申間敷奉㆑存候

但同斷

一　出役之もの賄方之儀、宿場に寄不相當之足錢致し候趣相聞難儀の筋に付、御定之外決て馳走ヶ間敷儀不㆑致樣、尙又今般一同より急度申談、區々之賄方無㆑之樣奉㆑存候

一　四人掛繩之儀一人の四人に一房ヅヽ、番村へ申付、萬一右繩難㆓用立㆒相成候節は、代り繩一房申付其餘は決て不㆓申付㆒、繩代之儀は組合村に高割之積り相糺可㆓申上㆒候哉

一　宿々へ火方盜賊御改組中、幷御取締出役道案內之由を以上宿木錢米代相拂、又は無賃にて通行之趣も相聞、以之外成儀に付、以來右體之もの罷越候はゞ、何之誰道案內、又は小者之由得と承糺し帳面に記置、私共廻村之節可㆓申聞㆒旨申渡置、其所に寄御奉行所へ申上候樣取計可㆑申奉㆑存候

一　四人ども月代摘之儀宿町村方に寄、番村より不相當之代錢請取候趣に付、以來は摘賃差出し候儀は相止、取調候其宿町村所存に任候樣可㆑仕奉㆑存候

一　囚人送籠其外入用之品仕立納申付候村方入用掛區々にて、是迄も其節々吟味いたし候儀には候へども、土地に寄竹麁等直段高下も有レ之、其上職人共不淨物抔と申、道具洗と名付、領分之賃錢請取候處も相聞候間、以來何所にても左之通凡直段取極置候積り

一　目籠壹挺　　抽其外一式

此入用錢貳貫文迄之内

一　山駕籠同斷

此入用錢一貫二百文迄之内

右之通一同申合置、其餘區々之直段無レ之樣取計、尤右入用書付是迄之通、出役手元へ取置候樣可レ仕候

一　無宿無賴のものども廻村先に於て召捕、村方にても同樣差押出役先へ差出し相糺候節、無宿有宿とも無罪之ものは得と教諭いたし、改心歸農可レ致と見込候ものは、慥成引受相撰引渡遣し、右之內無宿之分は、其旨支配領主地頭へ村方より爲二相屆一候樣被二仰渡一候趣を以て願下書付取レ之、引受人へ御引渡遣し、歸府之上右願書相添奉二申上一候樣可レ仕候哉

一　前書無宿幷無賴之者差押候節、多分入用不二相懸一ため組合相定、兼て組合有レ之分は、一同以來都て惡者召捕り、諸失費總高割に可レ致旨被二仰渡一候に付ては、是迄組合有レ之村々は其儘差置、組合無レ之

當に致し、是迄組合有レ之場所にても、村數纔之處は自分入用多分相成難儀にも候筋に候間、組合爲ニ所は凡四十五ヶ村目當に致し爲ニ組合一、尤土地之遠近村高之多少等差別も有レ之候へ共、先づ右等之儀目
相増一、其内大高之取締宜村見立親村と相立、諸入用勘定其外萬端引受取計、乍レ然場所に寄人氣不レ宜、
混雜可レ仕場所は年番に致し候、調譯け一手に場所先より相伺候樣可レ仕候
但諸入用高之儀私共出役先にて取計之分村方任に致し置、外村方にて入用金増減等疑惑有レ之、後々
仍方に抱可レ申に付、其度々入用爲ニ書出一、吟味之上奥印いたし遣し置、右書付を以高割爲レ致候樣取
計可レ申候哉

一　道案内のもの召連方之儀、御下知者等にて無レ據召連候節、其筋案内之内にて人物相撰案内爲レ致
其餘は宿村役人之内慥成もの相撰申付、尤取計方一同相談之上取極其段申上、此度廻村之砌より右之
趣取計候樣被ニ仰渡一候間、猶此上は被ニ仰渡一之趣無ニ違失一、人物撰み案内爲レ致候樣取計、村々組合等相
定存寄等も相糺、追て奉ニ申上一候樣可レ仕候哉

右は今般御改革被ニ仰出一候に付、場所先取計方申合、書面之通御座候間、此上廻村先差支之儀は追々
可レ奉レ伺、依レ之此段奉レ伺候、以上

亥二月

關東向御取締出役
山田茂左衞門手附
吉田左五郎　印
同人手代

田地門五郎　（病死無印）

武藤佐左衛門　印　（同人手附）

下由逢七　（同人手代　罷出無印）

河野啓助　印　（山本大膳手代）

堀江與四郎　印

太田平助　印

森東平　印　（柑木兵五郎手代）

松村小三郎　印　（同人手附）

脇谷武左衛門　印

前書之趣出役のものどもより伺書差出候に付此段奉ㇾ伺候、尤差掛候儀に付、急速御下知御座候様仕度奉ㇾ存候、以上

文政十亥年二月

山田茂左衛門　印

山本大膳　印

柑木兵五郎　印

御附紙　主人兵庫　印

書面前書ケ條之趣、夫々申達候通可ニ取計一旨可レ被ニ申渡一候、以上

亥二月

下ゲ札

本文組合村相定、伺書差出御差圖御座候迄は、無宿者召捕、番人足は召捕候所へ預け爲ニ差出一、調方手間取候見込之ものは、最寄へ番村觸當、其外右捕者跡諸失却の儀等も、先是迄之通取計心得に御座候、此段下ゲ札を以申上置候

關東御取締出役召捕者取計伺書

關東御取締爲ニ御用一差出置候私手附之者、此節上州筋廻村仕罷在候處、仁手村無宿長次郎と申者

朱書 此もの儀は去る丑八月中當御奉行所より御渡被レ成候訴狀之內、幷同閏八月中石川左近將監より相渡候書付名前之ものに御座候

同州勢多郡大胡町にて無宿どもと喧嘩之上疵受候處、同州佐位郡下武士村百姓彌平治と申ものかくまひ置候處、風聞御座候に付、爲ニ召捕一罷越相糺候處、所々疵受相惱み罷在、言舌相分兼候儀にて、御奉行所へ難ニ差出一候に付、追て御沙汰御座候迄右下武士村役人、幷彌平次五人組へ相預け、彌平次儀も同樣親類村役人へ預申付置候間、如何取計可レ然哉之段別紙之通り出役之ものより申越し候

に付、如何差圖可㆑仕候哉、則出役之もの伺書相添此段申上候、以上

文化五辰年二月　　榊原小兵衛　印

御附紙　兵庫印

書面長次郎儀疵受、言舌も不㆓相分㆒上は、下武士村役人共へ疵所療養申付、快氣に趣候はゞ、彌平次は不㆓取逃㆒樣心付、長次郎は手當いたし、一同可㆑被㆓差出㆒候、以上

辰二月

百姓幷無宿惡者手當預中病死之儀取計方奉㆑伺候書付

當三月中關東筋村々を無宿惡ものども、黨を組徘徊いたし惡事仕來候に付、召捕方被㆓仰渡㆒候間、風聞相糺し惡黨ども追々召捕、凡百二十人餘に相成、尤百姓にて輕き惡事之もの其所之役人へ相預百姓にても長脇差を帶、喧嘩等へ携重き惡事、或ひは盜惡事等に加り候ものは惡事糺中、又は御用差添急速難㆓取調㆒差支候節は、永々村々へ相預置候ては難儀仕候間、是迄仕來り之通り最寄大名へ懸合、手當之儘相預け、此節取調差出し方に取掛精々仕候處、累年暑强く御座候故に候哉、上武兩國之內村々に時疫流行いたし、囚人の內にも相煩候もの御座候間、百姓幷無宿者病氣にて藥用手當精々致候ても不行屆病死等いたし候節は如何取計可㆑然哉、兼て心得居申度旨懸合有㆑之向御座候間、百姓にても農

業は不ㇾ致、長脇差を帯博奕を渡世にいたし、喧嘩等に携重き惡事の風聞有ㇾ之に付、手當之儘預置候間、縦令病氣に候とも預之儘差置、精々藥用手當いたし、其上養生不ㇾ相叶ㇾ病死いたし候はゞ、其領主役場にて見屆、病死に相違無ㇾ之候はゞ、役場の作法に取置、無宿の分も是又病死に無ㇾ相違ㇾ候はば死骸取捨て、早々私ども廻村先きへ及ㇾ通達ㇾ候樣懸合、右通達有ㇾ之候はゞ、百姓の分は病死之趣身寄幷村役人へ申渡、無宿之分は其段領主役場へ打合御屆申上、遠國の無宿にて生國を申僞候者有ㇾ之糺方差支、寄て者當人申候のみ糺に不ㇾ及、御屆申上候樣仕候ても可ㇾ然候哉、且矢島藤八郎儀は此節最寄違廻村仕差懸り候儀に付、私共連名を以奉ㇾ伺候間、御下知之上申達し候樣可ㇾ仕候、依ㇾ之取計方奉ㇾ伺候、以上

戌六月

關東向御取締出役
山田茂左衛門手附
吉田左五郎印
山本大膳手代
河野啓助印

關東向御取締出役吉田左五郎河野啓助廻村先より差越候取計方之儀に付申上候書付

私ども手附手代八州爲ㇾ御取締ㇾ出役之節、召捕候惡黨もの最寄大名へ相預置、吟味中病死いたし候節取計方兼て相心得罷在り申度旨、別紙之通り伺書差越し候に附則差出し申候、依ㇾ之此段申上候、以上

戌六月

山田茂左衛門　印

山本大膳　印

御附紙　左近 豐後印

書面別紙申立候通、懸合可ニ取計一旨申渡、尤右宿之死骸は引取度旨身寄のもの申立候はゞ、引渡遣候樣取計候儀可レ及ニ懸合一旨可レ被レ申候、右之趣其外御取締出役のものへも同樣可ニ申渡置一旨、關東在々御取締御用被ニ相心得一候、同役衆へ可レ被ニ申通一候、以上

戌六月

海道筋諸家旅行に付關東在々御取締出役之もの場所先取計伺書

東海道中仙道諸家旅行之節、通日雇之ものども其身可レ持荷物を問屋場へ懸り、無賃の人足爲レ出、其外がさつの儀等有レ之趣相聞候間、諸家參勤交代之時節、關東在々爲ニ御取締一差出し置候手附手代共の內、品川戸塚板橋大宮右四ヶ宿へ一人ツヽ差遣し置、前書日雇のものども法外の儀有レ之趣、宿役人ども申立候はゞ、直に召捕御奉行所へ差出し候樣可レ仕、尤右之節御普請役評定所書役之內差出し被レ置候間、右之ものどもへも可ニ申談一候、手附手代へ可ニ申渡一旨被ニ仰渡一候間、取計方左に奉レ伺候

一　諸家參勤交代之節品川戸塚板橋大宮ハ勿論之儀、其外宿々も關八州之宿方は見廻辨兼候ても、關

八州相廻り候内宿方へ出候節、其宿方において通日雇のもの等不法之儀有㆑之候を見受候か、又は宿役人どもより右體之次第申立候はゞ召捕、尤荷物繼立方は無㆓差支㆒樣前後之宿方へ申通、前書不法之始末は一通相糺、御書取御奉行所へ差出し候樣可㆑仕奉㆑存候

但諸家家來之内不法がさつ之儀等有㆑之候はゞ、御奉行所幷見廻りの御普請役評定所書役等へ宿方より申立候に任セ置、別段相糺候に不㆑及、見聞及び候始末は一ト通り申上候樣可㆑仕奉㆑存候

一　右通日雇之ものども不法之儀有㆑之候節、召捕候儀宿々爲㆓見廻㆒被㆓差遣㆒候御普請役評定所書役等へ申談候上可㆓取計㆒候へども、其宿々に不㆓居合㆒節は懸合等に不㆑及、不法之ものども召捕候樣可㆑仕奉㆑存候

一　諸家之繪符にて宰領のもの附添、又は宰頭無㆑之宿々繼立候内、若商荷物に紛敷類有㆑之候はゞ差押候儀等不㆑仕、繪符之姓名宰領之者名前等相認、其始末申上候樣可㆑仕奉㆑存候

一　人足馬士等於㆓途中㆒旅人へ對し酒手等ねだり候者、又は不法之儀有㆑之候を見懸候はゞ、是又召捕尤荷物繼立方は差支無㆑之樣取計、幷一ト通相糺候上、御奉行所へ差出候手續等は初ヶ條目同樣相心得候樣可㆑仕奉㆑存候

右之通奉㆑伺候、以上

文政五午年三月　　大貫次右衞門　印

大原四郎右衛門　印
杉　庄兵衛　印
吉川　榮左衛門　印

御附紙　主水印

書面伺之通たるべく候

午三月

關東御取締扱方之儀に付御内慮奉ㇾ伺候書付

關東筋在々に於て博奕催候場所へ、御取締出役之者踏込召捕、場錢は上へ差上來候處、右は外捕物と違ひ多人數集、又は人家に口々〆りを付、兼て堅固に手當も仕置候儀に付、踏込候節手不足にて行屆兼、殊に金錢等も其場に取散有ㇾ之候間、可ニ相成ー丈身元慥成者相撰相應の手當差遣、遠方より召連れ手配之上召捕候趣にて、出役之ものども彼是雜費相懸候處、此儀を相厭ひ候筋には無ㇾ之候へども、自力に及び難き儀も有ㇾ之、自然見遁候儀には無ㇾ之候得ども、不行屆儀も有ㇾ之跡々にて聞込候名前之ものども追々召捕候故、近來場錢差出し物等も無ㇾ之哉に奉ㇾ存候、一體諸勝負事相弛候樣子相見へ、近在へは江戸表より遊民ども罷越、良民貞實之農事仕候ものをも引込、農業之妨に相成、御收納不納之村々

も有レ之、御取締にも相響申候間、可ニ相成一御儀に御座候ばゞ、博奕場に於て取上金錢高の内を以、右出役之ものへ上げ金錢步合相當之御手當被ニ下置一候はゞ、手當も行屆可レ申哉奉レ存候、尤右樣相催し候博奕には、金元仕候者竊に長脇差之類隱し置候故、是を召捕候には人數も相懸候故、前書之通御手當も被レ下候はゞ、却て申合も行屆、御取締方にも可ニ相成一哉に奉レ存候、依レ之御內慮奉レ伺候、以上

子正月

山田茂左衞門
山本大膳
柑本兵五郎

御附紙　主水印
書面之趣可ニ申渡一分合之儀當談之上可レ被ニ申聞一候

子二月

博奕場錢分合割合之儀に付伺書

關東在々に於て博奕催し候場所へ、御取締出役之もの踏込召捕、場錢取上差出來候處外捕者と違、多人數召連手配も致し、相應之手當差遣召捕候趣にて、出役之もの諸雜用も相懸り候間、博奕場に於て

取上候金銀高之内、分合を以御手當被ニ下置一候樣仕度、依レ之分合之儀取調、左之通

金壹兩以下　不レ殘被レ下候積り

金拾兩以下　半金被レ下候積り

金貳拾兩以下　四割被レ下候積り

金參拾兩以下　三割被レ下候積り

金四十兩以下　貳割半被レ下候積り

金百十兩以下　三割被レ下候積り

右之割合を以召捕候度々被レ下候分引候殘金錢者、是迄之通差出し候樣仕度、尤場錢之分は金一兩に付錢六貫文替を以金高相定、右分合にて御手當被レ下候樣仕度奉レ存候、尤場金百兩以上之分は、其度々御手當被レ下度相伺候樣可レ仕奉レ存候、依レ之此段奉レ伺候、以上

子二月

山田茂左衞門　印

山本大膳　印

柑山兵五郎　印

御附紙　主水 豐後 印

書面博奕場にて取上候金錢之內、步合を以相渡候儀は難ニ相成一筋に候、乍レ然右樣の場所は多人數

集り候事に付、手當諸雜用も可二相懸一儀は無二餘儀一譯に付、其次第に寄都度々々に被二申聞一候はゞ、
取調別段手當可二相渡一候間、其旨相心得可レ被二取計一候

子二月

下ゲ札

本文割合之儀は凡調を以申上候儀に付、於二場所一召捕方格別手數も相懸り、失費相立候はゞ、其時宜に寄、增方相願候儀も可レ有二御座一奉レ存候

關東御取締掛之儀に付奉レ伺候書付

此度關東在々取締方御用掛私ども三人へ被二仰付一、出役一體之人數割合、右出役之もの江戶表詰合中は、評定所御奉行所御用次第御奉行所手附出役之振合を以罷出、在出之儀は是迄之通り可二相心得一旨被二仰渡一、出役手附手代共以來心得方之儀左に申上候

一　兼々被二仰渡一候通無宿にて徘徊致し候もの、幷有宿にても農商渡世は表向にて、內實は博奕を業と致し、或は强勢成風俗にてゆすり等いたし步行候ものを召捕、良民安堵に農業爲レ致候御仁惠之御趣意に有レ之、遺恨等にて人を害候もの內分に成居候共、右殺候親族も不二訴出一段、子細も可レ有レ之儀不レ輕御仕置可レ被レ成とは乍レ申、舊惡等之儀を風聞のみにて强て穿鑿候筋に無レ之、都て引合等大勢相

成候儀は不レ存事にて、全良民之害に成候者を專に心掛可二召捕一者之儀銘々相心得罷在、相互に體合召捕候儀不レ致、一同申合御取締行屆候へば、縱令一人も不二召捕一候迚不精と申筋に無レ之候、兎角多人數召捕候へば、何となく振合も宜數手柄と心得召捕候ものを、宿方又は大名の牢內へ數日預置、尙又外の捕ものへ手を掛出役いたし候樣成行、自ら囚人兼て御達之通一人召捕候はゞ、其場にて糺方取調候はば兩三日には出來可レ申候間、可レ成丈宿場等へ不二召連一、直に差出候樣可二申渡一、尤無レ據子細にて手間取候はゞ、召捕候月日、囚人預り場所は勿論、右の譯私ども迄可二申越一候、無レ謂差出方及二延引一候はば、察當可レ仕哉奉レ存候

一　出役之ものども重々宿方町場等に止宿罷在、遠方邊鄙之在へは兎角相廻り不レ申趣、尤惡黨共宿町最寄徘徊いたし候故之儀にも可レ有レ之候へども、出役罷在候節は其場を逃去り、在々において惡黨致し候に付、以來出役申合廻り場所兼て手分いたし、關八州無二怠慢一致二廻村一、手遠之場所も御取締行屆候樣可二申渡一、右之通にても出役十八之內八人にて手廻可レ申候間、定式貳人宛は江戶表に相殘、評定所御奉行所御用承り、御差急ぎ捕もの等被二仰出一候節、早速出立致候樣兼て申合置候方、御辨理宜可レ有レ之哉に奉レ存候

一　出役之もの道案內と唱へ、手先之者召連候儀、是迄度々被二仰渡一趣も有レ之故、銘々人物を撰候儀、一體惡黨者手先に遣不レ申候ては、穿鑿も難二行屆一故、無宿ともを手に附候儀も有レ之哉と風聞及、承候

處、無宿は勿論有宿にても、手先相勤候ものは、御用筋相勤候御威光を以平日横行いたし、出役之もの手を離れ候節は、長脇差を帶し博奕渡世のものより、ふせぎと唱金錢申受見逃に致遣し、囚人共預置候村方番人共より捕繩責繩等をよらせ、出來方不レ宜猶六ヶ敷申掛、金錢又は酒食をねだり取候もの有レ之趣、以來手先之もの精々相撰、尤無宿者等は決て不ニ召遣一樣申渡し、尤召遣候もの名前書爲ニ差出一、私共儀も相辨罷在、時々風聞糺申付候樣可レ仕哉奉レ存候

一　出役のものども囚人吟味取調に付、宿方に三四十日も逗留罷在、宿方及ニ難儀一候趣、且惡黨ども召捕候節も、吟味取調手廻り兼候趣を以小もの幷手先の者計にて捕方差遣候儀も有レ之、自然と御威光薄く、惡黨ども手向いたし候儀度々有レ之由、又は心得違之者共行先々にて不埒の儀等仕間敷とも難レ申、以之外の事にて、今般取締方別段被ニ仰渡一も有レ之候間、以來心得方急度申渡置、此上取計向內密風聞相糺、如何敷儀も有レ之候はゞ、私共一同評議之上無ニ用捨一出役交代爲レ致、其上始末に寄急度御沙汰御座候樣不レ仕候ては、取締方不レ宜哉に奉レ存候

一　出役之もの共股引著用廻村可レ仕處、白衣著流に相成、自分駕籠持參往來仕候もの有レ之趣に相聞、尤召捕方時宜に寄姿を替、又は晝夜數十里も奔走之節は、宿駕籠等に乘候儀は格別、自分駕籠にて平常廻村いたし候儀は有レ之間敷事に付、以來嚴敷申渡廻村中股引著用致し候樣、精々取締可ニ申付一奉レ存候

一　手附手代ども召捕もの、幷隱密御用等之儀御直に御差圖被二仰渡一、又は出役之者より御直に申上候儀不レ少趣に候所、輕きもの共御膝元近く罷出候儀を平日自誇仕候ものも有レ之、私共役所向へ對し輕蔑仕候樣之處、其時々に咎候ては却て氣受にも拘、又は何樣の儀を御直に可二申上一哉難レ計抔と掛念仕、穩便に致し置候樣相成り、此度の御趣意にては、尙又心得違之者可レ有レ之哉難レ計、一體先々にても御威光を以我儘取計向等無レ之樣精々申付置候得共、此上隱密御直に被二仰渡一候趣も、其度々私どもへ申聞置、出立致し候樣可二申付一哉、萬事私ども手を不レ經取計候樣成行候へば、心得違のもの出來可レ仕哉奉レ存候

一　是迄出役のものより御用筋の儀元〆迄申立候向も有レ之、殊に寄地方御用差濟候節は、私どもへ申聞遲々仕候趣も有レ之哉に相聞へ、出役之もの氣受にも拘り候間、御用向は私共へ申立候方辨利に御座候、以來は出役のものより直に承り候樣可レ仕奉レ存候

一　是迄出役被二仰渡一候へども、前々書物等にて勤來候趣に候得ども、左候ては場所先之儀不案内にて、道案內等のもの申に任せ候儀も有レ之、自然手違等も有レ之哉に相聞候間、以來古役の者師匠番相立、兩三ヶ月も一同廻村爲二見習一、取計區々不二相成一樣可二申渡一哉に奉レ存候

一　右者手附手代共心得方是迄精々申渡置候、取締方行屆銘々出精相勤罷在候儀には候得共、今般御改革に付、尙又此上取締心得方申渡候樣仕度、依レ之奉レ伺候、以上

亥正月

山田茂左衞門
山本大膳
柑本兵五郎

御附紙　主水御印無ㇾ之

書面出役引替之儀は、善惡とも被ㇾ申聞ㇾ差圖之上取計可ㇾ有ㇾ之候、其餘は先伺之通心得可ㇾ被ㇾ申候

尤追々取調之上申達候儀も可ㇾ有ㇾ之候、以上

亥正月

四人差出方に付寺社奉行衆へ御懸合之儀申上候御書付

關東御取締出役私ども手附手代共へ、寺社奉行衆より御懸合之趣を以、兩御奉行所より御下知有ㇾ之、召捕候ものども右出役廻村先より寺社奉行所へ差出候節、兩御奉行所へ四人差出し候振合申立候ても、私ども手附手代どもの內差添差出し候樣達有ㇾ之、是迄右之通取計來候、近頃右奉行所御用向も追々相增、殊に銘々御用多之場所柄にも御座候間、可ㇾ相成ㇾ儀に御座候はゞ、其時々出役不ㇾ差出ㇾ兩御奉行所の御振合を以持込宿方差添之役人より、直に四人ども受取相成候樣、寺社奉行衆へ御問合被ㇾ下度

奉レ存候、依レ之此段申上候、以上

寅八月

山田茂左衛門

山本大膳

御附紙　豐後印

書面の趣無二餘儀一筋に付、關東取締出役之手附手代ども召捕差出候囚人に限、手代等別段罷出宿役人共附添差出、尤幾日に差出候趣は前日迄に其奉行へ通達可レ被レ致候、右は寺社奉行中へ懸合之上申達候

寅八月

御取締出役より私領役場へ預置候囚人病死之節御屆方之儀に付伺書

私共より手當之儘大名方役場へ預置候囚人死失致し候節、變死之分は格別、全病死相違無レ之分、無宿は旅行場死骸取捨、有宿は通達有レ之次第私共廻村先へ身寄之もの呼出し、病死の次第幷死骸引取相願候はゞ、預置候役場へ可二願出一旨申渡、無宿有宿共其役場へ打合の上御屆申上候積、去る戌年吉田左五郎河野啓助より相伺、去申年中私より相伺御下知相濟、差圖其役場より御奉行所へ御屆申上候へば、江戸屋敷へ懸合、最寄之ものへ死骸引渡次第、其段在所役懸りのものより私共へ書翰差越、右書

類一纒に仕私どもより御届申上、役場より別段御届不二申上一事濟候樣致し度段、無二急度一申聞候趣有レ之、廻村先懸隔候節等は打合之手數も不二相懸一辨利にも可二相成一儀に付、右之通御聞濟御座候樣仕度此段奉レ伺候、御下知相濟候迄は、同役どもへも私共より相達し候樣可レ仕儀に御座候、以上

酉八月

關東御取締出役
山田茂左衞門手代
湯原秀助　印

前書之通湯原秀助より申上候に付、如何差圖可レ仕哉御下知奉レ伺候以上

天保八酉年八月

山田茂左衞門　印
山本大膳　印

御附紙　隼人印

書面伺之通可二取計一旨可レ被二申渡一候、以上

酉八月

遠國出生之者關東にて惡事有レ之召捕候に付差出之儀御尋に付左之通申上候

關東内にて遠國出生のもの惡事有レ之召捕候節有宿之趣申上、然る處出生村方は關東外之者有レ之、殊に場所により候へば格別相隔、身元糺相成兼申候計にては難二取用一候間、都て無宿之積り取計差出候

心得に御座候、依レ之此段奉ニ申上一候、以上

亥正月廿五日

關東方御取締出役
山田茂左衛門手附
武藤清左衛門　印

御取締出役廻村先へ御三家御三卿其外重御役人より懸合候儀に付返答達書

御取締出役廻村先へ御三家御三卿其外重御役人初評定所一座の御役人、家來へ懸合向之儀有レ之者、返答に及候て往答候以來は、其時々下書取調、月番自分共へ差越、差圖を得差遣候樣取計、若差掛候御用向にて往答致し候跡にて、爲ニ心得一寫差越候積り申合可ニ取計一候、依レ之此段申達候、以上

子十一月

勘當舊離差別之事

一　身持不埒等にて親兄等之目上より帳外相願、追出し候を勘當帳外と相唱候

一　家出致し立戻候期も不ニ相分一右は素より身持不埒等の者にて後難を存、目上又は目上の者も無レ之、親類組合村役人より帳外の儀相願候を、舊離帳外と被ニ相唱一候事有レ之、勿論勘當可レ致目上の者無レ之候へ共、不埒者にて親類組合村役人相寄、帳外之儀願出候をも舊離帳外と唱へ候樣心得も有レ之

候へ共、右體當人罷出候上は其不埒を申達、吟味可ニ相願一筋にて、帳外の儀差付相願候は相當不レ致候

右之通分別之上可ニ取計一事に候

子十二月

關東御取締出役之者場所先取計之儀に付伺書

關東内大名役場にて盜賊之外總て召捕相糺候節、他領において品々惡事致し候趣及ニ白狀一、手限り仕置に被レ成江戸表へ差出し候上は、役人足輕等差添、道中手當之外人足賃等多分之諸入用相掛候に付、御取締出役之ものども、廻村先へ宿役人共より申出行渡り候得ども、請取定例之通可通相糺差出來候由右は私領役場にて差押糺之上、手限仕置難ニ申付一者にて、領主より直に其筋へ可ニ差出一儀にて、御取締出役之者ども受取候儀には有レ之間敷筋と奉レ存候、乍レ併右樣の者受取り不レ申候はゞ、領主役場にて惡者差押候ても、手數入用等を厭ひ、領分内格別之惡事無レ之者は見逭し、召捕候ても領分内惡事のみ相糺、他領にては不ニ容易一儀候共不ニ相糺一、追拂候樣相成可レ申哉に奉レ存候、前文之通り申出候分は、誰役場より受取候段爲ニ相認一定例之通り一ト通り相糺差出候樣可レ爲レ仕候、又は其領分内惡事の仕置致し、追拂候節他の惡事有レ之ものは、其場所にて直樣召捕、定例之通差出候樣可レ仕哉に奉レ存候

但惡事有レ之ものども出役之ものども搜索中、大名役場へ召捕に相成候分は其段見合、受取定例之通り差

出候樣可ㇾ仕哉に奉ㇾ存候

一　惡事有ㇾ之召捕候ても外御用向差添直樣伺濟難ㇾ成、最寄の大名の借牢預置候分破牢逃去る節は、領主役人より口上書取ㇾ之、差出し候樣可ㇾ仕哉に奉ㇾ存候

但前ヶ條申上候大名役場へ召捕置、其段縣合有ㇾ之候處、受取逃去候分は、口上書は勿論、申上等も不ㇾ仕、其儘に差置候樣可ㇾ仕奉ㇾ存候

右は此節野州筋廻村致し候御取締出役のものにても、取閙人差出度旨申出、御場所も有ㇾ之候間、早早御下知被ㇾ成候樣仕度奉ㇾ存候、依ㇾ之此段奉ㇾ伺候、以上

亥七月　　羽倉外記印

御附札　遠江印

書面私領役場にて召捕候囚人之儀、兼て捕方手配等達置候分は格別、其餘他領の引合有ㇾ之迚、出役のもの直に受取候儀は有ㇾ之間敷事に候、併私領役場において手數入用を厭ひ、一旦召捕候囚人共巨細不ㇾ及ㇾ糺、放遣し候樣之儀有ㇾ之候ては、取締に拘り難二捨置一筋に附、右樣の類有ㇾ之候はゞ、得と事實相糺其度々可ㇾ被二申聞一候儀にて、出役之者探索中に惡黨とも、私領役場に差押候分懸合之上受取候よし之儀、捕方手配達置候上之取計に可ㇾ有ㇾ之、且右役場へ預置候囚人牢破等致し候節、番人咎之儀は其主人方にて申附候仕來に付、口上書取候に不ㇾ及候、一體如何に心附候儀は存寄之儀可ㇾ申

聞一品に寄相改候は勿論に候へども、書類の取計は懸り一同申合可レ被ニ相伺一筋にて、是迄の振合も可レ有レ之條、以後とも右之通可レ被ニ相心得一候、以上

亥八月

關東筋御取締出役召捕者の御手當の儀に付申上候書付

以ニ廻狀一致ニ啓上一候、然ば昨九日御取締出役在府之もの、不レ殘評定所へ罷出候樣御達に付、拙者共罷處出候山本新十郎殿より左之通御糺有レ之候

一 場所先より一ト通相糺差出し候囚人調方不ニ行屆一人殺抔は重御仕置にも可ニ相成一者にて、聢と不ニ突留一死骸引取り葬候村方は、餘程里數隔り候に付不ニ相糺一差出候旨申上、召捕差出候者御奉行所にて御糺し有レ之候へ共里數隔り居候儀には無レ之旨申立、或は仲人いたし候者可ニ相糺一處、清水殿役場へ召捕に仕候に付不ニ相糺一差出候旨申上、縱令御三御家三卿方御領分に候共、其もの不ニ相糺一候て難レ決儀に候上は懸合、夫々突留取調差出不レ申候ては、御奉行所へ出候ても不ニ相分一俗無レ據尙又呼出の上御糺し有レ之候次第に至り、御奉行所にては場所より差出候口書を動ざる物と覺込、御取調に相成候程の儀に付、右體不ニ突留一伺方無レ之樣精々可ニ申合一御談有レ之候

一 御取締出役のもの出立場にて御屆書差出し方の儀、評定所へ差出し候ものも有レ之、同所組頭衆御

宅へ差出候ものも有レ之、區々にて候間、以來組頭衆御宿へ差出に不レ及候間、評定所へ差出候樣可レ仕旨御談御座候

但兩奉行所は是迄の通相心得可レ申事

右之通一同可レ及二通達一旨に相成、御談の旨御通達及び候、廻狀御順達留りの御方より拙者どもへ御返却可レ被レ成候、以上

亥七月

中山誠一郎　印

宮坂瀬平　印

關東御取締出役

關五郎殿

外七人宛

山田茂左衛門殿

山本大膳殿

關東在々取締之儀に付村々組合相立、右組合村方にて惡黨もの差押候節、差出し方の儀手重にては、自ら見逃候次第も可レ有レ之哉に付、以來惡黨もの召捕候はゞ、領主地頭申立候に不レ及、召捕候村方の役人惡事の始末一ト通り書取、公事方月番の奉行所へ申立、奉行所より直に宿村繼之觸書可二相渡一、尤囚人さし出し方宿役人附添に不レ及、宿繼にて差出候樣可二取計一事

右之通加賀守殿被ㇾ仰渡ㇾ候間、關東取締出役の者より村々へ申渡候樣可ㇾ被ㇾ致候、以上

申三月

山田茂左衛門殿

山本大膳殿

關東取締付村々組合相立、惡黨ども立入候はゞ、其組合限り差押、直に奉行所へ可ㇾ差出ㇾ旨兼て相觸置候處、右惡黨どゝ差押村觸之儀、奉行所へ申立候上にて差出候儀に付、夫迄手當無ㇾ之候上者逃去可ㇾ申も難ㇾ計、番人等多人數入用故、自ら等閑に成行候事之由相聞候間、右組合親村と唱へ候村方の圍補理置、惡黨もの差押候砌り入置候、囚人等多人數差出し候に不ㇾ及、手輕に相濟候間、尙出精致し惡黨ども役場へ申達候樣取計、尤水戶殿へは自分共より別紙通達に及び候間可ㇾ得ㇾ其意ㇾ段、爲ㇾ取締ㇾ差出候手附手代どもへ申渡候

巳五月

山田茂左衛門殿

山本大膳殿

貸金銀賣掛等の出入出訴之儀に付、去る午年御觸の內相手方死失幷缺落もの、或は名前違ひ等每度有ㇾ之候、本體の儀無ㇾ之樣相ㇾ當人は勿論、其村役人等へも得と遂ㇾ懸合ㇾ候上可ㇾ願と有ㇾ之、然る處出

訴以前相手村方へ懸合能越し、對談不レ整及二出訴一候節、名前書可二差出一旨懸合におよび候ても、不二差出一もの有レ之候哉に相聞候、以來右體の心得違ひ不レ致、名前書可二差出一旨、關東在々爲二取締一廻村の節、村々へ申渡置候樣右手附手代へ可レ被二申渡一候事

山田茂左衛門殿

山本大膳殿

關東在々爲二取締一廻村致し手附手代どもの內にて、近來目安にも可二相成一品も取上相糺候哉に相聞候、右體の儀廻村先へ願出候共取上間敷筋に有レ之、强て願出候とも、其筋へ可二相願一旨申渡候樣可レ致旨可二申渡一候、此段相達候

卯九月

山田茂左衛門殿

山本大膳殿

道中筋食賣女差置候宿々、近來不取締りの趣相聞候間、別紙寫之通り申渡、此上不取締の宿々有レ之候趣承知候はゞ一ト通相糺し、早々自分方へ可二申聞一旨關東在々取締出役のものへ可二申渡一候、依レ之別紙寫相添此段相達候

卯十一月

差上申一札之事

道中筋食賣女差置候宿々の內近來猥に相成、過人數差置又は三味線ひき候もの抔抱置、旅人止宿之節差出し、其上食賣女衣服等も身分に不㆑應品相用ひ横行いたし、或は近在若ものども宿內へ用事有㆑之罷越候節等無體に引留、止宿いたさせ酒食代貪り不法の取計いたし、且右體の儀を宿役人ども儀は等閑に捨置候哉の段達㆓御聽㆒、右體の儀は有㆑之間敷事に候へども、以來右樣成不屆のもの有㆑之候へば、一同御召捕御吟味の之上、急度可㆑被㆓仰付㆒候間、心得違無㆑之候樣可㆑致旨、私どもより右宿々へ可㆓申通㆒旨被㆓仰渡㆒承知奉㆑畏候、御請一札差上申處如㆑件

天保二卯年十一月日

東海道品川宿
役人惣代　利兵衞

中仙道板橋宿
同　新左衞門

日光道中千住宿
同　彥兵衞

甲州道中內藤新宿
同　喜六

道中
御奉行所

山田 茂左衛門殿
山本 大 膳殿

關東在々巡行いたし候瞽女座頭もど吉凶有レ之候節、祝儀施物等其分限に應じ施候ものに候處、近來過分の祝儀施物ねだり取候由相聞不屆に候、右體の及ニ所業ニ候もの有レ之候はゞ早々召捕、差出候樣爲ニ取締一差出候手附手代どもへ可ニ被ニ申渡一候

未正月

山田 茂左衛門殿
山 本 大 膳殿

御朱印地大巖寺領下總國千葉郡生實鄕の儀、關東取締出役のもの召捕候囚人番人足差出し方の儀に付、大巖寺より別紙之通り寺社奉行中へ申立候申由越候間寫相達候、取締出役の手附手代へ爲ニ心得置一候樣可レ被レ致候

未二月

差上申御請一札之事

拙寺領之儀は先達て關東御取締最寄組合に相加り候に付、今般右組合村々召捕り候囚人の番人足可ニ差出ニ旨、御代官山本大膳殿手附松村小三郎より生實郷役人どもへ申渡候處、是迄例も無レ之よし申立、人足不ニ差出ニ旨甚御差支にて、其御筋より御懸合有レ之候、一體生實郷の儀も御取締組合へ入候上は、外村同樣人足可ニ差出ニ筋に付、以後心得違不レ致可ニ取計ニ旨此段被ニ仰渡ニの趣、生實郷役人どもへ申達候はゞ承知奉レ畏候、仍御請一札差上申處如レ件

天保六未年三月

生實郷 大巖寺

寺社御奉行所

山田茂左衞門殿

山本大膳殿

關東在々取締之儀に付、村々組合を立身元相應のもの等人物を撰み總代相定候內、病死等にて總代人數不足に相成居候分も有レ之由に相聞候、右は自分相締弛みにも相成候儀に付精々人物相撰總代人數不足不レ致樣取計ひ、是迄の總代の內十分に無レ之ものも候はゞ引替、其外教諭方等能々に申付候樣廻村出役一統へ可レ被ニ申渡ニ候

未三月

御請

關東御取締出役のもの廻村の節、私領の向より送り物等有レ之候節取計伺、是迄御奉行所へ持參之上差出來候處、右は全御用向と混雜いたし、仕癖に相成候儀にも可レ有レ之哉、素より身分に附候伺等直に御奉行所へ可ニ差出一筋に無レ之候間、向後評定所へ持參、御取締懸留役衆を以差出候積り相心得、外出役のものへも、不レ洩樣可ニ申合一旨被ニ仰渡一奉ニ承知一候、以上

申十一月

山本大膳手附
堀江與四郎 印

右伺書留役より組頭へ差出候積之事

關東御取締出役召捕もの御手當之儀に付申上候書付

關東取締出役私手代田中彦一郎廻村の節、當月十六日上州一ノ宮宿百姓彌五兵衛宅において、博奕相催候七日市村無宿左源太外三人召捕、其場に取散有レ之候金五兩三分二朱、錢八百五十文其外雜物等、今般當御奉行所へ差出し候處、右手配方諸入用金三兩相掛候旨申聞候間、相當の御手當被レ下候樣仕

度奉ㇾ存候、依ㇾ之此段申上候、以上

子十一月

關保右衛門

關東取締出役の者へ領主等より贈物之儀に付伺書

關東取締役のもの廻村の節、領主等より贈物の儀去る申年中右出役共へ被ㇾ仰渡ㇾ之趣も有ㇾ之、銘々伺書評定所へ持參差出し來候處、當時出役ども御用筋も、私ども進退仕候上は、以來御三家、御三卿方、御大老、御老中方、京都所司代、大坂御城代、若年寄衆、御側衆、評定所御一座は勿論、萬石以上の向よりさし當り吟味引合等無ㇾ之、領分內取締り廻村いたし候挨拶時候見舞として、日錄其外所產物等被ㇾ相贈ㇾ候節、出役より私共へ申立、過當の品にも無ㇾ之分は不ㇾ及ㇾ伺受用爲ㇾ致、其餘萬石以下之贈物は一般に差戾し、尤別書御先柄にても如何と心付候所は、其時々相伺候樣可ㇾ仕哉、依ㇾ之此段奉ㇾ伺候、以上

天保十二丑年三月

關保右衛門　印

森親右衛門　印

御附紙　遠江印

書面可ㇾ爲ㇾ伺之通ㇾ候、以上

丑三月

關東取締御用取扱方之儀に付伺書

今般關東取締御用取扱の儀、去る亥年以前之通取扱候樣被ニ仰渡一候に付、以來取計向心得方左に申上候

一　取締出役ども六人ヅヽ引分、身分進退手當扶持方在出雜用金受拂の儀は是迄の通相心得、以來人選其外出役引替等は、去る亥年以前の通一應御内慮相伺、出役申付候樣可レ仕候

　但身分愼方等は勿論、勤方如何之趣等私ども承り候節は、是又取計方御内慮相伺候樣可レ仕候

一　兼て出役のものどもへ、被ニ仰渡一候内密調もの等場所より差越候節は、別段上封不レ致、出役ども印封の儘私共添書を以さし出其餘召捕もの御達の類場所先へ達方は勿論、出役より差越書物類差出方之儀は、都て是迄の通り取計候樣可レ仕候

一　出役ども差懸り取計、又は一時の取扱向等相伺ひ候節は、其儘添書を以差出し、其餘出役ども一統の心付方、或は兼ての取計向元濟にも可ニ相成一儀等相伺候節は、是迄の通私ども奥印いたし差出し候樣可レ仕候

一　去子年以來出役兩人增人被ニ仰付一、私ども役所へ壹人ヅヽ不レ絶居殘、右御用筋受持にて爲ニ取扱一候へども、今般尙又以前に復候上は、私ども取扱候御用も自然相減、定式居殘無レ之候とも差ニ支無一御

座ニ候間、右は亥年以前の通り廻村其外御用繰の儀、出役ども申合せ御用印專務相勤候樣可ニ申渡一候哉

一　出役ども廻村先にて私領より贈物の儀、御三家方御三卿方其外重御役人は勿論、萬石以上の向より差當吟味引合等無ㇾ之、領分內取締廻村いたし候に付、右挨拶爲ニ見舞一目錄等相贈候節、出役より私どもへ申立、過當之品にも無ㇾ之分は、其時々伺不ㇾ及受用爲ㇾ致候積り、兼て伺濟之趣取計來り候へども、以來は去る亥年以前の通り贈物受用之儀、出役より直に評定所へ持參留役のもの御差圖受候樣可ㇾ仕候哉

右取扱方廉々去る亥年以前の振合を以奉ㇾ伺候、以上

天保十三寅年四月

關　保右衞門　印

森　親之助　印

四人預申付置候處變死又病死之節取計伺書

一　四人共御用差添候節最寄組合親村へ預申付置候處、變死は其時々取計方可ㇾ奉ㇾ伺、其外病死之分は死骸見分仕村役人番人等相糺、全病死に無ニ相違一、外怪敷子細も不ニ相聞一候はゞ糺書取ㇾ之、有宿は死骸雜物とも爲ニ引取一、無宿は死骸取捨申渡し、雜物の內不ニ用立一分是又取捨、其餘取上差出に不ㇾ及、伺一

件書相添其段御屆申上、且有宿雜物の內も、博奕道具長脇差之類は取上ゲ差出し候樣可ㇾ仕候

右取計方奉ㇾ伺候御下知の趣外同役どもへは私ども申達候樣可ㇾ仕候、以上

寅二月

關東御取締出役
森親之助手代
渡邊團重郎　印

關保右衛門　印

森親之助　印

前書之通申立候間、如何差圖可ㇾ仕哉奉ㇾ伺候、以上

寅二月

關東御取締出役心得方之儀御達書

山本大膳手附
河野啓助

太田源助

川崎平左衛門手代
奈古留七郎

植英藏

羽倉外記手代
杉浦丈四郎

田中彥一郎

中山誠一郎

其方ども儀今般關東在々取締出役當分增人之儀有レ之候處、河野啓助儀も以前右出役相勤候儀も有レ之儀に付、新規のものへ無二服臓一傳達をもいたし、太田源助の外之ものども啓助へ申談、一向際立流弊の廉々相改、取締付候樣可二心懸一候

一　近來出役之もの國分ケ廻村申渡置候處、是迄之振合に不レ拘、其方ども儀は國分之無二差別一申合、場所不レ定廻村致し、尤無益之逗留等不レ致樣可レ被二相心得一候

一　近來總代ども又は手先之者へ、出役之もの御用向打任せ置候故、吟味筋にて手を掛候者有レ之砌、出役之指揮を不レ守自儘に取扱ひ、或は惣代ども宛の書付等取候類も有レ之哉に相聞、其外今般鐵炮を(マヽ)交候に付ては、村々にて多分之入用相懸り候よし、左樣の儀は有間敷事に候、都て品々弊を生じ、村村難儀に及び候は、畢竟總代ども不取締故之儀と相聞へ候條、向後右取締をも心付、彼所より申立候儀を容易に不二相用一得と事實相糺し候上勘辨可レ致候

一　近來出役之ものども組合村々へ申渡候趣、聊之儀にも受書申付、惣代どもより書認方等之儀彼是と申聞、村々より惣代へ相賴候處、其村々入用相懸り難澁及び候由、右體受書申付候ても、矢張申渡候趣相背き候て毎度之儀、然上は全く無益之筋のみにも無レ之、却て御威光に拘り候間、以來一ト通り之儀は組合親村へ申渡、親村より廻狀を以て申通し、猶ほ村々寄合等不レ致、縦令申合候儀有レ之候て

も銘々辨當持參致し酒宴ヶ間敷儀等無レ之樣嚴敷可二申渡一候

右之通申渡候間、是迄出役之ものどもへも其方共より可二申達一候、此外之儀は追々可二申渡一候

右之趣公事方奉行へ被二仰付一候旨申二渡之一

亥　四月廿三日

地方落穗集追加卷之六　終

地方落穗集追加卷之七目次

地方落穗集追加卷之七

於二宿場一旅籠屋之外にて泊宿仕候儀問合書

於二宿場一旅籠屋之外茶屋等にて武家は勿論、譬町人百姓たりとも、往來旅人之泊宿仕候儀は不二相成一儀と及レ承罷在候得ども、急度御治定も御座候哉、但相對之泊は不レ苦候儀に御座候哉

右之趣御問合仕候、以上

七月廿九日

御附札

御書面宿場へ旅籠屋外之茶屋にて武家幷町人百姓ども都て旅人之泊宿致候儀者難二相成一筋にて、相對泊は不レ苦儀には無レ之事に候、以上

亥八月

豐後守領分武州大里郡熊谷宿の內に被二相存一候、熊谷寺領門前百姓之內茶屋商等仕候者共、近來旅人泊宿仕候に付、當夏中在所役人どもより差留候處、泊宿不レ仕候ては、渡世難二相成一旨熊谷寺へ願出、熊谷寺より寺社御奉行所へ願出候處、寺院之儀とは乍レ申驛場の儀に付、當御奉行所へ御引渡相成候處、熊谷寺より願出候筋には無レ之、百姓どもより領主の添簡を以相願候筋可レ有レ之と被二仰渡一、熊谷

寺願書は御差戻し被レ成、其節豐後守方へも留守居の者被二呼寄一、熊谷寺百姓より願出候者、以二添簡一可二差出一旨被二仰達一候、其後右百姓ども添簡之儀願出候處、熊谷宿の內熊谷寺領門前寺領取箇等之儀は、熊谷寺支配仕候儀は勿論之儀、宿場に拘り候儀は、前々より豐後守方にて取計來、右門前の者共に不レ限、都て熊谷宿支配仕候役人ども御座候て江戶表へ出訴等之節者、右役人共へ申立添狀取レ之、江戶留守居どもへ屆出候格合に付、右役人添狀取レ之可二差出一旨百姓どもへ申渡候間、百姓どもの內在所へ罷歸役人どもへ申立候、其節も在所役人共へ宿役人同道仕可二罷出一處、其儀無レ之に付、宿役人同道仕可二申出一候添狀可二相渡一旨、熊谷宿支配役人ども申渡候處、門前百姓ども宿役人相手取候願方、宿役人同道仕候儀相拒、其上宿役人同道出府入用も門前百姓ども可二差出一筋に無レ之旨申レ之、此度當御役所へ缺込訴仕候差越願に付御取上無レ之候、尤其掟も留守居どもへ御達も御座候、然る處何れにも前々仕來之儀に御座候間、宿役人へ申出熊谷宿支配役人ども添狀取レ之、江戶表へ出府可レ仕候、其節早速當御役所へ差出可レ申候、尤熊谷宿役支配役人どもへも先達ても申遣候へども、猶又此度も申遣候、縱令宿役人相手取候出入にても不レ苦候間、仕來之通宿役人差添出府可レ爲レ仕レ候段申達候間、其旨相心得順を立可二願出一旨申含候間、近々可二罷出一候、然る處熊ヶ谷寺領門前百姓より、本宿役人ども相手取候出入に候得共、熊谷宿一般の儀は豐後守方より支配仕候事に御座候へば、右之通り宿法にはづれ候儀役人ども差留候處、相拒願出候始末のものに候得共、元來

一宿限之事に御座候間、領主より添簡を以當御奉行所へ差出し可ㇾ然哉、但熊谷寺領他領と見候へども、豊後守領内の宿役人ども相手取候出入の儀、豊後守方より差出し候筋にも有ㇾ之間敷哉、併寺社領の儀に御座候へば、右様の儀沙汰豊後守方より差出不ㇾ苦筋哉と奉ㇾ存候へ共、是迄振合も無二御座一候儀に付、此段御問合仕候、以上

十二月

御附札

御書面寺社領之儀は都て御領主へ被ㇾ孕候、小領の儀に候へば、御領主より添簡にて御差出し有ㇾ之不ㇾ苦筋と存候、尤宿役人を相手取候趣意に候はゞ、宿役人の添簡并差添等の儀にも及申間敷哉に候得ども、いづれ共儀は御領法通御取計、御勘辨可ㇾ有ㇾ之儀と存候、以上

亥十二月

領分之百姓致二出奔一候處相續之者無ㇾ之に付願書

領分之百姓致二出奔一候處、妻子も無二御座一親類の内其跡相續可ㇾ仕ものも無二御座一候、田畑屋敷共に悉く質入に仕置候へば、建家計の跡式故望候ものも無ㇾ之、其所宿場助合にも難ㇾ成に相聞、揚り屋敷に仕度旨願出申候

右之通に候へば、願之通屋敷取上夫丈けの諸掛免除仕候筋に候哉、又親類五人組の内か、扨は宿内一統惣掛り之助合候樣申付、諸掛物爲ニ差出ー候筋に候哉、將又質入に仕置候田畑屋敷取上闕所仕、質取主へ元金丈け相渡候筋に候哉

右の趣取扱方御問合仕候

四　月

御附札

御書面外不屆無レ之、欠落一ト通の者に候へば、跡闕所可ニ申付ー筋に無レ之間、質入に致し置候地所は其儘差置、質取主より年貢諸役爲ニ差出ー可レ然存候、然處書面の趣にては、田畑屋敷も致ニ質入ー置建家計と相聞候處、諸懸り物多分に付、揚り屋敷に致し度段親類五人組等願出候に付、願之通り屋敷御取上可レ有レ之哉との御問合にては、建家計に無レ之不レ致ニ質入ー屋敷も有レ之候事とも相聞難レ分間、御取計方極候て難レ及ニ御挨拶ー候間、右相分候樣今一應御申聞候樣存候、以上

酉四月

領分熊谷宿之百姓一人致ニ出奔ー候處、妻子も無ニ御座ー親類の内其跡相續可レ仕者も無ニ御座ー候、元來所持の田畑六反五畝二十七歩、幷屋敷の地尻迄質地に入置、當村建家有レ之屋敷地計相殘有レ之候、然る處熊谷宿之定にて古來より宿場往還の諸入用、宿並の者共小間割にて差出候、右百姓之家作有レ之

屋敷表間口三間三尺にて在レ之、年々諸入用大凡金三一兩程ヅヽ相掛候儀に御座候、依レ之右之建家有レ之屋敷地揚屋敷に仕度旨申出候、宿方之願之通申付候へども、右小間割之宿場諸懸りは、屋敷の間口に拘り候事故、領主より差出候筋に候哉、又者右屋敷丈の年貢は致二用捨一、宿場の諸懸り物は宿並より持合爲二差出一候筋に候哉、若又右屋敷附之田畑當時質地に取置候者ども有レ之候へば、質地年限中者此者どもへ致二割賦一、出金爲レ致候方にも可レ有レ之儀に御座候哉、尤右田畑質地も年限相定候はば 地頭も取戻候筋にても可レ有二御座一候哉

但右之通揚り屋敷之間口に拘り、宿場の諸掛物地頭より差出候筋に相成り候はゞ、一體年貢よりも諸懸物多分に付、追々宿並可二相成一儀と奉レ存候

右之取計方類例も無二御座一、以後の振合にも相成候儀に付、如何取計可レ然哉御問合仕候、以上

四　月

御附札

御書面缺落人の妻子親類之内、路株相續のものも無レ之候はゞ、屋敷建家者宿内にて望の者へ爲レ致二進退一、其者より宿場往還の諸入用等小間割爲二差出一候方に可レ有レ之、若又望のもの無レ之候はゞ、相應成望之者有レ之迄、宿役人にて心付罷在り、小間割金は宿一統除内に爲二差出一候方にて、御領主へ御取上には及申間敷哉、且屋敷を質に取候はゞ、格別右屋敷附の田畑を當時質地に取置候者有レ之

候共、其者より小間割金爲ニ差出一候方には有レ之間敷哉、質地田畑は年季明候ても、御領主へ御取上に不レ及流地に准じ、質取主へ其儘爲レ持置、年貢諸役爲レ納候方と存候、以上

酉五月

領內之百姓入牢中妻子取計質地に入候問合書　但他領之者へ質入共

一　領內の百姓罪有レ之入牢吟味中、右百姓の田畑其妻之取計にて質地に入候、尤村役人之內證人も有レ之處、置候右百姓は死罪に相成、田畑缺所に相成申候處、夫之田畑妻之身として自在に可レ致筋も無レ之、其上領主より咎中の事に候へば、旁以差控可レ申儀、幷質地取候者も無念の筋、役人證印仕候儀是又卒忽之筋にも可レ有ニ御座一候哉に候得ども、質地取候ものは損金可レ仕筋に候哉

但右之地面地頭へ取上げ賣拂、右代金の內にて元利金相渡し候筋に候哉、若不足に候得共夫丈を相渡儀にも御座候哉、又者其儘地面にて年限の內相渡候筋に候哉

右之趣御問合仕候、以上

御附札

御書面吟味中夫入牢致し候內、妻之身分にて御領主へ不ニ相伺一夫所持の田畑質入致し候段、女の儀無レ辨とは乍レ申、不埒に付急度叱り置、村役人は右妻質入可レ致旨申候共可ニ差留一處、加印致し候

段別て不埒に付、名主組頭に候はゞ、名主者過料錢五貫文、組頭は同三貫文名主計に候はゞ、右に准じ過料御申付質に取候ものも御領分內のものに候はゞ、不念の段急度叱り置、右地面缺所御申付御取揚候はゞ、質入之地處共御取上拂御申付、拂代金の內を以質取主へ元金丈け可ㇾ被ㇾ遣候、若拂代金にて元金不足候はゞ、右不足之分は質取主の損失に御申付候筋と存候、若質取主他領の者に候はゞ、容易に御領分限の御取捌に不㆓相成㆒候間、猶又其譯申聞候はゞ、其時宜に隨ひ又候可ㇾ及㆓御挨拶㆒候、以上

申七月

右之通御付紙被㆓成下㆒候、然る處右質取主御料か私領か、都て他領の者に候はゞ、如何取計ㇾ申哉、猶又此段奉ㇾ伺候、以上

八月

御附紙

御書面質取主他領の者に候はゞ、御領分百姓誰何の不屆有ㇾ之、死罪御申付可ㇾ有ㇾ之處、右誰入牢吟味中、妻取計にて前書田畑を村役人の內誰加印、誰御代官所が領分知行か、何國何郡何村誰へ質地に入候段不埒相聞候處、他領引合候故御糺難ㇾ成間、於㆓奉行所に㆒吟味有ㇾ之候樣被ㇾ成度段御申上、御吟味被ㇾ成㆓御願㆒候筋と存候、進達書猶御間合有ㇾ之候はゞ、委細の譯御申聞可ㇾ有ㇾ之候、其節進達

書案認可レ進候、以上

申八月

一　領内の百姓仕置申付、所持の田畑缺所仕候處、右田畑之内領内幷他領の者へ質入置候由に付、質地證文吟味仕候處、別紙の通の證文にて、第一夫入牢中妻の名前にて、質入仕其上全體小作證文無レ之、町歩番付帳等へ不二引合一町歩にて、相認中には算違等有レ之證文も有レ之候に付、質地證文には難二相定一筋と奉レ存候

御附札

御書付町歩番付帳等へ不二引合一算違等も有レ之候ては、質地には難レ立、夫入牢中妻之名前にて右體の證文差入、金子借受候者不埒に付、妻は急度叱り、加判之名主は過料錢三貫文、親類組合は急度叱り程の咎可二申付一哉に存候

一　一村の內たとへば名主二三人も有レ之候に其內の名主一人の奧印にても不レ苦質入に相立候哉、名主不レ殘連印不レ仕候へ共相立不レ申筋に御座候哉、組頭も同樣御座候哉

御附札

御書面一村の內名主三人も有レ之、一同に村用取計候はゞ、一人の奧印にて不レ苦、組頭も同樣の事に候、尤證文の地位反別檢地帳に不二引合一候はゞ、質地には難レ立書入に付、通例の借用金取計候へ

ども、出入等に相成候はゞ、其度々の始末不レ承候ては、極候事難レ及二御挨拶一候

一　小作證文無レ之質地證文にても、金主手作に候はゞ、相立申筋は御座候哉

右之趣御問合申上候以上

九月

御附札

御書面小作證文無レ之候ても、前ヶ條附札の通仝質地に相立べく證文にて、金主手作いたし候はゞ、質地に相立可レ申候、被レ遣候別紙帳面致二返却一候、以上

但地所持主入牢以前の分も、質地に不二相立一候へども、本文同様の趣意にて、金主損失可レ致筋と存候、以上

申九月

領内之百姓他村之者に質地入置候に付問合書

領内の百姓何某二十ヶ年以前、他村の者へ質地入置地所相渡金子借用仕候處、請戻候儀相成兼、十二ヶ年以前酉年讓地相直し、永々小作證文入置、年貢諸役掛け物等は相勤、殘米九俵ヅヽ、元利不二相濟一

內は年々相送候筈に取極置候由、然る處戌年定之通米九俵相送、亥年には金子にて貳兩二分相送、寅年には壹兩壹分貳朱相送、殘八年は不作にて檢見に及候程の儀、內三ヶ年は皆無にて作德無レ之金主方へ相渡候品無ニ御座一候共、去未年は規定の通米九俵可ニ相渡一候處、右八年の內不作、或は三ヶ年皆無に付諸掛物立置候間、去年の作德の內にて差引申渡候旨申掛、金主方にては右之趣承知不レ仕、米九俵相納候樣申出、双方及ニ出入一申候

但流地證文に字番付等無ニ御座一、幷小作證文も右の通無ニ御座一候

右之出入內濟申付置候處、若不ニ相納一候はゞ、去年の作德米九俵相渡候樣申付、右三ヶ年の間諸役掛錢立替置候儀は其年に金主へ申談可ニ相勤一儀を不ニ申談一候無念に付、損失たるべき旨申付候方に候哉、又は其節不ニ申談一候共、皆無之年柄役懸り相勤來り候に相違も無レ之儀に付質取主より爲ニ差出一方にも可レ有ニ御座一候哉

右之通捌方御問合仕候、以上

九月

御附札

御書面質地流地等に候はゞ、元利之定は無レ之筋にて、其上質置主方にて小作致し罷在り、流地證文小作證文とも字番付等無レ之候はゞ、質地には難レ立筋と相聞、地所書入金子借候に相當、左候得

ば作徳滯は借金の利足に准じ可ㇾ申儀に候へば、質地には品々の定法有ㇾ之、最初よりの始末ども巨細に承り、證文一覽不ㇾ致候ては、極候て難ㇾ及ニ御挨拶一候以上

申九月

阿部豐後守領分桶屋淸八儀に付問合書

阿部豐後守領分
武州忍城下
行田町桶屋
淸八

右之者生國は武州羽生領馬內村儀右衞門と申者の弟に御座候處、身持不ㇾ宜村方帳外ものに御座候、然る所何の頃よりか行田町へ罷越桶屋商賣仕罷在、人別帳にも相加り有ㇾ之候處、去々未年世上打毀騷動有ㇾ之節、行田町穀屋打毀の節、重立候ものに付可ニ召捕一處、出奔仕り候、其砌尋方申付候處、不ニ相知一程過永尋申付置候處、當春行田町隣村長野村邊徘徊致し、百姓惣五郎と申もの女房誘引出候よし、其刻は此儀不ニ相知一、女房の行衞相尋候內、去月廿三日右惣五郎兄儀八と申ものゝ隣家組頭平兵衞宅へ罷越、惣五郎女房當四月中自分召連出候に相違無ㇾ之、密夫に候間儀八宅にて惣五郎手に懸相果候所存にて罷越旨申あばれ、脇差を拔危き樣子に付、近所のものども寄合、先拔身をもぎ取候處、惣五郎と敲合候節、急所にても打候哉、淸八儀無ㇾ程相果申候、惣五郎女房密夫致し候

儀も、近來に相成り相知、此度淸八申所も同樣に付、相違は無レ之相聞候、併女房と致二出奔一候後行衛相知不レ申候、淸八儀領內行田町人別帳にも入有レ之候得者、猶又爲レ念羽生領馬內村に親類も有レ之候に付、村役人共懸合候處、帳外ものに相違無レ之、如何樣の儀有レ之候共差構無レ之旨一札差出申候、右之通打毀之節頭取候科あらはれ候始末、いか程の科に相當可二申付一哉、再惣五郎儀入牢申付置候、何程の科に申付可レ然哉御問合仕候、以上

八月

御附札

御書面淸八儀行田町打毀一件の頭取にて、其上惣五郎女房を誘引出し、密會いたし候段無二相違一候はゞ、死刑者難レ逃ものに付、右の不屆無二相違一候へば、淸八密夫と申、其上右體の不屆致し候ものにて、羽生領帳外ものに付、如何樣の儀有レ之候共、差構無レ之旨親類村役人申候上は、惣五郎儀咎の不レ及二沙汰一と存候、以上

酉八月

豐後守領分武州大里郡久下村荒川堤外作家の儀伺書

豐後守領分武州大里郡久下村內荒川堤外畑所持の百姓兩人作方手遠に付、堤外の方堤中狀之高場の

平地御座候處へ家作仕度旨願出申候、堤外家作の儀は享保十二年被仰出も有之儀に付、難相成筋とは奉存候得ども、出水之節の障りにも不相成場へは、少々家作等は仕候ても不苦儀可有御座哉、此段奉伺候、以上

二月

御附札

書面御領分武州久下村地內荒川堤外中伏へ家作願之儀、享保十二未年堤外百姓家建候儀停止に付、自今新屋敷拵之儀は勿論、小屋にても造候儀、幷破損修復等も堅仕間敷旨被仰出有之儀に付、出水之節の障り有無に不拘難相成筋と存候

二月

此地所へ家作の儀、文化四卯年願之通り相濟候よし承候

阿部能登守領分百姓幸助御代官支配に相對調達金之事

阿部能登守領分武州埼玉郡小針村百姓幸助より、布施彌一郎樣御代官所同國同郡羽生領之內村數八ヶ村へ安永八亥年同九子年百姓相對百兩餘調達致し置候由、去々辰年暮年季明け候得共、小作どもに相滯罷在候處、去八月中藤枝家變事に付、布施彌一郎樣御代官所へ引渡に相成候、右八ヶ村名主

組頭百姓どもより右之滯辨金及ニ難儀一、八ヶ村より物成之内十ヶ年之間年賦に被ニ下置一候樣、左候はば返金仕度旨申立候に付、質地證文彌一郎樣爲ニ御吟味一、幸助方より御取寄に成し被レ置、證文分明に付右願筋御勘定所へ御伺に相成候由及レ承候、彌一郎樣より御返金方御伺に相成居候哉、承知仕度奉レ存候、以上

五　月

御附札

御書面之通り布施彌一郎より御勘定所へ相伺、當時御勝手方同役とも取調罷在候由及レ承申候、以上

午六月

能登守武州領分國役金凶作に付御屆書

能登守武州領分よりの國役金去冬取立可ニ相納一分、先達て申上候通去卯年以來凶作相續、去年中別て不作にて、百姓共も困窮仕候に付、無レ據取立延引罷成候、當秋は必取立可ニ相納一候處、當七月中領分一同に大水、當時夫食にも差支候仕合故、猶又遲滯仕候段恐入奉レ存候、此等之趣何分にも被ニ聞召置一被レ下候樣仕度、此段申上候、以上

八月廿八日

御附札

御書面之趣致ニ承知ー候、可レ成丈御糺立、取立出來次第御伺有レ之候樣存候、以上

午九月

都而百姓身持不レ宜者村々人別帳相除候儀に付問合

都て百姓の身持不レ宜者は其村々人別帳相除、領主役人へ相屆申候、左候へば其者何方へ罷越惡事等仕候ても、領主幷村方の差構無レ之儀に御座候哉、但其親類の者元親類の事故、差構有レ之儀に御座候哉百姓にも粗舊離御屆仕候儀御座候はゞ、帳外舊離其差別有レ之儀に御座候哉、此段御問合仕候、以上

六月

御附札

御書面身持不レ宜百姓は人別除候者、外にて惡事いたし候節、惡事の品にも寄り可レ申候得ども、多分は親類も差構無レ之候、且舊離いたし候ても、村方宗門人別相除不レ申候へば、帳外と申には無レ之間、帳外と舊離は差別有レ之候へども、多分親類致ニ舊離ー候へども、人別も相除度旨と領主へ伺、差圖の上帳外致し候類多く有レ之候、以上

巳六月

聟養子家督後願之上退身之儀に付伺書

聟養子を仕家督を爲レ繼候後、右養子不行跡に付、養實の諸親類願上、主人より退身を申付、養子は實方へ引取、養父母幷養子之妻は養方の親類へ引取家斷絕仕候、其節右之者妻懷姙にて月を經男子を出生に付、主人より其苗字を可二名乘一旨被二申付一候、左候へば斷絕の苗跡相續にも無レ之候間、最初家斷絕養實引分れ候形ちにて、養父子の續幷夫妻の緣共に切れ、忌服無レ之方に可レ有二御座一候哉、右之趣奉レ伺候、以上

三　月

御附札

書面之通は聟養子不行跡に付、主人より退身申付實方へ引取、養父母幷養子之妻は養方之親類へ引取候へば、聟養子致二離緣一候儀故、養父母幷養子の妻とも忌服無レ之、右之妻懷姙にて月を經男子出生、主人より宛行有レ之、父の實方苗字を爲二名乘一候差別に不レ拘、出生の子は實父定式之服忌に候

寬政元酉年八月甲斐庄武助樣へ御問合

於二在所一附火致し候者召捕候處、他領引合無レ之候へども在所にて火罪申付不レ苦事に相心得罷在候

附　札

御書面他領引合無レ之候はゞ、火罪御申付被レ成候て不レ苦候、但し火を附候儀年を越顯候はゞ、死罪にて可レ然候

在所において火附いたし候もの召捕致二吟味一候處、人に被レ頼候旨申述候處、頼候ものは何方の者共不レ存、其後何方へ參候哉居處名前とも不レ存旨申候はゞ、無二證據一事に御座候へども、一端遂二吟味一候ても右の通り申述候はゞ、御吟味願ひ仕候事に御座候哉、又は手前仕置に仕、死罪申付候て不レ苦事に御座候哉

附　札

御書面人に被レ頼候旨申、頼候もの居所名前等不二相知一、申迄にて無二證據一に候共右の通り申候上者、御自分仕置にて可レ然哉に御座候

右兩樣とも十五歲以下にては、十四歲迄は仕置差別も有レ之事に御座候哉

附　札

御書面十五歲以下十四歲迄にて附火いたし候はゞ、十五歲に成り永牢御申付被レ成可レ然哉に御座候、尤吟味中十五歲に至り候はゞ、白狀之上にて永牢御申付可レ被レ成事に存候

右兩樣附火いたし候哉、怪敷存候へども白狀不ㇾ仕候へば、年月を經候とも相分候迄は、入牢申付置候て不ㇾ苦哉

附　札

御書面附火いたし候哉、怪敷相聞候へども不ㇾ致二白狀一候て、年月を經候とも吟味相分り候迄、入牢御申付被ㇾ置候ても可ㇾ然御座候

一　附火いたし候もの丶親子兄弟、其外親類等之筋有ㇾ之候とも、先達て致二勘辨一候段、領主へ相届有ㇾ之候ては、火附候儀一向不ㇾ存、不二相拘一候はゞ、搆無ㇾ之候哉

附　札

御書面親子兄弟親類一向不ㇾ存、拘り候儀無ㇾ之候はば、構無ㇾ之事に御座候

但右之儀本書附札之通故、致二勘當一候へば尚又構無ㇾ之候、致二勘當一之上出入等爲ㇾ致候はゞ、附火の儀不ㇾ申不ㇾ拘候とも、右出入等爲ㇾ致候咎にて急度叱り程の儀に御座候

右之通御問合申候、以上

八　月　　土井能登守家來　眞鍋彦五郎

安永三年六月

覺

御領内御朱印地寺社領出訴之節取計書

御領内御朱印地其外寺社より御領内百姓を相手取訴狀差出候節、双方御領内の儀にも有レ之儀に付、其品に寄訴狀取上一ト通相糺候儀も有レ之來候處、右之通取計不レ苦儀に御座候哉之事

下ゲ札

御領内寺社より百姓へ懸り候出入、御一領の儀は御吟味之上裁許有レ之方と存候、御領内に加り候御朱印地の儀は、諸願等只今迄御領主へ差出とも不二差出一とも、仕來兩樣有レ之一樣には難レ極儀に御座候間、御朱印地の寺社の儀は、輕き事は御役人計にて相濟儀も可レ有レ之候、御裁許に相成候儀は、御差出し方に可レ有レ之と存候、百姓出訴候へば吟味御願被二差出一、御朱印寺社之願に候はば、寺社奉行へ相願ひ候樣被二仰渡一候方と存候

一 右同斷寺社願之筋有レ之、若御他領へ添狀願出候節、願一ト通りにて事濟候儀か、又は出入にても其筋より添狀差遣候儀も有レ之來候處、右取計不レ苦儀に御座候哉之事

下ゲ札

寺社願之筋又は出入にても、取扱等にて不二相濟一儀は、御代官所私領へ添狀取遣し不レ苦候

一 右同斷寺社より出火有レ之候か、又は何事によらず、惡事にて其所騷動致候儀仕出しの節、遠慮

等申付候儀有レ之來候處、是又不レ苦儀に御座候哉之事

下ゲ札

御一領之寺社咎等御申付候儀は不レ苦候、退院以上之儀は、寺觸頭へ御懸合の上御申付候方と存候

御朱印地之寺社たりとも輕咎は苦かる間敷候、身分動候程の儀は、寺社奉行所の內へ御問合せ有レ之候得ば、其時宜に寄御挨拶可レ致候

一　都て寺院之儀は觸頭等有レ之御朱印地之儀は別ての儀、法用に拘り候儀は猶又其外出入事御座候て、御奉行所へ願出候節、尤本寺よりの添狀にて罷出候へども、其外御領分限にて事濟候儀は任レ願取計、又は願無レ之候ても其品に寄申附申渡等致來候儀有レ之候處、是又不レ苦候儀に御座候哉之事

下ゲ札

一　宗法儀に拘り候儀は、本寺觸頭にて可ニ相糺一事御座候、他所へ引合有レ之出入は、本寺觸頭の添簡にて奉行所へ可レ然出訴事に候、御一領限の事に候はば、願筋にても公事出入にても、御領主にて御取計と存候、以上

六　月

水野出羽守內
服　部　純　平

此附札は安永三午年故、領主地頭の添簡無レ之時分の事に御座候、當時は公事出入等は寺社にても領主地頭の添簡入申候、其心得にて御覽可レ被レ下候

家中之者他之家中より聟養子致家督後差戻候例御問合

家中ものにて他の家中より聟養子いたし、父は死去養子共家督相續にて勤居候、此者養母へも不孝にて候へども、外に取〆り候親族も無レ之、養母も老衰いたし候に付、右の養子を老母始め親類申談退身いたさせ候へば、養子計り實家へ差戻し候後、老母幷娘へは相應の扶持方にても爲レ取候か、又は苗跡にても申付候と申ものに候へども、右之譯故其願も不レ致相過候間、主人より不孝に付退身申付、跡之老母幷娘へ相應の者見立願出候はば、苗跡可二申附一旨申付候類例可レ有二御座一候哉、將又右之通主人より申付候はば、夫妻の緣切れ可レ申哉、此例御覺も御座候哉、御問合仕候事

附札

手前の養子に相成候者不埒に付致二出奔一候、養父は病死いたし、養母と妻計りに御座候、此度右之もの致二久離一、相應のもの有レ之候はば、聟養子に可レ願旨被二申渡一候、少々氣味は違ひ候へども、跡の所は御類例にも可レ有レ之哉と申上候

井　上

二ケ條目附札

天明三卯年北條相模守様にて、御召仕老女壽光院と申ものへ聟養子被二仰付一、娘かねへ嫁合、其後男

子兩人致ニ出生一候處、右養子竹內淸兵衞儀、壽光院病死以後身持不埒に付、妻子相殘其身計り御屋敷出入被ニ差構一、永御暇被ニ下置一、右壽光院娘かね幷同悴、淸兵衞方へ不レ致ニ通路一候樣に町奉行所へ御達被レ置候、右かね幷悴どもへ相應の御手當被ニ下置一、追て名跡御立被ニ下置一候樣子、其砌及レ承候、御書面と意味違ひ候得ども、御類例にも可ニ相成一哉と此段申上候　渡邊

文化二丑年他領百姓領分に田地致ニ所持一候に付御問合書

文化二丑年他領之百姓此方領分に田地致ニ所持一候か、此方領分之百姓他領同樣御座候者入作と申候哉、又は越石と申候哉

但田地は讓不レ渡、人に爲レ作候計を入作りと申候哉、人之田地を作り候を小作と申候哉

右入作小作越石抔と申譯心得罷在度、此段御問合申上候、以上

九月

御附札

御書面他領之百姓、御領分に田地所持いたし候者は入作と唱、御領分の百姓他領に田地致ニ所持一候者は出作りと唱へ申候、他より入候者、他へ出候者にて、出作り入作と分け候名目に御座候、且田地は讓不レ渡人に爲レ作候も、人之田地を作り候も、都て小作と唱申候、越石と申はたとへば百石の知

行に九十九石の村有レ之、不足之一石を隣村にて足高に渡候時は、知行二ヶ村に可ニ相成一を一ヶ村居置候て、其足高一石之方を越石と唱へ申候、尤書面認候にも其村にては、高百石内一石者何村に越高と認め、隣村にては高何石、外に一石何村に越石と認來り候趣に御座候

丑五月

文化四丁卯年七月、加藤三右衛門若黨高柳柳吉早川長右衛門へ爲ニ手負一候に付御問合

一 加藤三右衛門若黨高柳柳吉、七月九日暇出被ニ申渡一候處、同夕方傍輩早川長右衛門へ數ヶ所手を爲レ負候に付、召捕差出に相成、町奉行郡奉行吟味之處意趣遺恨等無レ之、全酒狂の上之儀に候旨申候に付入牢申付、取扱方御勘定奉行町奉行根岸肥前守樣へ、留守居より御問合書差出候處、左之通り御附札を以て御挨拶有レ之

但内々は色道より事起、女も其以前暇出候よし

御名家來

加藤三右衛門召仕

高柳柳吉

右者大久保豊前守樣御知行所武州幡羅郡明戸村百姓善右衛門と申者にて、播磨守同州持田村百姓清

左衛門受人に相立召抱候處不埒の筋、有レ之候に付、去九日永之暇申渡候、未三右衛門方引拂不レ申內、同日夕傍輩早川長右衛門と酒狂之上及ニ口論一自分之脇差を以長右衛門へ數ヶ所手疵爲レ負候に付、召捕一ト通相糺候處、曾て意趣遺恨等無ニ御座一全酒狂にて手疵爲レ負候旨申聞候、右柳吉儀永之暇申渡候へども未引拂不レ申儀に付、矢張家來之取扱に仕、且他領の者にても播磨守方にて吟味仕、相當の仕置手限り取計候ても不レ苦儀に御座候哉、此段御問合申上候、以上

七月廿日

肥前守樣御附札

書面加藤三右衛門召仕高柳柳吉儀、主人方にて暇申渡候迄にて、未受人にも不ニ引渡一傍輩と及ニ口論一手疵爲レ負候上は、暇申渡候共未ニ引拂一內の者に候間、家來の取扱にて御自分仕置に申附候ても可レ然筋と存候

卯七月

文政六己巳年三月御勘定奉行水野若狹守樣より留守居を以御問合

若狹守領分武州秩父郡大宮郷罷在候穢多代右衛門と申す者娘、當十七日曉八ッ時頃不ニ相見一候に付家內相尋候處、召仕安五郎も不ニ相見一候間、馴合出奔仕候哉と親類其外申談所々相尋候處、翌十八

日朝召仕松之助儀屋敷園之內に右兩人の者居候旨、松之助見附申聞候に付、何も罷越見屆候處刄物にて兩人共相果罷在候樣子にて、其場に脇差も有㆑之候よし、右召仕安五郎儀は、伊東安太郎樣御知行所秩父領男衾郡赤濱村穢多金次郎弟にて、同村穢多平七受人にて召抱置候者に御座候間、手限取扱心得にて役人ども見分の上、穢多支配其外の者共迄呼出し、吟味の上外之子細も無㆑之、怪敷風聞も不㆓相聞㆒候、右に付風聞も承り候はば、早々可㆓申出㆒と穢多支配のもの其外懸合のものどもへ申達、安五郎死骸は伊東安太郎樣御家來へ、右の始末懸合の上兄金次郎へ引渡、變死人の儀にも御座候間、御月番の御老中樣へ一ト通御屆申上置候筋に可㆑有㆓御座㆒候哉、此段奉㆑伺候、以上

十二月廿二日

御附札

書面安五郎は他領の穢多に候とも、御領分穢多代右衛門召仕に相成居候上は、御領分之もの之御取扱にて不㆑苦候、本文之趣は代右衛門娘てると安五郎仝相對死と相見へ申候、兼々密通の樣子も有㆑之候哉、尙御糺の上彌相對死に無㆑紛、外に所存有間敷旨代右衛門へ御申渡、右之趣伊東安五郎へ御通達有㆑之、且御用番へ御屆に及不㆑申哉と存候、以上

巳十二月

百姓持分之山林竹木等伐取賣拂之儀付伺書

領分之百姓御吟味事にて出府中、宿賃雜用等に差支候節、持分之山林竹木等伐取賣拂候ても不ㇾ苦儀御座候哉、此段奉ㇾ伺候、以上

四月廿日

御附札

御書面之領主において差支無ㇾ之村方にても、障無ㇾ之候はば勝手次第之事に可ㇾ有ㇾ之哉に存候、以上

亥四月

船持問屋株爲ニ相止ㇾ外船持へ跡株申付度段伺書

別紙之通江川村彥十郎儀公邊之問屋名目に相立候得共、內分は江戶村下久下村兩村船持ども、從ニ前々ㇾ申合相定置候趣も御座候處、規定に相背候に付、船持中間共より及ニ出入ㇾ、在所役人ども吟味之上、彥十郎へ利解申聞候得共、先年於ニ御代官所ㇾ問屋株壹人へ被ニ仰付ㇾ候と申立我意申募候、依ㇾ之彥十郎儀問屋株爲ニ相止ㇾ外船持之內にて引替、尤運上等の儀は是迄の通被ニ仰付ㇾ候樣仕度奉ㇾ存候、此儀役人共より申立、伺之上問屋株名前替之儀相濟可ㇾ申儀に候哉、何れにも右出入取調申付方之

儀御問合仕候、以上

五　月

御附札

御書面別紙帳面をも致二一覧一候處、彦十郎儀吟味詰之趣得心致し、口書印形も差出候へば、御勝手方御勘定奉行へ御問合、問屋株爲二相止一、船持へ跡株御申付候ても可レ然哉に候へども、彦十郎吟味詰之趣不二得心一我意申募り罷在、口書印形も不二差出一候を、問屋御取放咎等御申付之筋には有レ之間敷哉、領主之吟味を相拒み候者にて、其上一體河岸運上は先年奉行所にて申付候事にも有レ之候間、旁奉行所吟味之儀御申上可レ被レ成筋に可レ有レ之哉と存候、依レ之別紙達書認進候、爲二御見一被レ成候帳面二冊致二返却一候、以上

亥八月

地方落穗集追加卷之七大尾

宮崎幸麿
小西武治 校

大正四年二月廿二日印刷
大正四年二月廿五日發行

日本經濟叢書
卷九
非賣品

編者 瀧本誠一

發行者 佐藤卯兵衛
東京市神田區駿河臺鈴木町拾六番地

印刷者 中田福三郎
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷所 株式會社秀英舍第一工場
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發行所 日本經濟叢書刊行會
東京神田區駿河臺鈴木町拾六番地
電話本局三一八五・振替口座東京二六八一〇

理事
高木衛之丞
鹽谷壽作
佐藤卯兵衛

CONTENTS

of the ninth volume

BIBLIOTHECA
JAPONICA
ŒCONOMIÆ POLITICÆ

VOL. IX

TŌKIŌ
NIHON KEIZAI SŌSHO
KANKŌKWAI
1915.